

(別添)

業務実績評価書

令和2年度（第4期）

自：令和 2年 4月 1日

至：令和 3年 3月31日

独立行政法人 国立病院機構

1．評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人国立病院機構		
評価対象事業年	年度評価	令和2年度（第4期）	
度	中期目標期間	令和元～5年度	

2．評価の実施者に関する事項			
主務大臣	厚生労働大臣		
	法人所管部局	医政局	担当課、責任者 医療経営支援課 岩下 正幸 課長
	評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者 政策立案・評価担当参事官室 生田 直樹 参事官

3．評価の実施に関する事項

4．その他評価に関する重要事項

1. 全体の評価						
評価 (S、A、B、C、D)		(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況				
		元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
		A				
評価に至った理由						
2. 法人全体に対する評価						
法人全体の評価						
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項						
3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など						
項目別評価で指摘した課題、改善事項						
その他改善事項						
主務大臣による改善命令を検討すべき事項						
4. その他事項						
監事等からの意見						
その他特記事項						

様式 1-1-3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表

[illegible]

※重要度を「高」と設定している項目については各評語の横に「○」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については各評語に下線を引く。

重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別調書	備考
		元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	No.	
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項								
業務運営等の効率化		A 重	S 重				2－1	
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項								
予算、収支計画及び資金計画		B	A				3－1	
Ⅳ．その他の事項								
その他主務省令で定める業務運営に関する事項		B	B				4－1	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1	診療事業		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立病院機構法第3条
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0116

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		指標	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
									予算額（千円）	988,900,395	1,018,255,670			
									決算額（千円）	976,561,682	956,299,491			
									経常費用（千円）	983,294,458	986,002,575			
									経常利益（千円）	13,610,531	69,089,449			
									行政コスト（千円）	990,162,530	992,065,689			
									従事人員数（人）	62,226 (※注①)	62,581 (※注①)			

注）①従事人員数については、診療を行っている者が研究や教育を行う等、事業分類ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 通則法第29条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。 1 診療事業 患者の目線に立った安心・安全で質の高い医療を提供し、地域包括ケアシステムの構築及び地域医療構想の実現に積極的に取り組むとともに、国の医療政策に貢献すること。	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 診療事業 診療事業においては、患者の目線に立って、安心・安全で質の高い医療を、多職種が連携して提供し、国立病院機構の機能を最大限活用しながら、地域包括ケアシステムの構築及び地域医療構想の実現に積極的に取り組むとともに、引き続き、国の医療政策に貢献する。	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 診療事業		(1) 医療の提供【A】 (2) 地域医療への貢献【S】 (3) 国の医療政策への貢献【S】	<評価と根拠> 評価：S (自己評価Sの理由) 小項目である(1)医療の提供、(2)地域医療への貢献、(3)国の医療政策への貢献において、特に良好な結果を得たため、Sとした。	評価	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1－1	診療事業 医療の提供		
業務に関連する政策・施策	日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること 医療従事者の資質の向上を図ること 医療安全確保対策の推進を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立病院機構法第3条
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 標準化した診療計画及び実施プロセスに基づき着実なインフォームドコンセントを実施することや、地域の医療機関との医療安全相互チェック、臨床評価指標による計測等の取組を実施し、医療の質や患者満足度の向上に努めることは、政策目標である「安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりの推進」に寄与するものであり重要度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0116

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	(参考) 前中期目標 期間最終年 度値	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		指標	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
特定行為を 実施できる 看護師の配 置数 (計画値)	前年度よ り増加		111 名	133 名					予算額（千円）	988,900,395 (※注①)	1,018,255,670 (※注①)				
特定行為を 実施できる 看護師の配 置数 (実績値)		111 名	133 名	163 名					決算額（千円）	976,561,682 (※注①)	956,299,491 (※注①)				
達成度			119.8%	122.6%					経常費用 (千円)	983,294,458 (※注①)	986,002,575 (※注①)				
専門性の高 い職種の配 置数 (計画値)	前年度よ り増加		認定看護師 1,040 名 専門看護師 63 名 認定薬剤師 1,269 名 専門薬剤師 92 名	認定看護師 1,077 名 専門看護師 74 名 認定薬剤師 1,334 名 専門薬剤師 94 名					経常利益 (千円)	13,610,531 (※注①)	69,089,449 (※注①)				
専門性の高 い職種の配 置数 (実績値)		認定看護 師 1,040 名 専門看護 師 63 名 認定薬剤 師 1,269 名 専門薬剤 師 92 名	認定看護師 1,077 名 専門看護師 74 名 認定薬剤師 1,334 名 専門薬剤師 94 名	認定看護師 1,097 名 専門看護師 76 名 認定薬剤師 1,396 名 専門薬剤師 91 名					行政コスト (千円)	990,162,530 (※注①)	992,065,689 (※注①)				
達成度			認定看護師 103.6% 専門看護師 117.5% 認定薬剤師	認定看護師 101.9% 専門看護師 102.7% 認定薬剤師					従事人員数 (人)	62,226 (※注②)	62,581 (※注②)				

				105.1% 専門薬剤師 102.2%	104.6% 専門薬剤師 96.8%										
	クリティカルパスの実施割合 (計画値)	前中期目標期間中の最も高い年度の実績以上		48.6% (平成 28 年度)	48.6% (平成 28 年度)										
	クリティカルパスの実施割合 (実績値)		47.1%	49.4%	50.1%										
	達成度			101.6%	103.1%										

注) ①予算額、決算額、経常費用、経常利益、行政コストについては、診療事業の項目（項目 1-1-1、1-1-2、1-1-3）ごとに算出することが困難であるため、診療事業の項目全体の額を記載。

②従事人員数については、診療を行っている者が研究や教育を行う等、事業分類ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
						< 評価と根拠 > 評価：A (自己評価Aの理由) - 専門薬剤師については、100%を下回ったものの、その他の定量的指標において、達成度が100%以上であった。 - 下記理由により、定量的指標について、一部達成度が100%を下回ったものの、その他の達成度が100%以上であり、定量的指標以外の目標についても良好な結果を得た。 ○ 高度な判断能力と実践能力をもつ特定行為を実施できる看護師の配置は、スキルミックスによるチーム医療の提供や、医師の業務に係るタスク・シフティング、タスク・シェアリングにも資するため、医療の質の向上につながる。令和2年度は、指定研修機関3病院において、引き続き、特定行為ができる看護師の育成に努めるとともに、その他の病院においても授業をオンライン化し、自施設で実地研修が実施可能な「協力施設」として申請し、研修を実施したことで、特定行為を実施できる看護師を163名配置し、達成度は122.6%となった。 また、令和2年度は仙台医療センターを含む15病院が新たに特定行為研修制度における指定研修機関となり、機構全体で18病院が指定研修機関となる等、特定行為ができる看護師の育成にも努めた。また令和2年7月に厚生労働省委託事業の「看護師の特定行為に係る指導者育成事業実地団体」に公募し実施団体に指定され指導者講習会を3回実施した。研修受講生は合計84名（内訳：NHO内75名、NHO外9名（応募倍率は2.3倍））であり、指導者育成に貢献した。 ○ 各専門領域における高度な専門的知識・技能を有する専門・認定看護師及び専門・認定薬剤師等の配置は医療の高度化・複雑化に対応するためのチーム医療の推進につながる。令和2年度においては、認定看護師1,097名、専門看護師76名、認定薬剤師1,396名、専門薬剤師91名を配置し、達成度はそれぞれ101.9%、102.7%、104.6%、96.8%となり、質の高い医療提供の取組を引き続き推進した。 なお、専門薬剤師の配置数については、NHO病院に勤務する薬剤師の資格取得は進んだが、それらの者が、他組織の病院に出向したことにより、結果として、指標を評価する時点でNHOに所属する専門資格をもった薬剤師数の目標値を達成することができなかったものである。	評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
						○ クリティカルパスは、疾患に対する患者の状態と診療行為の目標及び評価・記録を含む標準診療計画であり、診療計画・実施プロセスを標準化することにより、チーム医療の実現、医療の質の向上に資するのみならず、インフォームドコンセントを着実に実施することで、患者の満足度を向上させる効果が期待できる。 病院の機能分化が進み、急性期病院の平均在院日数の適正化（短縮）を進めているなかで、積極的にクリティカルパスも活用した結果、令和2年度におけるクリティカルパスの実施割合は50.1％となり、達成度は103.1％と高い水準を維持した。 ○ NHO140病院がワンチームとして新型コロナウイルス感染症に全力で立ち向かう中で、感染拡大時には不急の手術の抑制等、一般診療を制限せざる得ない時もあったが、新型コロナウイルス感染症への感染が否定できない入院患者に対してPCR検査を実施する、動線や病室を明確に区分する等、徹底した感染防止対策を講じつつ自院の診療機能を維持し、一般医療、セーフティネット分野の医療等を提供するなど、患者が安心して質の高い医療を受けることができる診療体制を構築した。	評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
	（１）医療の提供 患者の目線に立った医療の提供を推進する観点から、引き続き、患者のニーズを的確に把握し、患者満足度の向上に努めること。 また、安心・安全な医療を提供するため、地域の医療機関との連携やネットワークの活用により、医療安全対策をより一層充実させ医療事故の防止に努めるとともに、院内感染対策の標準化にも取り組み、これらの取組の成果について適切に情報発信すること。 さらに、質の高い医療の提供や医療の標準化のた	（１）医療の提供 ① 患者の目線に立った医療の提供 サービスの改善に資するよう、患者満足度調査をはじめ多様な調査結果に基づき各病院でP D C Aを展開し、患者満足度の向上に努める。 患者・家族が医療内容を理解し治療の選択に主体的に関わることができるように相談体制を充実するとともに、複数職種が協働し、患者・家族の目線に立った支援を行う。 疾病に関する情報を提供する環境を整える等、患者・家族の健康・疾病に対する理解を促す取組を推進する。	（１）医療の提供 ① 患者の目線に立った医療の提供 患者満足度調査をはじめ多様な調査結果に基づき各病院でP D C Aを展開し、自院の課題を検討するとともに、多様な診療時間の設定や待ち時間対策など必要なサービスの改善を図り、患者満足度の向上に努める。 患者・家族が医療内容を理解し治療の選択に主体的に関わることができるように相談しやすい環境や体制を充実させるとともに、患者への説明時に医師以外の職種が同席するなど複数職種が協働して患者・家族の	＜評価の視点＞ ・ 患者満足度調査をはじめ多様な調査結果に基づき各病院でP D C Aを展開し、必要な改善を図り、患者満足度の向上に努めているか。	（１）医療の提供 ①患者の目線に立った医療の提供 1. 患者満足度調査の実施と必要なサービスの改善に向けた取組 （１）患者満足度調査の概要及び結果 患者満足度調査については、患者の目線に立ち国立病院機構全体のサービスの向上を図ることを目的に実施している。 令和２年度については、質問形式の見直しや、セーフティネット分野の長期療養患者の満足度を測定しやすくするため、重心・筋ジス・神経難病の入院患者を対象にした調査票を新たに作成し実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえ実施を見送り、各病院において、ご意見箱の活用等においてP D C Aを展開し、患者サービスの向上に努めるよう依頼した。 【参考】令和元年度実施概要 入院においては調査期間（令和元年１０月１日から令和元年１０月３１日まで）の退院患者のうち協力の得られた１８，６４６名、外来においては調査日（令和元年１０月１日から令和元年１０月１８日までの病院任意の２日間）に来院した外来患者のうち協力の得られた２６，６６３名について調査を行った。 設問は前年度に引き続き患者の調査に対する心理的障害を取り払い、患者から本音を引き出しやすくするために全体的にネガティブな設問とし、調査精度の向上と客観性を追求する調査方法とした。また、患者の匿名性を担保するため、記入された調査票については、病院職員が内容を確認することができないよう患者が厳封したものを各病院から国立病院機構本部に直送しており、集計に当たっても個人が特定されることがないようにするなど、患者のプライバシーに十分配慮し実施した。 令和元年度における調査の結果は、入院、外来とも前年度に引き続き高水準を維持した。加えて、各病院においても自院の結果を分析し、P D C Aサイクルの下様々な取組を進めており、前年度の平均値が低かった多くの病院で着実に改善が図られた。 また、令和元年度においては、患者満足度調査の調査票を他の設置団体と比較しやすくなるよう検討を行った。 【調査結果概要】 ※アンケートは５段階評価としており、以下はその平均ポイントを表している。 ○入院 ・総合評価 ・分かりやすい説明	新型コロナウイルス感染症の影響により患者満足度調査の実施を見送ったが、各病院において、患者サービスの向上に努めた。	評価		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価											
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価					主務大臣による評価	
					業務実績			自己評価			
	め、引き続 き、チーム医 療やクリティ カルパス※ の活用を推進 するととも に、臨床評価 指標の効果的 な活用を 推進するこ と。 ※ クリティ カルパス・・・ 疾患に対する 患者の状態と 診療行為の目 標及び評価・ 記録を含む標 準診療計画		目線に立った きめ細やかな 支援を行う。 疾病に関す る情報を提供 する環境整備 を進めるとと もに、患者や 家族向けの勉 強会を開催す るなど患者・ 家族の健康・ 疾病に対する 理解を促す取 組を推進す る。		・相談しやすい環境作り 4. 5 7 5 → 4. 5 7 4 ・プライバシーへの配慮 4. 6 5 9 → 4. 6 6 6				評価		
					○外来 平成30年度平均値 令和元年度平均値 ・総合評価 4. 1 4 8 → 4. 1 5 2 ・分かりやすい説明 4. 2 3 8 → 4. 2 4 2 ・相談しやすい環境作り 4. 2 0 1 → 4. 2 0 7 ・多様な診療時間の設定 4. 0 6 8 → 4. 0 6 5 ・待ち時間対策 3. 4 9 7 → 3. 4 9 6 ・プライバシーへの配慮 4. 2 5 8 → 4. 2 5 7 【平成30年度と比較して総合評価が特に改善した病院】 ○箱根病院（入院） 平成30年度4. 3 0 8 → 令和元年度4. 9 4 1 演奏会、カラオケ大会、ボッチャ等の遊戯大会の開催など多くの利用者やその家族も 楽しめるようなイベント企画を実施している。 ○西別府病院（外来） 平成30年度4. 1 2 5 → 令和元年度4. 3 1 0 患者サービス向上委員会の中で職員を対象に接遇を含めたセルフチェックを行い、セ ルフチェック後は集計結果を各職場にフィードバックしている。 【平成30年度のポイントが平均値を下回った病院の令和元年度の改善状況】 ○入院 ・総合評価 7 4 病院中 4 9 病院が改善 → 改善病院平均0. 2 1 1 増 ・分かりやすい説明 7 3 病院中 5 4 病院が改善 → 改善病院平均0. 2 1 5 増 ・相談しやすい環境作り 7 9 病院中 5 2 病院が改善 → 改善病院平均0. 1 6 8 増 ・プライバシーへの配慮 4 4 病院中 3 0 病院が改善 → 改善病院平均0. 2 3 7 増 ○外来 ・総合評価 6 9 病院中 4 5 病院が改善 → 改善病院平均0. 1 1 1 増 ・分かりやすい説明 6 5 病院中 3 4 病院が改善 → 改善病院平均0. 1 4 1 増 ・相談しやすい環境作り 6 7 病院中 4 7 病院が改善 → 改善病院平均0. 1 4 1 増 ・多様な診療時間の設定 6 6 病院中 3 8 病院が改善 → 改善病院平均0. 1 6 0 増 ・待ち時間対策 4 8 病院中 3 3 病院が改善 → 改善病院平均0. 1 1 8 増 ・プライバシーへの配慮 7 3 病院中 4 5 病院が改善 → 改善病院平均0. 1 4 2 増						

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
					(2) 患者サービスの改善に向けた取組 (分かりやすい説明に関する取組) 医師、看護師、メディカルスタッフなどが参画し、委員会やWGを立ち上げて、多職種がそれぞれの立場で患者の目線に立ちながら、患者サービスの改善を行っている。 そのほかに、医療従事者等に対する接遇やコミュニケーションに関する研修を全ての病院で実施した。 以上のように、説明スキルの向上等に、令和2年度も引き続き取り組んだ。 【接遇マニュアルを作成している病院】 令和元年度 128病院 → 令和2年度 127病院 【特徴的な取組例】 接遇対策検討会を毎月実施し、5チーム体制で、電話対応等、毎回テーマをを決めて啓発活動をしている。(名古屋医療センター) (多様な診療時間の設定に関する取組) 患者が受診しやすい体制を構築するため、多様な診療時間の設定を推進している。各病院においては、地域の医療ニーズ、自院の診療機能や診療体制等を踏まえ、以下のような取組を行った。 【各病院による主な取組】 ・大型連休期間中における放射線治療やリハビリテーション等の実施、平常時に準じた手術の実施体制の整備 ・肺がん検診や人間ドックの土曜日実施や平日19時までの受付体制の整備 ・MRI・CT検査や入院予定患者の時間外受入れ ・人工透析外来について会社帰りに透析が実施できる準夜体制を整備 ・学生等のニーズに応じた総合スポーツ外来の受診枠を午後に設定 【特徴的な取組例】 地域医療への貢献のため、CT、MRI等の大型医療機器について他病院との共同利用の取組を進めており、毎週水曜日は、通常の診療時間帯に加え、夜間20時まで共同利用を受け入れることで、地域患者の利便性の向上を図っている。(奈良医療センター) (待ち時間対策に関する取組) 各病院で外来診療における予約制を導入しており、予約の変更についても電話で受け付ける体制を整備している。また、140全ての病院の会計窓口において、クレジットカード等が使用できるほか、令和2年度は4病院において医療費後払いサービスを実		評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
					施し、会計窓口の待ち時間をゼロとすることで、待ち時間に対する心理的負担を軽減できる取組を行った。 また、各病院で待ち時間調査、外来運営委員会等での要因分析を実施しており、その結果に基づいて以下のような取組を行った。 【各病院による主な取組】 ・看護師等による積極的な患者への声かけや状況説明 ・会計窓口における収納端末の増設や混雑時における人員増 ・紹介・逆紹介など地域の医療機関との受診予約等を含めた連携強化による混雑の緩和 ・待ち時間の目安になるよう受付番号を表示 ・ポケベルやPHSの貸出により待ち時間中の行動範囲の制限を緩和 ・アメニティの提供等による待ち時間への負担感の軽減 【特徴的な取組例】 副院長を中心に、外来部門に携わる各科責任者で構成される「待ったなしプロジェクト」を立ち上げ、待ち時間解消に向けて対策を講じている。対策例として、同一時間帯での患者集中を解消するため、①午前中早朝の時間帯に患者が集中する科については午後診療を開始し、患者の分散化を実施 ②LINEアプリを利用した予約受付システムの構築により、患者の予約手続きを容易にすることで、新規の飛込患者数を減少させる 等、様々な対策を複合的に実施し、待ち時間の削減に努めている（九州医療センター）		評価		
				・ 患者・家族が医療内容を理解し治療の選択に主体的に関わることができるように相談しやすい環境や体制を充実させているか。	2. 患者・家族が相談しやすい環境や体制を充実させるための取組 （1）医療相談窓口の設置等 患者が相談しやすい環境を整備するため、全ての病院において医療相談窓口を設置している。そのうち133病院においては、患者のプライバシーにも配慮するため相談窓口を個室化している。残りの病院についても、第三者に会話が聞こえにくいように、パーティションを設ける等の対策を講じている。 また、都道府県などが開催しているピアサポーター養成研修を修了したがん治療体験者がピアサポーターとして、自らの経験を生かしながら、患者や家族の不安や悩みを共有し、相談や支援を行っている。 ・ 総合案内における看護師長等による患者・家族への対応・・・112病院 ・ 薬剤に関する質問や相談に薬剤師が随時対応できる体制・・・126病院 【特徴的な取組例】 退院後においても外来受診時に地域医療連携室看護師が面談等を実施し、患者の相談や意見を聞く機会を設けている。（山口宇部医療センター）	年度計画の目標を達成した。			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
				・ 複数職種が協働し、患者家族の目線に立ったきめ細やかな支援を行っているか。	（２）医療ソーシャルワーカー（MSW）の配置 診療に係る社会的、心理的、経済的問題などについて相談に応じ、解決への支援を行う医療ソーシャルワーカー（MSW）を配置しており、令和２年度においては、MSWを１８増やし１３７病院５６９名で相談体制の更なる充実を図った。 【MSWの配置状況】 令和元年度 １３７病院 ５５１名→ 令和２年度 １３７病院 ５６９名 （３）周産期及び産後の育児支援 周産期医療を提供している病院においては、核家族化や出産年齢の高齢化に伴う、産後の家族のサポート不足を原因とした育児への不安や負担感を軽減するため、産後入院のシステムを整えた。また、家族のニーズに合わせた満足度の高い、安心なお産及び育児支援ができるよう、院内助産所や助産師外来を設置している病院もある。 【特徴的な取組例】 産後の支援として、母親学級、両親学級の開催に加え、祖父母クラスを開催しており、今時の子育てについて助産師から話を聞く機会を設けることで、これから始めて孫を迎える祖父母が育児のサポーターとなっていけるよう、環境づくりの手助けを行っている。（仙台医療センター）		評価		
			3. 複数職種が協働して患者・家族の目線に立った支援を行う取組 （１）多職種協働による長期療養患者のＱＯＬ向上のための具体的取組 長期療養患者のＱＯＬ向上のため、単調になりがちな長期療養生活の良いアクセントとなるよう、各病院において、七夕祭り、クリスマス会などの季節的行事に加え、院内コンサート、遠足、誕生会等の開催に令和２年度も引き続き取り組んだ。 また、長期療養に伴い患者・家族に生じる社会的、心理的、経済的問題等の解決に早期に対応し安心して医療が受けられるようにするとともに、退院後の在宅ケア、社会復帰が円滑に行えるよう関係機関と連携し必要な援助を行っていくため、MSWを重症心身障害病床・筋ジストロフィー病床を有している７８病院に２６８名を配置した。 さらに、９５病院ではボランティアの受入れを行っており、重症心身障害児（者）等の日常生活援助や遊び相手等、病院職員とともに長期療養患者のＱＯＬ向上に引き続き貢献していただいた。		年度計画の目標を達成した。				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
				・ 患者・家族の健康・疾病に対する理解を促す取組を推進しているか。	【特徴的な取組】 新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していた外出行事はすべて中止となったが、当初外出先として予定していた水族館へ外出した気分になっていただけるよう、重症心身障害児（者）病棟にて「水族館シアター」を実施し、夜の水族館をイメージした飾り付けを行ったり、紙テープを使用して水の流れを演出するなど、患者様と病院職員が一緒になり空間を作り上げた。（青森病院） （2）患者への説明時における取組 入院及び退院時における医師による患者への説明に際しては、医師以外の職種も同席し、きめ細やかな対応を行った。また、患者や家族が入院生活の全容を把握し易くするとともに、手続きに関する負担を軽減・効率化するため、入院・退院に関わる手続きを集約する入退院センターを設置する取組を、令和2年度も引き続き行った。 【特徴的な取組】 入院のご案内の動画を作成し、外来ブースでポータブル DVD プレーヤーを使用し閲覧いただけるようにしている。また病院のホームページにも動画を掲載し、来院前に前もって閲覧していただける環境としている。（高崎総合医療センター）		年度計画の目標を達成した。	評価	
					4. 疾病に関する理解を促すための取組 （1）図書コーナー等の設置 患者が医療知識を入手しやすいように、新たに1病院を加えた81病院において医学資料を閲覧できる図書コーナーや情報室（がん専門の場合は、『がん相談支援室』）を設置しており、図書コーナーにおいては、患者が理解しやすい書籍を中心に蔵書数を増やし、利用向上に努めた。 【患者が閲覧できる図書コーナー・情報室を設置している病院】 令和元年度 80病院 → 令和2年度 81病院 （2）集団栄養食事指導の開催 患者とその家族を対象とした自己管理を支援する取組の一環として、様々な健康状態に対しての集団栄養食事指導（集団勉強会）を開催し、正しい食生活への理解を促し、改善方法の指導及び悩みや不安の解消に努めた。				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
					【令和2年度集団栄養食事指導実績】			評価	
					実施病院数	実施回数	参加人数		
					・糖尿病教室 56病院	1,004回	2,582人		
					・高血圧教室 11病院	50回	180人		
					・母親教室 12病院	356回	1,615人		
					・心臓病教室 13病院	224回	861人		
					・腎臓病教室 2病院	23回	53人		
					・離乳食・調乳教室 6病院	257回	703人		
					・肝臓病教室 3病院	52回	602人		
					【特徴的な取組例】				
					産婦人科入院中の産褥期の方を対象に、産後の身体の回復を助けるための食事摂取を 実践いただくことを目的とし「産褥期、おかあさんの栄養教室」を開催している。助産 師・看護師と連携し、細やかな声掛け等を実施し、令和2年度は対象全体の76.2%の 方に参加いただいた。教室では、離乳食の進め方や子どものアレルギー疾患予防につい ても解説を行うことで、子育てに対する不安の緩和に繋がるよう努めている。（大阪南 医療センター）				
					(3) 各種イベントにおける様々な地域住民サービスの実施				
					各病院においては、看護師を中心とした職員が、公共施設等において、身体測定や簡 易な検査、並びに健康相談を通じて地域の住民とコミュニケーションを図る健康増進イ ベントや看護の日等に係るイベントを例年実施していたが、令和2年度は新型コロナウ イルス感染症対策のため、実施を見送った。				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
		② 安心・安全な医療の提供 安心・安全な医療を提供するため、医療事故報告の収集・分析や地域の医療機関はもとより国立病院機構内の病院間での医療安全相互評価の推進、医薬品及び医療機器の適正使用、使用医薬品の標準化等を通じて、医療安全対策の一層の充実を図る。 また、院内サーベイランスの充実や院内感染対策の標準化などに取り組む。 これら取組の成果を医療安全白書の公表など情報発信に努める。	② 安心・安全な医療の提供 安心・安全な医療を提供するため、全病院からの医療事故報告の提出を徹底するとともに、報告された事例を活用し医療事故の発生原因や再発防止対策の情報共有により医療安全対策の一層の充実を図る。 地域の医療機関はもとより国立病院機構内の病院間での医療安全相互評価の推進、医薬品及び医療機器の適正使用、使用医薬品の標準化等を通じて、医療安全対策の一層の充実を図る。 院内感染対策に関する研修の実施、病院間相互での感染防止対策	・ 全病院からの医療事故報告の提出を徹底するとともに、医療事故の発生原因や発生防止対策の情報共有により医療安全対策の充実を図っているか。	② 安心・安全な医療の提供 1. 医療安全対策の推進 国立病院機構における医療安全対策についての基本的方向性等を審議する「中央医療安全管理委員会」において、令和２年度は次の内容について審議し、取りまとめた。 ○病院間相互チェック体制の整備に関する専門委員会からの報告について ○病院間相互チェック体制の整備に関する専門委員会の議論を踏まえた令和３年度の医療安全相互チェックの実施について ○院内感染対策に関する専門委員会からの報告について ○院内感染対策に関する専門委員会の議論を踏まえた今後の対応について ○国立病院機構における医療安全対策への取り組みの公表について 2. 医療事故等への対応 (１) 医療事故調査制度への対応 平成２７年１０月に施行された医療事故調査制度において、国立病院機構は、制度に該当する事案が発生した医療機関等の院内事故調査を支援するための「医療事故調査等支援団体」に指定されている。現在、５８病院が登録されており、本部、グループが各病院への制度の周知を行うとともに、医療機関等の要請に応じ事故発生時の支援に令和２年度も引き続き取り組んだ。 (２) 国の報告制度への対応 発生した医療事故について国への報告を徹底することを目的に、「独立行政法人国立病院機構における医療安全管理のための指針」（平成２７年１０月１日施行）において、国の報告制度について法令を遵守すべき旨を定めている。 また、国の報告制度への対応として、日本医療機能評価機構の「医療事故情報収集事業」への医療事故等報告件数は、制度の趣旨を踏まえ軽微な事故も含め積極的に報告するよう病院に促しており、令和２年１月～令和２年１２月の１年間で１，５１４件が報告され、これは同事業全体の報告（４，３２１件）の約３．５割を占めており、国の報告制度に寄与した。 なお、医療事故に係る患者影響度５の事案については、医療事故調査制度に基づく報告の有無及びその理由を本部においても確認することで、報告されるべき事案が適切に報告される体制を構築している。		年度計画の目標を達成した。	評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
			関する研修の実施、病院間相互での感染防止対策に係る評価等の取組、院内感染に関する情報収集・分析により、院内感染対策の標準化に取り組む。 安全で適切な医療提供の確保を推進するため、検体検査の品質及び精度の確保に努める。 医療安全の観点から、使用医薬品の標準化・適正使用を引き続き推進する。 これら取組の成果を医療安全に係る年次報告書の公表など情報発信に努める。		3. 医療事故に係る情報共有及び教育体制 (1) 医療事故報告に係る集計・分析及び情報共有 各病院における医療安全対策の推進に資するため、国立病院機構本部へ報告された事故事例等を素材として、どの病院でも共通して起こり得ると思われる事例のうち患者影響度が高い事例を中心に、人工呼吸器が関係する医療事故及びヒヤリハット事例、レントゲン撮影における左右間違い等について、具体的取組等を整理して各病院に周知し注意喚起を行った。 (2) 新人看護師等を対象とした全病院統一の研修ガイドラインの運用 本ガイドラインでは、病院における医療安全管理体制についての基本的理解や医療現場における倫理の重要性、院内感染防止やME機器の取扱いなど、医療安全に関わる知識・技術について、経験年数毎の達成目標との比較を行いながら修得できるよう示している。 令和2年度においても、引き続き本ガイドラインに基づいた各病院での研修を通じて、新人看護師に対して採用後早い段階で医療安全に係る研修を行うことにより、医療安全に関わる知識・技術の向上に努めた。 (3) 国立病院機構本部での研修の実施 国立病院機構本部で実施する院長、副院長、統括診療部長、看護部長、薬剤部（科）長等の新任者の研修において、医療安全に関する講義やグループワークを実施した。また、診療部長、医長、看護師長など各病院の将来の中心的スタッフとして期待されている職員を対象としているリーダー育成研修においては、ロールプレイを使った医療安全の研修を令和2年度も引き続き実施した。 (4) 各グループでの研修の実施 全グループにおいて、医療安全に関する具体的な事例分析等の演習を通して、実践的な知識、技術を習得し、適正な医療事故対策能力を養成するとともに、医師・看護師・事務職等職種毎の職責と連携の重要性を認識することを目的とした医療安全管理対策に係る研修を令和2年度も引き続き実施した。 グループ主催研修の受講者は、研修の成果を自院で活用し医療事故防止に繋げていくため、研修内容を踏まえ、病院において「医療メディエーションの役割」や「ヒューマンエラー事例分析」などの院内研修を実施したり、医療安全管理マニュアルの見直し等を行い、医療事故防止策の充実を図った。 令和元年度 13回 → 令和2年度 3回 (参加人数491名) (参加人数82名)			評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
				・ 地域の医療機関はもとより国立病院機構内の病院間での医療安全相互評価の推進等を通じ、医療安全対策の一層の充実を図っているか。	4. 病院間相互チェック体制の拡充 令和元年度については、国立病院機構独自の取組として、従来は、近隣病院で実施していた病院間相互チェックを重症心身障害、筋ジストロフィーを含む神経・筋難病、精神科医療の同じ機能を持つ「セーフティネット分野の病院間での相互チェック」（８８病院実施）を実施した。 日頃から類似の医療を提供している職員がセーフティネット分野の医療に特化したチェック項目などで評価し、よりの確な指摘・助言をするとともに、相互の情報共有の場としても有効な相互チェックを実施することができ、セーフティネット分野の医療の質の向上に貢献している。 また、セーフティネット分野以外の病院について、従前は医療安全に関する事項を幅広く相互チェックしていたが、令和元年度は発生頻度が高く、重篤な状態に繋がるリスクが高い「転倒転落」にテーマを絞って相互チェックを実施した。 令和２年度については、新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえ、相互チェックの実施は見送り、次のチェックシートを通知し、各病院内において、自己チェックを促すこととした。 【チェックシート】 ・セーフティネット分野版　３種類（重症心身障害、神経筋難病、精神科医療） ・重点課題版　４種類（転倒・転落防止策、食事中の窒息予防、急性肺血栓塞栓症予防、ハイリスク薬の取り扱い） ※食事中の窒息予防、急性肺血栓塞栓症予防、ハイリスク薬の取り扱いについては、令和２年度において新規作成した。 また令和元年度に実施した病院間相互チェックにおいて作成された提言及び改善報告書より優れている事項を抜粋し、虐待防止についての取組みや、転倒・転落防止対策等について各病院に情報提供を行い、更なる安全の向上に努めた。	年度計画の目標を達成した。	評価		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
				院内感染対策に関する研修や病院間相互での評価等の取組、院内感染に関する情報収集・分析により、院内感染対策の標準化に取り組んでいるか。	5. 院内感染防止体制の強化 (1) 各病院における体制の強化 全ての病院において院内感染防止対策委員会等を開催し、アウトブレイクになり得る可能性が高い多剤耐性菌、季節性インフルエンザ、ノロウイルス等の院内サーベイランスを実施し、医療関連感染の減少に向けたアウトブレイクの早期発見、感染予防等の取組を着実に実施するとともに医師・看護師・薬剤師・事務職等で構成される院内感染対策チーム（ICT）又はそれに準ずる院内組織を全ての病院で設置している。 また、感染管理を専門分野とする認定看護師を配置するなど、院内感染防止体制の強化を図るとともに、全病院において、院内感染対策に係る基本的知識を習得するため、院内研修を令和2年度も引き続き実施した。 この他の取組として他の医療機関との合同カンファレンスを138病院で実施したほか、102病院で他の医療機関と相互に感染防止対策に係る評価の実施に、令和2年度も引き続き取り組むとともに、前年度と比較し2病院増え123病院が院内感染防止対策サーベイランス事業（JANIS）に参加し、院内での感染症に関わる情報提供を行うことにより、国の院内感染対策に貢献した。		年度計画の目標を達成した。	評価 	
					(2) 各グループにおける体制の強化 院内感染発生時の対応における実践的な知識と技能の習得や、医師、看護師、薬剤師等の多職種連携の重要性を認識することを目的とし、グループ内の各施設の職員に対し院内感染対策に係る研修を、令和2年度も引き続き全てのグループで実施した。				
					(3) 本部における体制の強化 平成26年12月に中央医療安全管理委員会の下に設置した「院内感染対策に関する専門委員会」での報告等を踏まえ、院内感染対策の標準化に資する取組として、院内感染事例について本部で一元的に情報収集・分析を行い、院内感染に関する情報を機構全体で共有し再発防止に努めていくため、平成27年度より「国立病院機構内院内感染報告制度」の運用を始めた。また、平成29年度からは、各病院において院内感染対策チーム（ICT）が介入し終息した院内感染事例についても病院から本部への報告を受けることとした。平成30年度は、感染管理認定看護師が不在の病院でアウトブレイクが発生した事例において、グループが関与し、他病院の院内感染対策チームを早期に派遣して鎮静化を図った。本事例を踏まえ、本部及びグループによる院内感染のアウトブレイクに迅速な対応をするため、早期に重症患者を把握できるよう報告体制を整えた。令和元年度においては、平成28年から平成30年の過去3年間に報告のあった院内感染報告書のデータ分析結果を院内感染防止対策等の参考資料として各病院に情報提供した。 令和2年度においても引き続き、令和元年度中に報告のあった院内感染報告書の分析結果を各病院に情報提供した。				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
					なお、140病院に感染症対策チーム（Infection Control Team, ICT）を設置しており、118病院に290名のICD（Infection Control Doctor）、129病院に200名のICN（Infection Control Nurse）を配置し、常時、感染対策に努めている。 【感染管理認定看護師配置状況】 令和元年度 208名（128病院） → 令和2年度 200名（129病院） ※全国登録者（国立病院機構職員の占める割合） 令和元年度 2,903名（7.1%） → 令和2年度 2,977名（6.7%） ※国立病院機構以外の病院の感染管理認定看護師の数が全国的に増加している中、全国登録者における国立病院機構職員の人数は一定の割合を保っている。 【病院における院内感染対策研修の実施回数】 令和元年度 1,422回 → 令和2年度 990回 【感染防止対策加算Ⅰの取得状況】 令和元年度 99病院 → 令和2年度 102病院		評価	
				- 検体検査の品質及び精度の確保に努めているか。 - 医療安全の観点から、使用医薬品の標準化・適正使用を引き続き推進しているか。	6. 検体検査の品質及び精度の確保 医療法の改正に伴い、臨床検査の精度確保と品質の向上に資する人材を育成するため、令和2年度においては、臨床検査の精度確保と品質マネジメントシステム研修を実施した。 第1回 令和2年12月16日～17日 30名 理解度テスト 平均97.1点、業務改善報告書 30件 第2回 令和2年2月3日～2月4日 30名 理解度テスト 平均96.6点、業務改善報告書 30件 7. 国立病院機構使用医薬品の標準化 平成17年度から医療安全、医薬品管理の効率化に資するため、国立病院機構本部に標準的医薬品検討委員会を設置し、使用医薬品の標準化の取組を進めている。 令和2年度においては、令和元年度に見直した標準的医薬品リストを運用するとともに、医薬品検討委員会における7つの分野の小委員会で35医薬品について検討を行い、その結果に基づいてリストに28医薬品を追補し、2,766医薬品を標準的医薬品とした、 また、標準的医薬品リストに掲載された品目は原則共同購入で調達しており、医薬品費の低減に努めている。	年度計画の目標を達成した。		
						年度計画の目標を達成した。		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
					<経緯（参考）> - 平成28年度：平成26年度のリストに、抗がん剤、血漿分画製剤、直近の新医薬品の検討を加えて全面的な見直しを行い、172医薬品を削除し、新たに652医薬品を追加し、2,921医薬品を標準的医薬品とした。 - 平成29年度：平成28年度に全面的に見直した標準的医薬品リストを運用するとともに、医薬品検討委員会における7つの分野の小委員会で53医薬品について検討を行い、その結果に基づいてリストに48医薬品を追補し、2,969医薬品を標準的医薬品とした。 - 平成30年度：平成29年度に見直した標準的医薬品リストを運用するとともに、医薬品検討委員会における7つの分野の小委員会で66医薬品について検討を行い、その結果に基づいてリストに61医薬品を追補し、3,030医薬品を標準的医薬品とした。 - 令和元年度：新薬の薬価収載、治療ガイドラインの変更に対応するため3度目の全面改訂を行った。使用薬品の標準化をさらに推進するため同一成分の複数規格の整理、口腔内崩壊錠への統一の検討も併せて行った。改訂は、医薬品検討委員会における7つの分野の小委員会で前年度購入のあった4,794医薬品について検討を行い、その結果に基づいて2,738医薬品を標準的医薬品とした。		評価		
					8. 持参薬鑑別報告マニュアルの周知 慢性疾患等の治療のため継続服薬する患者が増え、入院時の持参薬確認の必要性が高くなっており、本部においては各病院での持参薬確認業務の質の担保、標準化及び安全管理が徹底できるよう、持参薬鑑別報告マニュアルを平成27年度に作成した。令和2年度においては、各病院で本マニュアルによる運用を引き続き行った。				
					9. 規制医薬品等安全管理のための自己点検チェックリスト（例）の作成 麻薬等の規制医薬品については、麻薬及び向精神薬取締法等により、適切な管理が求められており、本部において各病院の実情に応じて規制医薬品等の安全管理が徹底できるよう、規制医薬品等安全管理のための自己点検チェックリスト（例）を平成28年度に作成した。令和2年度も引き続き各病院で運用を行っている。				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
				医療安全の取組の成果について、医療安全に係る年次報告書の公表など情報発信に努めているか。	10. 医薬品回収事案対応に関するチェックリスト（例）の作成 医薬品回収事案については、医薬品医療機器等法に基づき製薬企業から適宜情報提供等を受け、適切に対処しており、令和2年度においても引き続き、関係者が遺漏無く医薬品回収の処理を行い、かつ関係者間で適切に情報共有を図ることをより容易にするため、本部にて「医薬品回収事案対応に関するチェックリスト（例）」を作成し、各病院に通知するとともに、リストに基づく運用を各病院で行っている。 11. 長期療養患者が使用する人工呼吸器の取扱いについて 人工呼吸器の機種の特長について、各病院においてリスク管理等を考慮した上で適切な機種を選定するための基本7要件を定め、平成24年7月に各病院に通知しており、令和2年度末においては、人工呼吸器を装着している長期療養患者の中で基本7要件を全て満たす人工呼吸器を装着している患者は3,541人中、3,339人であり、94.3%の割合であった。 12. 医療安全対策における情報発信 我が国の医療安全対策の推進に積極的に貢献していくため、情報発信の一環として、 ① 医療事故報告の状況 ② 警鐘的事例 ③ 院内感染報告の状況 ④ 病院間における医療安全相互チェックの状況 ⑤ 医療安全対策にかかる研修の実施状況 等を内容とする「国立病院機構における医療安全対策への取り組み（医療安全報告書）～令和元年度版～」を作成し、国立病院機構のホームページに公表した。		年度計画の目標を達成した。	評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
		の新規項目開発・見直しを行うとともに、特に重点的に取り組むべき指標を選定して、臨床評価指標を活用したPDC Aサイクルによる継続的な医療の質の改善を促進する。あわせて、病院間で改善事例を共有するとともに、第三者評価による認定の取得に努め、国立病院機構の医療の質の向上を図る。 これらの取組を通じて得られた成果を取りまとめ情報発信し、我が国の医療の質の向上に貢献する。	発・見直しを行うとともに、特に重点的に取り組むべき指標を選定して、臨床評価指標を活用したPDC Aサイクルによる継続的な医療の質の改善を促進する。あわせて、各病院の委員会活動から得られた改善事例を全病院で共有するとともに、第三者評価による認定の取得に努め、国立病院機構の医療の質の向上を図る。 これらの取組を通じて得られた成果を取りまとめ情報発信し、我が国の医療の質の向上に貢献する。		(3) 診療看護師（JNP）の活動 国立病院機構では、全国に先駆けて、高度な判断と実践能力を持ち、スキルミックスによるチーム医療を提供できる「診療看護師（JNP）」（※）を育成した。令和2年度においては、引き続き診療看護師研修病院への配置を推進した。 病院での最初の1年間は内科や外科など複数診療科のローテーションで勤務し、2年目以降に各診療科に配置されている。 ※診療看護師（JNP）：従来、一般的には看護師が実施出来ないと理解されてきた特定行為21区分38行為を含めた医療行為を医師の指示を受けて幅広く実施し、国立病院機構の病院に勤務する看護師を指す。 【診療看護師研修病院指定病院】 令和元年度 35病院 102名 → 令和2年度 37病院 104名 (4) 国が進めている特定行為研修修了者の活動 国立病院機構において、特定行為研修を修了した看護師が手順書に従って診療の補助行為を行うことにより、チーム医療の推進に寄与している。 令和2年度は、仙台医療センターなど新たに15病院が特定行為研修制度における指定研修機関となり、機構全体で18病院が指定研修機関となった。また、岩手病院、あわら病院など新たに19病院を加えた47病院が実習協力施設となる等、特定行為を実施できる看護師の育成に努めた。 令和2年7月に厚生労働省委託事業の「看護師の特定行為に係る指導者育成事業実地団体」に公募し実施団体に指定され指導者講習会を3回実施した。であり、研修受講生は合計84名（内訳：NHO内75名、NHO外9名（応募倍率は2.3倍））であり、指導者育成に貢献した。 【特定行為研修指定研修機関】 四国こどもとおとなの医療センター、熊本医療センター、長崎医療センター（令和2年度新たに特定行為研修指定研修機関となった病院） 函館病院、岩手病院、仙台医療センター、米沢病院、東京医療センター、横浜医療センター、新潟病院、大阪南医療センター、呉医療センター、福山医療センター、広島西医療センター、関門医療センター、福岡東医療センター、肥前精神医療センター、嬉野医療センター		評価		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
				主な評価指標	【特定行為研修受講修了者数】			評価	
					令和元年度 専門看護師 1名 認定看護師 16名 看護師 14名 令和2年度 専門看護師 1名 認定看護師 31名 看護師 27名				
				＜定量的指標＞ ・ 特定行為を実施できる看護師の配置数	【特定行為を実施できる看護師の配置数】 令和元年度 133名（診療看護師102名 認定看護師19名 看護師12名） 令和2年度 163名（診療看護師104名 認定看護師32名 看護師27名）		年度計画の目標を上回る実績をあげた。		
				＜定量的指標＞ ・ 専門性の高い職種の配置数	（5）専門・認定看護師／薬剤師の配置 感染、皮膚、排泄ケア、救急といった特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いて水準の高い看護実践能力を持つ専門・認定看護師の配置を拡充し、質の高い医療提供の取組を引き続き推進した。 また、院内感染対策チーム、がん化学療法チーム、緩和医療チーム等の特定領域において、他の医療職の期待に応えることのできる専門・認定薬剤師を配置し、医薬品の適正使用を推進するとともに安全かつ有効な薬物療法の実施に取り組み、チーム医療に貢献している。		専門看護師、認定看護師及び専門薬剤師については、年度計画の目標を上回る実績をあげたが、認定薬剤師については、他組織との人事交流により、年度計画値を上回る配置数とならなかった。		
					【専門看護師配置数】 令和元年度 42病院 74名 → 令和2年度 46病院76名 (令和2年度分野別内訳) がん看護 38名 急性・重症患者看護 5名 慢性疾患看護 4名 小児看護 8名 精神看護 7名 老人看護 5名 母性看護 1名 感染症看護 5名 家族支援 1名 在宅看護 1名 災害看護 1名				
					【認定看護師配置数】 令和元年度 134病院 1,077名 → 令和2年度 138病院1,097名 (令和2年度分野別内訳) 感染管理 206名 がん化学療法 114名 皮膚・排泄ケア 112名 緩和ケア 119名 がん性疼痛 55名 救急看護 60名 摂食・嚥下障害看護 57名 集中ケア 48名 がん放射線療法 35名 新生児集中ケア 20名 脳卒中リハ 25名 糖尿病看護 21名 慢性呼吸器疾患 38名 乳がん看護 16名 認知症看護 90名 手術看護 18名				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価													
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価						主務大臣による評価		
					業務実績								自己評価
					慢性心不全 16名 透析看護 6名 小児救急看護 8名 訪問看護 2名 精神科 31名							評価	
					【専門薬剤師配置数】 令和元年度 45病院 94名 → 令和2年度 40病院 91名 (令和2年度分野別内訳) 感染 10名 精神 2名 H I V 7名 医療がん 39名 医療薬物療法 1名 医療がん指導 12名 医療薬指導 17名 I C D 3名 【認定薬剤師配置数】 令和元年度 138病院 1,334名 → 令和2年度 138病院 1,396名 (令和2年度分野別内訳) 病薬がん 55名 感染 43名 精神 10名 妊婦 10名 医療薬 53名 外来がん 78名 H I V 15名 臨薬 1名 臨薬C R C 66名 緩和療法 30名 褥瘡 3名 漢方 24名 小児薬物療法 36名 抗菌療法 52名 救急 11名 腎薬病薬物 2名 老年医学会 5名 周術期管理 6名 認定実習指導 460名 N S T 152名 糖尿病療養指導士 111名 リウマチ薬登録 16名 G C Pパスポート 37名 スポーツ 96名 骨粗鬆症 11名 N R サプリ 6名 医療環境管理士 7名								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
					2. チーム医療推進のための研修等の実施 医療の質向上を目指し、メディカルスタッフ職員の専門知識の強化、チーム医療推進の支援を目的とした研修を例年実施しているところだが、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、テレビ会議システムを活用して実施するなど、実施の可否を慎重に判断し、開催可能なものに関して必要な範囲において実施した 【強度行動障害医療研修】（本部主催） 強度行動障害とは、「直接的他害（噛みつき、頭つきなど）や間接的 he害（睡眠の乱れ、同一性の保持例えば場所・プログラム・人へのこだわり、多動、うなり、飛び出し、器物破損など）や自傷行為などが、通常考えられない頻度と形式で出現し、その養育環境では著しく処遇困難な者をいい、行動的に定義される群である」とされている。 入所施設で支える仕組みから地域生活を支える仕組みへと変化している中で、医師だけでなく、看護師・児童指導員・心理療法士など患者の24時間の生活に接する多職種で行うチーム医療で治療等を行う必要性がある。 強度行動障害に対する行動療法や行動分析、医療安全の実施、障害児（者）の地域移行について学ぶことに加え、行動分析の仕方と目標行動の設定の仕方について、具体的な事例をもとにしたグループワークを展開することを目的とした研修を、令和2年度においてはテレビ会議システムを活用して実施し、54病院から99名が参加した。 当該研修を通じて強度行動障害医療の専門性をさらに高め、国立病院機構内での治療内容（技法・プログラム）の均てん化を目指しており、強度行動障害を専門とする若手精神科医の育成やチーム医療の推進に繋がっている。 参加職種：医師3名、理学療法士・作業療法士12名、心理療法士1名、医療社会事業専門員等3名、看護師51名、児童指導員13名、保育士9名、療育指導員1名、療養介助員等6名 【障害者虐待防止対策セミナー】（本部主催） 障害者虐待防止法を踏まえて、虐待とされる事案を未然に防ぐために、有識者の講演だけでなく、職員自らが障害者目線となったロールプレイを通じて、自らの言動や行動を振り返り、自施設で取り組むべき課題を明らかにすることを目的とした研修を、令和2年度においてはテレビ会議システムを活用して実施し、72病院から72名が参加した。 参加職種：看護師48名、児童指導員10名、保育士9名、療養介助員等4名、医療社会事業専門員1名		<table><tr><td>評価</td><td></td></tr></table>	評価	
評価									

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
					【在宅医療推進セミナー】（本部主催） 地域包括ケアシステムの構築における自院の課題を把握し、グループディスカッションを通じ、情報を共有することにより在宅医療提供体制の構築に向けて必要な知識・技術の習得や、訪問看護ステーションの開設に向けての必要な知識の習得を図ることを目的とした研修を例年実施しているところだが、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、開催を見送った。 【医療観察法MDT研修】（本部主催） 医療観察法病棟としてあるべき「治療とは」、そして最終目標である「社会復帰とは」という重要なテーマに対し、多職種によるディスカッションを通じて、精神科医療の底上げを図ることを目的とした研修を例年実施しているところだが、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、開催を見送った。 【チームで行う小児救急・成育研修】（本部主催） 小児救急医療に対する医療的重要性及び社会的要望の増大に伴い、小児救急・成育に関する知識、技能、対応の向上を図ることを目的とした研修を、例年実施しているところだが、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の流行の影響により開催を見送った。 【NST（栄養サポートチーム）研修】（グループ主催） 臨床におけるより良い栄養管理の実施に当たり、チーム医療での専門的役割発揮に必要な問題・課題を認識させるとともに、ネットワーク体制の充実と向上を図ることを目的とした研修を継続して年3回実施し、22名が参加した。 ※本研修において、NST教育認定施設での40時間の臨床実地修練の単位を取得でき、診療報酬上の「栄養サポートチーム」の施設基準を取得できることとなった。 参加職種：看護師9名、薬剤師9名、管理栄養士4名 【がん化学療法研修】（グループ主催） がん化学療法に携わる各職種が専門性を発揮し、情報を共有し、それぞれの役割を果たすことで質の高い安全で安心ながん化学療法の提供体制が構築され、医療安全対策の充実強化につなげることを目的とした研修を例年実施しているところだが、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、開催を見送った。		評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
				・ 患者に分かりやすい医療の提供や医療の標準化のため、クリティカルパスの活用を推進しているか。 ＜定量的指標＞ ・ クリティカルパスの実施割合	【輸血研修】（グループ主催） 輸血の医療安全業務に関わる医療従事者に対して、輸血における安全かつ適正な業務を遂行するために必要な専門的知識及び関連職種間連携業務等を習得させ、医療安全対策の意識を向上させることで、輸血医療安全管理体制の充実を図ることを目的とした研修を、例年実施しているところだが、令和２年度については、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、開催を見送った。				評価
					3. クリティカルパスの活用推進 安全で精度が高く効率的な医療を提供するため、クリティカルパス（※１）の活用を進めてきており、各病院において、予想されたプロセスとは異なる過程を分析し、その結果を踏まえてクリティカルパスの改良を行うなどの取組を引き続き実施した。また、各病院でクリティカルパス研究会等を開催して、その普及にも引き続き取り組んだ。 【クリティカルパス実施患者数】 令和元年度 ３２９，５１３人 → 令和２年度 ２８７，７２０人 【クリティカルパスの実施割合（※２）】 平成２８年度 ４８．６％（目標値） → 令和２年度 ５０．１％ ※１クリティカルパス：疾患に対する患者の状態と診療行為の目標及び評価・記録を含む標準診療計画のことをいう。 ※２クリティカルパスの実施割合＝クリティカルパス実施患者数／新規入院患者数 4. 地域連携クリティカルパス実施のための取組 地域の医療機関の機能分化と連携を強化し、地域完結型医療の実現の一環として、開業医をはじめとする地域の医療機関と一体となり、大腿骨頸部骨折、脳卒中、がん等の地域連携クリティカルパスの導入の取組を引き続き推進した。なお、地域連携クリティカルパスによる医療を実践している病院は令和２年度末までに８８病院ある。 【地域連携クリティカルパス実施患者数】 令和元年度 令和２年度 ・ 大腿骨頸部骨折 ２，３６６人 → ２，２６８人 ・ 脳卒中 ３，６１０人 → ３，２６７人 ・ がん（五大がん等） ３，０４５人 → ３，１３３人 ・ 結核、ＣＯＰＤ等その他のパス １，０８７人 → １，２１１人 ・ 総数 １０，１０８人 → ９，８７９人				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
				・ 臨床評価指標の新規項目開発・見直しを行うとともに、特に重点的に取り組むべき指標を選定して、臨床評価指標を活用したPDCAサイクルによる継続的な医療の質の改善を促進しているか。あわせて、各病院の委員会活動から得られた改善事例を全病院で共有しているか。 また取組による成果を情報発信しているか。	5. 臨床評価指標を用いたPDCAサイクルによる医療の質の向上の推進 国立病院機構において、各病院が自らの医療の質の実態を知り、問題解決を行い、医療の質の向上を図っていくためのツールとして活用されることを目的として「臨床評価指標」を開発している。 この臨床評価指標を効率的に医療の質向上に活用するため、第3期中期計画中に全ての病院に多職種によるチームからなる「医療の質向上委員会（クオリティマネジメント委員会）」を設置し、「臨床評価指標を用いたPDCAサイクルに基づく医療の質の改善事業」を推進してきた。 第4期中期計画では、この「医療の質の改善事業」を引き続き実施していくとともに、令和2年度においては、各病院が特に重点的に取り組むべき「重点指標」を選定して、臨床評価指標を用いたPDCAサイクルによる継続的な医療の質の改善を促進している。各病院の委員会活動から得られた改善事例や優れた取り組みを行った病院の事例を共有する場として、クオリティマネジメントセミナーを開催予定としていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により実施を見送り、令和3年度に全病院で共有し、情報発信することとしている。 【特に重点的に取り組むべき指標】 - 急性脳梗塞患者に対する早期リハビリテーション開始率 - 外来糖尿病患者に対する管理栄養士による栄養指導の実施率 - 市中肺炎（重症除く）患者に対する広域スペクトル抗菌薬の未処方率 - 重症心身障害児（者）に対するリハビリテーションの実施率 - パーキンソン病患者に対するリハビリテーションの実施率 - 統合失調症患者に対する抗精神病薬の単剤治療の実施率 - 手術ありの患者の肺血栓塞栓症の予防対策の実施率 - 広域スペクトル抗菌薬投与患者に対する細菌培養実施率 - 安全管理が必要な医薬品に対する服薬指導の実施率 - バンコマイシン投与患者の血中濃度測定率 - がん患者の周術期医科歯科連携実施率 - 入院患者における総合満足度 - 外来患者における総合満足度		新型コロナウイルス感染症の影響により、医療の質の改善事例を全病院で共有し、情報発信することはできなかったが、継続的な医療の質の向上の推進に取り組んだ。	評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
				・ 第三者評価による認定の取得に努めているか。	6. 「臨床評価指標V e r . 4 . 1」による計測の実施 平成1 8年度、臨床評価指標の作成当初は、各病院職員が手作業でデータの収集を行っており、各病院に多大な負担がかかっていた。平成2 2年度に全病院から診療情報（レセプト及びD P Cデータ）を一元的に収集・分析する診療情報データベース（M I A）を構築し、病院の負担軽減に努めた。その後も継続的に改良を続け、平成2 7年度には臨床評価指標V e r . 3を開発した。 一方、平成2 8年度には電子カルテ情報のデータベース「国立病院機構診療情報集積基盤（N C D A）」を構築し、N C D Aから検査値、バイタルなどの情報が収集できるようになったことから、令和元年度は、臨床評価指標V e r . 3に加え、N C D Aからのデータを用いることを可能とする「臨床評価指標V e r . 4」を開発した。令和2年度には、「臨床評価指標V e r . 4 . 1」として診療報酬改定による変更等を反映するとともに、計測マニュアルを作成・公表した。 「臨床評価指標V e r . 4 . 1」を活用することで、国立病院機構の病院で提供される医療を可視化し、より一層の医療の質の向上に寄与することが期待されている。 ＜N C D Aを活用した指標例＞ ・糖尿病患者における HbA1c 値コントロール率 ・中心静脈カテーテル留置後の感染症の発生率		評価		
					7. 日本医療機能評価機構等の認定状況 日本医療機能評価機構の病院評価認定病院は、令和2年度において合計で6 4病院となった。 平成2 5年度に新たに導入された機能種別による病院機能評価については、令和2年度末までに6 2病院が最新の評価体系（機能種別3 r d G）で認定されている。 【その他の外部機関による認定状況（令和2年度末）】 ・「I S O 9 0 0 1」（国際標準化機構が策定する品質マネジメントシステムの国際規格）3病院 ・「I S O 2 2 3 0 1」（国際標準化機構が策定する事業継続マネジメントシステムの国際規格）1病院 ・「I S O 1 5 1 8 9」（国際標準化機構が策定する臨床検査室-品質と適合能力に対する特定要求事項）1 2病院 ・「赤ちゃんにやさしい病院」（WHO・ユニセフによる認定）8病院 ・「N P O法人卒後臨床研修評価機構」による認定 6病院		年度計画の目標を達成した。		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
					8. 臨床検査データの精度保証 日本医師会が主催する「臨床検査精度管理調査」等に国立病院機構の全病院が参加し、臨床検査の精度の維持向上に令和2年度も引き続き取り組んだ。 その結果、臨床検査精度の評価評点について、全国3, 215病院における平均点は97.0点（令和元年度は96.8点）であったのに対し、国立病院機構の病院の平均点は98.4点（令和元年度は98.1点）であり、100点満点の病院は9病院（令和元年度は4病院）であった。 9. 新型コロナウイルス感染症への対応と一般医療等の維持・両立 新型コロナウイルス感染症対応については、令和2年1月の中国武漢からの帰国者（チャーター機）、クルーズ船における検疫等への協力から病床確保、看護師派遣等、厚生労働省、各自治体等からの依頼等に対し、NHOは、一貫して積極的に協力した。 NHOという病院グループがワンチームとして新型コロナウイルス感染症への対応を全力で取り組む中で、感染拡大時には不急の手術の抑制等、一般診療を制限せざる得ない時もあったが、新型コロナウイルス感染症への感染が否定できない入院患者全員に対してPCR検査を実施する、動線や病室を明確に区分する等、徹底した感染防止対策を講じつつ自院の診療機能を維持し、一般医療、セーフティネット分野の医療等を提供し、患者が安心して質の高い医療を受けることができる診療体制を構築した。 （1）帰国者接触者外来の設置、受け入れ病床の整備、構築等について 令和元年度予備費等を活用して、新型コロナウイルス感染症患者に対応するため、感染症指定医療機関のみならず急性期病床等を有する病院を対象にPCR検査機器、簡易陰圧装置等を導入した。自治体より「帰国者・接触者外来」の設置の要請があった場合には積極的に協力し、令和2年度末時点で、81病院において設置して同感染症の疑い例を診療体制等の整った医療機関に確実につないだ。また、令和2年度末時点で、134病院にPCR検査機器を整備し、NHO病院におけるPCR検査の実施件数が飛躍的に増加した。院内感染等が発生した場合は、自治体等の協力のもと、優先順位をつけてPCR検査を速やかに実施し、実態把握に努めることで早期に感染拡大の鎮静化を図った。 また、PCR検査機器の整備以外に、コロナへの感染患者以外の方も安心して受診できる体制の整備として、具体的に以下のような取組みを徹底した。 ＜具体的な取組＞ ・病院出入口における患者等への検温チェック ・職員の健康観察（検温・体調チェック等） ・標準的感染予防対策（マスク・ゴーグル・手洗い等）の徹底 ・院内各設備（医療機器・エレベーター操作スイッチ・手すり・自動販売機等）の環境清掃 ・待合室、休憩室等でのソーシャルディスタンス ・個室利用や感染者と非感染者が交差しない動線確保 等			評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
					さらに、他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのあるセーフティネット分野の医療も担っている中、それらの病院への入院患者の多くは新型コロナウイルス感染症に感染すると特に重症化のリスクが高いため、厳重な感染防止対策により患者を守った。その上で、自院の診療機能、役割を果たしつつ帰国者・接触者外来等を開設したり、一般病床中心の病院と比べて新型コロナウイルス感染症に対応できる医師等の配置も十分ではなかったが、重症心身障害や精神疾患等を有する患者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の受け入れについて、体制を整備するなど、それぞれの状況に応じて同感染症対応に関して地域に貢献した。 ＜PCR検査件数等＞ 令和2年 4月 → 令和2年10月 → 令和3年 3月 1月検査件数（実績） 195件 → 8,350件 → 17,112件 ※検査件数は、NHO病院で、当月1月における外来・入院患者等の検査件数 ※令和2年度遺伝子検査（PCR法、TRC法、LAMP法）実施件数：93,529件 ※令和2年度抗原検査（定量，定性）実施件数：32,441件 （2）患者が安心して療養できる診療体制の確保 令和2年6月、1回目の緊急事態宣言が解除されるなど、一定の落ち着きを見せつつあったが、感染リスクを避けるために受診間隔の調整、不急の手術の抑制や電話等による診療の活用などの取組を進めてきたところであり、これにより、基礎疾患を有している患者が直接診療・検査を受けられない状態が長期化するなどの事態が生じていた。 新型コロナウイルス感染症の患者もそれ以外の患者も安心して受診してもらうために、以下の基本的な考え方（令和2年6月29日付理事長通知）を各病院に示し、新型コロナウイルス感染症と共存を図っていくための体制構築及び感染予防対策を講じたことについての積極的広報に努めた。 ・新型コロナウイルス感染の有無が明らかでないことを理由に、患者紹介や救急車の受け入れ要請を断らない。 ・一方、新型コロナウイルス以外の疾患の患者にも安心して療養してもらえる環境であることを明らかにするため、動線や病室を明確に区分する。 ・入院治療が必要で新型コロナウイルスの感染が否定できない患者全員に対してPCR検査等を実施する。 【具体的な病院の対応事例】 ・令和2年6月から耳鼻咽喉科手術や内視鏡を再開。このことについてHPに掲載。疑い患者を一旦受け入れる陰圧室を設置し、そこでPCR検査を実施。陰性であれば通常の病棟、陽性であれば専用個室で入院診療を行う体制を整備。		<table><tr><th>評価</th><td></td></tr></table>	評価	
評価									

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
					・令和2年6月に入り通常の診療体制に戻したことを救急隊・連携開業医にお知らせ。今後、十分な感染対策を行っていることについてHPに掲載予定。疑い患者を一旦受け入れる個室を設置し、そこでPCR検査を実施。陰性であれば通常の病棟、陽性であれば専用個室で入院診療を行う体制を整備。 (3) 更なる体制整備について 令和2年9月、新型コロナウイルス感染症への対応に加え、季節性インフルエンザ流行にも備えた体制整備のため国等から各種通知が発出され、都道府県は、多数の発熱患者専用の診察室を設ける等により発熱患者等を受け入れる体制等を整備することとなった。本部から各病院に対して、都道府県から診療・検査医療機関等の指定を受けるよう積極的に検討することを依頼し、令和2年12月1日時点で、77病院が診療・検査医療機関の指定を受けた。 (4) 市中感染対応について ①病床の確保 市中感染対応として、令和元年度予備費等を活用し簡易陰圧装置を設置し休棟している病棟をコロナ病棟に転用する、また、看護師のマンパワーが不足した際、自施設の一般病棟を休棟し、休棟した病棟の看護師をコロナ病棟に配置する等を行うなど、積極的に病床確保に努め、より多くの新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた。 特に、令和2年12月から令和3年1月にかけて、いわゆる第3波の際は、厚生労働省等からの要請に応じ、緊急事態宣言が発出された地域のNHO病院の増床に対応するため他の地域のNHO病院から看護師を派遣し、地域から求められる病床を確保した。 <確保病床数の推移> 令和2年 7月 1日 → 12月 1日 → 3月31日 → 6月 1日 771床 → 1,752床 → 2,032床 → 2,259床 46病院 → 97病院 → 98病院 → 96病院 ※確保病床数：即応病床と準備病床の合計 ※全140病院のうち65病院については、がん、重症心身障害、神経・筋難病（筋ジストロフィー等）及び精神障害を主たる専門とする病院であり、新型コロナウイルス感染症患者の受入体制をとることは極めて困難であったが、そのうち3分の1を超える病院でも受入体制をとった。 ※令和2年度1日当たり最大受入患者数 890人（1月21日）受入病院数81病院 ※令和3年度1日当たり最大受入患者数1,171人（5月17日）受入病院数85病院 （令和3年度は6月15日までの最大受入患者数等）		評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
					②看護師応援体制の構築 令和2年12月、多くの新型コロナウイルス感染症患者を受け入れているために、看護師の負担が増大したり、診療機能の維持が困難になりつつある病院に対して、本部で看護師の派遣候補者を集約し、支援が必要な病院にNHO全体で看護師を派遣する体制を構築した。他病院での業務を経験することにより、職員のスキルアップに繋がるとともに、派遣元病院に新型コロナウイルス感染症対応等の経験や知識を還元することも目的である。 <令和2年度派遣実績> 49人 1,004人日 また、NHO病院への派遣とは別に、自治体からの要請等を受け、他の設置主体にも看護師派遣を実施した。 <令和2年度派遣実績> 99人 2,016人日		評価	
					(5) 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種への対応 医療従事者等へのワクチン接種について、接種体制の構築は都道府県が中心となって進めるものであるが、厚生労働省より格段の協力要請があり、「基本型接種施設」または「連携型接種施設」となること及びワクチン接種に関する調査依頼等が来た場合には積極的に協力するよう周知し、令和3年4月8日時点で、基本型接種施設は69病院、連携型接種施設66病院である。 ※基本型接種施設：ディープフリーザーを設置する接種施設であり、1,000人超の医療従事者等に対して接種を実施することが予定 等 ※連携型接種施設：基本型接種施設から移送したワクチンを冷蔵で保管し、決められた期間内にできるだけすべてのワクチンを使用 等 さらに、医療従事者に限らず、高齢者や地域住民に対するワクチン接種に関しても各自治体から医師・看護師等の派遣等の協力依頼があれば、自院における新型コロナウイルス感染症対応を含めた診療体制等に支障を来たさない限りにおいて積極的に協力するよう周知している。			
					<各自治体からの協力依頼> ・自院以外の接種会場への職員派遣 78病院 ・自院での個別接種（自院の医療従事者が接種を行う） 92病院 ・自院での集団接種（自院の医療従事者が接種を行う） 43病院 (個別接種を行っている15病院を含む) ・接種場所のみ提供（自院以外の医療従事者が接種を行う） 4病院			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
					(6) 取組内容の関係者、地域住民等への広報 各病院においては、新型コロナウイルス感染症と共存を図っていくための体制構築及び感染予防対策を講じたことについて、ホームページへの掲載、地域のクリニックや救急隊等を訪問するなど、自院の体制について積極的広報に努めた。			評価	

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1－2	診療事業 地域医療への貢献		
業務に関連する政策・施策	日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立病院機構法第3条
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」、難易度：「高」 今後、超高齢社会を迎えるにあたり、国として、地域医療構想の実現や地域包括ケアシステムの構築を推進しており、機構の個々の病院が、それぞれの地域で求められる医療需要の変化に対応することや、在宅医療支援を含め他の医療機関等と連携を進めることは重要度が高い。 機構の各病院が、地域医療により一層貢献するためには、地域の実情（人口や高齢化の推移、医療圏における医療機関ごとの機能分担、医師の偏在、患者のニーズ等）に応じ、それぞれの地域で異なった連携デザインを構築していく必要があり、その上で、地域における将来の医療提供体制を検討しながら医療を提供していくこと、また、特に、紹介率・逆紹介率といった指標は既に高い水準にある中で、これを維持・向上させていくことは難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0116

2. 主要な経年データ														
① ①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	（参考） 前中期目標期間最終年度値	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		指標	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
紹介率 （計画値）	前中期目標期間中の最も高い年度の実績以上		76.5% （平成30年度）	76.5% （平成30年度）					予算額（千円）	988,900,395 （※注①）	1,018,255,670 （※注①）			
紹介率 （実績値）		76.5%	77.3%	76.1%					決算額（千円）	976,561,682 （※注①）	956,299,491 （※注①）			
達成度			101.0%	99.5%					経常費用（千円）	983,294,458 （※注①）	986,002,575 （※注①）			
逆紹介率 （計画値）	前中期目標期間中の最も高い年度の実績以上		64.1% （平成30年度）	64.1% （平成30年度）					経常利益（千円）	13,610,531 （※注①）	69,089,449 （※注①）			
逆紹介率 （実績値）		64.1%	66.7%	71.9%					行政コスト（千円）	990,162,530 （※注①）	992,065,689 （※注①）			
達成度			104.1%	112.2%					従事人員数（人）	62,226 （※注②）	62,581 （※注②）			

訪問看護の 延べ利用者 数 (計画値)	前年度より増 加		58,635 名	64,211 名											
訪問看護の 延べ利用者 数 (実績値)		58,635 名	64,211 名	65,153 名											
達成度			109.5%	101.5%											
入退院支援 実施件数 (計画値)	前年度より増 加		155,234 件	182,126 件											
入退院支援 実施件数 (実績値)		155,234 件	182,126 件	191,363 件											
達成度			117.3%	105.1%											
短期入所、 通所事業の 延べ利用者 数 (計画値)	前中期目標期 間中の最も高 い年度の実績 以上		短期入所 39,932 名 (平成 30 年度) 通所事業 48,788 名 (平成 28 年度)	短期入所 39,932 名 (平成 30 年度) 通所事業 48,788 名 (平成 28 年度)											
短期入所、 通所事業の 延べ利用者 数 (実績値)		短期入所 39,932 名 通所事業 43,100 名	短期入所 49,993 名 通所事業 48,081 名	短期入所 30,194 名 通所事業 39,543 名											
達成度			短期入所 125.2% 通所事業 98.6%	短期入所 75.6% 通所事業 81.1%											

注) ①予算額、決算額、経常費用、経常利益、行政コストについては、診療事業の項目（項目 1－1－1、1－1－2、1－1－3）ごとに算出することが困難であるため、診療事業の項目全体の額を記載。

②従事人員数については、診療を行っている者が研究や教育を行う等、事業分類ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	（２）地域医療への貢献 地域包括ケアシステムの構築や各都道府県の地域医療構想の実現のため、機構が有する人的・物的資源と病院ネットワークを有効に活用しながら、地域の医療需要の変化への対応に自主的に取り組み、併せて、個々の病院について、その機能、地域医療需要及び経営状況等を総合的に分析した上で、機能転換や再編成等を検討すること。 また、地域の医療機関との連携をさらに進めるとともに、介護施設や福祉施設も含めた入退院時における連携及び退院	（２）地域医療への貢献	（２）地域医療への一層の貢献			<評価と根拠> 評価：S （自己評価Sの理由） - 紹介率及び短期入所、通所事業については、１００％を下回ったものの、その他の定量的指標において、達成度が１００％以上であった。 - 下記理由により、難易度が高い定量的指標について、一部達成度が１００％を下回ったものの、その他の達成度が１００％以上であり、定量的指標以外の目標についても特に良好な結果を得た。 ○ 国立病院機構では、地域連携をより一層強化するため、紹介・逆紹介の向上に努めている。各病院において、地域で求められる医療機能や扱う診療領域が全く異なる中で、第三期中期計画中で既に高い実績をあげているにもかかわらず、令和２年度においても紹介率は７６．１％、逆紹介率は７１．９％となった。紹介率については新型コロナウイルス感染症の影響により患者数が減少し、達成度は９９．５％と１００％を下回ったが、逆紹介率について１１２．２％と平成３０年度より上回った。 ○ 地域の実情（人口や高齢化の推移、医療圏における医療機関ごとの機能分担、医師の偏在、患者のニーズ等）に応じて、それぞれの地域で異なった連携デザインを構築していく必要があり、その中で、地域における将来の医療提供体制を検討しながら医療を提供していかなければならない。 その上で、地域包括ケアシステムの構築において、地域の医療事情に応じながら在宅医療支援の充実を図るため、令和２年度においては３３病院で訪問診療を行い、６３病院が訪問看護を実施した。また、訪問看護ステーションは新たにさいがた医療センターを加えた１６病院となり、訪問看護ステーションをはじめとする訪問看護の延べ利用者数は、６５，１５３人、達成度は１０１．５％となった。 さらに、介護・福祉施設を含めた入退院時における連携及び退院後の在宅医療支援についても、令和２年度においては入退院支援実施件数１９１，３６３件、達成度は１０５．１％となる等、医療機関や介護・福祉施設との連携及び在宅復帰支援を行った。	評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	後の在宅医療支援を含めた支援の強化を図ること。					○ 地域連携を進めつつ各病院の診療機能や地域のニーズに応じて、他の医療機関では提供されないおそれのあるセーフティネット分野の重症心身障害児（者）、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患等の在宅療養患者の支援体制を構築するため、セーフティネット分野の医療提供をする病院において、短期入所について受入れを行った。しかし、新型コロナウイルス感染症の流行の中、特に短期入所及び通所事業については感染の危険性が高く、入院患者の安全のためにも特に令和２年度前半は受入れを一時的に断念せざるを得ない状況であったため、令和２年度においては、短期入所（短期入院を含む）の延べ利用者数３０，１９４名となり、達成度は７５．６％と年度計画値（平成３０年度）を上回る延べ利用者数とはならなかったが、各病院においてノウハウの構築が進み、感染防止対策を徹底したうえで、一部の病院で受入れが再開されている。 また、通所事業については、生活介護、児童発達支援、放課後等デイサービスを実施した。新型コロナウイルス感染症の影響で、放課後等デイサービス等を一時、利用停止としていた病院もあったことから、令和２年度においては、延べ利用者数が３９，５４３名となり、達成度は８１．１％と年度計画値（平成２８年度）を上回る延べ利用者数とはならなかった。 ○ 令和２年度においては、新型コロナウイルス感染症への対応が続く中であっても、複数の病院が連携する形での結核病床の確保、新型コロナウイルス感染症に関連した地域に開かれた研修会の実施等、各病院の状況に応じた地域医療への貢献を行った他、地域医療構想に関しては、コロナ後を見据え、引き続きＮＨＯの理念に基づく取組を進めた。また、ＮＨＯ病院の再編に関してコロナ禍の中でも長距離の患者移送も含めて八雲病院（北海道）の移転を完了させた他、地域医療連携や地域包括ケアシステムへの貢献等についても新型コロナウイルス感染症への対応を最優先とせざるを得ない中で可能な限りの取組を行った。	評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
		① 医療計画等で求められる機能の発揮 国立病院機構が有する人的・物的資源と病院ネットワークを有効に活用しながら、地域の医療需要の変化への対応に自主的に取り組み、必要な機能を維持しつつ、地域に求められる医療に貢献する。 その上で、必要に応じ、各都道府県の地域医療構想の実現に向けて、国立病院機構としては個々の病院ごとにその機能や、地域医療需要、経営状況について総合的に勘案し、地域のニーズに応じた機能転換や再編等を検討していく。 また、地域連携クリティ	① 医療計画等で求められる機能の発揮 国立病院機構が有する人的・物的資源と病院ネットワークを有効に活用しながら、地域の医療需要の変化への対応に自主的に取り組み、必要な機能を維持しつつ、地域に求められる医療に貢献する。 また、各都道府県の地域医療構想に基づいた地域医療構想調整会議等へ積極的に参加し、各病院が地域で担っている診療機能を踏まえた役割の明確化に引き続き努める。 その上で、必要に応じ、各都道府県の地域医療構想の実現に向けて、国立	<評価の視点> ・ 地域の医療需要の変化への対応に自主的に取り組み、必要な機能を維持しつつ、地域に求められる医療に貢献しているか。	① 医療計画等で求められる機能の発揮 1. 地域医療への取組 (1) 5 疾病・5 事業への対応 都道府県医療計画において、5 疾病 5 事業及び在宅医療の実施医療機関として位置づけられており、各病院が地域で必要とされる医療機能を発揮することで、地域医療への取組を引き続き推進した。 【各都道府県の医療計画における 5 疾病・5 事業に係る記載状況（令和 2 年度末）】 ・ 5 疾病：がん 8 6 病院、脳卒中 9 0 病院、心筋梗塞 6 5 病院、糖尿病 7 7 病院、精神 4 6 病院 ・ 5 事業：救急医療 1 1 1 病院、災害医療 6 8 病院、へき地医療 1 4 病院、周産期医療 6 0 病院、小児医療 1 0 3 病院 (2) 地域医療支援病院の指定状況 医療法により、地域における医療機関の役割分担と連携を図り、「地域完結型医療」を目的に創設された地域医療支援病院に、令和 2 年度においては 6 0 病院が指定されており、地域医療の支援に引き続き貢献した。 【地域医療支援病院】 令和元年度 6 0 病院 → 令和 2 年度 6 0 病院 (3) がん対策推進基本計画への対応 国立病院機構において、3 病院が都道府県がん診療連携拠点病院、3 3 病院が地域がん診療連携拠点病院、4 病院が地域がん診療拠点病院にそれぞれ指定されており、専門的ながん医療の提供、がん診療の地域連携協力体制の構築、がん患者・家族に対する相談支援及び情報提供等を実施している。 平成 2 9 年 1 0 月、がん対策基本法に基づき、第 3 期の「がん対策推進基本計画」が閣議決定され、がんゲノム医療の中核となる拠点病院等を整備することとされた。 国立病院機構においては、平成 3 0 年度にがんゲノム医療連携病院に指定されていた 1 0 病院のうち 3 病院（令和 3 年 4 月 1 日現在）が、がんゲノム医療拠点病院の指定を受け、がんゲノム医療中核拠点病院と協力し、がんゲノム情報に基づく診療や臨床研究・治験の実施、新薬等の研究開発、がんゲノム関連の人材育成等について貢献している。 また、新たに 2 病院を加えた 1 2 病院（令和 3 年 4 月 1 日現在）が、がんゲノム医療連携病院の指定を受け、がんゲノム医療中核拠点病院と連携して遺伝子パネル検査に関する診療機能体制の整備や遺伝子カウンセリングの実施、がんゲノム医療に関する人材育成などの役割を担っている。		年度計画の目標を達成した。	評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																																										
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価																																		
					業務実績		自己評価																																			
		カルパスや医療機器の共同利用などにより、地域の医療機関との連携をさらに進めるとともに、入退院時支援や資産の有効活用などにより、介護・福祉施設との連携強化を図る。	病院機構としては個々の病院ごとにその機能や、地域医療需要、経営状況について総合的に勘案し、地域のニーズに応じた機能転換や再編等を検討していく。 また、地域連携クリティカルパスや医療機器の共同利用などにより、地域の医療機関との連携をさらに進めるとともに、入退院時支援や資産の有効活用などにより、介護・福祉施設との連携強化を図る。	・ 各都道府県の地域医療構想調整会議等へ積極的に参加し、各病院が地域で担っている診療機能を踏まえた役割の明確化に引き続き努めているか。	【がん診療連携拠点病院等の指定状況】 <table><thead><tr><th></th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>・都道府県がん診療連携拠点病院</td><td>3 病院</td><td>→ 3 病院</td></tr><tr><td>・地域がん診療連携拠点病院</td><td>3 2 病院</td><td>→ 3 3 病院</td></tr><tr><td>・地域がん診療拠点病院</td><td>4 病院</td><td>→ 4 病院</td></tr><tr><td>・がんゲノム医療拠点病院</td><td>3 病院</td><td>→ 3 病院</td></tr><tr><td colspan="3">北海道がんセンター、四国がんセンター、九州がんセンター</td></tr><tr><td>・がんゲノム医療連携病院</td><td>1 0 病院</td><td>→ 1 2 病院</td></tr><tr><td colspan="3">東京医療センター、名古屋医療センター、京都医療センター、大阪医療センター、大阪南医療センター、岡山医療センター、呉医療センター、岩国医療センター、九州医療センター、長崎医療センター、福山医療センター、東広島医療センター</td></tr></tbody></table> (4) 地域医療構想調整会議等への参加状況 都道府県が策定した地域医療構想を基に、構想区域毎に「地域医療構想調整会議」において、医療機能の役割分担等具体的な議論が進められている中で、国立病院機構の各病院も地域医療構想調整会議に積極的に参加する等、地域関係者との対話を、令和2年度も引き続き実施した。 また、医療機関がその有する病床において担っている医療機能の現状と今後の方向性を選択し、病棟単位で都道府県に報告する病床機能報告制度については、令和2年度も引き続き各病院が適切に対応した。 【各都道府県における医療連携体制について検討・討議するために設置される医療審議会等への参加状況（令和3年3月末現在）】 <table><tbody><tr><td>・都道府県医療審議会（及び作業部会等）参加病院数</td><td>1 9 病院</td></tr><tr><td>・圏域連携会議参加病院数</td><td>5 0 病院</td></tr><tr><td>・地域医療対策協議会（及び作業部会等）参加病院数</td><td>3 2 病院</td></tr><tr><td>・地域医療構想調整会議（及び専門部会等）参加病院数</td><td>1 0 1 病院</td></tr></tbody></table> (5) 国立病院機構における地域医療構想への対応 国立病院機構においては、従来から、「提供したい医療やそのための提供体制」ではなく、「国立病院機構であれば、地域から求められる医療を2040年に向けた厳しい先行きの中でも安定的に提供する体制を確保できる」ことに対する評価を地域関係者や患者から得ることができるよう、今後の全ての当機構の取組を貫く考え方（SUREプロジェクトの理念）に基づき取組を進めている。 （SUREプロジェクト報告書（令和元年10月）） ①地域等の患者、住民が必要とする医療を安定的かつ継続的に提供するNHO ②全ての職員にとって安全、安心に働ける職場であるNHO ③災害時等の危機管理に強いNHO				令和元年度	令和2年度	・都道府県がん診療連携拠点病院	3 病院	→ 3 病院	・地域がん診療連携拠点病院	3 2 病院	→ 3 3 病院	・地域がん診療拠点病院	4 病院	→ 4 病院	・がんゲノム医療拠点病院	3 病院	→ 3 病院	北海道がんセンター、四国がんセンター、九州がんセンター			・がんゲノム医療連携病院	1 0 病院	→ 1 2 病院	東京医療センター、名古屋医療センター、京都医療センター、大阪医療センター、大阪南医療センター、岡山医療センター、呉医療センター、岩国医療センター、九州医療センター、長崎医療センター、福山医療センター、東広島医療センター			・都道府県医療審議会（及び作業部会等）参加病院数	1 9 病院	・圏域連携会議参加病院数	5 0 病院	・地域医療対策協議会（及び作業部会等）参加病院数	3 2 病院	・地域医療構想調整会議（及び専門部会等）参加病院数	1 0 1 病院	年度計画の目標を達成した。	評価	
	令和元年度	令和2年度																																								
・都道府県がん診療連携拠点病院	3 病院	→ 3 病院																																								
・地域がん診療連携拠点病院	3 2 病院	→ 3 3 病院																																								
・地域がん診療拠点病院	4 病院	→ 4 病院																																								
・がんゲノム医療拠点病院	3 病院	→ 3 病院																																								
北海道がんセンター、四国がんセンター、九州がんセンター																																										
・がんゲノム医療連携病院	1 0 病院	→ 1 2 病院																																								
東京医療センター、名古屋医療センター、京都医療センター、大阪医療センター、大阪南医療センター、岡山医療センター、呉医療センター、岩国医療センター、九州医療センター、長崎医療センター、福山医療センター、東広島医療センター																																										
・都道府県医療審議会（及び作業部会等）参加病院数	1 9 病院																																									
・圏域連携会議参加病院数	5 0 病院																																									
・地域医療対策協議会（及び作業部会等）参加病院数	3 2 病院																																									
・地域医療構想調整会議（及び専門部会等）参加病院数	1 0 1 病院																																									

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
					こうした方針に基づき、新型コロナウイルス感染症への対応に当たっても、積極的な病床の確保や、病院間における物資の融通、クラスター等により職員数が不足している病院に対する広域的な職員派遣など、国立病院機構という病院グループがワンチームとなって協力する体制を構築することで、多数の患者の受け入れを実現した。 また、同感染症対応を行う一方で、感染リスクを避けるための受診抑制や不急の手術の制限等により、基礎疾患を有している患者が直接診療・検査を受けられない事態が生じていたことへの対応等のために、各病院で患者、医師、看護師等の感染リスクを徹底的に取り除く対策を講じることで全ての紹介患者や救急患者等を受け入れる体制の整備にも取り組んだ。 さらに、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の対応が続く中であっても、地域医療構想の基本的な枠組み（病床の必要量の推計・考え方など）を維持し着実に進めていくことや、第8次医療計画において、5事業に「新興感染症等の感染拡大時における医療」が追加されるといった国の方針が示されたことを踏まえ、病院長会議において国の考え方について各病院への周知を図るとともに、改めて、法人としての考え方や方針を示し、令和元年9月に厚生労働省より名指しされた病院を含む各病院が、地域から求められる医療を安定的かつ継続的に提供できるよう取り組んでいくべきことについて共有を図った。 なお、引き続き各病院において、2040年に向けた中期的な状況や見通しを踏まえた内部・外部環境の分析結果、同感染症による環境の変化などを正確に見極め、同感染症対応に係る経験を踏まえた今後の新興感染症に関する自院の役割なども見通した上で、2025年に向けて実現すべき規模・機能及びその実現のための道筋を定める経営戦略の策定・見直しを行い、当該戦略に基づく具体的な方針を示しつつ、地域関係者の理解を得ていくよう取り組んでいくこととしている。 (6) 地域医療における新型コロナウイルス感染症等への対応 新型コロナウイルス感染症への対応と一般医療等の維持・両立を図りながら、地域から求められる医療を安定的かつ継続的に提供した。 < 具体的事例 > ・ 神奈川病院（結核医療提供体制の確保） 神奈川県内の他の医療機関が有する結核病床が新型コロナウイルス感染症対応へ転用されていること等を踏まえ、神奈川県庁からの要請を受け、年度内に50床から30床まで縮小することが決定していた同院の結核病床を、当面の間、県の求める既存50床を維持する方針を決定。病床運営にあたり不足する看護師については、全国10の機構病院から派遣調整された人員により確保することとし、地域における結核医療提供体制の確保に寄与していくこととしている。 ・ 肥前精神医療センター（重症心身障害・精神科疾患患者への対応等）		<table><tr><td>評価</td><td></td></tr></table>	評価	
評価									

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
				・ 地域医療構想の実現に向けて、個々の病院ごとにその機能や、地域医療需要、経営状況について総合的に勘案し、地域のニーズに応じた機能転換や再編等を検討しているか。	令和2年5月、休棟していた病棟を改修し、新型コロナウイルス感染症対応精神科病床20床を確保し、医師は内科・精神科医師を併任で配置し、看護師は各病棟より併任希望者を招集して運用を開始した。佐賀県において新型コロナウイルス感染症に感染した精神疾患（認知症、知的障害を含む）患者で、ホテル療養の難しい、身体的に軽症者までの治療が主な役割である。 また、令和2年7月と12月の2回、PPEの着脱等の実習を含む新型コロナウイルス感染症に関する精神科医療従事者向け研修会を開催し、院内外から約210名参加した。 （7）国立病院機構病院の医療機能の移転 ①八雲病院の機能移転について セーフティネット分野の医療等を提供していた八雲病院（北海道二海郡八雲町）については、入院患者の高齢化に伴う生活習慣病などの合併症の対応等の課題を抱えていた。このため、急性期の各診療機能を備えた北海道医療センター（同札幌市）及び函館病院（同函館市）へ医療機能に移転することで、入院患者の医療の充実等を図ることとし、平成27年6月に基本構想、平成30年6月に基本計画を公表した。 八雲病院から函館病院までは約82km、北海道医療センターまでは約245kmと長距離の移動となり、また新型コロナウイルス感染症が流行する中で厳重な感染防止対策が必要となったが、病院・グループ・本部が一丸となって、新型コロナウイルス感染症の流行状況等を慎重に見極めつつ、患者・家族にとっていかに安全・安心に移送できるか重点的に検討・準備を進め、移送自体は概ね4日間で集中的に実施し、移送された患者の中から感染者を1人も出すこともなく、令和2年9月1日に機能移転を完了した。 ○主な動き 平成27年 6月 基本構想の公表 平成30年 6月 基本計画の公表 令和 2年 5月 北海道医療センター病棟等新築整備工事完了 令和 2年 6月 函館病院病棟等新築整備工事完了 令和 2年 8月 患者移送完了 令和 2年 9月 機能移転 ○患者移送実施状況 実施日：函館病院 8月18日 北海道医療センター 8月19日～21日（計4日間） その他個別移送 8月11日、13日、14日 対象者：重症心身障害児（者）97人、筋ジストロフィー患者80人 車両数：福祉車両116台、民間救急車7台	年度計画の目標を達成した。	評価		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
					②東徳島医療センター・徳島病院の機能統合について 東徳島医療センター（徳島県板野郡板野町）及び徳島病院（同吉野川市）がそれぞれ実施しているセーフティネット分野の専門医療等について、将来にわたって実施できる体制を確保するとともに、患者の療養環境を更に充実していくため、徳島病院の機能を東徳島医療センターの地に移転・統合し、徳島県地域医療構想を踏まえ、現在、両病院が有している医療機能の充実・強化等を図ることとした基本構想を平成30年2月に公表した。引き続き、両病院が抱える課題を克服し、その医療機能を将来にわたって継続していくために、最適な方策について検討していく。 ○主な動き 平成29年12月 徳島県東部地域医療構想調整会議で機能再編案を説明 平成30年 2月 基本構想の公表 ○機能移転予定時期：令和4年度目途			評価	
					（8）地域における国立病院機構病院と他の設置主体医療機関等との機能再編 ①弘前病院への弘前市立病院の医療機能の移転 津軽地域では、民間病院の医師不足等による病院群輪番参加病院の減少により救急医療体制の維持が困難等の課題を抱えている。 その課題を解決するために、平成28年3月に策定された地域医療構想に基づき、弘前病院と弘前市立病院を再編し、地域の二次救急医療提供体制の強化、複数の診療科の協働による高度・専門医療等の提供、地域医療を担う病院・診療所等との連携、若手医師等の育成機能の充実・人材確保等を担う新中核病院を、国立病院機構、弘前市、青森県及び弘前大学の連携により整備することで、弘前市を中心とする津軽地域保健医療圏の住民等に、長期にわたり安心・安全で良質な医療を提供することを目的として、平成30年10月に、4者間で基本協定書を締結した。 令和4年早期の新中核病院の運営開始を目指しているが、令和2年5月には新中核病院整備工事が開始されるなど、コロナ禍にあっても当初の予定から遅れることなく着実に準備を進め、令和3年2月には新中核病院の開院日を「令和4年4月1日」と決定した。 ○主な動き 平成28年 3月 青森県津軽地域保健医療圏の地域医療構想を策定 平成28年10月 青森県が新中核病院構想を提案 平成30年10月 基本協定書締結 令和 2年 5月 新中核病院整備工事着手 ○機能移転予定時期：令和4年4月1日（予定）				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
				地域連携クリティカルパスや医療機器の共同利用などにより、地域の医療機関との連携をさらに進めているか。	2. 地域完結型医療を実現するための取組		年度計画の目標を達成した。	評価	
				地域連携クリティカルパス実施患者数】	令和元年度		令和2年度		
				大腿骨頸部骨折	2, 366人		→	2, 268人	
				脳卒中	3, 610人		→	3, 267人	
				がん（五大がん等）	3, 045人		→	3, 133人	
				結核、COPD等その他のパス	1, 087人		→	1, 211人	
				総数	10, 108人		→	9, 879人	
				医療機器の共同利用	地域の医療機関や医師会等への医療機器の整備状況の説明、地域医療連携システムの導入による利便性の向上などの取組により医療機器の共同利用を促進することで、地域の医療機関との連携を図った。				
				医療機器の共同利用数】	令和元年度		令和2年度		
				CT	35, 402件		→	29, 233件	
				MRI	39, 676件		→	34, 869件	
				ガンマカメラ	5, 364件		→	4, 918件	
				リニアック	12, 196件		→	13, 926件	
			<定量的指標>	- 紹介率 - 逆紹介率	(3) 紹介率と逆紹介率の向上		近隣医療機関等への定期的な訪問や、退院支援看護師の配置による退院支援の強化等により、紹介率（※）、逆紹介率の向上に努め、引き続き地域医療に貢献した。		
				紹介率・逆紹介率】	令和元年度		令和2年度		
				紹介率	77.3%		→	76.1%	
				逆紹介率	66.7%		→	71.9%	
				※ 紹介率：受診した患者のうち他の医療機関から紹介されて来院した患者の割合。			紹介率については新型コロナウイルス感染症の影響により年度計画の目標を達成できなかったが、逆紹介率については、目標を上回る実績をあげた。		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																	
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価									
					業務実績		自己評価										
				・ 入退院時支援や資産の有効活用などにより、介護・福祉施設との連携強化を図っているか。 <定量的指標> ・ 入退院支援実施件数	（４）入退院支援センターにおける介護・福祉施設との連携及び在宅支援 各病院の入退院支援センターにおいて、入院時には在宅サービス事業者と連携し、患者の生活状態や身体機能に即した入院説明を行い、退院時には介護、福祉に関わる機関との連携や訪問看護ステーションの活用などスムーズな在宅医療への移行に取り組んでいる。また、地域医療連携室、がん相談支援センター、患者相談窓口の機能を統合して、患者支援センターとして運用するなど、院内における在宅支援の相談窓口の強化も図っている。 【入退院支援実施件数】 <table><tr><td></td><td>令和元年度</td><td></td><td>令和２年度</td></tr><tr><td>入退院支援実施</td><td>１８２，１２６件</td><td>→</td><td>１９１，３６３件</td></tr></table>		令和元年度		令和２年度	入退院支援実施	１８２，１２６件	→	１９１，３６３件	年度計画の目標を達成した。	年度計画の目標を上回る実績をあげた。	評価	
	令和元年度		令和２年度														
入退院支援実施	１８２，１２６件	→	１９１，３６３件														
				3. 地域の救急医療体制への取組 （１）救急・小児救急患者の受入数 令和２年度は、消防法に基づく救急告示病院として８６病院が指定されている。また、２０病院において救命救急センターを設置しており、地域の医療ニーズを踏まえて、三次救急への取組も充実させている。さらに、小児救急医療拠点病院等として２４時間の小児救急医療を行っている病院は１７病院、地域の小児救急輪番に参加している病院は４２病院となっており、地域の小児救急医療体制の強化にも引き続き貢献した。新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、救急患者受入数は大幅に減少したものの、感染管理を徹底した上で、より重篤な患者の受入れを行い、地域の救急医療体制の中での国立病院機構の役割を引き続き適切に果たした。 【救急患者受入数】 ・ 令和元年度 ５２１，４８１人 （うち小児救急患者数９２，５７０人） ・ 令和２年度 ４０８，４３２人（△２１．７％） （うち小児救急患者数５３，３３７人）（△４２．４％） 【救急受診後の入院患者数】 ・ 令和元年度 １８２，２２５人 （うち小児救急患者数 ２１，７０２人） ・ 令和２年度 １５６，０４７人（△１４．４％） （うち小児救急患者数 １１，１６１人）（△４８．６％） 【救急車による受入数】 ・ 令和元年度 １９５，５６５人 （うち小児救急患者数 １４，５９６人）													

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
					・令和2年度 168,905人 (△13.6%) (うち小児救急患者数 9,129人) (△37.5%) 【救急車による受入数のうち受診後の入院患者数】 ・令和元年度 106,897人 (うち小児救急患者数 4,640人) ・令和2年度 96,110人 (△10.1%) (うち小児救急患者数 3,119人) (△32.8%) (2) 地域の救急医療体制の強化 地域の医療ニーズを踏まえて、三次救急への取組も充実させており、救命救急センターを20病院設置している。また、二次医療機関と一次医療機関との役割分担が進んできたことから、各病院は、より重篤な患者の受入れを積極的に行うなど、地域の救急医療体制強化に令和2年度も引き続き貢献した。 なお、令和2年度においては、消防法に基づく救急告示病院として86病院が指定されている。 また、小児救急医療拠点病院等として24時間の小児救急医療を行っている病院は17病院、地域の小児救急輪番に参加している病院は42病院となっており、引き続き地域の小児救急医療体制の強化に貢献した。 さらに、自治体等が主導して地域全体で救急医療・小児救急医療体制を構築している地域においては、市町村や地域医師会が運営する休日・夜間の小児急患センターに対して医師を派遣するなど、引き続き地域の医療ニーズに応えた重要な役割を果たしている。		評価	
					4. ドクターヘリ・防災ヘリ、ドクターカーによる診療状況 (1) ドクターヘリ・防災ヘリ 令和2年度においても、医師等が同乗し自治体等の所有する防災ヘリやドクターヘリによる患者受入れや患者搬送を、22病院で1,479回引き続き実施した。 【長崎医療センターにおけるドクターヘリ等による診療活動】 ・稼働回数：令和2年度においても、防災ヘリやドクターヘリによる患者受入れや患者搬送を658回実施した。 ・病院側の診療体制：医師7名、看護師8名のフライトチームを組み診療を実施。 (2) ドクターカー 令和2年度においても、医師等が同乗するドクターカーによる患者の受入れや患者搬送を、20病院で1,732回引き続き実施した。			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
		行い、入院前後の在宅支援を図ること 等によって在宅療養支援を行う。 在宅療養患者やその家族に対する相談支援、在宅医療に関わる様々な主体が連携を進めていくに当たっての支援機能、地域の医療従事者等の人材育成、地域の求めに応じた訪問看護・訪問診療の実施、他の主体では実施が困難な分野における国立病院機構の医療資源を活用した新たな取組など、地域包括ケアシステムの中で在宅医療提供体制の充実に貢献する。	応する体制を充実させること ・グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホームを含めた在宅サービスとの連携を行い、入院前後の在宅支援を図ること 等によって在宅療養支援を行う。 在宅療養患者やその家族に対する相談支援、在宅医療に関わる様々な主体が連携を進めていくに当たっての支援機能、地域の医療従事者等の人材育成、地域の求めに応じた訪問看護・訪問診療の実施、他の主体では実施が困難な分野における国立	・在宅療養患者の急性増悪時に対応する体制を充実させているか。 ・精神科疾患の在宅療養患者に対して訪問看護等に取り組んでいるか。	(3) 在宅療養支援の取組 入院治療が必要な難病患者が適時に入院できる体制及び在宅療養提供体制を整備するために都道府県が実施している難病医療提供体制事業について、新たに3病院を加えた32病院が難病診療連携拠点病院、新たに1病院を加えた61病院が難病診療分野別拠点病院・難病医療協力病院の役割を担うなど、地域の在宅支援ネットワークへの協力を令和2年度も引き続き行った。 また、在宅の重症心身障害児（者）等の居宅支援として、家族の病気、保護者の休養などの理由で、短期間入所できる短期入所事業を新たに2病院加えた76病院で行い、地域の在宅支援ネットワークへの協力を行った。	延べ利用者数とはならなかった。	評価		
					(4) 在宅療養患者の急性増悪時の対応 令和2年度においては、123病院で在宅療養患者の急性増悪時入院や新たに3病院を加えた99病院でレスパイト入院に対応するため在宅医療を担う医療機関との連携を引き続き行った。 (5) 訪問診療・訪問看護の取組 各病院の診療機能と地域の医療ニーズに応じて在宅療養患者に対して33病院が訪問診療を行い、63病院が訪問看護を令和2年度も引き続き行った。 (6) 訪問看護ステーションの開設 地域包括ケアシステムの構築が推進される中で地域の医療事情に応じながら、神経筋疾患・精神疾患の患者を中心に在宅医療提供体制の充実に引き続き貢献している。令和2年度は、地域の要請に応じて訪問看護ステーション（※）を新たにさいがた医療センターで開設し、国立病院機構全体では16病院となった。そのうち、宇多野病院、長崎川棚医療センター、兵庫中央病院、関門医療センター、九州がんセンターにおいては、24時間の訪問対応を行っている。 ※訪問看護ステーション：健康保険法及び介護保険法による指定を受けて「指定訪問看護事業者」が訪問看護事業を行う事業所としての指定訪問看護ステーション 【訪問看護ステーション設置状況】 令和元年度 15病院 → 令和2年度 16病院 東埼玉病院、下総精神医療センター、西新潟中央病院、新潟病院、さいがた医療センター、榊原病院、東尾張病院、あわら病院、宇多野病院、兵庫中央病院、やまと精神医療センター、関門医療センター、九州がんセンター、長崎川棚医療センター、大分医療センター、宮城病院	年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を達成した。			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
			病院機構の医療資源を活用した新たな取組など、地域における在宅医療提供体制の充実に貢献する。	<定量的指標> - 訪問看護の延べ利用者数 - グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホームを含めた在宅サービスとの連携を行い、入退院前後の在宅支援を行っているか。 <定量評価> - 入退院支援実施件数	【訪問看護の延べ利用者数】 令和元年度 64,211人 → 令和2年度 65,153人 (7) 入退院支援センターにおける介護・福祉施設との連携及び在宅支援（再掲） 各病院の入退院支援センターにおいて、入院時には在宅サービス事業者と連携し、患者の生活状態や身体機能に即した入院説明を行い、退院時には介護、福祉に関わる機関との連携や訪問看護ステーションの活用などスムーズな在宅医療への移行に取り組んでいる。 また、地域医療連携室、がん相談支援センター、患者相談窓口の機能を統合して、患者支援センターとして運用するなど、院内における在宅支援の相談窓口の強化も図っている。		年度計画の目標を上回る実績をあげた。 年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を上回る実績をあげた。	評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
				・在宅療養患者やその家族に対する相談支援、在宅医療に関わる様々な主体が連携を進めていくに当たっての支援機能、地域の医療従事者等の人材育成、地域の求めに応じた訪問看護・訪問診療の実施など、地域における在宅医療提供体制の充実に貢献しているか。	2. 地域包括ケアシステムへの貢献 （1）地域の医療従事者や患者や地域住民を対象とした研修会等の開催 各病院において、地域の医療従事者等の研修ニーズの把握やアンケート調査による研修内容の評価・検証等により内容の充実に努めている。令和元年度まではホームページやパンフレット配布等で参加を呼びかけたほか、地域の医療関係機関等とも連携して開催するなど行っていた。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により研修の開催が困難となったことや、各病院において発熱外来等を設置するために研修会場の確保が困難となったこと等により、開催できない研修会が多くあったが、Web開催を実施する等の新たな取組も行った他、Webの活用を進めつつ新型コロナウイルス感染症に関する研修会の実施に取り組む等、地域医療従事者等へ向けた医療情報発信や地域のニーズに応じた地域包括ケアシステムの推進に貢献した。 この結果、918件（主に医療従事者対象631件、主に地域住民対象287件）の地域の医療従事者等を対象とした研修会等を開催し、延べ4万人の方に地域医療従事者等へ向けた医療情報発信に貢献した。また、在宅医療に関わるものとして、87件実施し、地域のニーズに応じた地域包括ケアシステムの推進に貢献した。 【開催件数】 令和元年度 4,581件 → 令和2年度 918件 （2）在宅医療提供体制に向けての在宅医療推進セミナーの実施（再掲） 地域包括ケアシステムの構築における自院の課題を把握し、グループディスカッションを通じ、情報を共有することにより在宅医療提供体制の構築に向けて必要な知識・技術の習得や、訪問看護ステーションの開設に向けての必要な知識の習得を図ることを目的とした研修を例年実施しているところだが、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、令和2年度においては、開催を見送った。 （3）在宅医療を担う医療機関との連携（再掲） 令和2年度においては、123病院で在宅療養患者の急性増悪時入院や新たに3病院を加えた99病院でレスパイト入院に対応するため在宅医療を担う医療機関との連携を引き続き行った。 （4）訪問診療・訪問看護の取組（再掲） 各病院の診療機能と地域の医療ニーズに応じて在宅療養患者に対して33病院が訪問診療を行い、63病院が訪問看護を令和2年度も引き続き行った。		年度計画の目標を達成した。	評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
					(5) 訪問看護ステーションの開設（再掲） 地域包括ケアシステムの構築が推進される中で地域の医療事情に応じながら、神経筋疾患・精神疾患の患者を中心に在宅医療提供体制の充実に引き続き貢献している。令和2年度は、地域の要請に応じて訪問看護ステーション（※）を新たにさいがた医療センターで開設し、国立病院機構全体では16病院となった。そのうち、宇多野病院、長崎川棚医療センター、兵庫中央病院、関門医療センター、九州がんセンターにおいては、24時間の訪問対応を行っている。 ※訪問看護ステーション：健康保険法及び介護保険法による指定を受けて「指定訪問看護事業者」が訪問看護事業を行う事業所としての指定訪問看護ステーション 【訪問看護ステーション設置状況】 令和元年度 15病院 → 令和2年度 16病院 東埼玉病院、下総精神医療センター、西新潟中央病院、新潟病院、さいがた医療センター、榑原病院、東尾張病院、あわら病院、宇多野病院、兵庫中央病院、やまと精神医療センター、関門医療センター、九州がんセンター、長崎川棚医療センター、大分医療センター、宮城病院 【訪問看護の延べ利用者数】 令和元年度 64,211人 → 令和2年度 65,153人 (6) 地域包括支援センターの運営 令和2年1月、宮城病院において国立病院機構で初めて自治体から地域包括支援センターの運営を受託することが決定し、令和2年度から運営を開始している。 地域包括支援センターは、地域住民の医療と保健の向上、更には福祉の推進に向けた支援を包括的に行う機関であり、医療・保健・介護・福祉といった様々な領域の関係機関と連携し、また、それらの社会資源を活用し、介護保険という制度を超えて高齢者をサポートするための地域包括ケアシステムの拠点として重要な役割を担う。 地域包括支援センターの運営により、地域から求められる役割を積極的に果たすとともに地元自治体との関係が目に見える形で連携強化を図りつつ、地域包括ケアシステムの中心として貢献した。		評価	

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1－3	診療事業 国の医療政策への貢献		
業務に関連する政策・施策	政策医療を向上・均てん化させること 感染症の発生・まん延の防止を図ること 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立病院機構法第3条
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」、難易度：「高」 南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害が予想される中、人材育成を含め災害発生に備えた機能の充実・強化は重要であり、また、他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのあるセーフティネット分野の医療についても、引き続き中心的な役割を果たしていく必要があるため重要度が高い。 さらに、新型コロナウイルス感染症の新規陽性患者数が全国的に増加している中、病院ネットワークを活用し、地域の実情に応じた感染症対応にかかる研修を実施することにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図ることは、国の医療施策に貢献するものであるため重要度が高い。 必要な医療を確実に提供しながら、災害発生時など国の危機管理に際して求められる医療についても迅速かつ確実に提供できるよう、災害対応体制を整備し、維持することは難易度が高い。 また、後発医薬品の使用割合に係る目標達成には、医療提供側と患者側の双方の理解を一層深め、後発医薬品の使用促進対策を継続的に実施していく必要があるが、機構では既に政府目標である80%を超える高い水準にある中、更にこれを上回る目標を達成することは難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0116

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		指標	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事業継続計画（BCP）整備済病院数（災害拠点病院を除く。）（計画値）	前年度より増加させ、速やかに全病院で整備する		22 病院	39 病院					予算額（千円）	988,900,395 （※注①）	1,018,255,670 （※注①）			
事業継続計画（BCP）整備済病院数（災害拠点病院を除く。）（実績値）		22 病院	39 病院	103 病院					決算額（千円）	976,561,682 （※注①）	956,299,491 （※注①）			
達成度			177.3%	264.1%					経常費用（千円）	983,294,458 （※注①）	986,002,575 （※注①）			
後発医薬品の使用割合（計画値）	数量ベースで 85%以上 【平成29年度実績以上】 （※注）		83.5%	85.0%					経常利益（千円）	13,610,531 （※注①）	69,089,449 （※注①）			
後発医薬品の使用割合（実績値）		86.2%	88.7%	88.9%					行政コスト（千円）	990,162,530 （※注①）	992,065,689 （※注①）			
達成度			106.2%	104.6%					従事人員数（人）	62,226 （※注②）	62,581 （※注②）			
訪問看護の延べ利用者数（計画値）	前年度より増加		58,635 名	64,211 名										
訪問看護の延べ利用者数（実績値）		58,635 名	64,211 名	65,153 名										
達成度			109.5%	101.5%										

注）【 】については、令和元年度の達成目標。

注）①予算額、決算額、経常費用、経常利益、行政コストについては、診療事業の項目（項目 1－1－1、1－1－2、1－1－3）ごとに算出することが困難であるため、診療事業の項目全体の額を記載。

②従事人員数については、診療を行っている者が研究や教育を行う等、事業分類ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	（３）国の医療政策への貢献 機構の人的・物的資源や病院ネットワークを最大限活用し、以下の取組を実施すること。 災害や新型インフルエンザ発生時など国の危機管理に際して求められる医療について、国や地域との連携の強化により、災害対応時の役割の明確化や災害医療現場等で貢献できる人材の育成、厚生労働省のDMAT事務局の体制強化など国の災害医療体制の維持・発展への貢献	（３）国の医療政策への貢献	（３）国の医療政策への貢献			＜評定と根拠＞ 評定：S （自己評定Sの理由） - 全ての定量的指標において、達成度が100%以上であった。 - 下記理由により、難易度が高い定量的指標について、達成度が100%以上であり、定量的指標以外の目標についても特に良好な結果を得た。 ○ 新型コロナウイルス感染症患者の受け入れにあたり、休棟している病棟をコロナ病棟に転用する、また、看護師のマンパワーが不足した際、自施設の一般病棟を休棟し、休棟した病棟の看護師をコロナ病棟に配置する等を行うなど、積極的に病床確保に努めた。 また、NHO以外の病院等も含め、診療機能の維持が困難になりつつある病院に対して、本部で看護師の派遣候補者を集約し、NHO全体で看護師を派遣する体制を構築し、国・都道府県からも高い評価を受けた。 加えて、医療従事者等へのワクチン接種について、接種体制の構築は都道府県が中心となって進めものであるが、厚生労働省からの格段の協力要請を受けて、「基本型接種施設」または「連携型接種施設」となること及びワクチン接種に関する調査依頼等が来た場合には積極的に協力するよう本部から各病院に周知し、令和3年4月8日時点で、基本型接種施設は69病院、連携型接種施設66病院となっている。 ○ 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）において、「災害派遣医療チームの司令塔機能の強化等を進める」こととされ、厚生労働省に設置された「救急・災害医療提供体制等の在り方に関する検討会」において「DMAT事務局が病院内の一部門となっている現状を改める」、「大規模災害時に備え、DMAT事務局の人員増強を行う」ことが挙げられている。これを受け、これまで災害医療センターと大阪医療センターがそれぞれ受託していた厚生労働省DMAT事務局業務について令和2年4月より本部の一組織として「国立病院機構本部DMAT事務局」を新設し、人員増強を行うなどの体制強化を行い、7月の熊本豪雨への対応等に当たった。	評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	を含め、中核的な役割を果たす機関としての機能を充実・強化すること。また、発災時に必要な医療を確実に提供すること。 重症心身障害、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患、結核、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」（平成15年法律第110号）に基づく精神科医療など他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのあるセーフティネット					○ 「国立病院機構防災業務計画」については、これまでも東日本大震災等での経験を踏まえ基幹災害拠点病院及び災害拠点病院に初動医療班を配置するなど、より効果的・効率的な災害対応体制を確立するため所要の見直しを行っており、令和元年度においては、国の災害拠点病院の指定要件に準じて、全病院が災害時の燃料や飲料水等の備蓄量、優先供給協定の締結や事業継続計画を整備することを規定した。 また、BCP未策定の病院を対象にBCP策定研修を実施する等の取組を行った結果、BCP整備済病院数は、103病院全て（37病院は災害拠点病院のため除く）となり、達成度は264.1%となった。 なお、「国立病院機構新型インフルエンザ等対策に関する業務計画」に基づき、感染症発生時に感染拡大を可能な限り抑制し、万全を期して医療活動を継続できるよう、140全病院が「診療継続計画」を策定しており、今般の新型コロナウイルス感染症においても、適切に対応している。 ○ 日本の後発医薬品のシェアは諸外国と比べ低い状況にあり、国内においては数量ベースで78.2%（令和2年9月時点）となっている。 政府目標は、「経済財政運営と改革の基本方針2015について」（平成27年6月30日閣議決定）で示された、平成29年央に70%以上とするとともに、平成30年度から令和2年度末までのなるべく早い時期に80%以上にするとされた。 さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2017について」（平成29年6月9日閣議決定）において、2020年（令和2年）9月までに、後発医薬品の使用割合を80%とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討するとされており、この達成には、医師・薬剤師等の医療従事者側と患者側の理解を一層深め、後発医薬品使用促進対策を率先して、継続的に推進していく必要がある中で、国立病院機構は平成29年度から80%を超える高い水準を維持している。令和2年度においては、後発医薬品の使用割合は88.9%、達成度は104.6%となり、引き続き高い水準を維持した。 ○ 他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのあるセーフティネット分野の医療、国の施策に対応した心神喪失者等医療観察法に基づく精神科医療、エイズ、新型インフルエンザ等の感染症等に対する医療、セーフティネット分野の在宅患者や医療依存度の高い重症心身障害児（者）及び強度行動障害児（者）等の他の医療機関では対応が困難な患者への医療を提供している。 また、地域包括ケアシステムの構築において、地域の医療事情に応じながら在宅医療支援の充実を図るため、令和2年度においては33病院で訪問診療を行い、63病院が訪問看護を実施した。また、訪問看護ステーションはさいがた医療センターを加えた16病院となり、訪問看護ステーションをはじめとする訪問看護の延べ利用者数は、65,153人、達成度は101.5%となった。	評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
	新型コロナウイルス感染症への取組について、引き続き、都道府県と連携し、地域において必要とされる医療を安定的かつ継続的に提供するように体制の整備を図ること。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、病院ネットワークを活用し、地域の医療機関や介護・障害福祉分野等の関係者を対象として、地域の実情に応じた感染症対応にかかる研修を実施することにより、地域における感染防止対策を講ずること。 このほか、国の医療分野における重要政策のモデル的な取組を積	を確実に提供する。 また、国立病院機構のネットワークを活用し、重症心身障害児（者）等の患者の特性を踏まえた災害時の広域搬送等に係る検討を進める。 特に、新型コロナウイルス感染症への取組について、引き続き、都道府県と連携し、地域において必要とされる医療を安定的かつ継続的に提供するように機構全体の感染症対応能力の向上を図るとともに、機構病院の新型コロナウイルス感染症対応で得られた経験や国内外の様々な知見を踏まえ、地域の医療機関や介護・障害福祉	き、初動医療班や医療班の派遣体制及び災害拠点病院等における医療救護体制の充実を図るとともに、必要な研修を実施する。 新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症などの感染症対策については、「新型インフルエンザ等対策に関する業務計画」等に基づき、適切に対応が行えるように必要な体制の確保に努める。 また、国立病院機構のネットワークを活用し、重症心身障害児（者）等の患者の特性	・ 厚生労働省のDMAT体制において、体制強化や訓練・研修の実施を通じて、国の災害医療体制の維持・発展に貢献しているか。	2. 厚生労働省のDMAT体制への貢献 （1）国立病院機構におけるDMAT体制の役割 大規模災害時に全国から参集するDMAT活動を指揮するため、平成22年4月に厚生労働省のDMAT事務局が災害医療センターに設置された。さらに首都直下地震の発生を想定し災害医療センターのDMAT事務局機能の補完を目的として、平成25年10月に大阪医療センターにもDMAT事務局が設置され、全国のDMAT活動を指揮する役割を国立病院機構の2病院が担ってきたところ、また、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）において、「災害派遣医療チームの司令塔機能の強化等を進める」こととされ、厚生労働省に設置された「救急・災害医療提供体制等の在り方に関する検討会」において「DMAT事務局が病院内の一部門となっている現状を改める」、「大規模災害時に備え、DMAT事務局の人員増強を行う」ことが挙げられている。厚生労働省からの要請を受け、これまで災害医療センターと大阪医療センターがそれぞれ受託していた厚生労働省DMAT事務局業務を実施するため令和2年4月より本部の一組織として「国立病院機構本部DMAT事務局」を新設し、人員増強を行うなどの体制強化を図った。 新型コロナウイルス感染症等への対応については、国や自治体等からの要請を受け、1月31日からダイヤモンド・プリンセス号船内での診療や患者搬送等のために約600人のDMATの派遣調整を行った。また、国立病院機構では令和2年度末時点で、56病院で749名のDMAT隊員を有しており、災害発生時における迅速な対応を可能とする体制を維持した。 （2）DMAT隊員、統括DMAT隊員の養成・研修 令和2年度においても、厚生労働省の委託を受けた災害に対する平時の対応として、以下の研修を実施した。 【日本DMAT隊員養成研修】 災害医療センターにおいて、日本国内におけるDMAT隊員を増加させ、災害時の医療体制の強化を目的とした研修を、令和2年度に1回実施し、都道府県から推薦された27病院30名が参加した。 また、同研修を大阪医療センターにおいても、令和2年度に1回実施し、都道府県から推薦された15病院から25名が参加した。 （3）国立病院機構における災害発生時のDMAT出動状況 令和2年度においても、災害発生時に国及び各都道府県の要請により全国のDMATが出動し、国立病院機構の各病院においてもDMATが出動した。		年度計画の目標を達成した。	評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価										
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
					業務実績		自己評価			
	極的に実施するなど国の医療政策に貢献すること。	分野等の関係者を対象とした感染症対応にかかる研修を実施することにより、地域における感染拡大防止対策の強化に貢献する。	を踏まえた災害時の広域搬送等に係る検討を進める。 新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症などの感染症対策については、「新型インフルエンザ等対策に関する業務計画」等に基づき、国、都道府県等と相互に連携を図りながら、各病院のそれぞれの機能等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に対応するための病床を設ける等必要な体制の構築を進め、地域において必要とされる医療を安定的かつ継続的に提供	・ 防災業務計画に基づき初動医療班や医療班の派遣体制及び災害拠点病院等における医療救護体制の充実を図るとともに必要な研修を実施しているか。	○熊本豪雨への対応 令和2年7月、熊本県で発生した「令和2年7月豪雨」により熊本県南部を中心に甚大な被害が発生し、7月4日の球磨川の氾濫時においては、発生翌日の7月5日から26日まで本部DMAT事務局の職員6名を熊本県庁及び各保健医療調整本部に派遣し、DMAT等医療者の派遣調整や水・燃料等の物資支援を行った。 また、熊本県知事からの地域保健医療体制を構築・維持等するために医療従事者の派遣支援の依頼があり、7月5日から15日まで8病院からDMAT、10病院から医療班を派遣し、人吉・球磨地域、芦水地域の避難所等において、新型コロナウイルス感染症対策を徹底したうえで、避難住民のスクリーニング・診療活動を実施した。 ＜DMATチーム派遣病院＞ 嬉野医療センター、九州医療センター、福岡東医療センター、大阪医療センター、長崎医療センター、京都医療センター、高知病院、南和歌山医療センター ＜医療班派遣病院＞ 広島西医療センター、岡山医療センター、岩国医療センター、福山医療センター、四国がんセンター、九州医療センター、長崎病院、熊本南病院、熊本再春医療センター、鹿児島医療センター			自己評価	評価	
					3. 災害研修の実施・総合防災訓練への対応 (1) 災害研修の実施 国立病院機構本部主催の「災害医療従事者研修」について、例年災害拠点病院あるいは救命救急センターを有する国立病院機構の医師、看護師等を中心に実施しているが、令和2年度においては新型コロナウイルス感染症のため、実施できなかった。また、グループにおいても、管内の医師、看護師、事務職員等を対象に「災害医療研修」を例年実施しているが、令和2年度においては新型コロナウイルス感染症のため、開催を見送った。 【災害医療従事者研修】 大規模災害発生時に、被災患者の受入れ等状況に応じて適切な対応がとれるよう、病院としての災害対応能力の強化を図ることを目的とした研修 【初動医療班研修】 災害拠点病院としての受入機能及び初動医療班として派遣される職員の技能維持とDMAT等各医療チームとの連携強化を図ることを目的とした研修				年度計画の目標を達成した。	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
			する。 また、機構内職員のみならず、地域の医療機関や介護・障害福祉分野等の関係者に対して、これまでの新型コロナウイルス感染症対応で得られた経験や国内外の様々な知見を踏まえ、感染症対応にかかる研修を実施することとし、その準備に着手する。		【災害訓練支援】 大阪医療センターDMA T事務局において、災害医療に精通していない病院に対して、各病院の設備（通信手段・停電時の対応など）に関する相談、職員教育の支援活動を行い、災害時の対応が自主的にできることを目的とした支援を、令和2年度においても、1病院で実施した。 （2）総合防災訓練等への対応 令和2年度においても引き続き、内閣府が主催する政府の総合防災訓練（広域医療搬送実働訓練）へ職員を派遣した。また、両センターからは、自治体、消防、警察等が主催する災害関連訓練へ引き続き職員を派遣する等の協力を実施した。 他の国立病院機構の病院においても、一般市民やボランティアを対象とした災害関連の展示、救急処置法等のイベントの実施、地域の医師会会員等への救急蘇生・AED講習会の実施、多数傷病者受入訓練、入院患者の避難誘導訓練等の災害訓練を23病院で実施した。 4. 災害派遣精神医療チーム（DPAT）訓練等への参加 厚生労働省が平成26年度に策定した「災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領」に定めるDPATを有する病院として、令和2年度末では16病院129名の隊員を有している。令和2年度には、琉球病院他2病院から医師・看護師・精神保健福祉士がDPAT訓練等に引き続き参加し、各都道府県の担当職員とともに、大規模演習を通じて、大規模災害時における心のケア向上に係る意識と知識の向上に努めた。 5. 新型インフルエンザ等対策に関する業務計画に基づく訓練 国立病院機構は新型インフルエンザ等対策特別措置法における指定公共機関であり、新型インフルエンザ等発生時に地方公共団体等と相互に連携協力し、円滑かつ適切な医療活動に資するよう「国立病院機構新型インフルエンザ等対策に関する業務計画」（平成26年度1月17日施行）及び「新型インフルエンザ等対策に関する業務計画に係る機構対策本部業務実施要領」（平成30年1月1日施行）を作成している。 各病院においては、引き続き新型インフルエンザ等の発生時における医療提供体制を確保するため、診療継続計画を作成しているほか、自院において、新型インフルエンザ等が発生した際の医療体制を確認するため、令和2年度には、3病院で訓練を実施した。 6. 国民保護業務計画に基づく訓練 国立病院機構は国民保護法における指定公共機関であり、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置の円滑かつ適切な実施に資するよう、「国立病院機構国民保護業務計画」（平成18年3月）及び「国民保護業務計画に係る機構対策本部等業務実施要領」（平成30年4月1日施行）を作成している。		評価		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
				- 国立病院機構のネットワークを活用し、重症心身障害児（者）等の患者の特性を踏まえた災害時の広域搬送等に係る検討を進めているか。 - 新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症などの感染症対策については、適切に対応が行えるように必要な体制の確保を行っているか。 - 新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症などの感染症対策については、国、都道府県等と相互に連携を図りながら、対応するための病床を設ける等必要な体制の構築を進めて	7. 重症心身障害児（者）等の患者に関する災害時の広域搬送等に係る検討 セーフティネット分野の医療を提供している病院に対して、事業継続計画を作成するに当たって、令和元年度は重症心身障害児（者）等の患者に関する災害時の広域搬送など課題となった事項及び解決策等を聞き取り、現状把握を行った。今後、各病院にフィードバックすることとしている。 8. 新型コロナウイルス感染症への対応 （1）新型コロナウイルス感染症患者の病床確保 市中感染対応として、令和元年度予備費等を活用し簡易陰圧装置等を設置し休棟している病棟をコロナ病棟に転用する、また、看護師のマンパワーが不足した際、自施設の一般病棟を休棟し、休棟した病棟の看護師をコロナ病棟に配置する等を行うなど、積極的に病床確保に努め、より多くの新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた。 特に、令和2年12月から令和3年1月にかけて、いわゆる第3波の際は、厚生労働省等からの要請に応じ、緊急事態宣言が発出された地域におけるNHO病院に他の地域のNHO病院から看護師を派遣し増床対応する等、地域から求められる病床を確保した。 また、本部DMA T事務局職員がクラスターが発生した介護施設等における診療援助、ゾーニング、病院への患者搬送のための調整、適切な感染管理体制に向けた指導等を行うなど、感染拡大防止に努めた。 ＜確保病床数・病院数の推移＞ 令和2年 7月 1日 → 12月 1日 → 3月31日 → 6月 1日 771床 → 1,752床 → 2,032床 → 2,259床 46病院 → 97病院 → 98病院 → 96病院 ※確保病床数：即応病床と準備病床の合計 ※全140病院のうち65病院については、がん、重症心身障害、神経・筋難病（筋ジストロフィー等）及び精神障害を主たる専門とする病院であり、新型コロナウイルス感染症患者の受入体制をとることは極めて困難であったが、そのうち3分の1を超える病院でも受入体制をとった。 ※令和2年度1日当たり最大受入患者数 890人（1月21日）受入病院数81病院 ※令和3年度1日当たり最大受入患者数1,171人（5月17日）受入病院数85病院（令和3年度は6月15日までの最大受入患者数等）		年度計画の目標を達成した。	評価	
							年度計画の目標を達成した。		
							年度計画の目標を達成した。		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																		
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価											
					業務実績	自己評価												
				いるか。	（２）看護師応援体制の構築 令和２年１２月、多くの新型コロナウイルス感染症患者を受け入れているために、看護師の負担が増大したり、診療機能の維持が困難になりつつある病院に対して、本部で看護師の派遣候補者を集約し、支援が必要な病院にＮＨＯ全体で看護師を派遣する体制を構築した。他病院での業務を経験することにより、職員のスキルアップに繋がるとともに、派遣元病院に新型コロナウイルス感染症対応等の経験や知識を還元することも目的として掲げている。 ＜令和２年度派遣実績＞ ４９人　１，００４人日 また、ＮＨＯ病院への派遣とは別に、北海道、東京都、愛知県、大阪府、沖縄県などの自治体からの要請等を受け、クラスターが発生した病院や施設、軽症者看護のための宿泊施設、コロナ重症センター、感染防止対策のための巡回訪問等にも看護師派遣を実施した。 ＜令和２年度派遣実績＞ ９９人　２，０１６人日 （３）新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種への対応 医療従事者等へのワクチン接種について、接種体制の構築は都道府県が中心となって進めるものであるが、厚生労働省からの格段の協力要請を受けて、「基本型接種施設」または「連携型接種施設」となること及びワクチン接種に関する調査依頼等が来た場合には積極的に協力するよう本部から各病院に周知し、令和３年４月８日時点で、基本型接種施設は６９病院、連携型接種施設６６病院である。 ※基本型接種施設：ディープフリーザーを設置する接種施設であり、１，０００人超の医療従事者等に対して接種を実施することが予定　等 ※連携型接種施設：基本型接種施設から移送したワクチンを冷蔵で保管し、決められた期間内にできるだけすべてのワクチンを使用　等 さらに、医療従事者に限らず、高齢者や地域住民に対するワクチン接種に関しても各自治体から医師・看護師等の派遣等の協力依頼があれば、自院における新型コロナウイルス感染症対応を含めた診療体制等に支障を来たさない限りにおいて積極的に協力するよう周知している。 ＜各自治体からの協力依頼＞ <table><tr><td>・自院以外の接種会場への職員派遣</td><td>７８病院</td></tr><tr><td>・自院での個別接種（自院の医療従事者が接種を行う）</td><td>９２病院</td></tr><tr><td>・自院での集団接種（自院の医療従事者が接種を行う）</td><td>４３病院</td></tr><tr><td colspan="2">（個別接種を行っている１５病院を含む）</td></tr><tr><td>・接種場所のみ提供（自院以外の医療従事者が接種を行う）</td><td>４病院</td></tr></table>	・自院以外の接種会場への職員派遣	７８病院	・自院での個別接種（自院の医療従事者が接種を行う）	９２病院	・自院での集団接種（自院の医療従事者が接種を行う）	４３病院	（個別接種を行っている１５病院を含む）		・接種場所のみ提供（自院以外の医療従事者が接種を行う）	４病院		評価	
・自院以外の接種会場への職員派遣	７８病院																	
・自院での個別接種（自院の医療従事者が接種を行う）	９２病院																	
・自院での集団接種（自院の医療従事者が接種を行う）	４３病院																	
（個別接種を行っている１５病院を含む）																		
・接種場所のみ提供（自院以外の医療従事者が接種を行う）	４病院																	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
				・ 機構内職員のみならず地域の医療機関等の関係者において、経験や国内外の様々な知見を踏まえ、感染症対応にかか る研修を実施することとし、その準備に着手しているか。	9. 感染症対応に係る研修のNHOの枠を越えた実施に向けた検討 新型コロナウイルス感染症対応を行ってきているNHO病院での経験を踏まえ、令和3年2月に、中期目標において新型コロナウイルス感染症に係るNHOの枠を越えた研修の実施等について新たに定められたことを受けて、中期計画を改定し、NHO職員のみならず、地域の医療機関や介護・障害福祉分野の関係者に対して、感染症対応に係る研修を実施することとした。令和2年度中は、国からの運営費交付金約9億円を受けて、令和3年度以降の事業実施に向けて体制の検討等を行った。 (1) 新型コロナウイルス感染症等にかかる研修 新型コロナウイルス感染症に対し、全ての病院において院内研修を実施して感染管理マニュアルを確認するなど、感染制御支援チーム（ICT）を中心に、院内感染対策の更なる徹底を図った。 また、本部では国等から発出される新型コロナウイルス感染症に関する研修素材を病院に情報提供するだけでなく、PCR検査に対応できる臨床検査技師を育成するため、テレビ会議システムを用いた研修を緊急開催し、グループでは各病院の対応事例や最新の知見等を共有する研修を実施するなど、機構全体の対応能力向上に努めた。 さらに、同感染症対応で得られた経験等を可能な限り外部へ情報発信するため、地域の医療従事者向けの研修会や近隣高齢者施設への出張講座を開催するなど、コロナ禍においても地域との関わりを維持し、地域全体での感染拡大防止に貢献する取り組みを実施している。 (2) 地域向けコロナ研修の検討 令和3年2月に、中期目標において新型コロナウイルス感染症に係る研修の実施等について新たに定められたことを受けて、中期計画を改定し、このような地域に向けた取り組みを機構全体で組織的に展開するため、令和3年3月に国立病院機構に所属する感染症の有識者等の間で意見交換会を開催し、新型コロナウイルス感染症等にかかる研修の内容や進め方等について議論を行うなど、ソフト面での必要な準備を行ったところであり、令和3年4月にこの意見交換会を発展的に改組した委員会を設置した。 また、eラーニングシステム、オンラインセミナー、専用ホームページ等研修に必要なシステム環境に係る検討を行うため、これらの物品等の資料提供招請を行うとともに、ネットワーク回線を強化するなど、ハード面の整備にも着手したところであり、地域向け研修会開催に向けた準備を着実に進めている。		年度計画の目標を達成した。	評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
		② セーフティネット分野の医療の確実な提供 重症心身障害、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患、結核、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく精神科医療など他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのあるセーフティネット分野の医療について、在宅支援の視点を持ちつつ高い専門性を活かし、我が国における中心的な役割を果たす。 特に、以下については、積極的な取組を進める。 ・ 障害者総合支援	② セーフティネット分野の医療の確実な提供 重症心身障害、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患、結核、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく精神科医療など他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのあるセーフティネット分野の医療について、在宅支援の視点を持ちつつ高い専門性を活かし、着実に実施する。 特に、以下については、積極的な取組を進める。 ・ 障害者総合支援法に基づ	・ 障害者総合支援法に基づく療養介護を始めとする障害福祉サービスの更なる充実を図っているか。	② セーフティネット分野の医療の確実な提供 1. 重症心身障害児（者）、神経・筋疾患患者への対応 （1）療養介助職の充実による介護サービス提供体制の強化 国立病院機構の療養介護サービスを提供する病棟において、医療だけでなく介護の視点からもより質の高い患者サービスを実施するため、令和２年度においては、重症心身障害・筋ジストロフィーを主とする療養介護病棟等で療養介助職を１，３５１名配置し、長期療養患者のＱＯＬの基本である入浴、食事、排泄等の日常生活のケアに係る介護サービスの提供体制を引き続き強化した。 また、療養介護サービスを提供する上では障害者への虐待の防止が重要であることから、必要な知識を得るとともに、自らの言動や行動を振り返りつつ自施設で取り組むべき課題を明らかにするグループワークを行い、病院間での取組事例を共有することで国立病院機構全体としての障害者虐待防止に係る意識向上を図ることを目的とした「障害者虐待防止対策セミナー」を令和２年度も引き続き実施し、７２病院から７２名が参加した。 【療養介助職配置数】 令和元年度 ７４病院 １，３７５名 → 令和２年度 ７４病院 １，３５１名 （２）多職種協働による長期療養患者のＱＯＬ向上のための具体的取組（再掲） 長期療養患者のＱＯＬ向上のため、単調になりがちな長期療養生活の良いアクセントとなるよう、各病院において、七夕祭り、クリスマス会などの季節的行事に加え、院内コンサート、遠足、誕生会等の開催に令和２年度も引き続き取り組んだ。 また、長期療養に伴い患者・家族に生じる社会的、心理的、経済的問題等の解決に早期に対応し安心して医療が受けられるようにするとともに、退院後の在宅ケア、社会復帰が円滑に行えるよう関係機関と連携し必要な援助を行っていくため、MSWを重症心身障害病床・筋ジストロフィー病床を有している７８病院に２６８名を配置した。 さらに、９５病院ではボランティアの受入れを行っており、重症心身障害児（者）等の日常生活援助や遊び相手等、病院職員とともに長期療養患者のＱＯＬ向上に引き続き貢献していただいた。 【特徴的な取組】 新型コロナウイルス感染症の影響で、予定していた外出行事はすべて中止となったが、当初外出先として予定していた水族館へ外出した気分になっていただけるよう、重症心身障害児（者）病棟にて「水族館シアター」を実施し、夜の水族館をイメージした飾り付けを行ったり、紙テープを使用して水の流れを演出するなど、患者と病院職員が一緒になり空間を作り上げた。（青森病院）	年度計画の目標を達成した。	評価		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																										
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価																	
					業務実績			自己評価																		
		法に基づく療養介護サービスの更なる充実 ・医療依存度の高い重症心身障害児（者）や強度行動障害児（者）等、他の医療機関では受入れの難しい障害者の受入れ ・神経・筋難病に係る長期の入院療養等の提供及び相談支援の拠点としての機能の向上など、他の設置主体では対応困難な難病患者への医療の提供 ・精神科疾患患者	く療養介護を始めとする障害福祉サービスの更なる充実 ・医療依存度の高い重症心身障害児（者）や強度行動障害児（者）等、他の医療機関では受入れの難しい障害者の受入れ ・神経・筋難病に係る長期の入院療養等の提供及び相談支援の拠点としての機能の向上など、他の設置主体では対応困難な難病患者への医療の提供	・医療依存度の高い重症心身障害児（者）や強度行動障害児（者）等、他の医療機関では受入れの難しい障害者の受入れを行っているか。	（3）重症心身障害児（者）等の在宅療養支援 ①通所事業の実施（再掲） 重症心身障害児（者）等の在宅療養を支援するため、通所事業を引き続き実施した。令和2年度においては、障害者総合支援法における生活介護（18歳以上対象）を35病院で実施した。また、児童福祉法における放課後等デイサービス（就学児対象）を29病院、児童発達支援（18歳未満対象）を35病院で実施した。 <table><tr><td></td><td>令和元年度</td><td></td><td>令和2年度</td></tr><tr><td>・生活介護</td><td>35病院</td><td>→</td><td>35病院</td></tr><tr><td>・放課後等デイサービス</td><td>29病院</td><td>→</td><td>29病院</td></tr><tr><td>・児童発達支援</td><td>35病院</td><td>→</td><td>35病院</td></tr></table> ②在宅療養支援の取組（再掲） 入院治療が必要な難病患者が適時に入院できる体制及び在宅療養提供体制を整備するために都道府県が実施している難病医療提供体制事業について、新たに3病院を加えた32病院が難病診療連携拠点病院、新たに1病院を加えた61病院が難病診療分野別拠点病院・難病医療協力病院の役割を担うなど、地域の在宅支援ネットワークへの協力を令和2年度も引き続き行った。 また、在宅の重症心身障害児（者）等の居宅支援として、家族の病気、保護者の休養などの理由で、短期間入所できる短期入所事業を新たに2病院加えた76病院で行い、地域の在宅支援ネットワークへの協力を行った。				令和元年度		令和2年度	・生活介護	35病院	→	35病院	・放課後等デイサービス	29病院	→	29病院	・児童発達支援	35病院	→	35病院	年度計画の目標を達成した。	評価	
	令和元年度		令和2年度																							
・生活介護	35病院	→	35病院																							
・放課後等デイサービス	29病院	→	29病院																							
・児童発達支援	35病院	→	35病院																							
					（4）訪問診療・訪問看護の取組（再掲） 各病院の診療機能と地域の医療ニーズに応じて在宅療養患者に対して33病院が訪問診療を行い、63病院が訪問看護を令和2年度も引き続き行った。 【訪問看護の延べ利用者数】 令和元年度 64,211人 → 令和2年度 65,153人 （5）重症心身障害児（者）病棟等におけるNICUの後方支援病床としての機能強化 医療技術の向上や環境の改善とともに重症児の救命率も上昇し、その結果人工呼吸器等高度な医療的ケアを長期に必要とする児も増えている状況の中で、重症心身障害児（者）病棟等を有する病院のうち26病院（※）において、地域のNICUを有する病院と連携し、NICUの後方支援病床としての機能強化を引き続き図っており、在宅に復帰することが困難な患者を受け入れるなどして、令和2年度中に延べ42,771人の患者の受入れを行った。 ※NICUを自院に設置している病院は集計から除外している。																					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
		の地域生活への移行促進 ・ 難治性精神疾患、児童・思春期精神疾患、老年期精神障害等への対応 ・ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する医療水準の向上に貢献 ・ 多剤耐性結核や複雑な管理を要する結核への対応	・ 精神科疾患患者の地域生活への移行促進 ・ 難治性精神疾患、児童・思春期精神障害、老年期精神障害、依存症等への対応 ・ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する医療水準の向上に貢献 ・ 多剤耐性結核や複雑な管理を要する結核への対応		（6）強度行動障害医療研修の実施（再掲） 強度行動障害とは、「直接的他害（噛みつき、頭つきなど）や間接的他害（睡眠の乱れ、同一性の保持例えば場所・プログラム・人へのこだわり、多動、うなり、飛び出し、器物破損など）や自傷行為などが、通常考えられない頻度と形式で出現し、その養育環境では著しく処遇困難な者をいい、行動的に定義される群である」とされている。 入所施設で支える仕組みから地域生活を支える仕組みへと変化している中で、医師だけでなく、看護師・児童指導員・心理療法士など患者の24時間の生活に接する多職種で行うチーム医療で治療等を行う必要性がある。 強度行動障害に対する行動療法や行動分析、医療安全の実施、障害児（者）の地域移行について学ぶことに加え、行動分析の仕方と目標行動の設定の仕方について、具体的な事例をもとにしたグループワークを展開することを目的とした研修を、令和2年度においてはテレビ会議システムを活用して実施し、54病院から99名が参加した。 当該研修を通じて強度行動障害医療の専門性をさらに高め、国立病院機構内での治療内容（技法・プログラム）の均てん化を目指しており、強度行動障害を専門とする若手精神科医の育成やチーム医療の推進に繋がっている。 参加職種：医師3名、理学療法士・作業療法士12名、心理療法士1名、医療社会事業専門員等3名、看護師51名、児童指導員13名、保育士9名、療育指導員1名、療養介助員等6名 （7）長期療養患者のQOLを維持・向上させるための人工呼吸器の標準化（再掲） 人工呼吸器の機種の標準化については、各病院においてリスク管理等を考慮した上で適切な機種を選定するための基本7要件を定め、平成24年7月に各病院に通知しており、令和2年度末においては、人工呼吸器を装着している長期療養患者の中で基本7要件を全て満たす人工呼吸器を装着している患者は3,541人中、3,339人であり、94.3％の割合であった。 【基本7要件を全て満たす人工呼吸器を装着している患者の割合】 令和元年度 94.6％ → 令和2年度 94.3％ （8）障害福祉サービス等に係る相談支援事業の実施 障害者総合支援法等において、市区町村は、平成27年度以降、障害福祉サービス等の利用申請があった全ての事例に対して、サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案の提出を求めるものとされている。令和2年度においても、当該計画案の作成を推進するために、厚生労働省からの要請を受け、市区町村から依頼のあった17病院において特定相談支援事業所を設置し、サービス等利用計画についての相談及び作成等適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かな支援を引き続き行った。		評価		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
				・ 神経・筋難病に係る長期の入院療養等の提供及び相談支援の拠点としての機能の向上など、他の設置主体では対応困難な難病患者への医療の提供を行っているか。	（９）障害者虐待防止対策セミナーの実施（再掲） 障害者虐待防止法を踏まえて、虐待とされる事案を未然に防ぐために、有識者の講演だけでなく、職員自らが障害者目線となったロールプレイを通じて、自らの言動や行動を振り返り、自施設で取り組むべき課題を明らかにすることを目的とした研修を、令和２年度においてはテレビ会議システムを活用して実施し、７２病院から７２名が参加した。 参加職種：看護師４８名、児童指導員１０名、保育士９名、療養介助員等４名、医療社会事業専門員１名 （１０）神経・筋難病を含む難病患者の受入れ等 地方自治体等からの委託を受け、重症難病患者の在宅療養を支援するため、在宅療養を希望する重症難病患者・家族及び医療機関からの相談対応を行う難病医療連絡協議会事務局を令和２年度も引き続き設置している。また、療養上の悩みや不安、就労の継続や再就職等に関する相談を受け付ける相談員が配置された難病相談支援センター８病院に、令和２年度も引き続き設置している。 また、特定疾患治療研究事業対象疾患入院患者（指定難病入院患者含む）延べ１，４６４，９９４人、小児慢性特定疾患治療研究事業対象疾患入院患者延べ８７，１３５人を受け入れており、他の医療機関では対応が困難な患者の受入れに令和２年度も引き続き、積極的に取り組んだ。 （１１）障害福祉サービス提供体制のあるべき姿についての検討 将来的な人口動態や社会情勢等を見据えた障害福祉サービスのあるべき姿の構築を目指して、令和元年１１月、本部に「障害福祉サービス対応チーム」を設置し、①NHO内外への周知・浸透・定着、②在宅療養患者への対応、③医療、生活支援の質の向上、④障害福祉サービス情報のデータベース化などについて議論を行い、引き続き短期入所、通所事業、訪問診療、訪問看護、就労支援の充実などについて検討していくこととしている。	年度計画の目標を達成した。	評価		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
				・ 精神科疾患患者の地域生活への移行促進を行っているか。難治性精神疾患、児童・思春期精神疾患、老年期精神障害依存症等への対応を行っているか。	2. 心神喪失者等医療観察法に基づく医療の実施と精神科医療への対応			評価	
					（１）精神科疾患患者の地域生活への移行促進 平成３０年６月、社会保障審議会障害者部会より、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があると示された。 国立病院機構においても、第三期中期計画期間から精神科疾患患者の地域生活への移行促進への取組を積極的に推進しており、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に取り組んでいる。 具体的な取組事例として、下総精神医療センターでは、精神障害者に対する訪問診療や訪問看護を実施するとともに、社会福祉法人が行う共同生活援助、就労移行支援事業、就労継続支援事業B型などと連携し、病状変化等で入院医療が必要となった場合の受入体制も確保するなど、自宅に戻ることが困難な精神障害者の地域生活支援を行っている。 また、様々な活動を通して病気や症状の改善と再発防止を図り、充実した生活を送り安心して過ごせる居場所作りを目的としてデイケアを実施するとともに、保健所等関係機関と連携し、措置入院患者の退院後支援にも取り組んでいる。 地域生活への移行を促進する一方で、慢性的な統合失調症や身体合併症など長期入院が必要とされる患者に対しても医師、看護師、精神保健福祉士・臨床心理士などの多職種と連携し適切な医療を提供している。 （２）精神科急性期医療並びに依存症対策への対応 精神科医療を中心に担う国立病院機構の病院においては、長期入院する患者を中心に地域移行等を進め、急性期医療の機能強化を図っている。令和２年度においては、薬物依存症入院患者延べ9，１４６人、アルコール依存症入院患者延べ80，０８４人をはじめとする治療困難な入院患者の受入れを引き続き行った。 また、精神科救急について、３０病院で延べ2，８５２人の救急患者を受け入れ、このうち4病院で精神科救急入院料を取得している。 依存症対策においては、平成２６年度に国が開始した依存症拠点機関設置運営事業から引き続き久里浜医療センターが全国拠点機関に指定されており、国立精神・神経医療研究センターとの連携のもと、令和２年度は前年度に続き都道府県等における担当者等を対象にアルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症の相談・治療等に係る指導者養成事業及び依存症回復施設職員研修を実施するとともに、依存症患者等の状況や課題などの情報共有を目的とした全国会議を開催した。		年度計画の目標を達成した。		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
					また、久里浜医療センターは世界保健機関（WHO）アルコール関連問題研究・研修協力センターに指定されており、厚生労働省からの委託を受け、アルコール依存症臨床医等研修を引き続き実施したほか、引き続きギャンブル依存症研修やインターネット依存症研修、ゲーム依存の相談対応に関する研修等を実施した。 肥前精神医療センターにおいても「アルコール・薬物問題関連研修」を実施し、実践的・実用的な治療方法の普及啓発を図っている。 （３）認知症疾患への対応 認知症疾患医療センターとして、令和２年度、１５病院が都道府県及び政令指定都市より指定されており、令和２年度においても引き続き、医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施するとともに、関係者への研修等を行うことにより、地域における認知症疾患の医療水準の向上に貢献した。 さらに、認知症患者への理解を深め、患者・家族を支援するために必要な看護実践力の向上を図るとともに、地域を含めた患者・家族の介入に携わる多職種のチームと協働・連携し中心的役割を果たせる能力を養うことを目的とした「認知症ケア研修」を、令和２年度は、本部・各グループで開催し、計８５名が参加した。 【認知症疾患医療センター指定病院】 令和元年度　１４病院　→　令和２年度　１５病院 （４）難治性精神疾患への取組 精神科病床に入院中の難治性患者は、退院が困難となり入院が長期化しやすいが、クロザピン投薬等の専門的治療により地域生活へ移行する例も少なくないことから、平成２６年度より、難治性の精神疾患を有する患者がどこに入院していても、クロザピン投薬等の専門的治療を受けることができるよう、精神科病院と血液内科・麻酔科等を有する医療機関のネットワークの構築等により、地域医療連携体制の構築を目指す難治性精神疾患地域連携体制整備モデル事業に、琉球病院が参加した。 琉球病院は、沖縄連携モデルの拠点として、入院導入を行い、最も副作用が出やすい時期を安全に経過させることにより、クロザピン使用の不安を軽減させるという役割を担うことで、琉球病院を介した沖縄県中部及び南部の血液内科を有する医療機関とのネットワークを構築し、沖縄県内において安全にクロザピン投薬治療ができる環境をつくり、入院患者だけではなく、作業所・デイケア・生活訓練施設等への通所と訪問看護利用を促している。 こういった琉球病院などによる着実な取組が評価された結果、平成３０年度診療報酬改定において、精神療養病棟入院料等について、クロザピンの薬剤料を包括範囲から除外するなど、精神科入院患者の地域移行を更に推進するための改定に繋がっており、令		<table><tr><td>評価</td><td></td></tr></table>	評価	
評価									

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価																	
					業務実績		自己評価																		
				・ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する医療水準の向上に貢献しているか。	和2年度において、クロザピン投薬治療は、国立病院機構病院の18病院で630症例行われている。 （5）精神科医療体制確保研修事業（精神科病院における安心・安全な医療を提供するための研修）の実施 国立病院機構は、平成28年度に厚生労働省の補助事業である精神科医療体制確保研修事業（精神科病院における安心・安全な医療を提供するための研修）の補助金の交付対象となり、全国の精神科病院等における安心・安全な医療環境を確保し、医療の質の向上を図るための人材養成に取り組んだ。 また、「医療観察病棟を有する病院を中心に普及してきた包括的暴力防止プログラム」を踏まえ、患者の暴力を防止することにより患者の保護及び職員の安全を確保し、安全な医療の提供に関する知識や技術を習得するため、実技を含む研修を当機構の職員が中心となって例年実施していたが、令和2年度においては新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、開催を見送った。 （6）医療観察法病床の主導的運営 令和2年度末時点の全国の指定入院医療機関は33病院（833床）であり、うち国立病院機構の病院が14病院（421床）となっている。 また、長期入院の是正を図るための医療観察法医療の専門家による指定入院医療機関の医療体制等についての評価（ピアレビュー）を行う、厚生労働省の「心神喪失者等医療観察法医療水準向上等事業」に令和2年度も引き続き各病院が参加し、精神医療の向上に取り組んだ。 さらに、医療観察法に関わる全国の各職種を対象とした医療観察法関連職種研修会を平成28年度から、国立病院機構病院が厚生労働省からの委託を受け、主体となり実施しているほか、新たに医療観察法病棟を立ち上げる病院を対象とした研修や指導についても、国立病院機構が中心的な役割を果たした。 【国立病院機構における指定医療機関数及び病床数（注）括弧内は全国の数値】<table><tr><td></td><td>病院数</td><td>病床数</td></tr><tr><td>令和2年3月</td><td>14病院（33病院）</td><td>421床（833床）</td></tr><tr><td>令和3年3月</td><td>14病院（33病院）</td><td>421床（833床）</td></tr></table> 【国立病院機構における医療観察法病棟入院患者数（1日当たり）】<table><tr><td>令和元年度</td><td>363.3人</td><td>→</td><td>令和2年度</td><td>382.8人</td></tr></table>				病院数	病床数	令和2年3月	14病院（33病院）	421床（833床）	令和3年3月	14病院（33病院）	421床（833床）	令和元年度	363.3人	→	令和2年度	382.8人	年度計画の目標を達成した。		評価	
	病院数	病床数																							
令和2年3月	14病院（33病院）	421床（833床）																							
令和3年3月	14病院（33病院）	421床（833床）																							
令和元年度	363.3人	→	令和2年度	382.8人																					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																																								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価																																
					業務実績		自己評価																																	
				・ 多剤耐性結核や複雑な管理を要する結核への対応を行っているか。	【医療観察法MDT研修】（再掲） 医療観察法病棟としてあるべき「治療とは」、そして最終目標である「社会復帰とは」という重要なテーマに対し、多職種によるディスカッションを通じて、精神科医療の底上げを図ることを目的とした研修を例年実施しているところだが、令和２年度については、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、開催を見送った。 (MDT：Multidisciplinary team) 3. 質の高い結核医療の実施 (１) 我が国の結核医療における国立病院機構の役割 結核医療は、国立病院機構で担う医療の重要な一分野であり、ほとんどの都道府県において結核医療の中心的役割を担っており、年々、結核患者は減少傾向であるが、地域における必要性から体制を維持しつつ、多剤耐性結核など難易度の高い結核にも引き続き対応した。 結核病床については、入院患者数及び病床利用率は低下傾向にあることから、効率的な病棟運営のため、複数の結核病棟を保有している病院においては、病棟の休棟又は廃止、また、単一の結核病棟を保有している病院においては、結核病床を一部削減の上、一般病床とのユニット化を行うなどの取組を令和２年度も引き続き進めている。<table><tr><td></td><td>令和元年度</td><td></td><td>令和２年度</td></tr><tr><td>結核病床を有する病院</td><td>４６病院</td><td>→</td><td>４５病院</td></tr><tr><td>延べ入院患者数（結核）</td><td>２０６，７４３人</td><td>→</td><td>２０３，０７７人</td></tr><tr><td>うち多剤耐性結核延べ入院患者数</td><td>４，９２４人</td><td>→</td><td>２，８０７人</td></tr><tr><td>多剤耐性結核の占める割合</td><td>２．３８％</td><td>→</td><td>１．３８％</td></tr><tr><td>在院日数（結核）</td><td>６６．２日</td><td>→</td><td>５３．９日</td></tr><tr><td>病床数（結核）</td><td>１，４１４床</td><td>→</td><td>１，３３３床</td></tr><tr><td>病床利用率（結核）</td><td>４６．７％</td><td>→</td><td>４７．８％</td></tr></table> (２) 結核患者に対するDOTS（直接服薬確認療法）の推進 結核の蔓延を防止し、多剤耐性結核の発生を予防するためには、結核患者に確実に抗結核薬を服用させる必要があり、厚生労働省はDOTS（直接服薬確認療法※１）を推進しており、国立病院機構も、結核病床を有する４５病院において令和２年度も引き続き推進を図っている。令和２年度には２，８７０回のDOTSカンファレンスを実施し、DOTS実施率（※２）は引き続き高い水準を維持し、９７．１％であった。 ※１医療関係者において、患者が処方された薬剤を服用することを直接確認し、患者が治癒するまで保健サービスの経過をモニターすること。 ※２主病名が肺結核かつ３日以上１８０日未満の期間入院した患者で抗結核薬を投薬した患者の実施率		令和元年度		令和２年度	結核病床を有する病院	４６病院	→	４５病院	延べ入院患者数（結核）	２０６，７４３人	→	２０３，０７７人	うち多剤耐性結核延べ入院患者数	４，９２４人	→	２，８０７人	多剤耐性結核の占める割合	２．３８％	→	１．３８％	在院日数（結核）	６６．２日	→	５３．９日	病床数（結核）	１，４１４床	→	１，３３３床	病床利用率（結核）	４６．７％	→	４７．８％	年度計画の目標を達成した。	評価	
	令和元年度		令和２年度																																					
結核病床を有する病院	４６病院	→	４５病院																																					
延べ入院患者数（結核）	２０６，７４３人	→	２０３，０７７人																																					
うち多剤耐性結核延べ入院患者数	４，９２４人	→	２，８０７人																																					
多剤耐性結核の占める割合	２．３８％	→	１．３８％																																					
在院日数（結核）	６６．２日	→	５３．９日																																					
病床数（結核）	１，４１４床	→	１，３３３床																																					
病床利用率（結核）	４６．７％	→	４７．８％																																					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
		③ エイズへの取組推進 ブロック拠点病院においては、H I V裁判の和解に基づき国の責務となった被害者の原状回復に向けた医療の取組を着実に実施するとともに、エイズ患者及びH I V感染者を含め、高齢化等個々の状態に応じて適切に対応できるよう、必要な人的・物的体制整備の下、引き続き全科対応による診療等の総合的な診療、治験等の臨床研究、医療従事者の人材育成と研修会等の実施、エイズ医療ネットワークの活用等による情報収集・提供など必要な取組を進める。	③ エイズへの取組推進 ブロック拠点病院においては、被害者の原状回復に向けた医療の取組を着実に実施し、全科対応による総合的な診療、治験等の臨床研究、医療従事者の人材育成と研修会等の実施など必要な取組を進める。	＜評価の視点＞ ・ ブロック拠点病院にて、被害者の原状回復に向けた医療の取組を着実に実施し、全科対応による総合的な診療、治験等の臨床研究、医療従事者の人材育成と研修会等の実施など必要な取組を進めているか。	③ エイズへの取組推進 1. エイズへの取組 日本で診療中のH I V感染者／A I D S患者の9割以上がエイズ診療拠点病院（以下、拠点病院）で診療を受けており、他国に比べ、その把握率が高く、我が国では治療普及率が高い要因の1つとされている。 拠点病院は全国で382箇所が指定されており、そのうち国立病院機構病院は全国で68施設（18％）、46都道府県中、39都道府県（85％）で選定されている（令和2年7月時点）。 特に、全国を8ブロックに分けてそれぞれブロック拠点病院が設置されており、そのうち4ブロックで仙台医療センター、名古屋医療センター、大阪医療センター、九州医療センターの4病院がブロック拠点病院に指定されている。それぞれ仙台医療センター約200名、名古屋医療センター約1,300名、大阪医療センター約2,600名、九州医療センター約500名の定期通院患者を診察しており、定期通院が必要なH I V患者の4分の1はこれらの病院でフォローしていることとなり、まさに、全国のH I V診療の均てん化、地域での医療提供、普及啓発、人材育成等の拠点として貢献している。 また、国立病院機構の病院において、多くのH I V患者を診察していることから、厚生労働科学研究におけるH I Vに関する複数の研究班において中心的な役割を果たしており、調査研究などを実施しエイズに係る施策の基礎資料を提供し、必要な取組を提案している。H I Vが不治の病から慢性疾患へと移行するなかで、国立病院機構の医師が研究代表者を務める研究班が、合併症への対応、チーム医療の必要性等を取りまとめ、ウイルス疾患指導料のチーム医療加算として診療報酬上でも評価されている。 2. ブロック拠点病院と中核拠点病院の連携 各ブロック拠点病院においては、中核病院等に対してエイズ医療の均てん化や連携を図ることを目的とした研修・会議を令和2年度も引き続き積極的に実施した。 【仙台医療センター】 ・東北ブロック・エイズ拠点病院等連絡会議：1回 ・東北エイズ／H I V臨床カンファレンス：1回 ・東北H I V診療ネットワーク会議：1回 ・東北H I V／A I D S看護師研修：1回 ・東北H I V看護師連絡会議：1回 ・東北H I V／A I D S薬剤師連絡会議：1回 ・東北H I V／A I D S心理職・福祉職連絡会議：1回 ・東北H I V／A I D S歯科診療連絡協議会：1回 ・H I V／A I D S包括医療センター拠点病院出張研修：1回 ・長期療養とリハビリ検診会（はばたき福祉事業団）：1回 ・薬学部学生実習 H I V講義：2回 ・H I V保険薬局（院外薬局）連携ミーティング：1回 ・在宅医療・介護の環境整備事業実地研修：1回	年度計画の目標を達成した。	評価		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
					・ 仙台市H I V・梅毒即日検査会：1回 ・ 仙台市エイズ・性感染症対策推進協議会：2回 ・ H I V感染症薬物療法認定薬剤師養成研修：1回 ・ 国立病院機構仙台医療センター附属看護学校 講義：1回 ・ 秋田大学医学部学生講義「H I V感染症」：1回 ・ 長期療養支援室による地域施設訪問：1回 ・ 仙台医療センター新規採用者オリエンテーション医師対象：1回 ・ 仙台医療センター新規採用者オリエンテーション看護師対象：1回 ・ 仙台医療センター新人H I V担当者主対象研修：1回 【名古屋医療センター】 ・ 令和2年度H I V感染者・エイズ患者の在宅医療・介護の環境整備事業（実地研修）：3回、医療支援チーム派遣：1回 ・ 愛知県H I V感染症カンファレンス：1回 ・ 愛知県エイズ対策会議書面開催：1回 ・ 愛知県病院薬剤師会H I V部会学術講演会：2回 ・ 令和2年度東海ブロック・エイズ診療中核及び拠点病院実務担当者連絡会議書面会議：1回 ・ 名城大学薬学部 講義：1回 ・ 薬学部実習 H I V講義：3回 ・ 血友病H I V感染被害者の「長期療養と加齢」東海シリーズ長期療養とリハビリ個別検診（はばたき福祉事業団）：5回 ・ 東海商業高校 性教育講話「性感染症についてーイメージを変えよう。自分ごとにしよう。ー」：1回 ・ 名古屋大学医学部「H I V感染症」講義：1回 ・ 名古屋市教育委員会 守山生涯学習センター令和2年度後期主催講座 気付いていますか？固定観念の存在～一人ひとりが大切にされる社会をめざして～：1回 ・ 三重中央医療センター付属三重中央看護学校 保健医療論Ⅱ（H I V/A I D S患者の看護）講義：1回 ・ CBCラジオ「健康ライブラリー」地域の医療スタッフ探訪コーナー：1回 ・ 薬物使用の問題を持つH I V陽性者への対応理解のための研修DVD作成：1回 ・ 名古屋学芸大学ヒューマンケア学部子どもケア学科養護教諭コース実習：2回 ・ i T e s t i n g（H I V・性感染症検査会）：5回 ・ 千種生涯学習センター令和2年度後期主催講座「そうなんだ！」で開く人権の扉～カギは「正しく知ること」～ 知っていますか「H I V」と「エイズ」～誤解が招く人権問題～：1回 ・ 第2回岡山性感染症研究会WEBセミナー：1回 ・ 令和2年度北関東甲信越ブロックH I V感染者の歯科医療情報交換会：1回 ・ H I V講演会～新しい時代の治療を考える～：1回 ・ H I Vインターネット講演会：1回 ・ H I V Expert Input Forum Japan 2020：1回 ・ 第9回H I V／A I D Sブロック・中核拠点病院薬剤師連絡会：1回 ・ 令和2年度愛知県病院薬剤師会 新任・中堅薬剤師研修会：1回		評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
					・H I V／A I D Sブロック拠点病院薬剤師連絡評議会：1回 ・H I V／A I D Sブロック・中核拠点病院薬剤師連絡評議会：1回 【大阪医療センター】 ・H I V感染症研修会（医師・看護師・薬剤師・臨床心理士・MSW等全職種向け）：1回 ・H I V／A I D S看護師研修（初心者コース）：1回 ・H I V感染症薬物療法認定薬剤師養成研修：1回 ・近畿ブロックエイズ診療拠点病院ソーシャルワーク研修会：1回 ・近畿ブロックH I V医療におけるカウンセリング研修会：1回 ・近畿ブロックH I V医療に携わるカウンセラー連絡会議：1回 ・近畿ブロック都道府県・エイズ拠点病院等連絡会議：1回 ・大阪大学医学部4年次公衆衛生学実習：1回 ・奈良県立医科大学医学部公衆衛生学実習：1回 ・臨床心理学専攻大学院生実習：2回 ・関西H I VカンファレンスH I V／A I D S診療スキルアップセミナー：1回 ・関西H I Vカンファレンス薬剤部会主催講演会：1回 ・他施設、病院、行政主催H I V研修会講師：45回 【九州医療センター】 ・福岡県拠点病院等連絡会議：1回 ・福岡H I Vネットワークシンポジウム：1回（オンライン開催） ・九州ブロックH I Vソーシャルワーク研修会：1回（オンライン開催） ・九州医療センター新規採用者合同オリエンテーション：1回 ・九州医療センター院内研修：1回 ・国際医療福祉大学認定看護師教育課程：1回 ・福岡県立大学講義：1回 ・長崎県医師会H I V医療講演会：1回 ・福岡県性感染症（STD）研究会：1回 ・H I V感染症薬剤師研修会・H I V栄養担当者研修会：1回 ・在宅サービス担当者会議：2回 ・九州山口薬害被害者医療福祉相談会：1回 ・中四国ブロックエイズ治療拠点病院等連絡協議会：1回（オンライン開催） ・H I V講演会 ～新しい時代の治療を考える～：1回（オンライン開催）		評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
					3. 国立国際医療研究センターエイズ治療・研究開発センターとの連携 国立病院機構の医療従事者（医師、看護師、薬剤師など）を対象に、最新の専門知識・治療技術を習得させ、国立病院機構におけるエイズ治療及びH I V感染対策の充実を図ることを目的とした、H I V感染症研修を、令和2年度も引き続き国立国際医療研究センターと共同開催した。令和2年度においては令和2年11月に1回開催し、29名が参加した。 ・開催場所 国立国際医療研究センター（北海道東北、関東信越ブロック） 大阪医療センター（東海北陸、近畿、中国四国、九州ブロック）		評価		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
		④ 重点課題に対応するモデル事業等の実施 国立病院機構の人的、物的資源や病院ネットワークを最大限活用し、国の医療分野における重点課題に対応するモデル事業等を積極的に実施する。後発医薬品の使用促進について、「経済財政運営と改革の基本方針2017について」(平成29年6月9日閣議決定)による政府目標等を踏まえ、さらに促進する。	④ 重点課題に対応するモデル事業等の実施 国立病院機構の人的、物的資源や病院ネットワークを最大限活用し、国の医療分野における重点課題に対応するモデル事業等を積極的に実施する。後発医薬品の使用促進について、「経済財政運営と改革の基本方針2019について」(令和元年6月21日閣議決定)による政府目標等を踏まえ、さらに促進する、	- 国の医療分野における重点課題に対応するモデル事業等を積極的に推進しているか。 - 後発医薬品の使用促進について、さらに促進しているか。 <					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
					<経緯（参考）> - 平成29年度：後発医薬品使用促進対策の共有等を行うとともに、医薬品共同入札の改革などを行った結果、後発医薬品の採用率が83.5%となり、令和2年9月までに後発医薬品の使用割合を80%とする「経済財政運営と改革の基本方針2017について」（平成29年6月9日閣議決定）による政府目標に対し、3年早く達成した。 - 平成30年度：平成30年度も引き続き後発医薬品使用促進対策を行い、後発医薬品の採用率は86.2%に増加した。 - 令和元年度：令和元年度も引き続き後発医薬品使用促進対策を行い、後発医薬品の採用率は88.7%に増加した。			評価	

4. その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１－２	臨床研究事業		
業務に関連する政策・施策	医療情報化の体制整備の普及を推進すること 有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること 革新的な医療技術の実用化を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること	当該事業実施に係る根拠 （個別法条文など）	独立行政法人国立病院機構法第３条
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」、難易度：「高」 効率的な臨床研究及び治験を実施するため、ＩＣＴを活用した各種データの標準化や、質の高い標準的な医療を広く提供するための医学的根拠を確立する研究事業等は、国が推進する医療分野の研究開発に貢献するものであるため重要度が高い。 機構における英語論文掲載数については、これまでに、我が国全体における臨床医学系論文数の増加割合を大幅に超える伸び率で増加させてきている中、毎年、前年より英語原著論文掲載数を増加させ、令和５年までに平成３０年の実績と比べ、５％以上増加させることは難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー ０１１６

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		指標	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
英語論文掲載数 （計画値）	最終年までに 平成30年の 実績に比し 5%以上増加		2,594 本	2,619 本	2,645 本	2,671 本	2,696 本		予算額（千円）	13,209,895	11,889,242			
英語論文掲載数 （実績値）		2,568 本	2,747 本	2,759 本					決算額（千円）	12,457,049	11,289,809			
達成度			105.9%	105.3%					経常費用（千円）	12,880,833	12,085,429			
									経常利益（千円）	▲1,740,952	▲2,940,614			
									行政コスト（千円）	12,884,936	12,085,548			
									従事人員数（人）	62,226 （※注①）	62,581 （※注①）			

注）①従事人員数については、診療を行っている者が研究や教育を行う等、事業分類ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	2 臨床研究事業 機構の病院ネットワークを最大限活用した迅速で質の高い治験の推進やE B M 推進のための大規模臨床研究に、より一層取り組むとともに、他の設置主体も含めたこれらの分野に精通する医療従事者の育成及び認定臨床研究審査委員会の適正な運用を図ることにより、我が国の臨床研究及び治験の活性化に貢献すること。 また、電子カルテデータ等から標準化された診療データを収集・分析するデータベースを引き続き運用し、更なる標準化データの収集・分析や	2 臨床研究事業 臨床研究事業においては、質の高い標準的な医療の提供と我が国の医療政策の形成・評価に貢献するため、研究倫理を遵守しつつ、病院ネットワークを活用してE B M 推進の基礎となる科学的根拠を築くデータを集積し、その情報を発信する。また、迅速で質の高い治験や臨床研究のためのI T 基盤を充実する。	2 臨床研究事業			< 評価と根拠 > 評価：S （自己評価S の理由） - 定量的指標において、達成度が1 0 0 % 以上であった。 - 下記理由により、難易度が高い定量的指標について、達成度が1 0 0 % 以上であり、その他の目標についても特に良好な結果を得た。 ○ 定量的指標としている「英語論文掲載数」については、国立病院機構全体で研究により得られた成果を国内外に広く情報発信するため、英語論文の投稿や学会発表について、積極的に取り組んでいる。 これまでに、我が国全体における臨床医学系論文数の増加割合を大幅に超える伸び率で増加させてきている中、毎年、前年より増加させ、令和5 年までに平成3 0 年の実績と比べ、5 % 以上増加させることは難易度が高い。令和2 年度は、目標値2, 6 1 9 本に対して、2, 7 5 9 本となり、達成度は1 0 5. 3 % ととなっている。 ○ 「世界最先端I T 国家創造宣言」（平成2 7 年6 月3 0 日閣議決定）において国立病院機構に対して求められている「電子カルテデータを標準的な形式に変換して出力・集積する事業を先行的に実施し、対象病院を順次拡大できる汎用的な手順書を作成して公開する」という我が国の電子カルテデータ標準化の全国普及・展開に資するため、他の機関に先駆けて、電子カルテ情報を収集・集積するI T 基盤（国立病院機構診療情報集積基盤（N C D A ※））を平成2 7 年度に構築し、令和2 年度は新たに1 病院を加えた6 7 病院まで対象病院の拡大を図るとともに、当初には収集できなかった診療経過記録や退院時サマリ、紹介状データについても集積ができるよう改修したことで、より精度の高い臨床疫学研究等の実施が可能になるデータベースとして運用している。	評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	規模の拡大に取り組み、臨床疫学研究の推進等を図ること。あわせて、医療の質の向上、臨床研究の推進、効率的な病院経営に資する利活用を推進するとともに、国の医療情報政策に基づき、外部のデータベースとの連携や外部機関へのデータ提供についても積極的に貢献すること。 さらに、先進的医療への取組として、他の設置主体との連携により、ゲノム医療・再生医療に関する臨床研究や新規医薬品開発等の共同研究をより充実させること。 加えて、国の医療情報政					また、NCDAを活用して、週単位でデータ抽出を行い、COVID-19の新規入院患者数、在院患者数、在院日数、入院症例における死亡退院割合、それぞれの年齢群別分析、投薬内容、重症病床使用状況、外来におけるコロナ様・インフルエンザ様症候群例数（CLI/ILI）と SARS-CoV-2 陽性率、インフルエンザ陽性率等を解析し、流行状況、重症度、および医療負荷を評価した。また、定期的なデータ抽出が可能になった時点より、データを厚生労働省に週単位で提供開始するとともに、令和3年度にこれらのデータ公開を行うための調整を進めた。 ※NCDA：厚生労働省が推奨するSS-MIX2規格を用いて、電子カルテベンダ毎に異なるデータを標準形式に変換して集積するIT基盤。（NHO Clinical Data Archives） ○ 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成29年法律第28号。以下「次世代医療基盤法」という。）に基づき、認定匿名加工医療情報作成事業者である一般財団法人日本医師会医療情報管理機構（以下「J-MIMO」という。）から医療情報のデータ提供について協力依頼があり、医療情報の利活用を通じて患者に最適な医療を提供していくことにつながればと法人として協力することとした。令和3年2月19日付けで内閣府宛てにNCDA参加67病院のうち48病院の届出を行った。（令和3年4月から順次データ提供開始） ○ 厚生労働科学研究（指定研究）として実施されている「新型コロナワクチンの投与開始初期の重点的調査（コホート調査）」に分担研究者として参加し、52病院が研究協力機関として新型コロナワクチンの先行接種を行った。52病院で12,192人が先行接種としてワクチンを接種し、健康日誌の記載及び副作用情報の報告などを行った。 また、ワクチン接種の準備段階から、各地域のメディア等と協力して情報発信を行い、専門的知識を有する医療従事者が安心してワクチンを接種する姿を提供することにより、ワクチンの安全性や接種状況などの国民への情報発信に貢献した	評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	規模の拡大に取り組み、臨床疫学研究の推進等を図ること。あわせて、医療の質の向上、臨床研究の推進、効率的な病院経営に資する利活用を推進するとともに、国の医療情報政策に基づき、外部のデータベースとの連携や外部機関へのデータ提供についても積極的に貢献すること。 さらに、先進的医療への取組として、他の設置主体との連携により、ゲノム医療・再生医療に関する臨床研究や新規医薬品開発等の共同研究をより充実させること。 加えて、国の医療情報政					○ 大規模臨床研究や迅速で質の高い治験を実施するに当たり、国立病院機構における急性期から慢性期まで全病院の幅広い病院ネットワークを活用し、地域の医療機関とも調整した上で、十分な症例を集積することや多くの難病疾患の患者から適正な同意を得る等のハイレベルなコーディネートを図っている。 ○ 治験の実施については、民間企業から依頼された治験以外に、医師主導治験も独自に実施している。入院を伴う重症疾患、慢性疾患や厚生労働省の指定難病といった他の医療機関では実施することが困難な症例に対する治験を推進することで、我が国の医療水準の向上に寄与している。	評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	策のモデル事業を実施するなど、医療のIT化への対応に向けて積極的に貢献すること。	（１）診療情報の収集・分析と情報発信機能の強化 リアルワールドデータ（実診療に基づき得られたデータ）を用いた研究を推進するため、病院ネットワークを最大限活用し、電子カルテデータ等の診療情報データの分析を更に充実する。これにより、引き続き臨床評価指標等の作成・公表及び臨床疫学研究を推進し、質の高い標準的な医療の提供に役立てるとともに、診療情報の分析結果や基礎情報の提供を行うことにより、我が国の医療政策の形成・評価に貢献する。その際、電	（１）診療情報の収集・分析と情報発信機能の強化 リアルワールドデータ（実診療に基づき得られたデータ）を用いた研究を推進するため、病院ネットワークを最大限活用し、診療情報データバンクによるレセプト、DPC調査データに加え、SS－MIX2標準規格を用いた診療情報集積基盤（NCDA）による電子カルテ情報の収集・分析を行い、臨床評価指標等の作成・公表及び臨床疫学研究を引き続き実施するとともに、国の医療情報政策に基づき、NCDAと独立行政法人医	＜評価の視点＞ ・ 病院ネットワークを最大限活用し、診療情報データバンクによるレセプト、DPC調査データに加え、SS－MIX2標準規格を用いた診療情報集積基盤（NCDA）による電子カルテ情報の収集・分析を行い、医療機能評価等に係る情報発信を推進しているか。	（１）診療情報の収集・分析と情報発信機能の強化 1. EBM 推進のための診療情報分析 令和2年度も、引き続き診療機能分析レポートについて、全病院を対象としたDPCデータ及び入院・外来のレセプトデータを収集・分析し、各病院の分析結果を取りまとめた「個別病院編」、全病院の結果を総括した「全病院編」及び最新のデータをもとに病床機能の分析をまとめた「特別編」を作成し、各病院へのフィードバックを引き続き行った。また、情報発信の一環として、主な分析の実例を掲載した「解説編」をホームページにて公表した。 診療機能分析レポートの分析は、以下の2つに大別され、地域における自院の役割と位置づけや自院における医療提供状況の適正性を可視化した。これにより、機構病院が果たす役割を客観的に把握し、地域医療構想調整会議等の外部への説明に活用した。 ＜国立病院機構内の病院との比較＞ 患者数と属性の視点をはじめ、「診療内容や診療経過は他院と比べて違いがあるか」、「地域の連携体制はどの程度進んでいるか」などについて、国立病院機構の全ての病院、同規模病院、類似している診療科などの病院間比較を行った。 ＜地域の病院との比較＞ 患者数・在院日数、患者シェア、SWOT分析、診療圏、患者住所地などを地域の病院と比較し、地域医療において自院が果たしている役割や位置づけを可視化した。「地域医療において自院の強みとなる診療分野は何か」、「これからどのような診療分野を強化する必要があるか」など、国立病院機構の病院が今後の方向性を決定するための分析を行った。 令和2年度の診療機能分析レポートの作成に当たっては、以下のような分析を行った。 ○疾患別分析の拡充 平成28年10月より導入された「一般病棟用の重症度、医療・看護必要度」のデータを活用し、疾患別分析に応じた患者像を把握するための分析を行った。 ○診療報酬分析 診療単価・日当点分析、診断群分類ごとの機能評価係数Ⅱの分析、医療資源投入量分析を行った。		年度計画の目標を達成した。	評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
		子カルテデータをもとにした診療情報集積基盤（NCDA）や、レセプト・DPCデータをもとにした診療情報分析システム（MIA）といった標準化された診療データを収集・分析するデータベースを引き続き運用し、更なる標準化データの収集や規模の拡大に取り組む。 また、医療の質の向上、臨床研究の推進、効率的な病院経営に資する利活用を推進するとともに、国の医療情報政策に基づき、外部のデータベースとの連携や外部機関へのデータ提供についても積極的に貢献する。	薬品医療機器総合機構（PMDA）が運営・管理するMIDNETのデータを連携し、統合解析するための環境を構築する。 また、国が推進しているパーソナル・ヘルス・レコード（PHR）の国立病院機構における活用法について検討を始める。	・ 臨床評価指標等の作成・公表及び臨床疫学研究を引き続き実施しているか。	○病床機能別（４機能）分析の深掘り 前年度に実施した病床機能調査に続いて、令和２年度も各病棟の医療資源投入量分析を行った。また、地域医療構想で求められる自院の立ち位置を俯瞰できるよう、二次医療圏における自院というマクロの視点から、自院の現状や病床機能分析というミクロの視点までを段階的に整理し、自院の将来方針策定のサポートとなるような分析を行った。 これら分析の拡充により、自院の全体を把握するための情報と疾患別に掘り下げるための情報が充実し、質の高い標準的な医療の提供に役立っている。 2. 臨床評価指標を用いたPDCAサイクルによる医療の質の向上の推進（再掲） 国立病院機構において、各病院が自らの医療の質の実態を知り、問題解決を行い、医療の質の向上を図っていくためのツールとして活用されることを目的として「臨床評価指標」を開発している。 この臨床評価指標を効率的に医療の質向上に活用するため、第３期中期計画中に全ての病院に多職種によるチームからなる「医療の質向上委員会（クオリティマネジメント委員会）」を設置し、「臨床評価指標を用いたPDCAサイクルに基づく医療の質の改善事業」を推進してきた。 第４期中期計画では、この「医療の質の改善事業」を引き続き実施していくとともに、令和２年度においては、各病院が特に重点的に取り組むべき「重点指標」を選定して、臨床評価指標を用いたPDCAサイクルによる継続的な医療の質の改善を促進している。各病院の委員会活動から得られた改善事例や優れた取り組みを行った病院の事例を共有する場として、クオリティマネジメントセミナーを開催予定としていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により実施を見送り、令和３年度に全病院で共有し、情報発信することとしている。 【特に重点的に取り組むべき指標】 ・急性脳梗塞患者に対する早期リハビリテーション開始率 ・外来糖尿病患者に対する管理栄養士による栄養指導の実施率 ・市中肺炎（重症除く）患者に対する広域スペクトル抗菌薬の未処方率 ・重症心身障害児（者）に対するリハビリテーションの実施率 ・パーキンソン病患者に対するリハビリテーションの実施率 ・統合失調症患者に対する抗精神病薬の単剤治療の実施率 ・手術ありの患者の肺血栓塞栓症の予防対策の実施率 ・広域スペクトル抗菌薬投与患者に対する細菌培養実施率 ・安全管理が必要な医薬品に対する服薬指導の実施率 ・バンコマイシン投与患者の血中濃度測定率 ・がん患者の周術期医科歯科連携実施率 ・入院患者における総合満足度 ・外来患者における総合満足度	新型コロナウイルス感染症の影響により、医療の質の改善事例を全病院で共有し、情報発信することはできなかったが、継続的な医療の質の向上の推進に取り組んだ。	評価		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
					3. 「臨床評価指標V e r . 4 . 1」による計測の実施（再掲） 平成1 8 年度、臨床評価指標の作成当初は、各病院職員が手作業でデータの収集を行っており、各病院に多大な負担がかかっていた。平成2 2 年度に全病院から診療情報（レセプト及びD P Cデータ）を一元的に収集・分析する診療情報データベース（M I A）を構築し、病院の負担軽減に努めた。その後も継続的に改良を続け、平成2 7 年度には臨床評価指標V e r . 3を開発した。 一方、平成2 8 年度には電子カルテ情報のデータベース「国立病院機構診療情報集積基盤（N C D A）」を構築し、N C D Aから検査値、バイタルなどの情報が収集できるようになったことから、令和元年度は、臨床評価指標V e r . 3に加え、N C D Aからのデータを用いることを可能とする「臨床評価指標V e r . 4」を開発した。令和2 年度には、「臨床評価指標V e r . 4 . 1」として診療報酬改定による変更等を反映するとともに、計測マニュアルを作成・公表した。 「臨床評価指標V e r . 4 . 1」を活用することで、国立病院機構の病院で提供される医療を可視化し、より一層の医療の質の向上に寄与することが期待されている。 ＜N C D Aを活用した指標例＞ ・糖尿病患者における HbA1c 値コントロール率 ・中心静脈カテーテル留置後の感染症の発生率 4. 外部競争的資金をもとにした研究活動による医療政策や医療の質への貢献 文部科学省科学研究費補助金を申請することができる文部科学大臣の指定機関として、国立病院機構では計8 3の臨床研究センター・臨床研究部で科学研究費補助金の申請が可能となっている。 令和2 年度においても厚生労働科学研究費、文部科学研究費、日本医療研究開発機構研究費、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構事業補助金等の競争的研究費の獲得に向け積極的な応募等に取り組み、国立病院機構全体で総額2 6 . 6 億円の外部競争的資金を獲得した。 【外部競争的資金の獲得状況】 令和元年度 1 , 5 2 8 件 2 6 . 3 億円 → 令和2 年度 1 , 4 7 4 件 2 6 . 6 億円		評価		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
					5. 電子カルテ情報の収集・分析をするためのＩＴ基盤構築について		評価	
					（１）国立病院機構診療情報集積基盤（NCDA）の拡大 「世界最先端ＩＴ国家創造宣言」（平成２７年６月３０日閣議決定）において国立病院機構に対して求められている「電子カルテデータを標準的な形式に変換して出力・集積する事業を先行的に実施し、対象病院を順次拡大できる汎用的な手順書を作成して公開する」という我が国の電子カルテデータ標準化の全国普及・展開に資するため、国の補助金を得て、厚生労働省が推奨しているSS-MIX2標準規格を用いて電子カルテ情報を収集・集積するＩＴ基盤（国立病院機構診療情報集積基盤（NCDA））を平成２７年度に構築した。 NCDAを令和２年度も引き続き運用するとともに、この電子カルテデータ標準化のためのＩＴ基盤構築事業を発展・充実させるため、事業参加病院数を、令和２年度に１病院を追加し、６７病院となった。また対応ベンダ数も主要７社でNCDAとの接続試験を引き続き行うとともに、当初には収集できなかった診療経過記録や退院時サマリ、紹介状データについても集積ができるよう改修したことで、より精度の高い臨床疫学研究等の実施が可能になるデータベースとして運用している。 【NCDA保有患者データ数（実患者）】 令和元年度末　２６０万人　→　令和２年度末　２９０万人 （うち新規１病院０．８万人） （２）NCDAを活用した災害時診療情報の抽出等 NCDAの標準化機能を活かして、様々なベンダの電子カルテから災害診療記録用の電子フォーマットの出力が可能となるよう対応モジュールをバージョンアップし、災害時に必要な診療情報の自動抽出化等の開発及び検証を行い、その結果を導入手順書として公開している。 NCDA参加病院のうち、災害拠点病院を中心に６４病院で本モジュールを導入済みである。 本モジュールの活用により、被災地の病院での医療ニーズを国立病院機構本部で集計することが可能になり、本部が病院に代わり災害対策本部へ必要な情報を提供する等、災害時の病院の後方支援に役立てている。			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
				・ N C D Aと独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）が運営・管理するM I D - N E Tのデータを連携し、統合解析するための環境を構築しているか。	（3）外部のデータベースとの連携 令和元年度より厚生労働省からの補助事業として、M I D - N E Tを活用した医薬品等の安全対策の高度化を図ることを目的に、国立病院機構診療情報集積基盤（N C D A）で解析している各種医療データを医薬品医療機器総合機構（PMDA）のM I D - N E T側で解析が可能となるように変換し、提供することで、統合解析（※1）するための環境を構築する「医療情報データベース連携推進事業」を開始した。 N C D Aから抽出されるデータをM I D - N E Tの分析用データセットと同様の形式に変換するための医療情報データベース連携用変換ツールを作製し、令和2年度は、PMDAのM I D - N E T側で実施した利活用がN C D A側にて同様の利活用結果が得られるか検証できるように調整を進めた。 国立病院機構の「N C D A」は、M I D - N E Tより中小規模の病院が多く、慢性期疾患のデータも多く含まれているため、N C D AとM I D - N E Tを連携し、統合解析するための環境を構築することは、医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するための医薬品の製造販売後調査等のデータ規模拡大やその他利活用可能データの拡充につながり、医薬品の有害事象リスクの把握、その安全対策の影響評価、処方実態の確認などの「リアルワールドデータ」（※2）の実用化に向けて貢献できる。 ※1 統合解析：各医療情報がどのような関係で成り立っているのかを調べる。 ※2 リアルワールドデータ：臨床研究、治験等以外の日常診療で得られた医療情報。 （4）診療情報データベースの利活用の推進 医療の質の向上、臨床研究の推進、効率的な病院経営に資するため、国立病院機構診療情報データベース（※）に格納されたデータを適切に利活用する際の手続き及び遵守すべき事項等の必要な事項を平成28年度に定め、診療情報の利活用を推進している。 ※診療情報集積基盤（N C D A）及び診療情報分析システム（M I A） 【利活用新規申請件数】 令和元年度 10件 → 令和2年度 12件	年度計画の目標を達成した。	評価		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
					(5) N C D Aを活用した COVID-19 自動サーベイランス体制の整備 厚生労働科学研究「新型インフルエンザ等の感染症発生時のリスクマネジメントに資する感染症のリスク評価及び公衆衛生的対策の強化のための研究（20HA1005）」にてN C D Aを活用して、週単位でデータ抽出を行い、COVID-19 の新規入院患者数、在院患者数、在院日数、入院症例における死亡退院割合、それぞれの年齢群別分析、投薬内容、重症病床使用状況、外来におけるコロナ様・インフルエンザ様症候群例数（CLI/ILI）と SARS-CoV-2 陽性率、インフルエンザ陽性率等を解析し、流行状況、重症度、および医療負荷を評価した。また、定期的なデータ抽出が可能になった時点より、データを厚生労働省に週単位で提供開始するとともに、令和3年度にこれらのデータ公開を行うための調整を進めた。 N C D Aは医療機関における診療活動のなかで入力される電子カルテデータを利用しているため、このサーベイランスには医療機関に対する負荷は一切ない。このような迅速にデータが得られ、かつ現場に負荷のかからない電子カルテデータを用いたサーベイランスは、特に迅速に評価を行う必要のあるパンデミックでは特に有用であり、今後拡大していくことが期待される。		評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
					(6) 外部機関へのデータ提供 外部機関からのデータ提供依頼のニーズへ対応するため、令和元年度より新たに民間企業等の国立病院機構の職員以外でも診療情報の利活用の申請手続きが可能となるよう規程等の整備を行った。 その結果、これまでに製薬企業等の民間企業 3 件を含む 6 件の外部からの利活用申請に対応した。 外部機関からの申請については、患者への不利益が無いよう、外部有識者からの意見聴取を行うこととしている。 また、新たな動きとして、次世代医療基盤法に基づき、認定匿名加工医療情報作成事業者である一般財団法人日本医師会医療情報管理機構から医療情報のデータ提供について協力依頼があり、医療情報の利活用を通じて患者に最適な医療を提供していくことにつながればと法人として協力することとした。令和 3 年 2 月 1 9 日付けで内閣府宛てに N C D A 参加 6 7 病院のうち 4 8 病院の届出を行った。（令和 3 年 4 月から順次データ提供開始） 医療の発展のためにはデータに基づく科学的根拠が必要であり、この次世代医療基盤法により集められたデータを利活用することで、例えば、患者の特徴ごとの治療効果等の研究を行えば、患者の体質や既往歴等を踏まえた最適な医療の提供につながり、病気の前兆や初期症状から、病気が重篤化する前に治療開始ができるようになることが期待される。また薬の副作用の研究を行えば、より安全な薬の開発や投薬へとつながる。さらに言えば、個人の体質・嗜好に応じた最適な健康維持のための運動やエクササイズの開発などヘルスケアサービスが創出されるかもしれず、データ価値を医療・介護現場や国民・患者に還元することにつながる。		評価		
				・ 国が推進しているパーソナル・ヘルス・レコード（PHR）の国立病院機構における活用法について検討を始めたか。	6. パーソナル・ヘルス・レコード（PHR）の活用法の検討 令和 2 年度は、国が推進しているパーソナル・ヘルス・レコード（PHR）の根幹となるマイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認の導入に向けて、厚生労働省が主催する説明会への参加、社会保険診療報酬支払基金等の関係機関及びシステムベンダとのヒアリングを実施し、国立病院機構としての課題や論点を整理のうえ、導入を目指して取り組んでいる。	年度計画の目標を達成した。			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
			し、E B M推進のための大規模臨床研究の質の向上を図る。 国際水準の臨床研究を推進するため、臨床研究シーズを幅広く汲み上げる体制整備を推進するとともに、研究実施に向けた支援に取り組む。 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）及び民間企業とそれぞれ連携し、ゲノム医療・再生医療に関する臨床研究や新規医薬品開発等の共同研究を進めていく。 研究成果を国内外に広く情報発信するため、英語論文掲載数の増加を目指す。		・国内学会発表：延べ 14,781回 → 延べ 9,067回 令和2年においては、英文原著論文のインパクトファクターの合計は8,076点となり、1本当たりの平均は2.927点となった。 （3）国立病院総合医学会の開催 国立病院機構主催の国立病院総合医学会を、新潟病院を学会長施設、西新潟中央病院、さいがた医療センターと東京医療センターを副学会長施設として、「先進的イノベーションと支える医療の融合 求められる国立医療の構築～2020 ときを超えて～」をテーマに掲げ、令和2年10月17日から11月14日にかけて名古屋市においてWeb形式で開催した。国立病院総合医学会を通じて、研究成果を公表するとともに、国立病院機構の職員等に対し、学術研究の成果を発表する機会を与え、職員の自発的な研究の取組を奨励し、職員が行う研究レベルの向上を図り、また、研究者のみならず参加する国立病院機構職員の活性化を目指した。 令和2年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえてWeb開催のためにプログラムを再編成し、国立病院総合医学会の内容の充実を図った結果、参加者数5,829名の盛大な学会となった。 ○シンポジウム、口演・・・・・・・・・・・・・・・・ 602題 ○ポスターセッション・・・・・・・・・・・・・・・・ 949題 ○特別講演・・・・・・・・・・・・・・・・ 1講演 『サイバニクス革命：人とテクノロジーが共生し人類は進化し続ける ～人・AI ロボット・情報系の融合で加速する Medical-Care Innovation～』 ・山海 嘉之（筑波大学サイバニクス研究センター研究統括／教授・筑波大学未来社会工学開発研究センター長・CYBERDYNE 株式会社代表取締役社長） ○緊急企画「COVID-19 を越えその後（さき）へ」特別講演・・・2講演 『新型コロナウイルス感染症とは』 ・大曲 貴夫（国立国際医療研究センター病院国際感染症センター長） 『COVID-19 を越えその後（さき）へ』 ・長谷川 好規（NHO 理事、名古屋医療センター院長、日本内科学会 COVID-19 対策チーム長、前・日本呼吸器学会理事長） （4）電子ジャーナルの配信 最新の医学知見をもとに、根拠に基づいた医療サービスを患者に提供することを目的として、国立病院機構の全ての病院で職員がインターネット経由で配信される医学文献を閲覧、全文ダウンロードすることができるように、本部において電子ジャーナル配信サービスの一括契約を行い、定期的に更新している。		評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																					
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価													
					業務実績		自己評価														
				平成26年度以降に採択した課題の研究で継続しているものは、本部が主導となり、着実に推進・運営しているか。 令和2年度においても介入研究を含め課題を採択し、EBM推進のための大規模臨床研究の質の向上を図っているか。 国際水準の臨床研究を推進するため、臨床研究シーズを幅広く汲み上げる体制整備を推進するとともに、研究実施に向けた支援に取り組んでいるか。	毎月電子メールにより職員への周知を行った結果、ダウンロードされた医学文献数は令和2年度で20,928件となった。	3. EBM推進のための大規模臨床研究の実施 一般医療を多く担っている日本最大の病院グループである国立病院機構において、豊富な症例と一定の質を確保することが可能という特徴を活かして、質の高い標準的な医療を広く提供するための医学的根拠を確立するため、平成16年度から「EBM推進のための大規模臨床研究」を開始している。 令和2年度においては、6課題について症例登録を進め、3課題について経過観察を行った。 これらの研究を実施することを通じて、各病院の診療の質の標準化を図るとともに、関係学会等で成果を公表した。 4. 国立病院機構の臨床研究体制 (1) 臨床研究体制 令和2年度も、国際水準の臨床研究を推進するため、臨床研究シーズを幅広く汲み上げる体制整備を推進するとともに、研究実施に向けた支援に引き続き取り組んだ。 また、名古屋医療センターでは、自施設の臨床研究だけでなく、他施設をサポートするアカデミック臨床研究機関（ARO）の機能を有している。 (2) 国立病院機構における臨床研究組織 国立病院機構では、実施症例数や、競争的外部資金の獲得額、論文発表数などの評価項目からなる臨床研究組織の活動評価に基づき、各施設の臨床研究組織の活動実績を点数化し、活動の実績に応じた研究費の配分や臨床研究組織の再構築、研究ネットワークグループ構築の指標として活用してきた。 また、時代の変革に合わせた新しい研究グループを構築するため、臨床研究組織の活動性が高い領域を中心に再編・統合することで、ネットワークグループを再構築した。 <table><tr><td>○臨床研究組織の数</td><td>令和2年4月</td><td>令和3年4月</td></tr><tr><td>・臨床研究センター</td><td>10病院</td><td>10病院</td></tr><tr><td>・臨床研究部</td><td>77病院</td><td>75病院</td></tr><tr><td>・臨床研究部（院内標榜）</td><td>45病院</td><td>47病院</td></tr></table> (3) NHOネットワークの活動性の向上 各研究分野において最も活動実績の高い病院をグループリーダーとした19分野の研究ネットワークグループを構築することにより、グループリーダー主導による質の高い臨床研究を実施している。	○臨床研究組織の数	令和2年4月	令和3年4月	・臨床研究センター	10病院	10病院	・臨床研究部	77病院	75病院	・臨床研究部（院内標榜）	45病院	47病院	年度計画の目標を達成した。	評価	
					○臨床研究組織の数		令和2年4月	令和3年4月													
					・臨床研究センター		10病院	10病院													
					・臨床研究部		77病院	75病院													
・臨床研究部（院内標榜）	45病院	47病院																			
年度計画の目標を達成した。																					
年度計画の目標を達成した。																					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
					NHOネットワーク共同研究課題は臨床研究推進委員会（外部委員7名で構成されている共同研究課題の審査機関）の審査を経て採択され、研究を実施した。 【NHOネットワーク共同研究課題採択数と申請数】 令和 元年度 70／113課題（新規 31／61課題、継続 39／52課題） 令和 2年度 65／109課題（新規 15／50課題、継続 50／59課題） （4）データセンターの活動 EBM推進研究等の多施設共同研究事業等を支援・推進するため、本部内に設置した「データセンター」において、3名のデータマネージャーにより、令和2年度も引き続き臨床研究の支援を行った。 （5）臨床研究に精通した人材の育成 一般財団法人公正研究推進協会が提供する、研究倫理教育eラーニングプログラムであるAPRIN eラーニングプログラム（eAPRIN教育研修プログラム）を活用し、研究者、倫理審査委員会の委員、研究機関の長、CRC、事務局員等を対象として、eラーニングによる研究倫理等の教育を令和2年度も引き続き実施した。 平成30年度からは、研究者を含め、CRC、事務局等の研究活動に関わる全ての職員を対象に、eAPRIN教育研修プログラムの受講を毎年度必須としている。 【eAPRIN教育研修プログラム修了者数】 20, 888名（うち研究者コース6, 486名、倫理審査委員会委員・研究機関の長コース3, 783名、CRCコース3, 181名、事務局員・事務職員コース3, 177名、GCP／治験コース3, 951名、継続コース14, 773名） ※各コースの重複受講あり。		評価		
				・ 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）及び民間企業とそれぞれ連携し、ゲノム医療・再生医療に関する臨床研究や新規医薬品開発等の共同研究を	5. 外部機関との連携 京都大学iPS細胞研究所（CiRA）とiPS細胞を用いた難治性疾患等の病因・病態の解明や新たな治療の開発のため、平成26年度より「疾患特異的iPS細胞樹立促進のための基盤形成」事業に参加し、当該事業で樹立された京都大学iPS細胞を使用する基礎研究を令和2年度も引き続き実施した。 6. 臨床研究・治験に係る倫理の遵守 （臨床研究） 「人を対象とした医学系研究に関する倫理指針」、「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針」等のガイドラインを踏まえ、令和2年度も引き続き臨床研究等の推進を図った。	年度計画の目標を達成した。			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価										
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
					業務実績		自己評価			
				推進しているか。	①倫理審査委員会 倫理的配慮の趣旨に沿って臨床研究等の推進を果たせるよう、全ての病院に倫理審査委員会を設置して、その審議内容等については、ガイドラインに沿って、病院のホームページ上に掲示するなど外部に公開している。 【倫理審査件数】 令和元年度 6, 604件 → 令和2年度 6, 791件 ②臨床研究中央倫理審査委員会 国立病院機構が主導して行う臨床研究等の研究課題を中心に、臨床研究中央倫理審査委員会において審議を行い、NHOネットワーク共同研究の新規14課題をはじめ、122件について一括審査を令和2年度に実施した。 ③認定臨床研究審査委員会 平成30年4月施行の臨床研究法のに基づき、特定臨床研究を実施する者は、実施計画による特定臨床研究の実施の適否等について、厚生労働省が認定する臨床研究審査委員会（以下、認定臨床研究審査委員会）の審査を受けることが必要となった。 認定臨床研究審査委員会は主に大学病院等で認定を受けており、国立病院機構においては平成30年3月30日付で5委員会（本部、東京医療センター、名古屋医療センター、大阪医療センター、九州医療センター）が認定臨床研究審査委員会の認定を受け、令和2年度中に特定臨床研究等に係る新規課題17課題を含む延べ293件の審査を行った（本部137件、東京医療センター1件、名古屋医療センター133件、大阪医療センター19件、九州医療センター3件。）。 (治験) ①治験審査委員会 質の高い治験を推進するため、治験を実施している全ての病院で治験審査委員会を設置し、その審議内容等については、法令に沿って、病院のホームページに掲示するなど、外部に公開している。 【治験等審査件数】 令和元年度 20, 688件 → 令和2年度 19, 219件 ②中央治験審査委員会 治験審査の効率化、迅速化を図るために本部に設置している中央治験審査委員会を毎月1回定期的に開催しており、令和2年度には、新規課題27課題、安全性審査などを含む継続審査延べ572件について審議を実施した。				評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
					(その他) ①研究利益相反（研究利益相反審査委員会）（C O I 審査委員会） 臨床研究その他の研究を行う研究者、関係者、被験者及び国立病院機構等を取り巻く利益相反の存在を明らかにすることによって、被験者の保護を最優先としつつ、国立病院機構及び研究者等の正当な権利を認め、社会の理解と信頼を得て、国立病院機構の社会的信頼を守り、臨床研究その他の研究の適正な推進を図ることを目的として、令和2年度も引き続き、研究利益相反審査委員会を開催した。 【C O I 審査件数】 令和元年度 3, 7 7 8 件 → 令和2年度 3, 1 6 6 件 ②動物実験委員会 動物愛護の観点に配慮しつつ、科学的観点に基づく適正な動物実験等が実施されるよう、動物実験を実施した8病院全てにおいて、動物実験委員会を設置し適切に運営している。			評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
		（３）迅速で質の高い治験の推進 病院ネットワークを活用した共同治験や国際共同治験・医師主導治験を積極的に推進するとともに、症例集積性の向上やコスト適正化に取り組み、迅速で質の高い治験を実施する。	（３）迅速で質の高い治験の推進 迅速で質の高い治験を実施するため、本部において、治験実施病院の実態を詳細に把握し、必要な病院に対しては指導・支援を実施するとともに、国際共同治験や医師主導治験を推進する。 NHOCRB（中央治験審査委員会）における審査を円滑に実施し、NHOCRBに係る契約事務等の業務を本部の治験管理室（治験ネットワーク事務局）へ集約化する。 治験実施計画に応じた治験経費の最適化に向けて、関係団体と協議を続ける。	＜評価の視点＞ - 迅速で質の高い治験を実施するため、本部において、治験実施病院の実態を詳細に把握し、必要な病院に対しては指導・支援を実施するとともに、国際共同治験や医師主導治験を推進しているか。 - NHOCRBに係る契約事務等の業務を本部の治験管理室（治験ネットワーク事務局）へ集約化しているか。	（３）迅速で質の高い治験の推進 1. 国立病院機構における治験実施体制の確立 （１）本部 治験審査の効率化、迅速化を図ることを目的として平成２０年度より中央治験審査委員会（NHOCRB）を本部に設置しており、毎月１回定期的に開催した。令和２年度には、新規課題２７課題、安全性審査などを含む継続審査延べ５７２件についての審議を実施した。 NHOCRBの設置により、多施設共同治験を実施するに当たっての一括審査が可能になり、同一治験の、倫理審査、費用、契約等の病院間のバラつきが排除され、参加病院全体で迅速かつ効率的な治験を実施することが可能となった。また、各病院と治験依頼者の事務手続きの負担軽減や、治験期間の短縮が可能な体制が整えられている。 （２）病院 各病院の企業への請求費用の実績に応じて、常勤の治験・臨床研究コーディネーター（CRC）の定員化・再配置を行い、組織的な治験受入れ体制を整備している。 - 常勤CRC配置病院数 令和元年度 ７０病院 → 令和２年度 ７０病院 - 常勤CRC数 令和元年度 ２４５名 → 令和２年度 ２４２名 （３）病院に対する本部の実施支援 治験等受託研究の進捗状況の確認、請求管理等の機能を有する「治験管理システム」を全病院に導入している。本部では、病院の治験進捗状況を把握し、情報を集約することが可能となり、進捗が進んでいない治験課題について、病院に対して指導・支援を行っている。また、病院では、治験管理システムに症例毎の進捗を入力することで、請求処理が可能となり、治験会計の効率化を図っている。 （４）ワンストップサービス 国立病院機構の治験実施体制整備の一環として、中央治験審査委員会で審議される治験に関して、「ワンストップサービス（本部が各病院と治験依頼者との契約を一括で取りまとめるサービス）」により、治験依頼者との窓口を本部に一本化している。契約書や同意説明文書等が課題ごとに統一化されることで、治験依頼者並びに病院の業務の効率化等が図られており、令和２年度は、本部で新規課題２７課題、延べ９１病院の契約を締結した。		年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を達成した。	評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
					(3) 国立病院機構職員が主任研究者の主な医師主導治験 ○「悪性胸膜中皮腫患者を対象とした GEN0101 の腫瘍内及び皮下投与と、化学療法剤の静脈内投与の併用療法の安全性及び有効性評価のための多施設共同医師主導治験（第Ⅱ相）」（大阪刀根山医療センター） (4) 企業に対する P R 等 本部のホームページの内容を更新し、令和 2 年度も引き続き各病院の治験実施体制等の情報提供を進めた。令和元年度より、治験依頼者向けに「NHOCRB 手続きの手引き」を作成し、NHOCRB 利用促進に向けた情報提供も行っている。 令和 2 年度版治験推進室パンフレット（国立病院機構におけるネットワークを活用した治験の取組）等を日本製薬工業協会等へ配布するなどして、引き続き国立病院機構の取組について理解を求めた。 製薬会社 6 社とパートナーシップ契約を締結しており、令和 2 年度も定期的にミーティングを開催し、治験促進に向けた意見交換を行った。 令和 2 年度の依頼者面談数は 5 8 件であった。		評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価										
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
					業務実績		自己評価			
			録を円滑に進める。 加えて、国の医療情報政策のモデル事業を実施するなど、医療のIT化への対応に向けて積極的に貢献する。	・ 国の医療情報政策のモデル事業を実施するなど、医療のIT化への対応に向けて積極的に貢献しているか。	※特許出願を行った発明 ○変形性関節症の治療、予防または緩和のための非経口投与用医薬組成物（京都医療センター） ○検査実績把握装置、およびこれを備えた超音波検査装置（信州上田医療センター） ○体固定用プラスチック発泡準備体（大阪医療センター） ○SARS-CoV-2のSタンパク質に結合する人工抗体（名古屋医療センター） ○バイオマーカー及びインターフェロング関連遺伝子のバイオマーカーとしての使用（弘前病院） ○胸部サポーター（呉医療センター） ○自己免疫性肝炎を判定するためのバイオマーカー（長崎医療センター） ○RIPK1阻害剤又はシグナル伝達阻害剤（大阪南医療センター） ○生体情報取得装置（呉医療センター） ○深紫外線殺菌装置（仙台医療センター） ○ウイルス不活化装置並びにウイルス不活化装置付き空気処理装置（仙台医療センター） ○認知機能検査システム（医王病院） ○ヒト抗新型コロナウイルスモノクローナル抗体（九州医療センター） ※特許権設定登録を受けた発明（※外国出願等により複数国設定登録されたものを含む） ○アレルギー性鼻炎の治療剤（千葉医療センター）【バーレーン】 ○細胞培養培地及びそれを用いた培養方法（大阪医療センター）【日本、欧州】 ○2-（3-ピリジニル）-1H-ベンゾイミダゾール誘導体化合物、及び、これを含む医薬（京都医療センター）【欧州・香港】 ○気管支充填プラグ及び気管支充填デバイス（姫路医療センター） ○神経疾患モデル動物の製造方法及び神経疾患モデル動物（静岡てんかん・神経医療センター） ○悪性リンパ腫又は白血病の罹患の有無の判別方法並びに白血病の治療及び／又は予防のための薬剤（名古屋医療センター）【米国】				評価	
4. 医療のIT化への対応 （1）大規模診療データベースを利用したAI辞書の研究開発 国立病院機構診療情報集積基盤（NCDA）に集積された大量の患者データをもとに、今後更なる活用が期待される医療用のAI（人工知能）の判断基準となる言語資源の構築、医療用の自然言語処理技術（※1）の発展、AI辞書の研究開発につながる取組として、国立研究開発法人理化学研究所と「退院時サマリ（※2）の自動生成支援」の共同研究を開始した。					年度計画の目標を達成した。					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
					NCD Aの大規模診療データ（入院中のカルテ記事、検査結果や処方内容、退院時サマリ）を当機構で開発した匿名化モジュールを使い、匿名加工医療情報（※3）に加工したうえで、各病院でサマリの記述が異なる点、共通する点を同定し、現行の電子カルテでは補足できない項目や各項目に横断的に存在する重要情報の分析に着手しており、令和2年度は、細かい診療録分析のため、文の意味別に自動分類するために、文を適当なサイズのセグメントに分割し、そのセグメントの意味を表すようなラベルの自動付与や、ラベルの自動分類を実施するするようなモデルを構築した。 ※1 自然言語処理技術：言葉の意味や解釈の曖昧さを補完する技術 ※2 退院時サマリ：入院患者の病歴、入院時の身体所見、検査所見、入院中の診療内容をまとめた記録を要約したものであるため、退院後の外来診療等での医師、看護師等の医療従事者が入院中の治療、診断情報を的確に把握するための重要な記録となる。その作成を自動生成支援できるようになれば、医師の勤務負担軽減のみならず、患者に提供する医療の質の向上にもつながることが期待される。 ※3 匿名加工医療情報：特定の個人を識別できないよう加工にした医療情報 （2）マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認の導入 マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認の導入に向けて、厚生労働省が主催する説明会への参加、社会保険診療報酬支払基金等の関係機関及びシステムベンダとのヒアリングを実施し、国立病院機構としての課題や論点を整理のうえ、導入を目指して取り組んでいる。 令和2年度は、オンライン資格確認における病院と支払基金等間とのネットワーク環境について、回線の集約化を図る調達を進めている。また、全140病院が、顔認証付カードリーダーの申し込みを完了し、オンライン資格確認の導入に向けた準備を進めている。		評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
				る環境を整えているか。			評価	

4. その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１－３	教育研修事業		
業務に関連する政策・施策	今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること 医療従事者の資質の向上を図ること	当該事業実施に係る根拠 （個別法条文など）	独立行政法人国立病院機構法第３条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー ０１１６

２．主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	元年度	２年度	３年度	４年度	５年度		指標	元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
職種毎の実習生の延べ受入日数（計画値）	前年度より増加		医師・歯科 医師 22,417 人日 看護師 434,000 人日 その他職種 96,011 人日	医師・歯科 医師 20,233 人日 看護師 430,159 人日 その他職種 88,713 人日					予算額（千円）	8,248,936	5,960,528			
職種毎の実習生の延べ受入日数（実績値）		医師・歯科 医師 22,417 人日 看護師 434,000 人日 その他職種 96,011 人日	医師・歯科 医師 20,233 人日 看護師 430,159 人日 その他職種 88,713 人日	医師・歯科 医師 10,625 人日 看護師 243,903 人日 その他職種 66,188 人日					決算額（千円）	7,697,971	5,872,902			
達成度			医師・歯科 医師 90.3% 看護師 99.1% その他職種 92.4%	医師・歯科 医師 52.5% 看護師 56.7% その他職種 74.6%					経常費用（千円）	7,739,448	7,044,723			

地域医療従事者を対象とした研修会の開催件数 (計画値)	前年度より増加		3,795 件	3,180 件					経常利益 (千円)	▲2,501,751	▲1,823,542			
地域医療従事者を対象とした研修会の開催件数 (実績値)		3,795 件	3,180 件	631 件					行政コスト (千円)	7,811,454	7,132,517			
達成度			83.8%	19.8%					従事人員数 (人)	62,226 (※注①)	62,581 (※注①)			
地域住民を対象とした研修会の開催件数 (計画値)	前年度より増加		1,402 件	1,401 件										
地域住民を対象とした研修会の開催件数 (実績値)		1,402 件	1,401 件	287 件										
達成度			99.9%	20.5%										
特定行為研修修了者数 (計画値)	前年度より増加		16 人	31 人										
特定行為研修修了者数 (実績値)		16 人	31 人	59 人										
達成度			193.8%	190.3%										

注) ①従事人員数については、診療を行っている者が研究や教育を行う等、事業分類ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	3 教育研修事業 様々な診療機能を持つ機構の病院ネットワークを活用し、医療従事者を目指す学生に対する卒前教育（臨床実習）を含め、質の高い医療従事者の育成を行うとともに、地域の医療従事者や地域住民に向けた研修などを実施し、我が国の医療の質の向上に貢献すること。 また、看護師等養成施設については、地域における医療人材育成やその需要及び医療の高度化・複雑化等の環境の変化を踏まえた上で、必要に応じて見直しを行うこと。 さらに、今後の医療の高	3 教育研修事業 様々な診療機能を持つ国立病院機構の病院ネットワークを活用し、医師、看護師、薬剤師等の医療従事者を目指す学生に対する卒前教育（臨床実習）に貢献しつつ、卒後においても国立病院機構の特色を活かした臨床研修プログラムやキャリアパス制度により、質の高い医療従事者の育成を行うとともに、地域の医療従事者や地域住民に向けた研修などを実施する。	3 教育研修事業			<評価と根拠> 評価：A （自己評価Aの理由） ・ 下記理由により、特定行為研修修了者数を除く定量的指標について、達成度が100%を下回ったものの、目標達成に向けて着実に取組を行った。 ○ 国立病院機構の病床数の全国に占める割合については、令和3年4月1日時点で、重症心身障害37.0%、筋ジストロフィー93.7%、結核32.4%、医療観察法50.5%と高い割合となっていることから、各々、全国トップの症例数を集積することができる。これらを活用することにより、医療従事者を目指す学生に対する卒前教育（臨床実習）を含め、質の高い医療従事者の育成を行っている。令和2年度の職種毎の実習生の延べ受入日数は医師・歯科医師10,625人日、看護師243,903人日、その他職種66,188人日となり、達成度はそれぞれ52.5%、56.7%、74.6%となった。新型コロナウイルス感染症のため、実習受入れが困難だったこともあり、目標値には至らなかったものの、国立病院機構の病院ネットワークを活用し、引き続き質の高い医療従事者の育成に努めた。 ○ 地域の医療従事者等に対する研修については、地域の医療機関とも連携し、医療ニーズの把握、内容の検討・検証などの見直しを図る必要があるとともに、講師の育成・確保やこれらの検討を踏まえた研修ツールの作成を継続的に行っていく必要がある。また、近年においては、在宅医療支援も行う中で、医療のみならず介護に関するニーズも把握する必要がでてきている。加えて、難易度の高い研修の一部については、他の医療機関では対応が困難なセーフティネット分野の医療など、国立病院機構しか有していない専門知識もある。これらを含め、地域において、外部の医療従事者も参加して研修を行い、国立病院機構のみならず、地域全体に専門知識を還元している。令和2年度は、地域の医療従事者を対象とした研修会を631件、地域住民を対象とした研修会を287件開催し、達成度はそれぞれ19.8%、20.5%となった。新型コロナウイルス感染症のため、研修の開催が困難だったこともあり、目標値には至らなかったものの、他の医療機関ではアプローチが困難なセーフティネット分野の医療に関する講演	評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	度化・複雑化を支えるために、国においても特定行為に係る看護師の育成を進めている中で、機構においては、当該政策の推進に貢献することに加え、チーム医療の推進及びタスク・シフティング、タスク・シェアリングによる医師の負担軽減を図る観点からも、高度な看護実践能力を持つ看護師の育成を引き続き推進すること。					会、研修会等を実施し、国立病院機構が果たすべき役割を遂行できるよう努めた。また、Web開催を実施する等の新たな取組も行った他、Webの活用を進めつつ新型コロナウイルス感染症に関する研修会の実施に取り組んだ。 ○ 高度な判断能力と実践能力をもつ特定行為を実施できる看護師の育成は、スキルミックスによるチーム医療の提供や、医師の業務に係るタスク・シフティング、タスク・シェアリングにも資するため、医療の質の向上につながる。指定研修機関3病院において、引き続き、特定行為ができる看護師の育成に努めるとともに、その他の病院においても授業をオンライン化し、自施設で実地研修が実施可能な「協力施設」として申請し、研修を実施したことにより、特定行為研修受講修了者数は59名となり、達成度は190.3%となった。 また令和2年7月に厚生労働省委託事業の「看護師の特定行為に係る指導者育成事業実地団体」に公募し実施団体に指定され指導者講習会を3回実施した。応募倍率は2.3倍であり、研修受講生は合計84名（内訳：NHO内75名、NHO外9名）であり、指導者育成に貢献した。 ○ 各病院でPCR検査機器を整備することと同時に、高度な知識と特殊な技術が要求されるPCR検査に対応できる臨床検査技師を育成するため、テレビ会議システムを用いた研修を緊急開催した。これにより、全国一斉に138名もの臨床検査技師が研修を受講することが可能となり、各病院のPCR検査体制を拡充することができた。 ○ 全ての病院において、ICT（感染制御支援チーム）を中心に、院内感染対策の更なる徹底を図った。また、同感染症対応で得られた経験等を可能な限り外部へ情報発信するため地域の医療従事者向けの研修会や近隣高齢者施設への出張講座を開催した他、それらの経験を踏まえ、国の予算を得て令和3年度から、より体系的な研修をスタートさせる準備を進め、コロナ禍においても地域との関わりを維持し、地域全体での感染拡大防止に貢献する取組を実施している。	評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価										
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
					業務実績		自己評価			
		（１）質の高い医療従事者の育成・確保 ① 質の高い医師の育成・キャリア形成支援 様々な診療機能を持つ国立病院機構の病院ネットワークを活用した臨床研修プログラムに基づき、質の高い研修を実施して良質な医師の育成を行う。臨床研修終了後の医師が各病院において実施する専門分野の研修である専修医制度及び平成３０年４月から開始された新たな後期臨床研修医制度である新専門医制度における研修コースや研修プログラムの更なる充実を図り、良質な医師を育成する。	（１）質の高い医療従事者の育成・確保 ① 質の高い医師の育成・キャリア形成支援 国立病院機構のネットワークを活用した臨床研修プログラムに基づき、質の高い研修を実施する。臨床研修終了後の医師を対象とした新たな専門医制度の専門研修プログラムへの取組を、大学病院や地域の協力病院等との連携により進めるとともに、各病院において実施する専門分野の研修である専修医制度に関しては、新たな専門医制度の状況を注視しつつ継続する。また、機構病院の若手医	＜評価の視点＞ 国立病院機構の病院のネットワークを活用した臨床研修プログラムに基づき、質の高い研修を実施して良質な医師の育成を行っているか。	（１）質の高い医療従事者の育成・確保 ① 質の高い医師の育成・キャリア形成支援 １．病院ネットワークを活用した質の高い医師の育成 国に指定された基幹型臨床研修病院及び協力型臨床研修病院において、初期研修医の育成を行っており、多くの臨床研修医の育成を引き続き行った。 また、初期臨床研修修了後の専門領域の研修システム（いわゆる後期臨床研修）の構築に我が国でいち早く着手し、平成１８年度から国立病院機構独自の取組として「国立病院機構専修医制度」の運用を行っており、専修医等の育成を行った。 （１）良質な医師を育てる研修について 初期研修医・専攻医、専修医など知識や診療経験の少ない医師や専門医を目指す医師を対象として、国立病院機構のネットワークを活用し、各領域の専門性に秀でた指導医が講師を務め、講義と技術習得を組み合わせたセミナー形式の実地研修である「良質な医師を育てる研修」を例年、開催しているところだが、令和２年度においては、新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえ、開催を見送った。しかし、今後の「良質な意思を育てる研修」について、WEB化やeラーニング導入など研修のオンライン化の検討を進めた。 また、セーフティネット分野での医師の確保が厳しいため、当該分野に従事する医師に研修を行っている。例えば、「重症心身障害児（者）に関する研修」においては、実習研修も組み込み、参加者のスキルアップを図ることも目指し、臨床上課題となる合併症、特に栄養の病態、感染症対策やハンズオンセミナーなどを実施するなど、重症心身障害医療に携わる医師の育成に努めている。 （２）重症心身障害児（者）医療に関する研修の実施 いずれの専門診療科に関わらず、重度の重複障害を持った患者の診断・治療に関わる可能性があるため、これから専門医療分野を目指す研修医等に重症心身障害医療の概要を知る機会を与えている。 座学だけでなく実習研修も組み込み、参加者のスキルアップを図ることも目指し、研修テーマとして、重症心身障害医療の概要・基礎並びに臨床上課題となる合併症、特に栄養の病態、感染症対策やハンズオンセミナー（口腔ケアと気管支内視鏡、人工呼吸器の使い方）、各施設の病棟見学などを実施し、重症心身障害医療に携わる医師の育成に努めている。令和２年度においては、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、開催を見送った。（令和３年度の開催についても実施を見送っている。）			年度計画の目標を達成した。	評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
		国立病院機構の病院に所属する若手医師が、自身のスキルアップや専門医の取得を目指して所属病院とは異なる他の国立病院機構の病院でより専門的な分野について修練できる制度（NH Oフェローシップ）を推進する等により、キャリア形成を支援する。	師を対象としたキャリア支援のための情報発信を行うことにより、キャリア形成を支援する。 機構病院の若手医師が、自身のスキルアップや専門医の取得を目指して所属病院とは異なる他の機構病院でより専門的な分野について修練できる制度（NH Oフェローシップ）を推進する等により、キャリア形成を支援する。		（3）病院運営におけるリーダー育成研修の実施 卒後15年以上の医師は、診療の中核を担うとともに、チーム医療、医療安全、地域医療連携など病院運営に積極的に関わることが求められ、多職種との連携が重要となる。看護職等の医療職、事務職も同様であり、これらが職種を越えてリーダーシップを発揮し、協働することが医療の向上には重要であることから、平成23年度より病院におけるリーダー育成を目的とした研修を実施している。 令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえ、開催を見送った。（令和3年度の開催についても実施を見送っている。） （4）若手医師を対象とした研究発表をサポートする「若手医師フォーラム」の開催 国立病院機構の若手医師の臨床研究および研究発表を推進する目的で、国立病院総合医学会（Web形式で開催）において若手医師の研究発表の場である「若手医師フォーラム」を引き続き開催している。 令和2年度は全国より17演題が集まり、その中から審査にて優秀と評価された6演題は、特別セッションで英語による口演発表を行い、最優秀演題2題が選ばれた。 （5）ITを活用した精神科領域における多施設共同研修の実施 複数の病院をテレビ会議システムでつなぎ、各病院共通の講義、講演症例検討会等を行う多施設共同研修システムを引き続き運用している。 令和2年度は引き続き、精神領域における病院において、原則週1回のクルズス（学習会）、月1回の各種勉強会等を開催し、効率的な教育研修を実施した。 また、精神科領域のコメディカル等が開催するセミナー・学習会にも当システムを活用し、研修内容の充実を図った。 （6）精神科若手医師を対象とした「精神科レジデントフォーラム」の開催 国立病院機構の若手精神科医師の研修成果を発表する場、機構外病院に所属する若手精神科医師や精神科を志す医学生が交流する場を設けることを目的とし、精神科レジデントフォーラムを開催している。令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえ、開催を見送った。		評価		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
					(7) 最新の海外医療情報を得る機会の提供 専修医制度の一環として、海外の医療現場（アメリカ退役軍人病院）へ派遣する専修医留学制度を設けている。これまで89名の医師を派遣し、医療安全や医療マネジメントといった手法を学ぶコースに参加し研修を行い、米国のEBMに基づく診断法、治療決定のプロセスなどを習得している。令和2年度においては、アメリカおよび日本の新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、実施を見送った。なお、令和3年度においても、令和3年4月時点では両国の感染状況が見通せなかったため、実施を見送っている。令和4年度においては、今後の感染状況を踏まえつつ、慎重に検討することとしている。 (8) 「医師育成・教育委員会」の開催 平成22年9月に医師の知識・技術の向上とキャリア形成の支援を目的として設置された「医師キャリア支援検討委員会」の下に「医師育成・教育委員会」を設け、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、オンラインにて計4回開催し、研修医、専攻医及び専修医の研修内容の充実、新専門医制度への対応を図った。また、専修医修了者として38名を新たに認定した。 【主な検討内容】 ・新専門医制度への対応 ・NHOフェローシップの利用促進 ・国立病院総合医学会「若手医師フォーラム」の開催 (9) 臨床研修指導医養成研修会の開催 厚生労働省の「医師の臨床研修に係る指導医講習会の開催指針」に基づき、研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有する臨床研修指導医を養成するため、「臨床研修指導医養成研修会」を開催しているところだが、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、開催を見送った。		評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価										
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
					業務実績		自己評価			
				・ 臨床研修終了後の医師を対象とした新たな専門医制度の専門研修プログラムへの取組を、大学病院や地域の協力病院等との連携により進めているか。また、専修医制度に関しては、新たな専門医制度の状況を注視しつつ継続しているか。	2. 国立病院機構の病院を中心とする独自の臨床研修及びレジデントの育成 （1）初期臨床研修及び後期臨床研修の実施 臨床研修については、基幹型臨床研修病院及び協力型臨床研修病院として指定を受けている。 また、令和３年度に研修を開始する初期研修医の臨床研修マッチング結果は、全国の臨床研修病院がマッチ数８，８６９名、マッチ率９２．１％であるのに対し、国立病院機構の病院では、マッチ数は４０９名、マッチ率８７．８％となった。 【臨床研修病院の指定状況】 ・ 基幹型臨床研修病院 令和元年度 ５３病院 → 令和２年度 ５３病院 ・ 協力型臨床研修病院 令和元年度 １２４病院 → 令和２年度 １２０病院 【初期研修医の受入数】 ・ 基幹型 令和元年 ８１０名 → 令和２年 ８３８名 ・ 協力型 令和元年 １６５名 → 令和２年 １３５名 国立病院機構は、臨床研修修了後の専門領域の研修システム（いわゆる後期臨床研修）構築に我が国でいち早く着手し、一定水準の臨床能力を持ち患者の目線に立った安全で良質な医療を提供できる専門医を育成するため、平成１８年度より国立病院機構独自の取組として「国立病院機構専修医制度」の運用を行っており、引き続き専修医等の育成を行っている。（３年コース、４年コース、５年コースの３コース） 【後期研修医（レジデント）の受入数】 ・ 令和 元年 ９７０名（専攻医３８５名、専修医２２２名、レジデント３６３名） ・ 令和 ２年 １０７５名（専攻医６４８名、専修医１３７名、レジデント２９０名） 【専修医の修了認定者数】 ・ 令和 元年度 ６８名（３年コース５５名、４年コース２名、５年コース１１名） ・ 令和 ２年度 ３８名（３年コース１７名、４年コース５名、５年コース１６名） （２）新専門医制度への対応 セーフティネット分野を含めた将来の各専門領域の医師を引き続き育成するため、新専門医制度について医師育成・教育委員会で検討を行い、情報収集、情報発信に努めた。			年度計画の目標を達成した。	評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
					国立病院機構では、令和２年度の基幹専門研修プログラムとして、１７領域の基幹施設として前年度と比較し７プログラム増えて１１９プログラムの認定を受けた。また、令和２年度に専攻医の募集を行い、国立病院機構病院の多くのプログラムが評価され、１５０名の登録が確定した。 また、新専門医制度では、新・内科専門医取得の必須条件として、JMECC（Japanese Medical Emergency Care Course、日本内科学会認定内科救急・救急救命処置（ICLS）講習会）を受講することとされている。専門医の内科専門研修プログラムの基幹施設となるには、原則、JMECCを開催できる体制を整えておく必要があり、それには多くのJMECCの指導者が必要となる。 国立病院機構では、JMECCの指導者の養成を進めるため、平成２６年度からNHO－JMECC研修を実施しており、令和２年度においても１１病院で１３回のJMECC研修を実施した。 なお、他の設置主体の医療機関からの要請に応じて、国立病院機構所属のJMECC指導者を派遣し、当該医療機関がJMECC研修を開催できるよう支援を行っている。 さらに、平成２８年２月に日本内科学会以外の主催としては全国で２例目となるJMECC指導者講習会の開催を実現し、令和２年度も開催予定だったが、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、令和２年度については開催を見送った。		評価		
				・ 若手医師を対象としたキャリア支援のための情報発信を行うことにより、キャリア形成を支援しているか。	（３）初期研修医・専攻医向け情報誌「NHO NEW WAVE」の発刊 平成２２年３月より、国立病院機構における臨床研修の理念や研修体制等について、実際に研修を受けている初期研修医や専攻医の声や指導医の声も交えながら紹介する初期研修医・専攻医向け情報誌「NHO NEW WAVE」を令和２年度も引き続き発行している。 この情報誌により、初期研修医や専攻医が研修先病院を選ぶ際の参考にするとともに、すでに国立病院機構で研修を受けている研修医同士の横のつながりができ、より一層有意義な研修を送れるようバックアップすることを狙いとしている。 若手医師の意見を反映したNHOフェローシップ、若手医師フォーラムなどを紹介しており、令和２年度においては、特集としてNHOで活躍する女性医師の紹介や震災を経験したNHO病院に勤務する医師のインタビュー特集等を掲載し、初期研修医・専攻医にとって有用な情報の提供に努めた。	年度計画の目標を達成した。			
					【NHO NEW WAVE 特集記事】 ・ Vol. ４０ NHO NEW WAVE １０年の歩み ・ Vol. ４１ NHO専門研修プログラム紹介 ・ Vol. ４２ NHO女性医師の活躍 ・ Vol. ４３ 震災とNHO ～東日本大震災から１０年、熊本大地震から５年～				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
				・ 国立病院機構の若手医師が、自身のスキルアップや専門医の取得を目指して所属病院とは異なる他の国立病院機構の病院でより専門的な分野について修練できる制度（NH Oフェローシップ）を推進する等により、キャリア形成の支援に努めているか。	また、初期研修医・専攻医向け情報誌などは国立病院機構のホームページに掲載し、研修開催や国立病院機構の病院の詳細情報などを発信しており、若手医師が有用な情報を得られるよう、令和2年度も引き続き環境の整備を行った。 3. NHOフェローシップの推進 医師のための臨床研修プログラムにおいて、国立病院機構のネットワークを活用し、連携プログラムを運用することにより全人的な医師育成を行っている。特に、初期臨床研修中及び修了後の専門領域の研修システム構築については、国立病院機構が我が国でいち早く着手し、良質な臨床医を育成するためのシステム作りを行った。 平成25年度からNHOフェローシップ制度を構築し、国立病院機構の病院に所属する若手医師が、自身のスキルアップや専門医取得を目的として、他の国立病院機構の病院で一定期間修練する制度として、令和2年度は1名が利用し、累計で22名がこの制度を利用した。 【令和2年度実施】 埼玉病院（小児科） → 相模原病院 4. 大学病院等との連携による質の高い専門医の育成 （1）連携大学院等を通じたキャリア形成支援 医師のキャリア形成の上で、臨床研究活動は重要な要素であることから、大学との連携により国立病院機構の病院内に連携大学院を設置し、所属医師が診療しながら研究キャリアを積めるよう指導を行っている。 連携大学院は、令和2年度には、全国19病院が14大学との連携により25講座を設置している。 （2）地域医療再生計画等に基づいた地域との連携による人材育成 国立病院機構においては、各自治体及び大学との連携により、地域で必要とされる人材の教育・育成を推進している。その一環として、大学の講座から医師派遣の受入れや、共同でのセミナーの開催を行っており、令和2年度においては、6病院が7大学と連携を実施している。 ・指宿医療センター・・・九州大学の寄附講座から2名（産婦人科）の医師派遣を実施。	年度計画の目標を達成した。	評価		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
					・霞ヶ浦医療センター・・・筑波大学の寄附講座から4名（消化器内科、呼吸器科、麻酔科、整形外科）の医師派遣を実施。 ・東近江総合医療センター・・・滋賀医科大学の寄附講座から10名（総合内科6名、総合外科4名）の医師派遣を実施。 ・信州上田医療センター・・・信州大学の寄附講座から1名（耳鼻咽喉科）の医師派遣を実施。 ・埼玉病院・・・慶應義塾大学の寄附講座から6名（小児科3名、産婦人科3名）、日本大学の寄附講座から2名（救急科）の医師派遣を実施。 ・福島病院・・・福島県立医科大学の寄附講座から3名（小児科）の医師派遣を実施。 5. 医師確保対策としての各種制度の実施 （1）医師確保対策としての各種制度の運用 定年を迎える医師の蓄積しているセーフティネット分野等の医療の専門的知識を一層浸透させること及び短時間であれば勤務が可能な医師を確保するため、シニアフロティア制度、期間業務職員制度及び短時間正職員制度を引き続き運用した。 また、特に医師確保が困難である等の理由で、機能維持ができなくなるおそれがある病院に対しての医師派遣の仕組みを強化するため、平成29年度に「医師派遣助成制度」を整備し、令和2年度においても引き続き医師の確保を図った。 ① シニアフロンティア制度 平成18年度に、医師確保が困難な国立病院機構の病院での診療に当たることを希望した定年予定医師が引き続き勤務できるシニアフロンティア制度を創設し、平成29年度に、本制度を活用しやすくするために、より広く定年退職予定医師から意向確認をとれるように変更し、制度の周知を図るためにリーフレットを作成した。令和2年度においては、定年退職医師20名及び既に本制度を活用している医師31名の計51名の医師が、本制度を活用した。 ② 期間職員制度 平成27年度に、病院又は診療機能の維持・確保又は医師の専門的知識の伝達のため、国立病院機構の病院での診療に当たることを希望した65歳を超えている医師を採用できる制度を創設し、令和2年度においては、56名が制度を利用した。		評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
					③ 短時間正職員制度 平成２７年度に、病院又は診療機能の維持・確保又は医師の専門性の向上のため、短時間正職員制度を創設し、令和２年度においては、１８名が制度を利用した。 ④ 医師派遣助成制度 特に医師確保が困難である等の理由で、機能維持ができなくなるおそれがある病院に対しての医師派遣の仕組みを強化するため、平成２９年度に「医師派遣助成制度」を整備し、医師の確保を図った。これにより、令和２年度は特に医師確保が困難となっていた４病院に対して、９病院（延べ６６０人日（※））が医師派遣を行った。 ※ 「医師派遣助成制度」は平成２９年度に整備した医師派遣助成制度を活用して派遣を行った医師の延べ人日のみを記載。 （２）大学等関係機関への働きかけ 特に医師確保に問題のある病院については、国立病院機構本部の職員が、延べ１０回以上大学等関係機関へ訪問し、医師派遣の働きかけを行うなど、令和２年度も引き続き、国立病院機構全体の医師確保対策の取組を行った。		評価		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
		② 質の高い看護師等の育成・キャリア支援 看護師等養成所について、国立病院機構が担う医療への使命感を持った質の高い看護師を育成するため、外部有識者を含む第三者によるカリキュラムの評価を実施する等、引き続き教育の質の向上を図るとともに、地域における医療人材育成やその需要及び医療の高度化・複雑化等の環境の変化を踏まえたうえで、必要に応じて見直しを行う。 地域医療への貢献のため、全ての養成所において地域に開かれた公開講座を	② 質の高い看護師等の育成・キャリア支援 各養成所は、外部有識者を含む第三者によるカリキュラム評価を実施し、教育内容の充実を図る。国家試験で全国平均を超える合格率を目指す。全ての養成所で地域に開かれた公開講座を実施する。養成所教員のマネジメント能力向上を目的に臨床での実務研修を推進する。 また、地域における医療人材育成やその需要及び医療の高度化・複雑化等の環境の変化を踏まえたうえで、必要に応じて見直しを行う。 講師派遣や実習環境の提	・ 外部有識者を含む第三者によるカリキュラム評価を実施し、教育内容の充実を図っているか。	② 質の高い看護師等の育成・キャリア支援 1. 今後の看護師養成のあり方 看護師養成を取り巻く社会情勢の変化や、看護師等養成所に対する運営費交付金の廃止といった様々な状況変化を踏まえ、機構における看護師の安定供給と質の高い看護師の養成・育成について検討するため、平成27年度に「今後の看護師養成・育成のあり方に関する検討会」を設置し、4回にわたり議論を行い、報告書を取りまとめた。 報告書の内容を受けて、看護師等養成所においては、教育の質の向上を図りつつ、地域における看護師養成の状況の変化を踏まえ、個別の養成所のあり方を検討し、令和元年度においては附属養成所の今後の方向性を検討するための指標と基準および運営に関する協議手順を作成し、各養成所に周知した。令和2年度においては、各養成所において運営方針を決定し、養成所の運営状況、地域の医療計画、及び看護職員需給状況を踏まえ協議を行った。その結果、信州上田医療センター附属看護学校、愛媛医療センター附属看護学校、別府医療センター附属大分中央看護学校について閉校、千葉医療センター附属千葉看護学校について閉校・大学誘致の方針が決定した。また、令和2年度においては、福島病院附属看護学校、東徳島医療センター附属看護学校を閉校し、大学を誘致した。		年度計画の目標を達成した。	評価	
					2. 第三者によるカリキュラム評価等の実施 看護師等養成所への教育の質の維持・向上と適切な運営に向け、令和元年度も引き続きカリキュラム評価等を行い、教育理念、教育目標とカリキュラムの整合性、科目の進度と教育内容、授業展開の工夫、学生への学習支援体制等の改善に取り組んでいる。 令和2年度は、32養成所が第三者評価を受け、5養成所においては国立病院機構のネットワークを活用した相互評価を実施し、教育の質の向上と適正な運営に努めた。				
					【カリキュラム評価による取組例】 ・ COVID-19の影響で予定していた講義の変更を余儀なくされたが、ビデオオンデマンドによる講義を迅速に実施し、教育内容の質を維持している。（千葉医療センター附属看護学校）				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																																								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価																															
					業務実績			自己評価																																
		実施する。国立病院機構が組織として学生教育に係る協力を通じて看護大学・大学院と連携し、国立病院機構の理念に即した看護を行う良質な看護師の確保に努める。 高度な看護実践能力を持ち、医師など多職種との協働によりチーム医療を提供していくことのできる診療看護師を育成するため、看護大学院と連携し医療と一体となった高等看護教育に資する取組を行うとともに、その活動状況について把握し、卒後教育プログラムの充実を図る。あわせて、特定行為に係る看護師の研修を外部の医	供など学生教育に係る協力を通じて看護大学・大学院との連携を進める。 診療看護師（JNP）を育成するため、東京医療保健大学大学院看護学研究科が行う看護教育に対し、国立病院機構として講師派遣など積極的な協力を行う。あわせて、特定行為に係る看護師の研修を外部の医療従事者も含めて適切に実施する。 基盤的な看護実践能力の育成がその後のキャリア形成につながるよう、改訂した看護職員能力開発プログラム（ACTyナースVer 2）を運用し、良質な看護師の育成		3. 看護師等養成所の適正な運営 国立病院機構では、教育水準の維持・向上を目的とした「養成所評価指標」を使用し、各養成所において、養成所評価指標の8指標（1. 教育・研究への取組状況、2. カリキュラム評価の実施状況、3. 教育支援の実施状況、4. 国家試験合格率の状況、5. 保健・医療・福祉分野への供給状況、6. 公開講座の実施状況、7. 地域への講師等としての参加状況、8. 教員のキャリア形成支援）に基づき、令和2年度も引き続き自己点検・自己評価を実施し、次年度以降の運営改善の参考としている。 4. 看護師等養成所の入学者充足率 少子化に伴う18歳人口の減少や大学志向が強まる中、入学者充足率は看護師等養成所全体及び個別の養成所においても高い水準を維持した。 令和2年度においても、各養成所では、学校見学会での模擬授業や看護体験の実施や、新型コロナウイルス感染症の感染状況に対応しWebを用いた学校紹介（パンフレット作製・動画作成）、またホームページのリニューアルを行う等、受験希望者や保護者、高等学校教諭、及び地域住民に対して学校のアピールを行い、入学者確保に繋げた。 【入学者充足率】 <table><thead><tr><th></th><th colspan="2">令和元年度</th><th></th><th colspan="2">令和2年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>・看護学科</td><td>99.6%</td><td>→</td><td></td><td>98.0%</td><td></td></tr><tr><td>・助産学科</td><td>90.7%</td><td>→</td><td></td><td>84.8%</td><td></td></tr><tr><td>・理学療法学科</td><td>100.0%</td><td>→</td><td></td><td>100.0%</td><td></td></tr><tr><td>・作業療法学科</td><td>100.0%</td><td>→</td><td></td><td>100.0%</td><td></td></tr></tbody></table>				令和元年度			令和2年度		・看護学科	99.6%	→		98.0%		・助産学科	90.7%	→		84.8%		・理学療法学科	100.0%	→		100.0%		・作業療法学科	100.0%	→		100.0%			評価	
	令和元年度			令和2年度																																				
・看護学科	99.6%	→		98.0%																																				
・助産学科	90.7%	→		84.8%																																				
・理学療法学科	100.0%	→		100.0%																																				
・作業療法学科	100.0%	→		100.0%																																				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																																																		
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価																																										
					業務実績		自己評価																																											
		療従事者も含めて適切に実施する。 看護師のキャリアパス制度について、看護職員能力開発プログラム（ACTyナース）の運用等に係る評価を実施するとともに、基盤的な看護実践能力の育成がその後のキャリア形成につながるようプログラムを充実させ、良質な看護師の育成に努める。 今後の医療の高度化・複雑化に対応し、地域の医療動向や医療政策等を踏まえて病院経営に参画できる看護管理者の育成を推進していく。	に努める。 看護管理者の一層の質向上を図るため、認定看護管理者教育課程研修を実施する。	・ 看護師等養成所について、全国平均を超える国家試験の合格率达到しているか。	5. 看護師等養成所の高い看護師国家試験合格率 令和元年度においては、附属養成所の今後の方向性を検討するための指標と基準および運営に関する協議手順を作成し、各養成所に周知した。令和2年度においては、各養成所において運営方針を決定し、養成所の運営状況、地域の医療計画、及び看護職員需給状況を踏まえ協議を行った。 また、看護師等養成所への教育の質の維持・向上と適切な運営に向け、改善に取り組んでおり、32養成所が第三者評価を受け、5養成所においては国立病院機構のネットワークを活用した相互評価を実施し、教育の質の向上と適正な運営に努めた。 令和2年度の看護師等養成所全体の国家試験合格率は99.0%となり、全国平均合格率（95.4%）を上回るだけでなく、大学（97.4%）、短期大学（92.8%）及びその他の3年課程の養成所（96.0%）の結果と比較しても上回っており、引き続き全国トップクラスの合格率を維持した。 【看護師国家試験合格率】 <table><tr><td></td><td>令和2年3月発表</td><td></td><td>令和3年3月発表</td></tr><tr><td>・ 国立病院機構看護師等養成所</td><td>98.2%</td><td>→</td><td>99.0%</td></tr><tr><td>・ 全国平均</td><td>94.7%</td><td>→</td><td>95.4%</td></tr><tr><td colspan="4">(大学・3年課程の養成所の合格率)</td></tr><tr><td>・ 大学</td><td>96.6%</td><td>→</td><td>97.4%</td></tr><tr><td>・ 短期大学</td><td>92.1%</td><td>→</td><td>92.8%</td></tr><tr><td>・ 養成所</td><td>95.4%</td><td>→</td><td>96.0%</td></tr></table> 【助産師国家試験合格率】 <table><tr><td></td><td>令和2年3月発表</td><td></td><td>令和3年3月発表</td></tr><tr><td>・ 国立病院機構看護師等養成所</td><td>100.0%</td><td>→</td><td>100.0%</td></tr><tr><td>・ 全国平均</td><td>99.5%</td><td>→</td><td>99.7%</td></tr></table> 出典：第104回助産師国家試験および第110回看護師国家試験の学校別合格者状況について（厚生労働省プレスリリース）				令和2年3月発表		令和3年3月発表	・ 国立病院機構看護師等養成所	98.2%	→	99.0%	・ 全国平均	94.7%	→	95.4%	(大学・3年課程の養成所の合格率)				・ 大学	96.6%	→	97.4%	・ 短期大学	92.1%	→	92.8%	・ 養成所	95.4%	→	96.0%		令和2年3月発表		令和3年3月発表	・ 国立病院機構看護師等養成所	100.0%	→	100.0%	・ 全国平均	99.5%	→	99.7%	年度計画の目標を達成した。	評価	
	令和2年3月発表		令和3年3月発表																																															
・ 国立病院機構看護師等養成所	98.2%	→	99.0%																																															
・ 全国平均	94.7%	→	95.4%																																															
(大学・3年課程の養成所の合格率)																																																		
・ 大学	96.6%	→	97.4%																																															
・ 短期大学	92.1%	→	92.8%																																															
・ 養成所	95.4%	→	96.0%																																															
	令和2年3月発表		令和3年3月発表																																															
・ 国立病院機構看護師等養成所	100.0%	→	100.0%																																															
・ 全国平均	99.5%	→	99.7%																																															
					6. 看護師等養成所の就職率 看護師等養成所では、国立病院機構及び社会に貢献し得る有能な人材を育成し、卒業生の国立病院機構の病院及び地域の医療機関等への就職につなげるため、学生の段階から専門職業人としての自覚を持てるような教育を行っている。 また、カリキュラムの中にセーフティネット分野の医療とその看護に関する教育内容を盛り込み、国立病院機構のネットワークを活用して実習を行う等、国立病院機構が担う医療についての理解を深められるように取り組んでいる。 これらの取組により、就職率、進学率の合計は全国平均の合計を上回る水準となった。																																													

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																																
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価																								
					業務実績		自己評価																									
					【卒業生就職・進学状況】 ※（ ）内は全国データ <table><thead><tr><th></th><th>令和2年3月卒業</th><th></th><th>令和3年3月卒業</th></tr></thead><tbody><tr><td>就職率</td><td>92.5%(92.3%)</td><td>→</td><td>93.8%</td></tr><tr><td>(うち国立病院機構病院への就職率)</td><td>71.3%</td><td>→</td><td>75.5%</td></tr><tr><td>(国立病院機構病院以外への就職率)</td><td>21.0%</td><td>→</td><td>18.1%</td></tr><tr><td>進学率(大学編入、助産学校等)</td><td>5.5%(2.7%)</td><td>→</td><td>4.7%</td></tr><tr><td>就職・進学率 合計</td><td>98.0%(94.9%)</td><td>→</td><td>98.5%</td></tr></tbody></table>		令和2年3月卒業		令和3年3月卒業	就職率	92.5%(92.3%)	→	93.8%	(うち国立病院機構病院への就職率)	71.3%	→	75.5%	(国立病院機構病院以外への就職率)	21.0%	→	18.1%	進学率(大学編入、助産学校等)	5.5%(2.7%)	→	4.7%	就職・進学率 合計	98.0%(94.9%)	→	98.5%			
	令和2年3月卒業		令和3年3月卒業																													
就職率	92.5%(92.3%)	→	93.8%																													
(うち国立病院機構病院への就職率)	71.3%	→	75.5%																													
(国立病院機構病院以外への就職率)	21.0%	→	18.1%																													
進学率(大学編入、助産学校等)	5.5%(2.7%)	→	4.7%																													
就職・進学率 合計	98.0%(94.9%)	→	98.5%																													
				・ 全ての養成所で地域に開かれた公開講座を実施しているか ・ 養成所教員のマネジメント能力向上を目的に、臨床での実習研修を推進しているか。	7. 公開講座の実施 地域社会への貢献、並びに学生への教育、将来の学生の確保を目的として、地域の住民、特に高校生を対象とした公開講座を、引き続き全ての養成所で実施しており、令和2年度においては、169回（参加者数5,585人）開催し、前年度と同様に看護師を目指す高校生、実習施設の入院患者や職員、地域の住民などの参加があった。 また、学校と臨床が連携して学生を指導できることを目的に自施設以外の看護師等を対象に、教員の研究授業の公開や実習指導者研修会を実施している。令和2年度においては、11回開催し、109人が参加した。 8. 教員の確保及び質の向上 質の高い看護師等を養成するには、教員の確保及び質の向上、並びに教育活動が行いやすい環境を整えることが必要である。令和2年度においては、以下のような取組を行った。 (1) 看護教員を目指す看護師を対象としたインターンシップの実施 将来的な看護教員の質と数の確保、臨床と教育現場の人事交流の促進につなげる取組として、看護師経験5年以上かつ看護教育に関心のある看護師又は看護教員を目指す看護師を対象に看護教員インターンシップを実施しており、令和2年度は、15校が研修を受け入れ、22名の受講者があった。また、新任教員23名のうち15名（65.2%）はインターンシップ参加者であり、看護教員の確保につながった。 (2) 教員が臨床において看護管理に係る実務研修を受講する取組 養成所を設置する35病院のうち17病院にて取組を実施し、73名の教員が実務研修を行った。臨床の現状と看護管理の実際、看護の質の維持・向上のための管理的視点を理解し、実習環境の調整や講義に活かすことで、学生に対する教育の質の向上に役立てた。研修では、看護管理の実際、組織経営や経営の視点、多職種との連携等について学び、研修後に学校運営に積極的に参画できるよう取り組んでいる。	年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を達成した。																										

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																														
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価																						
					業務実績		自己評価																							
					（３）教員の研究活動に対する取組 平成２３年度から教員の研究活動を奨励する目的で、教員の研究費相当の助成を実施した。令和２年度においては、以下のとおり発表があった。また、研究授業は１養成所当たり平均５．８回であり、継続した取組を行った。 <table><thead><tr><th></th><th>国立病院機構関連</th><th>その他の学術団体関連</th></tr></thead><tbody><tr><td>学会発表</td><td></td><td></td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>６１件</td><td>２６件</td></tr><tr><td>令和２年度</td><td>３６件</td><td>２８件</td></tr><tr><td>誌上発表</td><td></td><td></td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>１２件</td><td>３件</td></tr><tr><td>令和２年度</td><td>２１件</td><td>３件</td></tr></tbody></table>			国立病院機構関連	その他の学術団体関連	学会発表			令和元年度	６１件	２６件	令和２年度	３６件	２８件	誌上発表			令和元年度	１２件	３件	令和２年度	２１件	３件		評価	
	国立病院機構関連	その他の学術団体関連																												
学会発表																														
令和元年度	６１件	２６件																												
令和２年度	３６件	２８件																												
誌上発表																														
令和元年度	１２件	３件																												
令和２年度	２１件	３件																												
				（４）看護教員養成講習等の受講状況 看護師等養成所の教員確保を安定的に行っていくため、都道府県主催の各看護教員養成課程等の受講支援を引き続き実施している。 ・教員養成講習（都道府県主催研修） 看護教員養成コース ８ヶ月～１年間 令和元年度 ２２名 → 令和２年度 １６名 ・教務主任講習（東京慈恵会主催研修）教務主任養成講習会 ６ヶ月 令和元年度 １名 → 令和２年度 ０名 教務主任講習については、１名が受講を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止となった。																										
				・ 地域における医療人材やその需要及び医療の高度化・複雑化等の環境の変化を踏まえたうえで、必要に応じて見直しを行っているか。	9. 附属養成所の今後の運営方針に関する協議 令和元年度においては附属養成所の今後の方向性を検討するため、附属養成所運営の今後の方向性の検討、附属養成所運営の効率性・生産性の確保、母体病院の経営確保の３つの指標及び基準を作成した。附属養成所においては、各養成所の運営状況をＳＷＯＴ分析で現状を整理し、指標と基準に基づく評価及びアクションプランを検討の上、学校運営会議で方針Ａ又は方針Ｂを決定することとした。令和２年度においては、各養成所において運営方針を決定し、養成所の運営状況、地域の医療計画、及び看護職員需給状況を踏まえ協議を行った。その結果、信州上田医療センター附属看護学校、愛媛医療センター附属看護学校、別府医療センター附属大分中央看護学校、千葉医療センター附属千葉看護学校について閉校・大学誘致の方針が決定した。 【方針Ａ】閉校、定員変更、大学誘致等 【方針Ｂ】附属養成所継続の特段の必要性を示し、附属養成所の運営の効率性、生産性の確保、母体病院の経営基盤の確保が可能となる将来構想を示し計画を立案		年度計画の目標を達成した。																							

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
				・ 講師派遣や実習環境の提供など学生教育に係る協力を通じて看護大学・大学院との連携を進めているか。	1 O. 東京医療保健大学看護学部及び大学院看護学研究科との連携 高度な看護実践能力を有し、スキルミックスによるチーム医療を提供できる看護師を育成することを目的とする東京医療保健大学東が丘看護学部と同大学院看護学研究科に対し、令和2年度も引き続き、国立病院機構の病院での実習の場としての提供や、東京医療センター及び災害医療センターの医師が臨床教授として指導に当たるなど積極的な協力を行った。 また、令和2年度は、国立病院機構の看護師6名がスキルアップを図るため、研究休職制度を利用し、同大学院看護学研究科へ進学した。 なお、同大学院看護学研究科の課程を修了し各病院に復職・就職した診療看護師（JNP）は「国立病院機構診療看護師研修病院指定要項」に則り、教育指導体制等が整備された「診療看護師研修病院」に配置することとしており、令和2年度は9名を、診療看護師（JNP）として新たに配置した。診療看護師（JNP）は、チーム医療の提供だけでなく、医師のタスク・シフティングにも貢献している。		年度計画の目標を達成した。	評価	
				・ 診療看護師（JNP）を育成するため、東京医療保健大学大学院看護学研究科が行う看護教育に対し、国立病院機構として講師派遣など積極的な協力を行っているか。 あわせて、特定行為に係る看護師の研修を外部の医療従事者も含めて適切に実施しているか。	【東京医療保健大学看護学部及び大学院看護学研究科の臨地実習への協力状況】 （1）東京医療保健大学看護学部 東京医療センター231名 災害医療センター367名 村山医療センター205名 東京病院49名 甲府病院22名 下総精神医療センター30名 東埼玉病院54名 西埼玉中央病院43名 神奈川病院15名 千葉東病院14名 （2）大学院看護学研究科（高度実践看護コース） 医療における「看護」の役割をしっかりと理解した上で、救急医療を含むクリティカル領域で医師等と連携・協働して、自律的に医療を提供できる能力育成のためのカリキュラム構成となっており、具体的には、「人体構造機能論」「臨床薬理学特論」等で医学的な基礎知識を再確認した上で、「診察・診断学特論」「臨床推論」等で診断から患者の状況を理解し、的確に診断できる技術を習得する。また、「治療のためのNP実践演習」「統合演習」等でクリティカル領域での治療法を実践的にシミュレーションし、最終的には「統合実習」の17週の実習を通して、高度実践看護師として状況に応じた診療を実践できる力を身につけられるよう構築されている。 東京医療センター（大学院生19名） 災害医療センター（大学院生9名） 東京病院（大学院生5名）		年度計画の目標を達成した。		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
				・ 基盤的な看護実践能力の育成がその後のキャリア形成につながるよう、改訂した看護職員能力開発プログラム（ACTyナース）Ver. 2を運用し、良質な看護師の育成に努めているか。	（3）大学院看護学研究科（高度実践助産コース） 病院内外の助産システムに対応できる実践力を養うため、助産診断技術や助産管理能力を強化し、エビデンスに基づく助産実践を展開できる力を育成する。助産診断技術を強化するため、「助産臨床推論」や「妊娠期診断・技術学Ⅱ」等の科目において知識・技術を修得し、助産管理能力を強化するため、「地域助産活動論」、「地域助産学実習」において地域における助産院が医療システムの中で果たす役割を学び、また、エビデンスに基づく助産実践を展開できる力を育成するため、「EBPM探究論」においてエビデンスの必要性、エビデンスを探す力、作る力、使う力を修得する。 東京医療センター 3名 相模原病院 2名 埼玉病院 2名 1 1. 看護師のキャリアパス制度の充実 国立病院機構が担う医療を推進し得る看護師の育成を目指して平成29年度は、「今後の看護師養成・育成のあり方に関する検討会」報告書を踏まえて全面改訂された、「看護職員能力開発プログラム（ACTyナース）Ver. 2」の運用を開始した。教育プログラムの特徴として、看護管理者教育への連動性を考慮した内容としており、看護職員の生涯教育を支援するために対象を新採用者から中堅者まで幅を持たせ、学習内容と目指すべき能力の段階を明確にした。また、医療・看護の質の向上に貢献できる看護管理者を育成するため、平成29年度に看護管理者を対象とした能力開発プログラム「CREATE」を作成した。平成30年度から運用を開始し、令和2年度も引き続き実施した。 看護管理者の育成については、平成30年度に日本看護協会から認定看護管理者教育機関として認定を受けた。これを受け、令和2年度においては、幹部看護師管理研修Ⅰ（看護師長・看護教員対象）、Ⅲ（看護部長対象）及び認定看護管理者教育課程サードレベル開催、地域における認定看護管理者教育課程サードレベルの受講支援を引き続き行い、令和元年度に新たに実施した地域における認定看護管理者教育課程ファーストレベル、セカンドレベルの受講支援を令和2年度も引き続き行った。また地域医療構想をはじめ昨今の社会情勢の変化に対応し、2040年までも見据えて組織の発展に取り組む看護管理者が求められており、看護管理者能力開発プログラム（CREATE）は、各職位の看護管理者の指針として活用されているが、看護管理者に求められる能力やその定義・目標は示されていない。令和2年度は、NHOの看護管理者に求められる能力を明らかにするために、NHOの理念、中期目標、中期計画、SUREプロジェクトおよび看護管理や経営学等に関する文献を基礎データとして、5つの能力（組織管理能力、質管理能力、危機管理能力、人材育成能力、自己開発力）及び定義を明らかにした。今後は、看護管理に必要な能力を獲得する段階を示し、その段階に必要な研修の体系化を図っていく。 ※認定看護管理者とは、日本看護協会の認定看護管理者認定審査に合格し、管理者として優れた資質をもち、創造的に組織を発展させる能力を有すると認められた者。			評価	
						年度計画の目標を達成した。			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																										
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価																		
					業務実績		自己評価																			
					(1) 専任教育担当師長の配置 院内の教育研修に係る企画や、看護師教育担当者からの教育指導方法の相談等にきめ細かく対応できるようにするため、各病院の状況に応じて専任教育担当師長を配置している。令和元年度は、更なる教育の質向上と復職等の支援を行うため、これまで教育担当看護師長を配置していない施設においても配置を可能とし、令和2年度についても、引き続き配置の増加に取り組んだ。 【専任教育担当師長の配置病院】 令和元年度 123病院 → 令和2年度 125病院 【専任教育担当副師長の配置病院】 令和元年度 16病院 → 令和2年度 17病院 (2) 研究休職制度 高度専門的な医療の提供ができる人材を確保するため、意欲のある職員が、退職することなく国立看護大学校研究課程又は看護系の研究科を置く大学院等に進学できるよう、研究休職制度を設けている。 令和2年度には、新たに6名が休職し、東京医療保健大学大学院等に進学しており、復職後は国立病院機構の医療現場において活躍する予定である。 【看護職員研究休職者数】 令和元年度 8名 → 令和2年度 6名			評価																		
				・ 看護管理者の一層の質向上を図るため、認定看護管理者教育課程研修を実施しているか。	12. 看護師のキャリアパスに基づく研修の実施・派遣 職責や専門性に応じた知識・技術の習得等を目的に、令和2年度も引き続き、各病院、グループ及び本部において、キャリアパスに基づく研修を実施した。 また、国立病院機構のネットワークを活用し、各病院の医療分野の特性から自院では習得が困難な看護技術や知識を、他院での研修を通じて習得することで、看護職員の能力の向上につなげるために、病院間交流研修を令和2年度も引き続き実施した。 (1) 本部・グループ・病院における研修の実施 ○管理・監督者研修 【本部主催】 <table><tr><td>・ 幹部看護師管理研修Ⅰ</td><td>3日間</td><td>61名</td></tr><tr><td>・ 幹部看護師管理研修Ⅲ</td><td>3日間</td><td>28名</td></tr><tr><td>・ 認定看護管理者教育課程ファースト（地域開催）</td><td>105時間</td><td>51名</td></tr><tr><td>・ 認定看護管理者教育課程セカンド（地域開催）</td><td>180時間</td><td>8名</td></tr><tr><td>・ 認定看護管理者教育課程サードレベル（本部開催）</td><td>180時間</td><td>20名</td></tr><tr><td>・ 認定看護管理者教育課程サードレベル（地域開催）</td><td>180時間</td><td>5名</td></tr></table>	・ 幹部看護師管理研修Ⅰ	3日間	61名	・ 幹部看護師管理研修Ⅲ	3日間	28名	・ 認定看護管理者教育課程ファースト（地域開催）	105時間	51名	・ 認定看護管理者教育課程セカンド（地域開催）	180時間	8名	・ 認定看護管理者教育課程サードレベル（本部開催）	180時間	20名	・ 認定看護管理者教育課程サードレベル（地域開催）	180時間	5名	年度計画の目標を達成した。		
・ 幹部看護師管理研修Ⅰ	3日間	61名																								
・ 幹部看護師管理研修Ⅲ	3日間	28名																								
・ 認定看護管理者教育課程ファースト（地域開催）	105時間	51名																								
・ 認定看護管理者教育課程セカンド（地域開催）	180時間	8名																								
・ 認定看護管理者教育課程サードレベル（本部開催）	180時間	20名																								
・ 認定看護管理者教育課程サードレベル（地域開催）	180時間	5名																								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価											
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価					主務大臣による評価	
					業務実績			自己評価			
					【各グループ主催】 ・看護師長新任研修 1日～2日間 133名 ・副看護師長新任研修 1日～2日間 211名 【各病院主催】 ・幹部看護師任用候補者研修 772名 ○専門研修 【本部主催】 ・認知症ケア研修 2日間 85名 【各グループ主催】 ・医療安全対策研修会 1日～5日間 82名 ・教員インターンシップ研修 1日～4日間 25名 ・退院調整看護師養成研修 4日間 17名					評価	
				＜定量的指標＞ ・ 特定行為研修修了者数	(2) 国が進めている特定行為研修修了者の活動（再掲） 国立病院機構において、特定行為研修を修了した看護師が手順書に従って診療の補助行為を行うことにより、チーム医療の推進に寄与している。 令和2年度は、仙台医療センターなど新たに15病院が特定行為研修制度における指定研修機関となり、機構全体で18病院が指定研修機関となった。また、岩手病院、あわら病院など新たに19病院を加えた47病院が実習協力施設となる等、特定行為を実施できる看護師の育成にも努めた。 令和2年7月に厚生労働省委託事業の「看護師の特定行為に係る指導者育成事業実地団体」に公募し実施団体に指定され指導者講習会を3回実施した。応募倍率は2.3倍であり、研修受講生は合計84名（内訳：NHO内75名、NHO外9名）であり、指導者育成に貢献した。 【特定行為研修指定研修機関】 四国こどもとおとなの医療センター、熊本医療センター、長崎医療センター（令和2年度新たに特定行為研修指定研修機関となった病院） 函館病院、岩手病院、仙台医療センター、米沢病院、東京医療センター、横浜医療センター、新潟病院、大阪南医療センター、呉医療センター、福山医療センター、広島西医療センター、関門医療センター、福岡東医療センター、肥前精神医療センター、嬉野医療センター 【特定行為研修受講修了者数】 令和 元年度 専門看護師 1名 認定看護師 16名 看護師 14名 令和 2年度 専門看護師 1名 認定看護師 31名 看護師 27名			年度計画の目標を上回る実績をあげた。			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
					(3) 「専門（認定）看護師」研修の受講状況 医療・看護の高度化、多様化に伴い、より専門的で水準の高い知識や技能を持った看護師のスペシャリストが必要とされており、各病院の特性に合わせた専門看護師及び認定看護師の取得を令和2年度も引き続き支援した。 なお、令和2年度末時点で、専門看護師を76名、認定看護師を1,097名配置している。 ① 「専門看護師」研修 13名 がん看護 2名 精神看護 3名 小児看護 1名 老人看護 3名 急性・重症患者看護 3名 感染症看護 1名 ② 「認定看護師」研修 59名 がん化学療法 2名 がん放射線療法看護 1名 緩和ケア 4名 感染管理 12名 救急看護 1名 手術看護 1名 認知症看護 13名 摂食・嚥下障害看護 3名 慢性呼吸器疾患 1名 慢性心不全 3名 新生児集中ケア 1名 皮膚・排泄ケア 6名 精神科 2名 クリニカルケア 4名 がん薬物 1名 集中ケア 1名 脳卒中リハ 1名 糖尿病看護 2名			評価	
								(4) 教員養成講習等の受講状況（再掲） 看護師等養成所の教員確保を安定的に行っていくため、都道府県主催の各看護教員養成課程等の受講支援を引き続き実施している。 ・教員養成講習（都道府県主催研修） 看護教員養成コース 8ヶ月～1年間 令和元年度 22名 → 令和2年度 16名 ・教務主任講習（東京慈恵会主催研修）教務主任養成講習会 6ヶ月 令和元年度 1名 → 令和2年度 0名 教務主任講習については、1名が受講を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止となった。	(5) 実習指導者の養成 国立病院機構では、全グループが実習指導者講習会を実施し、厚生労働省から示されている保健師助産師看護師実習指導者講習会実施要綱の講習科目に加え、国立病院機構が提供する医療の特徴である重症心身障害児（者）、筋ジストロフィー児（者）、災害医療等についての理解を促す指導が行えるよう、教育内容に盛り込み運用している。 令和2年度も引き続き、実習指導者の養成を行い、看護学生の実習指導体制、新人看護師教育担当者への相談やアドバイス等の支援体制の充実を図った。 【国立病院機構が実施する実習指導者講習会の受講者数】 ・令和元年度 6カ所 209名 → 令和2年度 1カ所 17名

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
		③ 質の高いメディカルスタッフ等の育成・キャリア支援 チーム医療に貢献できる高度な専門性をもったメディカルスタッフ等を育成するため、職種横断的な研修を実施するとともに、キャリア支援に取り組む。	③ 質の高いメディカルスタッフ等の育成・キャリア支援 チーム医療に貢献できる高度な専門性をもったメディカルスタッフ等を育成するため、職種横断的な研修を実施するとともに、キャリア支援に取り組む。	＜評価の視点＞ ・ チーム医療に貢献できる高度な専門性をもったメディカルスタッフ等を育成するため、職種横断的な研修を実施しているか。	③ 質の高いメディカルスタッフ等の育成・キャリア支援 1. 診療情報の質の向上と標準化を図る研修の実施 診療情報を扱っている職員の能力の向上、知識の標準化を目指した「診療情報管理に関する研修」を、例年実施しているところだが、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、開催を見送った。 2. チーム医療推進のための研修等の実施（再掲） 医療の質向上を目指し、メディカルスタッフ職員の専門知識の強化、チーム医療推進の支援を目的とした研修を例年実施しているところだが、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、テレビ会議システムを活用して実施するなど、実施の可否を慎重に判断し、開催可能なものに関して必要な範囲において実施した。 【強度行動障害医療研修】（本部主催） 強度行動障害とは、「直接的他害（噛みつき、頭つきなど）や間接的 he害（睡眠の乱れ、同一性の保持例えば場所・プログラム・人へのこだわり、多動、うなり、飛び出し、器物破損など）や自傷行為などが、通常考えられない頻度と形式で出現し、その養育環境では著しく処遇困難な者をいい、行動的に定義される群である」とされている。 入所施設で支える仕組みから地域生活を支える仕組みへと変化している中で、医師だけでなく、看護師・児童指導員・心理療法士など患者の24時間の生活に接する多職種で行うチーム医療で治療等を行う必要性がある。 強度行動障害に対する行動療法や行動分析、医療安全の実施、障害児（者）の地域移行について学ぶことに加え、行動分析の仕方と目標行動の設定の仕方について、具体的な事例をもとにしたグループワークを展開することを目的とした研修を、令和2年度においてはテレビ会議システムを活用して実施し、54病院から99名が参加した。 当該研修を通じて強度行動障害医療の専門性をさらに高め、国立病院機構内での治療内容（技法・プログラム）の均てん化を目指しており、強度行動障害を専門とする若手精神科医の育成やチーム医療の推進に繋がっている。 参加職種：医師3名、理学療法士・作業療法士12名、心理療法士1名、医療社会事業専門員等3名、看護師51名、児童指導員13名、保育士9名、療育指導員1名、療養介助員等6名 【障害者虐待防止対策セミナー】（本部主催） 障害者虐待防止法を踏まえて、虐待とされる事案を未然に防ぐために、有識者の講演だけでなく、職員自らが障害者目線となったロールプレイを通じて、自らの言動や行動を振り返り、自施設で取り組むべき課題を明らかにすることを目的とした研修を、令和2年度においてはテレビ会議システムを活用して実施し、72病院から72名が参加した。	年度計画の目標を達成した。	評価		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
					参加職種：看護師４８名、児童指導員１０名、保育士９名、療養介助員等４名、医療社会事業専門員１名 【在宅医療推進セミナー】（本部主催） 地域包括ケアシステムの構築における自院の課題を把握し、グループディスカッションを通じ、情報を共有することにより在宅医療提供体制の構築に向けて必要な知識・技術の習得や、訪問看護ステーションの開設に向けての必要な知識の習得を図ることを目的とした研修を例年実施しているところだが、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、令和２年度については、開催を見送った。 【医療観察法MDT研修】（本部主催） 医療観察法病棟としてあるべき「治療とは」、そして最終目標である「社会復帰とは」という重要なテーマに対し、多職種によるディスカッションを通じて、精神科医療の底上げを図ることを目的とした研修を例年実施しているところだが、令和２年度については、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、開催を見送った。 【チームで行う小児救急・成育研修】（本部主催） 小児救急医療に対する医療的重要性及び社会的要望の増大に伴い、小児救急・成育に関する知識、技能、対応の向上を図ることを目的とした研修を、例年実施しているところだが、令和２年度については、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、開催を見送った。 【NST（栄養サポートチーム）研修】（グループ主催） 臨床におけるより良い栄養管理の実施に当たり、チーム医療での専門的役割発揮に必要な問題・課題を認識させるとともに、ネットワーク体制の充実と向上を図ることを目的とした研修を継続して年３回実施し、２２名が参加した。 ※本研修において、NST教育認定施設での４０時間の臨床実地修練の単位を取得でき、診療報酬上の「栄養サポートチーム」の施設基準を取得できることとなった。 参加職種：看護師９名、薬剤師９名、管理栄養士４名		評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価														
					業務実績		自己評価															
					【がん化学療法研修】（グループ主催） がん化学療法に携わる各職種が専門性を発揮し、情報を共有し、それぞれの役割を果たすことで質の高い安全で安心ながん化学療法の提供体制が構築され、医療安全対策の充実強化につなげることを目的とした研修を例年実施しているところだが、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、開催を見送った。			評価														
					【輸血研修】（グループ主催） 輸血の医療安全業務に関わる医療従事者に対して、輸血における安全かつ適正な業務を遂行するために必要な専門的知識及び関連職種間連携業務等を習得させ、医療安全対策の意識を向上させることで、輸血医療安全管理体制の充実を図ることを目的とした研修を例年実施しているところだが、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、開催を見送った。																	
					3. 技術研修実施体制の整備 医療用シミュレーターを用いた疑似臨床実習を行う施設であるメディカル・スキル・アップ・ラボラトリーは、臨床におけるシミュレーション教育での重要性が周知されている。令和2年度には、91病院でこの施設を有しており、基本手技（静脈内採血・注射、導尿、縫合等）や救急蘇生用のシミュレーター等の機器を活用した研修を実施している。 令和2年度においては、南和歌山医療センターにて、採血静脈注射シミュレーターなどをを設置し、新任の看護師等向けの研修に使用しスキルアップを図っている。																	
					4. メディカルスタッフのキャリア支援 医療の高度化・多様化に伴いメディカルスタッフにも高度な専門性が求められている。放射線治療専門放射線技師、認定輸血検査技師については、専門資格取得のための環境を整えることでキャリアを支援する取組を平成27年度以降実施している。令和2年度については新型コロナウイルス感染症の流行を受けて、研修（外部機関主催）が延期・中止となったが、例年は資格取得にかかる支援を実施しているところである。																	
					【各専門資格の認定者数】 <table><tr><td></td><td>令和元年度</td><td></td><td>令和2年度</td></tr><tr><td>放射線治療専門放射線技師</td><td>160名</td><td>→</td><td>160名</td></tr><tr><td>認定輸血検査技師</td><td>52名</td><td>→</td><td>52名</td></tr></table>				令和元年度		令和2年度	放射線治療専門放射線技師	160名	→	160名	認定輸血検査技師	52名	→	52名			
	令和元年度		令和2年度																			
放射線治療専門放射線技師	160名	→	160名																			
認定輸血検査技師	52名	→	52名																			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
					5. 薬剤師能力開発プログラムに基づく薬剤師育成体制支援 平成28年度に国立病院機構の薬剤師として、キャリア形成の過程に必要な到達目標を示し、自己評価及び指導者の評価を可能としたチェックシート形式の能力開発プログラムを作成した。 平成29年度に各病院において同プログラムの運用を開始するとともに各病院の活用状況やどの項目に対する理解度が低いか等アンケート調査を実施した。 平成30年度においては、前年のアンケート調査を踏まえ、利用ガイドを作成し、令和元年度は全病院へ改訂版を配布した。 令和2年度においても同プログラムの更なる利用促進に努めた。 6. 実習技能研修の実施 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、理学・作業療法士等、児童指導員、保育士に対して、最新・高度の知識・技術等を習得させ、患者サービスの質とサービス提供体制の向上を図ることを目的とした研修を、例年実施しているところだが、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、開催を見送った。		評価		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
		（２）地域医療に貢献する研修事業の実施 地域の医療従事者や患者・家族、地域住民を対象とした研究会・公開講座等を幅広いテーマで積極的に開催する。	（２）地域医療に貢献する研修事業の実施 地域の医療従事者や患者・家族、地域住民を対象とした研究会・公開講座等を積極的に開催し、開催件数について増加を目指す。	＜評価の視点＞ ・ 地域の医療従事者や患者・家族、地域住民を対象とした研修会等を積極的に開催し、開催件数を増加させているか。 ＜定量的指標＞ ・ 地域医療従事者を対象とした研修会の開催件数 ・ 地域住民を対象とした研修会の開催件数	（２）地域医療に貢献する研修事業の実施 1. 地域の医療従事者や患者や地域住民を対象とした研修会等の開催（再掲） 各病院において、地域の医療従事者等の研修ニーズの把握やアンケート調査による研修内容の評価・検証等により内容の充実に努めている。令和元年度まではホームページやパンフレット配布等で参加を呼びかけたほか、地域の医療関係機関等とも連携して開催するなど行っていた。令和２年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により研修の開催が困難となったことや、各病院において発熱外来等を設置するために研修会場の確保が困難となったこと等により、開催できない研修会が多くあったが、Ｗe b開催を実施する等の新たな取組も行った他、Ｗe bの活用を進めつつ新型コロナウイルス感染症に関する研修会の実施に取り組む等、地域医療従事者等へ向けた医療情報発信や地域のニーズに応じた地域包括ケアシステムの推進に貢献した。 この結果、９１８件（主に医療従事者対象６３１件、主に地域住民対象２８７件）の地域の医療従事者等を対象とした研修会等を開催し、延べ４万人の方に地域医療従事者等へ向けた医療情報発信に貢献した。また、在宅医療に関わるものとして、８７件実施し、地域のニーズに応じた地域包括ケアシステムの推進に貢献した。 【開催件数】 令和元年度 ４，５８１件 → 令和２年度 ９１８件 (地域医療従事者を対象とした研修会の開催件数) 令和元年度 ３，１８０件 → 令和２年度 ６３１件 (地域住民を対象とした研修会の開催件数) 令和元年度 １，４０１件 → 令和２年度 ２８７件		新型コロナウイルス感染症のため、研修の開催が困難だったこともあり、目標値に至らなかったものの、他の医療機関ではアプローチが困難なセーフティネット分野の医療に関する講演会、研修会等を実施し、国立病院機構が果たすべき役割を遂行できるよう努めた。	評価	
				2. テレビ会議システムを活用したオンライン形式での研修 新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ず一部の研修を中止したが、令和２年９月までに全施設に導入したテレビ会議システムを活用し、令和２年６月以降順次、オンライン形式での研修を実施した。これにより、研修実施が要件となっている施設基準の維持を可能とする等、病院の機能維持に大きな効果を発揮した。 オンライン研修は、移動に係る負担など、まとまった時間の確保が困難であるため参加しなくても参加できなかった職員も参加できるようになり、また、グループワーク機能の拡張により様々な研修での利用が可能となったことから、機構の新たな研修形態のひとつとして本格的に運用し、研修対象者数の確保及び研修の質の維持・向上が図られている。 今後、研修コンテンツの共通化や他のシステム（eラーニング等）との連携も視野に、更なる研修の効率化・質の向上を目指す。					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
					3. 感染症対応に係る研修のNHOの枠を越えた実施に向けた検討（再掲） 新型コロナウイルス感染症対応を行ってきているNHO病院での経験を踏まえ、令和3年2月に、中期目標において新型コロナウイルス感染症に係るNHOの枠を越えた研修の実施等について新たに定められたことを受けて、中期計画を改定し、NHO職員のみならず、地域の医療機関や介護・障害福祉分野の関係者に対して、感染症対応に係る研修を実施することとした。令和2年度中は、国からの運営費補助金約9億円を受けて、令和3年度以降の事業実施に向けて体制の検討等を行った。 （1）新型コロナウイルス感染症等にかかる研修 新型コロナウイルス感染症に対し、全ての病院において院内研修を実施して感染管理マニュアルを確認するなど、感染制御支援チーム（ICT）を中心に、院内感染対策の更なる徹底を図った。 また、本部では国等から発出される新型コロナウイルス感染症に関する研修素材を病院に情報提供するとともに、高度な知識と特殊な技術が要求されるPCR検査に対応できる臨床検査技師を育成するための研修をテレビ会議システムを用いて緊急開催（全国一斉に138名の臨床検査技師が受講）し、これによって各病院の検査体制を拡充することができた他、グループでは各病院の対応事例や最新の知見等を共有する研修を実施するなど、機構全体の対応能力向上に努めた。 さらに、同感染症対応で得られた経験等を可能な限り外部へ情報発信するため、地域の医療従事者向けの研修会や近隣高齢者施設への出張講座を開催するなど、コロナ禍においても地域との関わりを維持し、地域全体での感染拡大防止に貢献する取り組みを実施した。 （2）地域向けコロナ研修の検討 令和3年2月に、中期目標において新型コロナウイルス感染症に係る研修の実施等について新たに定められたことを受けて、中期計画を改定し、このような地域に向けた取り組みを機構全体で組織的に展開するため、令和3年3月に国立病院機構に所属する感染症の有識者等の間で意見交換会を開催し、新型コロナウイルス感染症等にかかる研修の内容や進め方等について議論を行うなど、ソフト面での必要な準備を行ったところであり、令和3年4月にこの意見交換会を発展的に改組した委員会を設置した。 また、現在、eラーニングシステム、オンラインセミナー、専用ホームページ等研修に必要なシステム環境に係る検討を行うため、これらの物品等の資料提供招請を行うとともに、ネットワーク回線を強化するなど、ハード面の整備にも着手したところであり、地域向け研修会開催に向けた準備を着実に進めているところ。		評価		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																																																																																																										
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価																																																																																																	
					業務実績			自己評価																																																																																																		
		（３）卒前教育の実施 医師、看護師、薬剤師等の医療従事者を目指す学生に対する卒前教育（臨床実習）を実施し、医療従事者の育成に貢献する。	（３）卒前教育の実施 医師、看護師、薬剤師等の医療従事者を目指す学生に対する卒前教育（臨床実習）を実施し、医療従事者の育成に貢献する。	＜評価の視点＞ ・ 医師、看護師、薬剤師等の医療従事者を目指す学生に対する卒前教育（臨床実習）を実施しているか。 ＜定量的指標＞ ・ 職種毎の実習生の延べ受入日数	（３）卒前教育の実施 1. 医師、看護師、薬剤師等の医療従事者を目指す学生に対する卒前教育 令和２年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により受入れが困難であったために大幅に減少したが、様々な診療機能を持つ国立病院機構の病院ネットワークを活用し、医療従事者を目指す学生に対して急性期やセーフティネット分野の診療機能の臨床実習を経験させ、また、医師、看護師だけでなく幅広い職種の学生を受け入れるなど令和２年度も引き続き質の高い医療従事者育成に貢献した。 【職種毎の実習生の延べ受入日数】 <table><thead><tr><th></th><th colspan="2">令和元年度</th><th colspan="2">令和２年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>医師・歯科医師</td><td>20</td><td>233人日</td><td>→</td><td>10,625人日</td></tr><tr><td>看護師</td><td>430</td><td>159人日</td><td>→</td><td>243,903人日</td></tr><tr><td>薬剤師</td><td>30</td><td>832人日</td><td>→</td><td>26,389人日</td></tr><tr><td>診療放射線技師</td><td>9</td><td>650人日</td><td>→</td><td>5,668人日</td></tr><tr><td>臨床検査技師</td><td>13</td><td>420人日</td><td>→</td><td>7,067人日</td></tr><tr><td>管理栄養士</td><td>13</td><td>861人日</td><td>→</td><td>8,301人日</td></tr><tr><td>理学療法士</td><td>12</td><td>166人日</td><td>→</td><td>5,647人日</td></tr><tr><td>作業療法士</td><td>5</td><td>913人日</td><td>→</td><td>3,035人日</td></tr><tr><td>言語聴覚士</td><td>1</td><td>165人日</td><td>→</td><td>730人日</td></tr><tr><td>臨床工学技士</td><td>1</td><td>706人日</td><td>→</td><td>2,004人日</td></tr><tr><td>精神保健福祉士</td><td></td><td>374人日</td><td>→</td><td>249人日</td></tr><tr><td>社会福祉士</td><td></td><td>496人日</td><td>→</td><td>428人日</td></tr><tr><td>介護福祉士</td><td></td><td>59人日</td><td>→</td><td>0人日</td></tr><tr><td>保育士</td><td>1</td><td>217人日</td><td>→</td><td>558人日</td></tr><tr><td>視能訓練士</td><td></td><td>963人日</td><td>→</td><td>493人日</td></tr><tr><td>歯科衛生士</td><td>1</td><td>311人日</td><td>→</td><td>902人日</td></tr><tr><td>救急救命士</td><td>4</td><td>755人日</td><td>→</td><td>3,288人日</td></tr><tr><td>公認心理師</td><td></td><td>484人日</td><td>→</td><td>280人日</td></tr></tbody></table>					令和元年度		令和２年度		医師・歯科医師	20	233人日	→	10,625人日	看護師	430	159人日	→	243,903人日	薬剤師	30	832人日	→	26,389人日	診療放射線技師	9	650人日	→	5,668人日	臨床検査技師	13	420人日	→	7,067人日	管理栄養士	13	861人日	→	8,301人日	理学療法士	12	166人日	→	5,647人日	作業療法士	5	913人日	→	3,035人日	言語聴覚士	1	165人日	→	730人日	臨床工学技士	1	706人日	→	2,004人日	精神保健福祉士		374人日	→	249人日	社会福祉士		496人日	→	428人日	介護福祉士		59人日	→	0人日	保育士	1	217人日	→	558人日	視能訓練士		963人日	→	493人日	歯科衛生士	1	311人日	→	902人日	救急救命士	4	755人日	→	3,288人日	公認心理師		484人日	→	280人日	新型コロナウイルス感染症のため、実習受入れが困難だったこともあり、目標には至らなかったものの、国立病院機構の病院ネットワークを活用し、引き続き質の高い医療従事者の育成に努めた。	評価	
	令和元年度		令和２年度																																																																																																							
医師・歯科医師	20	233人日	→	10,625人日																																																																																																						
看護師	430	159人日	→	243,903人日																																																																																																						
薬剤師	30	832人日	→	26,389人日																																																																																																						
診療放射線技師	9	650人日	→	5,668人日																																																																																																						
臨床検査技師	13	420人日	→	7,067人日																																																																																																						
管理栄養士	13	861人日	→	8,301人日																																																																																																						
理学療法士	12	166人日	→	5,647人日																																																																																																						
作業療法士	5	913人日	→	3,035人日																																																																																																						
言語聴覚士	1	165人日	→	730人日																																																																																																						
臨床工学技士	1	706人日	→	2,004人日																																																																																																						
精神保健福祉士		374人日	→	249人日																																																																																																						
社会福祉士		496人日	→	428人日																																																																																																						
介護福祉士		59人日	→	0人日																																																																																																						
保育士	1	217人日	→	558人日																																																																																																						
視能訓練士		963人日	→	493人日																																																																																																						
歯科衛生士	1	311人日	→	902人日																																																																																																						
救急救命士	4	755人日	→	3,288人日																																																																																																						
公認心理師		484人日	→	280人日																																																																																																						

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－1	業務運営等の効率化		
当該項目の重要度、難易度	難易度：「高」 病院経営を巡る環境が我が国全体として厳しい状況にある中で、結核等の不採算医療の提供や働き方改革に対応しながら、各年度の損益計算において、機構全体として経常収支率 100％以上を達成することは難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0 1 1 6

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、 目標に応じた必要な情報
	機構全体としての経常収支率（計画値）	経常収支率 100％以上		100％	100％				
	機構全体としての経常収支率（実績値）		100.8％	100.2％	105.7％				
	達成度			100.2％	105.7％				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第4 業務運営の効率化に関する事項 通則法第29条第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。 1 効率的な業務運営体制 法人全体として経営の健全性が保たれるよう、本部機能の見直しなど理事長がより一層リーダーシップを発揮できるマネジメント体制を構築すること。 また、法人の業績等に応じた給与制度を構築すること。 さらに、働き方改革を実現するため、職員全体の勤務環境の改善に取り組むとともに、医師の勤務負担の軽減や労働時	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 効率的な業務運営体制 業務の質を確保しつつ、効率的な業務運営体制となるよう、理事長のリーダーシップが一層組織運営に反映されるための統制環境の充実・強化や、働き方改革への適切な対応などに取り組む。	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 効率的な業務運営体制			< 評価と根拠 > 評価：S （自己評価Sの理由） ・ 定量的指標において、達成度が100%以上であった。 ・ 下記理由により、難易度が高い定量的指標について、達成度が100%以上であり、その他の目標についても特に良好な結果を得た。 ○ 我が国全体として病院経営を巡る環境が厳しい状況にある中で、さらに、国立病院機構では、平成27年度からの非公務員化に伴う労働保険料の負担増等に加えて、令和2年度まで、他の大半の独立行政法人では課されていない、およそ151億円もの長期公経済負担（※）を自らの診療収入で賄っている。 このような厳しい経営環境下において、令和2年度は新型コロナウイルス感染症への対応によってさらに大きな負担がかかったが、国立病院機構としては、流行初期の段階から積極的に同感染症患者を受け入れ、こうした努力等に対して交付された補助金等を獲得したことに加え、各種の経営改善に取り組んだ結果、経常収益は前年度比で553億円増加した。一方で、医療材料費の適正化や電力契約の見直し等の様々な費用削減の取組みにより、経常費用は前年度比で0.2億円減少したことから、経常収支は前年度比で553億円増加し、+576億円となり、3年連続で経常収支黒字を達成した。 定量的指標である「経常収支率」は、経常収支率100%以上という目標に対し、105.7%、達成度は105.7%となり、目標を上回った。 ※長期公経済負担：基礎年金の給付に要する費用のうち国庫が負担することとなっている額（基礎年金の2分の1） ○ 患者の受療行動が新型コロナウイルス感染症流行前の水準まで戻ることが見込めないという厳しい環境が続く可能性を見据え、入院患者数や状態に応じた効率的な人員配置の実現、診療単価の増及び費用（特に固定費）の削減について、具体的な取組例を示しつつ、繰り返し周知を行うとともに、特に資金余力が厳しい病院等を「改善推進病院」として指定し、本部及びグループの協力体制の下に取り組みの支援を行った。	評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	間の短縮のため、特にタスク・シフティングの推進等国の方針に基づいた取組を着実に実施すること。					○ コロナ禍での活用を念頭にテレビ会議システムを令和2年9月までに本部・グループ・病院で導入し、グループや病院とのより円滑な意思疎通を図り、迅速な情報共有と意思決定が可能となった。 新型コロナウイルス感染症患者等の診療等に従事した職員に対する特別措置として、新型コロナウイルス感染症対策従事手当を全国に先駆けて創設するなど、コロナ禍で尽力する職員のモチベーションを高める取組を行った。 また、投資の促進・効率化に加えてIT化を推進し、さらに外来棟の改修について本部から出資するスキームについて検討を進めた。その他、一般管理費の節減に努め、平成30年度と比較して24.7%節減することができた。 ○ 将来にわたり、地域から求められる医療を安定的かつ継続的に提供していけるよう、各病院それぞれが、2040年を見据えた経営戦略の策定・見直しや収支均衡に取り組んでいるところであり、その中で、病床機能の見直しや効率的な病棟運営の実現に随時取り組んだ。(病床数 令和2年4月50, 331床→令和3年4月49, 797床) また、地域の医療需要や法人及び各病院の経営状況を踏まえ、厳しい投資判断を行いながらも、医療機能を維持するための投資や地域医療構想への対応に必要な投資を行うなど、地域関係者や患者から「国立病院機構であれば、地域から求められる医療を厳しい先行きの中でも安定的に提供する体制を確保できる」と評価されるよう努めた。 ○ 勤務環境改善及び働き方改革への実現に向けて、厚生労働省の「タスク・シフティング等医療勤務環境改善事業」を活用し、12病院において、スマートデバイス活用による勤怠管理、音声入力等の実証実験等を行い、より効果・効率的なスマートデバイスの導入やアプリ、ICTソリューションの利活用方法等の検討を重ねた。今後、他の病院にも展開可能な形で進められるよう、取り組んでいくこととしている。	評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
		（１）理事長のリーダーシップが組織運営に反映される統制環境の充実・強化 国の政策や医療に係る経営環境の変化等に迅速かつ的確に対応し、国立病院機構全体として経営の健全性を保つとともに、適切なリスクマネジメントが行えるよう、理事長が一層リーダーシップを発揮できるマネジメント体制を構築する。	（１）理事長のリーダーシップが組織運営に反映される統制環境の充実・強化 ２０４０年を見据え、国立病院機構が引き続き地域から必要とされる医療機関であり続けるため、理事長のもとに定めた今後の国立病院機構におけるあらゆる取組を貫く理念（①「現在及び将来の患者、地域住民が必要とする医療を安定的かつ継続的に提供するNH O」、②「全ての職員にとって安全、安心に働ける職場であるNH O」、③「災害時等の危機管理に強いNHO」）を全ての職員と共有し、国立病院機構全体と	＜評価の視点＞ ・ ２０４０年を見据え、国立病院機構が引き続き地域から必要とされる医療機関であり続けるため、理事長のもとに定めた今後の国立病院機構におけるあらゆる取組を貫く理念を全ての職員と共有し、国立病院機構全体として一体的な組織運営を進めているか。 ・ 適切なリスクマネジメントが行えるよう、理事長が一層リーダーシップを発揮できるマネジメント体制を構築しているか。	１ 効率的な業務運営体制 （１）理事長のリーダーシップが組織運営に反映される統制環境の充実・強化 1. 理事長が一層リーダーシップを発揮できるマネジメント体制の構築 （１）国立病院機構全体を通暁する骨格の再構築 今後の国立病院機構の進むべき方向性について議論を進めるために、理事長のもとに発足した「SUREプロジェクト」において令和元年１０月に取りまとめた報告書では、２０４０年を見据え、国立病院機構が引き続き地域から必要とされる医療機関であり続けるため、今後の国立病院機構におけるあらゆる取組を貫く次の理念 ①地域等の患者、住民が必要とする医療を安定的かつ継続的に提供するNH O（地域包括ケアシステムを構築するため、関係機関と連携し、地域で必要とされる医療を提供していくこと） ②全ての職員にとって安全、安心に働ける職場であるNH O（患者等に寄り添い、良い医療を提供するためにも、職員にとって問題意識を共有でき、また、働きがいのある職場であること） ③災害時等の危機管理に強いNH O（災害発生時や不祥事の際などの危機管理対応が求められる状況にあっても、迅速、確実に対応できる組織であること） を定め、引き続き病院長会議等を通じて全職員とこの理念を共有し、国立病院機構全体として一体的な組織運営を進めた。 （２）テレビ会議の導入等による本部・グループ・病院間のコミュニケーションの深化 令和２年度においても、引き続き病院長会議（病院運営の要となる事務部長及び看護部長も同席）を開催し、理事長自ら各病院長等に対して法人の重要な運営方針等を直接伝達し、法人全体としての意識統一を図った。なお、令和２年度においては、ICTソリューションの積極的な活用による効率的な業務運営を目的として導入を検討していたテレビ会議システムについて、新型コロナウイルス感染症の流行をきっかけに前倒しで同年９月までに整備を完了し、同システムを活用することにより、各院長等が実際に集まらない形で開催した。 この他、全職員あてに年度当初に法人の運営方針等の理事長メッセージを発信し、病院、グループと一体となった運営の取組を行った。 さらに、上記のとおり整備を行ったテレビ会議システムにより、グループや病院とのより円滑な意思疎通を図り、即時に連携することが可能となった他、災害時や新興感染症発生時等の危機管理対応の際に迅速な状況共有と意思決定を行い、適切な法人運営が可能となるマネジメント体制を構築することができた。また、新型コロナウイルス感染症により会議自体が中止されたことも含め、当該システムを活用することで出張旅費等の大幅な削減にもつながった。（令和２年度で１５．６億円の減）	年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を達成した。	評価		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
			して一体的な組織運営を進める。 その中で、国の政策や医療に係る経営環境の変化等に迅速かつ的確に対応し、国立病院機構全体として経営の健全性を保つとともに、適切なリスクマネジメントが行えるよう、理事長が一層リーダーシップを発揮できるマネジメント体制を構築する。 また、上記の3つの理念に沿って、1. 医療の質の向上、2. 業務の効率化・生産性の向上、3. 危機管理機能の向上をより具体化し、同時に働き方改革を実現する多様な用途への活用・拡張可能なコミュニケーション		(導入状況) 令和2年3月 本部、全グループ 令和2年6月 1病院 令和2年7月 93病院 令和2年8月 138病院 令和2年9月 140病院（全病院導入完了） (3) コロナ禍に対応する全職員へのビデオメッセージの発出 令和2年度においては、コロナ禍という難局にあって、職員が一丸となって、 ①経営改善への取組みを継続し、収支改善と財務状況の安定を目指すこと ②患者の生命・健康を守るために日々尽力する職員が安心して働ける環境を整備すること などの取組みが重要となった。 このため、新型コロナウイルス感染症に立ち向かう職員を讃え、感謝と励ましなどを伝えることにより、モチベーションの維持向上、病院・グループ・本部の一体感を醸成することに向けたビデオメッセージの撮影と、全職員へのお知らせを、令和2年12月に行った。 ビデオメッセージについては、理事長をはじめとする国立病院機構本部の役員に加え、テレビ会議システムにより、各グループ担当理事も参加した。 職員へのお知らせについては、全職員にメールで案内するとともに、テレビ会議システムの動画を保存し、職員個人のスマートフォンやパソコンからもビデオメッセージがいつでも閲覧が可能となるようにした。また、HOSPnet掲示板にもビデオメッセージを掲載し、より多くの職員が閲覧できるようにした。 (4) 本部出資金の創設 コロナ後を見据えると、地域医療を引き続き安定的かつ継続的に維持するとともに、WITHコロナを踏まえた上で、地域医療構想への対応など先を見据えた取組が必要である。 NHO病院の外来棟については約半数が耐用年数を過ぎており、雨漏り等老朽化が顕著となっている。平成29年度より大型投資は抑制しているところではあるが、特にセーフティネット系病院等を中心として、自力での償還が困難であること等により老朽化した外来棟の更新等ができない状況となっているところもある。 このような状況を改善するため、感染防止対策及び老朽化対策を念頭に置いた（建替までには至らない）外来棟等の改修の取組をセーフティネット系病院等を中心として進めること等を目的として、本部・病院間の資金のやり取りの工夫で一部の病院から拠出を受けることにより国等からの補助金に頼らない「本部出資金」を令和3年度に創設することとし、令和2年度は具体的な取り扱いについて検討を進めた。		評価		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
			インフラを整備し、ＩＣＴソリューションの積極的な活用による効率的な業務運営体制を構築する。	・ 国の政策や医療に係る経営環境の変化等に迅速かつ的確に対応し、国立病院機構全体として経営の健全性を保っているか。	(５) コロナ禍における職場環境の改善等のための措置 令和２年２月及び３月に、本部が受け入れた寄付金１０．３億円を原資として、コロナ禍における各病院の職場環境の改善や職員のモチベーション向上に寄与することを目的とした特別助成４．９億円を実施した他、業務の中で新型コロナウイルスに感染した職員への見舞金制度を新設した。 2. 本部組織の体制 これまで災害医療センターと大阪医療センターがそれぞれ受託していた厚生労働省DMA T事務局業務について、「骨太の方針２０１８」及び「厚生労働省検討会報告書」(※)を踏まえ、令和２年４月１日より、本部直轄組織として「国立病院機構本部DMA T事務局」を新設するとともに、人員の増強を行い、大規模災害に備えた体制の強化を図った。 ※「経済財政運営と改革の基本方針２０１８」(平成３０年６月閣議決定)においては、「災害派遣医療チームの司令塔機能の強化等を進める」とされ、厚生労働省に設置された「救急・災害医療提供体制等の在り方に関する検討会報告書」においては、「DMA T事務局が病院内の一部門となっている現状を改める」、「大規模災害時に備え、DMA T事務局の人員増強を行う」とされた、 3. 本部の経営分析部門と病院の事務部門との連携強化 (１) 経営分析手法の共有の推進 国立病院機構においては、S U R Eプロジェクトの理念に基づき、将来にわたり、地域から求められる医療を安定的かつ継続的に提供していけるよう、各病院それぞれが、２０４０年を見据えた経営戦略の策定・見直しや収支均衡に取り組んでいるところであり、その取り組みをサポートするために活用できる経営分析ツール、経営改善事例集、厚生労働省から発出されている平成１８年度以降の診療報酬に関する疑義解釈等のデータベース等を作成・更新し、随時共有を図っている。 経営分析ツールとして、外部環境分析に活用するための近隣医療機関との勢力比較図(バブル図)、内部環境分析に活用するための各種経営指標(１月１００床当たり医療収益など約５０項目)のグループ病院(診療機能・規模が類似する病院)平均との比較一覧や入院期間別単価・在院日数シミュレーション、大型医療機器稼働実績などを毎年更新し、共有しており、令和２年度は新たに、外部環境分析に活用するための各病院が所属する医療圏内の患者数推計の作成、内部環境分析に活用するためのグループ病院平均との比較可能な各種経営指標の項目の見直しを行うなど、ツールの充実を図った。		年度計画の目標を達成した。	評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
					また、本部及びグループにおいては、特に資金余力が厳しい病院等として経営改善の取組みの支援を行うこととしている「改善推進病院」に対する支援や、診療報酬による償還が困難な投資（電子カルテの更新等）を行う際に償還計画の策定が必要な病院に対する支援を行う際には、当該経営分析ツールを用いて、該当病院の経営状況等を客観的に評価した上で、その評価結果を踏まえて各病院との意見交換を実施する。 （２）病院経営研修の実施 国立病院機構においては、S U R Eプロジェクトの理念に基づき、将来にわたり、地域から求められる医療を安定的かつ継続的に提供していけるよう、各病院それぞれが、2 0 4 0 年を見据えた経営戦略の策定・見直しや収支均衡に取り組んでいるところであり、その取り組みをサポートするため、毎年、地域医療構想の趣旨や今後の医療提供体制の展望、病院経営に係る基礎知識などの理解、経営分析ツールを活用した経営分析手法や経営戦略能力の向上を目的として、事務部門（経営企画室長、経営企画係長）に加え、看護職員（副看護部長。看護師長）を対象とした病院経営研修を実施している。 令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により研修を実施することはできなかったが、同感染症対策を踏まえた研修体制の見直しの中で、令和3年度からはW e bを活用した研修の実施を決定した。 4. 資金回送の効率化や経営状況の適切な把握 病院における業務キャッシュフローと財務キャッシュフローを分別管理するために、平成28年度より、キャッシュマネジメントシステム（CMS）を導入するとともに、病院・本部間の短期・長期貸付金制度を見直して、病院の資金状況を見える化している。 また、法人全体の資金の有効活用を目的として、本部病院間での迅速な資金移動を可能とする新たな資金管理システムの導入を進める等、平成30年度までに全病院で資金移動ができる体制を整備している。 5. 効率的な業務運営体制の構築 S U R Eプロジェクト3つの理念に沿って、1. 医療の質の向上、2. 業務の効率化・生産性の向上、3. 危機管理機能の向上をより具体化するため、テレビ会議システムの導入、スマートデバイス等の導入に向けたサポートをするなど、I C Tソリューションの積極的な活用による働き方改革の実現に引き続き取り組んでいる。 令和2年9月、全病院にテレビ会議システムを導入し、グループや病院とのより円滑な意思疎通を図り、即時に連携することが可能となった他、災害時や新興感染症発生時等の危機管理対応の際に迅速な状況把握と意思決定を行えるようになった。現状としてはN H O内における会議、研修等で積極的に利用しているが、今後は、スマートデバイス等も活用して、出先からの参加や外部機関との打合せ会議等への活用などの検討に加え、より効率的な業務運営体制の構築に向けた取組みを推進していく。		評価	
				・ 1. 医療の質の向上、 2. 業務の効率化・生産性の向上、 3. 危機管理機能の向上をより具体化し、働き方改革を実現する多様な用途への活用・拡張可能			年度計画の目標を達成した。	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
				なコミュニケーションインフラを整備し、ＩＣＴソリューションの積極的な活用による効率的な業務運営体制を構築しているか。	また、勤務環境改善及び働き方改革への実現に向けて令和２年度、厚生労働省の「タスク・シフティング等医療勤務環境改善事業」を活用し、１２病院において、スマートデバイス活用による勤怠管理、音声入力等の実証を行うことにより、その段階での課題等を整理し、より効果・効率的なスマートデバイスの導入やアプリ、ＩＣＴソリューションの利活用方法等の実証を重ね、他の病院にも展開可能な形で進められるよう、取り組んでいくこととしている。 【取組事例】 横浜医療センター （取組背景） ・従来ＩＣカードを用いた能動打刻による出退勤記録を行っており、職員による打刻忘れ等が発生している現状である。 ・スマートデバイスアプリを用いた出退勤記録の自動打刻を導入することで、労働時間をより確実・正確に把握し、「働き方改革」の確かな実現に結び付ける。 （取組内容） ・出退勤記録の自動打刻を行うスマートデバイスアプリ及び付属するビーコンを導入し、職員に配布。 ・自動打刻された出退勤記録データを既存の勤務時間管理システムと連携。 （取組効果） ・従前のようにＩＣカードを読み取らせる手間が省けるようになり、出退勤記録の自動打刻は、精度が高く、ＩＣカードを用いた手動記録の際に発生していた打刻忘れがなくなったことで、より確実・正確な労働時間の把握に向け前進した。 ・自動打刻された出退勤記録データと勤務時間管理システムの連携が検証された。 仙台医療センター （取組背景） ・令和元年５月よりｉＰｈｏｎｅを導入しており、より積極的に活用するため、働き方改革への実現及び勤務環境改善に資するアプリケーション等を購入し、費用対効果検証を重ね、国立病院機構内において展開可能な形で進めていく。 （取組内容） ・音声入力では、レポートや医療文書の作成等に活用することで医師等の長時間労働の短縮が期待でき、他職種へのタスク・シフティングにより勤務環境の改善を目指す。 ・心電図モニターアラームのナースコール連携では、心電図のセントラルモニタにて検知したアラームを、ナースコールシステムを介してｉＰｈｏｎｅ等に伝送する機能を付加することで、患者急変時の速やかな対応に備えることができる。			評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
					(取組効果) ・病棟リハビリテーションを実施した際、その場でi P h o n eに音声入力し、音声入力した記録を電子カルテに送信でき、電子カルテへ入力する作業負担の軽減、業務の効率化が見込まれる。 ・持ち運び可能なタブレット (i P a d m i n i)で心電図モニターの波形、SPO2値、アラート発生について確認することができるようになり、アラームの都度スタッフが、スタッフステーションに戻ることなく情報を把握することが可能となったことで、看護スタッフの身体的及び心理的負担の低減につながっている。 京都医療センター (取組背景) ・内視鏡検査では検査終了後に医師が記憶をたどりながら所見を作成するため、リアルタイムで記録ができず時間と手間がかかるという現状であった。 ・また、医師一人あたりの超過勤務が長く、業務軽減が必要となっており、診療の質を下げずに医師の業務軽減を行うために、電子カルテ入力の時間短縮が必要であった。 (取組内容) ・医師が消化器内視鏡検査をする際、両手がふさがった状態でもリアルタイムで所見を音声入力できる装置を導入した。 ・所見・処置実施・処方・診断書の作成など電子カルテ入力時間を短縮するために、電子カルテ音声入力システムを導入した。 (取組効果) ・現状はトレーニング運用ではあるが、内視鏡検査・音声入力システムは、検査中の所見入力の短縮化及びデータベースの構築の短縮化による医師の超過勤務削減として、週2時間程度、電子カルテ音声入力システムは、電子カルテの所見・処置実施・処方・診断書の作成などの業務短縮により、週1時間程度の削減が可能と考えており、引き続き、検証していく。		評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
					(2) 新型コロナウイルス感染症への対応に従事した職員に対する給与等の特別措置 新型コロナウイルス感染症への対応は、危険性・困難性等が伴う勤務であることを踏まえ、全国に先駆けて、感染症患者等の診療等に従事した職員に対する給与等の特別措置として、新型コロナウイルス感染症対策従事手当等を創設した。（令和2年6月23日施行、同年1月27日に遡及して適用） さらに、感染症患者等の診療等に従事する職員の処遇改善を図るため、国が創設した感染症患者に対応する医療従事者の処遇改善を目的とする緊急支援事業補助金を活用した臨時措置として、新型コロナウイルス感染症対策従事手当等の引上げを行った。（手当の引上げは令和3年1月から同年3月末まで実施） 【令和2年度の新型コロナウイルス感染症対策従事手当等の支給実績】 支給対象人日：813,689人日 支給総額：35.6億円 【（参考）前年度と比較した看護職員の退職者数】 退職者数：3,016人（対前年度：▲186人） （※）退職者数は、解雇、死亡退職、定年退職、人事交流による退職、再雇用者の退職の数は除く		評価	
					(3) 新型コロナウイルス感染症が流行する厳しい環境下において病院運営に尽力する全ての職員に対する特例措置 新型コロナウイルス感染症の流行が長期化する厳しい環境下において、患者の生命、健康を守るために使命感を持って職務にあたっている職員のこれまでの尽力に報いるとともに、職員の士気の維持・向上を図ることができるよう、全ての職員を対象とする特例措置の実施に向けた検討を進めた（令和3年6月期の賞与に臨時特別賞与を加えて支給）。			
					(4) 消費税増税による影響を考慮した特別措置 職員が安心して働き続けることができる環境を整備する観点から、消費税増税による職員の生活への影響を考慮して、全ての職員を対象に基本給の引上げを行った。（令和2年4月1日から実施）			
					(5) 非常勤職員の賞与の引上げ 非常勤職員の処遇改善・人材確保を図る観点から、非常勤職員の賞与の引上げを行った。（令和2年6月期の賞与から実施）			
					(6) 給与支給定日の変更 給与担当者の長時間労働等の削減を図り、給与事務の効率化に向けた取組を推進する観点から、給与支給定日を現行の「16日」から「20日」へ変更することとした。（令和2年6月規程改正。令和3年7月の月例給与から変更。）			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
					(7) 特定の専門分野に精通した医療人材の確保 がんゲノム医療といった新たな治療法や医療技術等の導入に伴い、これらの医療を実施する上で必要となる特定の専門分野に精通した医療人材を常勤職員として機動的に確保できるよう、給与規程に所要の規定を整備し、令和2年度から運用を開始した。 (8) 医師確保困難病院における医師手当の特例 医師確保が困難な病院において、新規に常勤医師を採用する際に当該医師の医師手当を増額できるよう、給与規程に所要の規定を整備し、令和2年度から運用を開始した。		評価		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
		（３）働き方改革への適切な対応 タスク・シフティングの推進や労働時間をより確実かつ効果的に把握・管理するための取組を行い、医師の長時間労働の見直しを含め、職員全員の勤務環境改善を進めるとともに、労働法制の遵守の徹底を図る。	（３）働き方改革への適切な対応 タスク・シフティングの推進や労働時間をより確実かつ効果的に把握・管理するため、病院が出退勤時刻の記録ツール（ＩＣカード、スマートフォン等）や勤務時間を管理するためのシステムを導入し、適切に運用を開始できるよう支援する等の取組を行い、医師の長時間労働の見直しを含め、職員全員の勤務環境改善を進めるとともに、労働法制の遵守の徹底を図る。	＜評価の視点＞ ・ 病院が出退勤時刻の記録ツールや勤務時間を管理するためのシステムを導入し、適切に運用を開始できるよう支援する等の取組を行い、医師の長時間労働の見直しを含め、職員全員の勤務環境改善を進めるとともに、労働法制の遵守の徹底を図っているか。	（３）働き方改革への適切な対応 1. 働き方改革への取組 （１）労働環境改善対策本部における改善対策の検討 最優先課題である「長時間労働の削減」の取組をさらに推し進めるため、国立病院機構に「労働環境改善対策本部」を設置（平成２９年１０月）し、「国立病院機構における労働環境改善の取組みについて」（第二次中間報告）を取りまとめ（令和元年９月）、次の取組を行うこととした。 ①医師の働き方改革に向けての取組 原則として、各病院が令和５年度までに、全ての医師の時間外労働時間数が年間９６０時間以内となることを目指して取り組んでいくこととした。 ア 「タイムスタディ調査」（※）の結果では、いずれの医師も「診察・治療に直接かかわらない業務」に一定の時間を要しており、これらの業務を２０％程度削減することができれば、年間の時間外労働時間数９６０時間や７２０時間を下回ることが可能。 ※医師の長時間労働の要因等を把握するため、平成３０年度実績で長時間労働となっていた医師を対象に、３０分単位で最も多い割合を占める業務を５日間（令和元年６～７月）にわたり記録した調査 イ 「診察・治療に直接かかわらない業務」の中で「診療録記載等の事務的業務」が全般的に多いことから、医師事務作業補助者をはじめとする他職種へのタスクシフトや、現在検討を進めているスマートデバイスの活用等により、徹底した業務効率化に取り組むこととし、令和２年度には、厚生労働省の「タスク・シフティング等医療勤務環境改善事業」を活用し、仙台医療センター及び京都医療センターにおいて、ＩＣＴソリューションを活用した電子カルテへの音声入力の実証を行った。 ウ 医療法改正により、医師の労働時間が厚生労働省令で定める時間を超えている病院は、当該医師に係る時短計画の作成が努力義務として課されることとなったが、令和２年度には、国立病院機構における先行的取組として、令和２年度に時間外・休日労働時間数が年間９６０時間を超える３６協定を締結した７病院を対象に「医師の時間外・休日労働時間数削減の取組計画」を作成し、当該計画に基づき自主的な時間外・休日労働の削減を進めるよう促した。 また、令和３年度から、長時間労働となっている医師が在籍する病院の幹部職員へのヒアリング等を行い、医師の長時間労働の要因を把握し、改善の取組を進めていくこととしている。		年度計画の目標を達成した。	評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
					②新たな勤務時間管理方法の導入 モデル病院（7病院）での試行を踏まえ、客観的に在院中の労働時間等が把握できる勤務時間管理ルールを導入することとし、 厚生労働省発出の通知等を踏まえ、国立病院機構の基本的なルールとして、 ア 職員が出退勤時刻を記録すること イ 職員が時間外勤務及び休日勤務の内容・時間を申告すること ウ 職員が出退勤時間と勤務時間との間に生じた乖離の理由を申告すること エ 所属長がア～ウの内容その他の職員の勤務時間に関する情報を確認し、職員の勤務時間を適正に管理すること 等を就業規則に明記したところである。 また、令和元年10月に報告書が取りまとめられたSUREプロジェクトの理念に沿って、1. 医療の質の向上、2. 業務の効率化・生産性の向上、3. 危機管理機能の向上をより具体化するため、発展性・拡張性のあるスマートデバイスの導入等、ICTソリューションを積極的に活用し、勤務時間管理にとどまらない勤務環境改善及び働き方改革の実現に取り組む方針を決定した。その一環として、令和2年度には、厚生労働省の「タスク・シフティング等医療勤務環境改善事業」を活用し、横浜医療センターにおいて、スマートデバイス活用による勤怠管理の実証を行った。 さらに、職員の自律的な勤務時間の適正管理を進めるため、新ルールの運用等について継続的な研修を行うこととした。 【モデル病院（7病院）】 宮城病院、横浜医療センター、静岡てんかん・神経医療センター、 呉医療センター、広島西医療センター、賀茂精神医療センター、都城医療センター （2）長時間労働削減の具体的な取組 ①長時間労働の要因把握と改善 医師を除く職員については、平成31年4月より時間外労働時間の上限規制（年間の時間外労働時間を720時間以内とする）が定められたことを踏まえ、令和2年度においても、長時間労働の削減のための実効性のある取組を推進するため、長時間労働職員（年間の時間外労働が540時間超の職員）及びその職場長を対象に、各職員の業務内容等（長時間労働の要因等）を把握し、特定の職員に業務が集中している等の長時間労働の要因に応じて、病院内での応援体制の構築・勤務体制の見直しを行う等の対応を行うことにより、改善を図った。 その結果、令和元年度の長時間労働職員の令和2年度の平均時間外労働時間については、令和元年度に比べ大きく減少（一人あたり▲170時間超）し、長時間労働の削減となった。		評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価									
				業務実績	自己評価	評価									
				また、医師にかかる時間外労働時間の上限規制は、令和6年4月より適用することとされているが、国立病院機構では、医師の働き方改革を一層推進していくため、令和3年度から、長時間労働となっている医師が在籍する病院の幹部職員へのヒアリング等を行い、医師の長時間労働の要因を把握し、改善の取組を進めていくこととしている。 【令和2年度のヒアリング対象者（令和元年度の勤務実績による）】 - 令和元年度の時間外勤務が年間540時間超である職員（51人）のうち退職者等を除いた者（医師以外）44人（22病院） - 上記の職場長29人（22病院） 【時間外勤務時間数（年間（令和2年度－令和元年度））の増減】 ○ ヒアリング対象者44人の平均 <table><tr><td></td><td>令和元年度（A）</td><td>令和2年度（B）</td><td>B－A</td></tr><tr><td>平均</td><td>623.3時間</td><td>452.68時間</td><td>▲170.64時間</td></tr></table> （※）44人のうち時間外勤務時間数（年間）が減少した者……39人 ②ICTソリューションの積極的な活用による働き方改革（再掲） SUREプロジェクト3つの理念に沿って、1. 医療の質の向上、2. 業務の効率化・生産性の向上、3. 危機管理機能の向上をより具体化するため、テレビ会議システムの導入、スマートデバイス等の導入に向けたサポートをするなど、ICTソリューションの積極的な活用による働き方改革の実現に引き続き取り組んでいる。 令和2年9月、全病院にテレビ会議システムを導入し、グループや病院とのより円滑な意思疎通を図り、即時に連携することが可能となった他、災害時や新興感染症発生時等の危機管理対応の際に迅速な状況把握と意思決定を行えるようになった。現状としてはNHO内における会議、研修等で積極的に利用しているが、今後は、スマートデバイス等も活用して、出先からの参加や外部機関との打合せ会議等への活用などの検討に加え、より効率的な業務運営体制の構築に向けた取組みを推進していく。 また、勤務環境改善及び働き方改革への実現に向けて令和2年度、厚生労働省の「タスク・シフティング等医療勤務環境改善事業」を活用し、12病院において、スマートデバイス活用による勤怠管理、音声入力等の実証を行うことにより、その段階での課題等を整理し、より効果・効率的なスマートデバイスの導入やアプリ、ICTソリューションの利活用方法等の実証を重ね、他の病院にも展開可能な形で進められるよう、取り組んでいくこととしている。 【取組事例】 横浜医療センター (取組背景)			令和元年度（A）	令和2年度（B）	B－A	平均	623.3時間	452.68時間	▲170.64時間		
	令和元年度（A）	令和2年度（B）	B－A												
平均	623.3時間	452.68時間	▲170.64時間												

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
					・従来 I C カードを用いた能動打刻による出退勤記録を行っており、職員による打刻忘れ等が発生している現状である。 ・スマートデバイスアプリを用いた出退勤記録の自動打刻を導入することで、労働時間をより確実・正確に把握し、「働き方改革」の確かな実現に結び付ける。 (取組内容) ・出退勤記録の自動打刻を行うスマートデバイスアプリ及び付属するビーコンを導入し、職員に配布。 ・自動打刻された出退勤記録データを既存の勤務時間管理システムと連携。 (取組効果) ・従前のように I C カードを読み取らせる手間が省けるようになり、出退勤記録の自動打刻は、精度が高く、I C カードを用いた手動記録の際に発生していた打刻忘れがなくなったことで、より確実・正確な労働時間の把握に向け前進した。 ・自動打刻された出退勤記録データと勤務時間管理システムの連携が検証された。 仙台医療センター (取組背景) ・令和元年5月より i P h o n e を導入しており、より積極的に活用するため、働き方改革への実現及び勤務環境改善に資するアプリケーション等を購入し、費用対効果検証を重ね、国立病院機構内において展開可能な形で進めていく。 (取組内容) ・音声入力では、レポートや医療文書の作成等に活用することで医師等の長時間労働の短縮が期待でき、他職種へのタスク・シフティングにより勤務環境の改善を目指す。 ・心電図モニターアラームのナースコール連携では、心電図のセントラルモニタにて検知したアラームを、ナースコールシステムを介して i P h o n e 等に伝送する機能を付加することで、患者急変時の速やかな対応に備えることができる。 (取組効果) ・病棟リハビリテーションを実施した際、その場で i P h o n e に音声入力し、音声入力した記録を電子カルテに送信でき、電子カルテへ入力する作業負担の軽減、業務の効率化が見込まれる。 ・持ち運び可能なタブレット (i P a d m i n i) で心電図モニターの波形、SPO2 値、アラート発生について確認することができるようになり、アラームの都度スタッフが、スタッフステーションに戻ることなく情報を把握することが可能となったことで、看護スタッフの身体的及び心理的負担の低減につながっている。 京都医療センター (取組背景) ・内視鏡検査では検査終了後に医師が記憶をたどりながら所見を作成するため、リアルタイムで記録ができず時間と手間がかかるという現状であった。		評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
					・また、医師一人あたりの超過勤務が長く、業務軽減が必要となっており、診療の質を下げずに医師の業務軽減を行うために、電子カルテ入力の時間短縮が必要であった。 (取組内容) ・医師が消化器内視鏡検査をする際、両手がふさがった状態でもリアルタイムで所見を音声入力できる装置を導入した。 ・所見・処置実施・処方・診断書の作成など電子カルテ入力時間を短縮するために、電子カルテ音声入力システムを導入した。 (取組効果) ・現状はトレーニング運用ではあるが、内視鏡検査・音声入力システムは、検査中の所見入力の短縮化及びデータベースの構築の短縮化による医師の超過勤務削減として、週2時間程度、電子カルテ音声入力システムは、電子カルテの所見・処置実施・処方・診断書の作成などの業務短縮により、週1時間程度の削減が可能と考えており、引き続き、検証していく。 ③定数改定による人員体制の拡充 働き方改革を踏まえ、令和3年度の職員定数の見直しに当たり、既存業務の見直しを行ってもなお超過勤務の縮減ができない場合の対応として、長時間労働を是正できるよう職員配置を見直すとともに必要な定数増を行った。		評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
					<グループ別参加者数>			評価	
					グループ	参加者数			
					北海道東北グループ	4 7 名			
					関東信越グループ	9 5 名			
					東海北陸グループ	4 2 名			
					近 畿 グ ル ー プ	5 9 名			
					中国四国グループ	7 0 名			
					九 州 グ ル ー プ	8 6 名			
					合計	3 9 9 名			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
		（４）職員の改善意欲向上に資する取組 サービスの質の向上や経営改善に関する職員の自主的取組を奨励表彰するＱＣ活動奨励表彰などを通じて、より効率的な業務運営に向けた職員の改善意欲の向上を図る。	（４）職員の改善意欲向上に資する取組 サービスの質の向上や経営改善に関する職員の自主的取組を奨励表彰するＱＣ活動奨励表彰などを通じて、より効率的な業務運営に向けた職員の改善意欲の向上を図る。	＜評価の視点＞ ・ サービスの質の向上や経営改善に関する職員の自主的取組を奨励表彰するＱＣ活動奨励表彰などを通じて、より効率的な業務運営に向けた職員の改善意欲の向上を図っているか。	（４）職員の改善意欲向上に資する取組 「できることから始めよう！」をスローガンに職員の自発的な取組を奨励、評価し、表彰するＱＣ活動奨励表彰制度については、新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務の負担等を考慮し、令和２年度においてはＱＣ活動の募集及び奨励表彰を行わなかったものの、各病院独自で行っているＱＣ表彰及びＱＣ活動自体は、各病院の状況に応じて適宜実施している。（６０施設実施） また、水平展開の促進を図るため、多くの職員が過去のＱＣ活動（※）を容易に閲覧・検索できるよう、引き続き職員用の掲示板で公開を行っている。 ※ＱＣ活動：病院職員が自施設内の課題に応じて小グループを構成し、業務の質の向上を目指して取り組む自主的活動。 ※平成１８年度～令和元年度までの応募総数（２，７６３件）		年度計画の目標を達成した。	評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																		
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価										
					業務実績		自己評価											
	2 経費の節減及び資源の有効活用 人員の配置については、医療の高度化や各種施策を踏まえながら、人件費比率と委託費比率にも留意しつつ、適正な配置に努めること。 調達については、機構が策定する「独立行政法人国立病院機構調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。 医薬品や医療機器等の共同調達については、これまでも国立高度専門医療研究センター（高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年	2 効率的な経営の推進と安定的な経営基盤の構築 各病院が地域から求められる医療を着実に実施するとともに、国の医療政策に貢献するためにも、病院と本部・グループ担当理事部門が一体となり、引き続き経営改善に取り組むことにより、収支改善による経営基盤の安定化を図る。 経営改善の取組等により収支相償の経営を目指すこととし、中期計画期間の各年度の損益計算において、国立病院機構全体として経常収支率100％以上とすることを目指す。	2 効率的な経営の推進と安定的な経営基盤の構築 各病院が地域から求められる医療を着実に実施するとともに、国の医療政策に貢献するためにも、病院と本部・グループ担当理事部門が一体となり、引き続き経営改善に取り組むことにより、収支改善による経営基盤の安定化を図る。 経営改善の取組等により収支相償の経営を目指すこととし、中期計画期間の令和2年度の損益計算において、国立病院機構全体として経常収支率100％以上とすることを目指す。	＜評価の視点＞ ・ 各病院が地域から求められる医療を着実に実施するとともに、国の医療政策に貢献するためにも、病院と本部・グループ担当理事部門が一体となり、引き続き経営改善に取り組むことにより、収支改善による経営基盤の安定化を図っているか。 ＜定量的指標＞ ・ 経常収支率	2 効率的な経営の推進と安定的な経営基盤の構築 1. 経常収支及び総収支について （1）経常収支 経常収支576億円、経常収支率105.7％の黒字となり、中期計画における経常収支率100％以上を達成した。 これは、前年度と比較して、新型コロナウイルス感染症の影響による患者数の大幅な減少に伴い、経営の軸である医業収益が544億円減となった一方で、新型コロナウイルス感染症への対応として感染患者の受入のための病床確保や感染防止対策等のために国等から交付された新型コロナウイルス感染症関係の補助金等収益（資産見返戻入は除く）が980億円増となったことが主な要因である。 （2）総収支 令和2年度は、総収支96億円の黒字となった。 これは、前年度と比較して、経常収支の主な要因に加え、令和3年度以降公経済負担の廃止とともに、運営費交付金が皆減されることとなったため、固定資産に計上していた退職給付引当金見返の取崩しによる臨時損失424億円を計上したことが主な要因である。 <table><tr><td></td><td>経常収支</td><td>総収支額</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>23億円</td><td>▲42億円</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>576億円</td><td>96億円</td></tr></table>				経常収支	総収支額	令和元年度	23億円	▲42億円	令和2年度	576億円	96億円	年度計画の目標を達成した。	年度計画の目標を上回る実績をあげた。
									経常収支	総収支額								
令和元年度	23億円	▲42億円																
令和2年度	576億円	96億円																

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
	法律第93号)第3条の2に規定する国立高度専門医療研究センターをいう。)、独立行政法人労働者健康安全機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構と連携の上、実施しているところであるが、これまでの効果を検証しつつ、より効率的な調達に努めること。 後発医薬品については、これまでの取組を継続し、今後も他の医療機関の模範となるよう、より一層の採用促進を図ること。 投資については、地域の医療需要や機構及び各病院の経営状況を踏まえながら、効率的、効			・ 経営改善の取組等により収支相償の経営を目指すこととし、中期計画期間の令和2年度の損益計算において、国立病院機構全体として経常収支率100%以上とすることを目指しているか。	2. 経常収支率100%以上を目指した収支改善の推進 国立病院機構としては、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えのために患者数が全体として減少したことに加え、同感染症への対応として、初期段階から今日に至るまで一貫して全面的に、他疾患病床の転用等による同感染患者受入病床の確保、同感染症患者及び感染のおそれのある患者の受入、人材が確保できない地域への看護師等の派遣等を積極的に行ってきた結果として、患者数の大幅な減少（入院▲8%、外来▲11%）に伴い、経営の主軸となる医業収支は▲435億円と、極めて深刻な状況となった。 しかし、同感染症への対応を行う中でも、従来からの「国立病院機構であれば、地域から求められる医療を2040年に向けた厳しい先行きの中でも安定的に提供する体制を確保できる」ことについて、地域関係者や患者から評価されるよう、今後の全ての当機構の取組を貫く考え方（SUREプロジェクトの理念）に基づき、収束後も見据えて次などの取組を行った。 ○国立病院機構では、セーフティ系の病院において感染防止対策により長期入院患者が安心して継続的に入院できる体制を整えたことに加えて、新型コロナウイルス感染症患者の受入の中心となる急性期病院においても、受診抑制・制限等により基礎疾患を有している患者が直接診療・検査を受けられない事態が生じていたことを踏まえ、各病院で患者、医師、看護師等の感染リスクを徹底的に取り除く対策を講じることで全ての紹介患者や救急患者等を受け入れる体制を整備し、このような体制としていることについて、地域住民、連携開業医、救急隊等にお知らせした。特に、同感染症の影響の大きかった病院に対しては、個別に連絡をし、例えばPCR検査実施のための自治体との調整方法に関する情報提供など、当該体制を整備するための支援や、体制が整備できている場合には、体制を整備したことやそれに伴い通常診療（手術）体制に戻したことなどの連携開業医等への速やかなお知らせ等について要請を行うなど患者確保に取り組んだ。 ○併せて、各病院それぞれが収支均衡に取り組むこととしている中で、患者の受療行動が同感染症流行前の水準まで戻ることが見込めないという厳しい環境が続く可能性を見据え、特に、収益に見合った費用の実現に重点を置いた取り組みを実施した。具体的には、入院患者数や状態に応じた効率的な人員配置の実現、診療単価の増及び費用（特に固定費）の削減について、理事長通知や病院長会議等において、具体的な取組例を示しつつ、繰り返し周知を行うとともに、特に資金余力が厳しい病院等を「改善推進病院」として指定し、本部及びグループの協力体制の下に取り組みの支援を行った。 ○また、同感染症患者の受入れ等をサポートするため、本部において、診療報酬上の特例措置や、補助金等の情報が示される都度関連情報を収集し、各病院に対して速やかな周知を行った。補助金等の獲得については、本部において、補助金等の趣旨や事業内容等のポイントを整理し情報提供、都道府県との連携を密にし、積極的な対応を周知、各病院からの照会事項への対応を実施するとともに、グループにおいて、各病院における申請手続き等の支援を実施した。		年度計画の目標を達成した。	評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価										
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
					業務実績		自己評価			
	果实的かつ機動的に行うこと。 保有資産の有効活用にも取り組むこと。 一般管理費（人件費、公租公課、病院支援業務経費及び特殊要因経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、平成30年度と比べ、5%以上節減を図ること。 上記1及び2の取組により、各年度の損益計算において、機構全体として経常収支率を100%以上とすること。				上記のとおり、患者確保、費用削減などの取組を行ってきたものの、経営の主軸となる医業収支は▲435億円と、極めて深刻な状況となったが、新型コロナウイルス感染症関係の補助金の獲得により、一時的な結果として、経常収支576億円、経常収支率105.7%と目標を達成した。（対前年度553億円） しかし、他疾患病床を転用してでも同感染症患者の積極的な受入を行ったことの影響により、収束後であっても患者数が回復する見込みが立たず、医業収支をコロナ前の水準まで回復させることは容易ではなく、今後、資金残高の大幅な減少を余儀なくされるおそれが高いため、これを原資として、引き続き、国立病院機構の理念に基づく取組を進めていくこととしている。				評価	
【経常（医業）収益】			【経常収支】	【経常収支率】						
・令和元年度 10,202（9,853）億円			23億円	100.2%						
・令和2年度 10,755（9,425）億円			576億円	105.7%						
【費用のうち運営費交付金の割合】			【経常費用】	【運営費交付金額】						
・令和元年度 0.5%			10,179億円	55億円						
・令和2年度 0.3%			10,179億円	31億円						
3. 病床機能の見直し・効率的な病棟運営										
国立病院機構においては、SUREプロジェクトの理念に基づき、将来にわたり、地域から求められる医療を安定的かつ継続的に提供していけるよう、各病院それぞれが、2040年を見据えた経営戦略の策定・見直しや収支均衡に取り組んでいるところであり、その中で、病床機能の見直しや効率的な病棟運営の実現に随時取り組んでいる。										
令和2年度においては、仙台西多賀病院及び敦賀医療センターにおいて、病床機能再編支援補助金の対象となる病床数の削減を行った。										
4. 投資の促進と効率化										
国立病院機構における投資は、厳しい経営状況や悪化した投資環境に鑑み、平成29年度以降当分の間、地域医療構想に基づく機能変更や法令対応等に係る投資を除き、各病院の資金状況により投資不可とする等の厳しい投資判断を行う方針としている。										
併せて、平成30年度以降は、投資を継続的・安定的に実施していくことができるよう、中長期的な視点で法人全体の資金状況を踏まえた年度毎の投資枠に基づく投資を行うこととしている。										
これらの取組により、これまで膨張を続けてきた財投償還額の平準化が進んできており、また、経常収支に関しても費用の圧縮という観点から良い効果が現れてきているところである。										

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
					令和2年度では、引き続き設定した投資枠の範囲内で、医療機能を維持するための投資を着実にを行う厳しい措置だけでなく、地域医療構想等への対応に必要な投資や短期間での投資回収が可能となることで更なる資金獲得が期待できる整備への投資を行った。 【地域医療構想等を踏まえた整備事例】 ・重症心身障害児（者）病棟増改修整備（三重病院） 当該病院は、所在する三重県内において、唯一、未就学年齢の重症心身障害児の受け入れを行っており、地域のNICUを有する病院と連携しNICUの後方支援病床としての機能を担っている。県内には在宅で療養している待機患者がおり、家族の高齢化に伴うレスパイト入院が増加傾向にある。 このため、医療依存度の高い重症心身障害児（者）やレスパイト入院の受け入れを強化し、地域における更なる役割を担うためにも、当該病院における重症心身障害児（者）病棟の病室面積を増加させ個室を増設するなどの増改修整備を投資決定した。 ・血管連続撮影装置増設整備（熊本医療センター） 当該病院では、血管連続撮影装置を2台保有し、多くの救急患者の受け入れや腎臓内科における透析患者のシャント造影等を行っているが、2台が常時稼働している状態である。このため、当該装置使用中により救急患者受け入れ要請を断らざるを得ない状況が発生している。また、近隣の医療機関における腎臓内科医師の退職によりシャント造影等を行わなくなり、当該病院への紹介患者が増加している。 このため、新たに1台増設することにより、地域医療への更なる貢献が期待できることから、当該病院における血管連続撮影装置増設整備を投資決定した。 【令和2年度の投資決定】 令和2年度では、法人の資金状況を踏まえながら、医療機能を維持するための投資、地域医療構想等への対応に必要な投資や短期間での投資回収が可能となることで更なる資金獲得が期待できる整備への投資を着実にを行う一方で、病院の機能に鑑み、真に必要な整備内容への精査に加えて、各病院の資金状況によっては投資不可とする等、厳しい投資判断を行った。		<table><tr><td>評価</td><td></td></tr></table>	評価	
評価									

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																										
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価																		
					業務実績		自己評価																			
		（１）人件費と委託費の適正な水準の確保 各病院が提供する医療内容のほか、医療の高度化や各種施策への対応などを踏まえながら、人件費比率と委託費比率にも留意しつつ、業務の量と質に応じた病院運営に適正な人員配置に努める。 給 与 水 準は、国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、国民の理解が十分得られるよう必要な説明ができるものとする。	（１）人件費と委託費の適正な水準の確保 各病院の提供する医療サービスの内容や経営状況を踏まえた適正な人員配置に努める。業務委託についても委託内容の病院間比較といった調査・分析や委託契約額等の情報共有に取り組むなど、コスト低減化に十分配慮した有効活用を図る。 こうした取組により、人件費比率と委託費比率との合計が、業務の量と質に応じた病院運営に適正な水準となることを目指す。 給 与 水 準は、国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、法	＜評価の視点＞ - 各病院の提供する医療サービスの内容や経営状況を踏まえた適正な人員配置に努めているか。 - 委託内容の病院間比較といった調査・分析や委託契約額等の情報共有に取り組むなど、コスト低減化に十分配慮した有効活用を図っているか。	（１）人件費と委託費の適正な水準の確保 1. 業務量の変化に対応した柔軟な人員配置 診療報酬の施設基準における人員配置や業務量に応じた標準的な配置数を参考に、病院毎の患者の状況や業務量の変動、さらには経営状況等を総合的に勘案し、増員も含めて必要な職員を配置した。 増員に当たっては、既存体制の見直しを前提とすることなどの対策を講じつつ、特に看護師については年度途中の退職者や育児休業者等に対応するための人員を含めた採用予定者数の算出の考え方を各病院に示し、個別病院で算出した採用予定者数の確認を本部・グループで実施するなど人件費の中で多くの比重を占める看護師の人件費の適正化に向けた取り組みを行った。 【１月１日時点の現在員数】 <table><tr><td></td><td>令和元年度 (令和２年１月１日)</td><td>令和２年度 (令和３年１月１日)</td></tr><tr><td>医師</td><td>６，１８４名</td><td>６，１９９名</td></tr><tr><td>看護師</td><td>４０，２０７名</td><td>４０，３４２名</td></tr><tr><td>コメディカル</td><td>８，７９６名</td><td>９，０５１名</td></tr><tr><td>その他</td><td>７，０３９名</td><td>６，９８９名</td></tr><tr><td>合計</td><td>６２，２２６名</td><td>６２，５８１名</td></tr></table> 2. コスト低減化に向けた業務委託の有効活用 令和２年度においては、新型コロナウイルス感染症の流行により、同感染症対策が必要な一方で、感染リスクを避けるための受診抑制や不急の手術の制限等により、平時と同様の業務量が必要でない委託業務も生じていたことから、病院運営に支障の出ない範囲で、診療制限中の病院運営に見合う委託業務の内容（窓口対応時間等）に見直すことの検討及び必要に応じて変更契約の交渉の実施について周知を行った。 また、SUREプロジェクトに基づき、将来にわたり、地域から求められる医療を安定的かつ継続的に提供していけるよう、各病院それぞれが、収支均衡に取り組むこととしている中で、患者の受療行動が同感染症流行前の水準まで戻ることが見込めないという厳しい環境が続くことを見据え、病院長会議において、特に、収益に見合った費用の実現の重要性を強調し、職員との役割分担等、費用対効果の十分な検証、委託業務範囲や業務に要する時間の再点検を行った上での委託契約（新規又は見直し）の実施、価格交渉の実施などについて周知を行うとともに、特に資金余力が厳しい病院のうち、同規模・機能の病院と比較して委託費率が高い病院に対しては、個別に次期契約更新時への対策等を含めた支援を行うなど、委託費の低減に取り組んだ。		令和元年度 (令和２年１月１日)	令和２年度 (令和３年１月１日)	医師	６，１８４名	６，１９９名	看護師	４０，２０７名	４０，３４２名	コメディカル	８，７９６名	９，０５１名	その他	７，０３９名	６，９８９名	合計	６２，２２６名	６２，５８１名	年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を達成した。	評価	
	令和元年度 (令和２年１月１日)	令和２年度 (令和３年１月１日)																								
医師	６，１８４名	６，１９９名																								
看護師	４０，２０７名	４０，３４２名																								
コメディカル	８，７９６名	９，０５１名																								
その他	７，０３９名	６，９８９名																								
合計	６２，２２６名	６２，５８１名																								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画		主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
			人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、国民の理解が十分得られるよう必要な説明ができるものとする。	- 人件費比率と委託費比率との合計が、業務の量と質に応じた病院運営に適正な水準となっているか。 - 給与水準が適正に設定され、それについての法人の説明が、国民の理解が十分に得られるものとなっているか。	さらに、一者応札・一者応募の適正化に取り組むこととしている調達等合理化計画に基づき、十分な公告期間の確保、必要性が低い要件を設定しないなど適正な資格要件の設定、業務内容を具体的にわかりやすく記載した仕様書の作成、契約締結から履行までの期間の確保など、より競争性の高い契約となるよう取り組んだ。 その他、S U R Eプロジェクトに基づく資金余力の改善に向けた取組の一つとして業務委託契約に関する現状、問題点、方向性等について議論を行い、令和元年度に引き続き、エレベーター保守契約や医療機器保守契約の見直しに取り組んだ。 3. 人件費率と委託費率を合計した率の抑制 技能職の離職後不補充や非効率病棟の整理・集約等を図る一方で、医療法及び診療報酬並びに障害者総合支援法等の人員配置基準による国の制度に沿った体制を令和2年度も引き続き整備した。また、医療サービスの質の向上、医療安全の確保及び患者の処遇改善にも留意しつつ、必要な人材確保を行った。 人件費率と委託費率を合計した率について、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、患者数の減少により医業収益が減少する一方で、新型コロナウイルス感染者への診療等に対応する職員への従事手当等の支給による人件費の増加等の要因により令和元年度を上回ったが、引き続き、人件費の適正化や効率的な業務委託契約の見直しに向けた取り組みを行った。 【診療事業における人件費率（委託費を含む）】 ・令和元年度 58.3％ → 令和2年度 62.1％ 4. 職員の給与水準 当法人の給与水準については、独立行政法人通則法に則って適切に対応している。 近年の法人全体の資金保有状況は厳しく、継続的・安定的な事業運営に必要となる医療機能の維持・向上を目的とした投資の実施等を踏まえた中長期的な資金保有見通しも同様の状況であるものの、令和2年度においては、令和元年に行われた消費税増税による職員の生活への影響を考慮し、職員が安心して働き続けることができる環境を整備するため、全ての職員を対象に基本給の引上げを行った。 医師の給与については、平成17年度に年俸制を導入して勤務成績を反映させるなど、民間医療機関などの状況を踏まえながら改善を進めている。 看護師については、民間医療機関における給与水準を考慮して、独法移行時に中高年齢層の一般看護師の給与カーブを引下げるなどの措置を講じている。 また、事務・技術職員については、国の一般職給与法を参考にしているが、独法移行時に中高年齢層の一般職員の給与カーブを引下げるなどの措置を講じている。 令和2年度の対国家公務員指数（※）は、医師：104.0、看護師：94.9、事務・技術職：97.6となった。		自己評価	評価 年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を達成した。	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
					※対国家公務員指数は、独立行政法人と国家公務員の給与の比率を独立行政法人の年齢階層別人員構成又は年齢・地域・学歴階層別人員構成を勘案して算出したものであり、国家公務員の給与水準を100とした場合の独立行政法人の給与水準を表すもの。		評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
			構及び日本赤十字社との連携による共同購入を実施する。また、共同購入の対象機種拡大等に取り組むとともに、価格情報の共有化による購入価格の標準化を図る。 医療材料については、ベンチマークシステムを活用した価格交渉を行うことで、医療材料費の適正化に取り組む。 その他、医療機器やエレベーターの保守契約、電力契約などの各種契約について、費用削減のための様々な方策を検討し、費用削減に努める。	- 後発医薬品の使用割合を数量ベースで85%以上を目指すとともに、更なる使用促進のため使用状況等を把握し、情報共有を行っているか。 - 価格情報の共有化による購入価格の標準化を図っているか。 - 医療機器について、引き続き労働者健康安全機構、地域医療機能推進機構及び日本赤十字社との連携による共同購入を実施しているか。また、共同購入の対象機種拡大等に取り組んでいるか。	3. 後発医薬品の利用促進（一部再掲） 令和2年9月までに後発医薬品の使用割合を80%とする政府目標に対し、国立病院機構では、引き続き後発医薬品使用促進対策を行った。平成29年度は後発医薬品の採用率が83.5%となり、政府目標と比較して3年早く達成し、平成30年度は86.2%、令和元年度は88.7%と採用率を年々増加させている。 さらに、令和2年度の後発医薬品の採用率は88.9%であった。 【これまでの促進対策】 - 各病院における取組の共有 - 後発医薬品使用割合ランキング、薬効別納入価格表などの配布 - 共同入札の見直し 4. 医療機器購入価格の標準化に向けた取組 令和2年度も引き続き、各病院における医療機器の購入を平準化・低廉化するため、購入件数の多い医療機器について、本体価格（対象医療機器77種類）の情報を本部で集計・分類し、毎月各病院に情報の提供を行った。 5. 大型医療機器の共同入札実施 令和2年度の大型医療機器の共同購入については、労働者健康安全機構、地域医療機能推進機構に加え、新たに日本赤十字社と連携のうえ引き続き実施した。 対象品目は、大型医療機器の10品目（CT、MRI、血管連続撮影装置等）で、令和2年度は10品目の入札を実施した。スケールメリットを活かし、保守費用を含めた総コストで市場価格を下回る価格での購入を実現するとともに、本部での一括入札により、各病院の入札業務の効率化を図るなど、効率的な設備機器整備を行った。 【共同入札への参加状況、入札台数】 令和元年度 32病院 35台 → 令和2年度 45病院 64台 【大型医療機器共同全体の参加病院数、入札台数】 令和元年度 66病院 89台 → 令和2年度 77病院 114台 6. 大型医療機器以外の共同入札実施 令和2年度も引き続き大型医療機器以外の医療機器について共同購入を実施することで更なる経費の節減に努めた。 【共同入札への参加病院数、対象機器等】 令和2年度 32病院、6機種（温冷配膳車、除細動器、全自動薬剤分包機等）	年度計画の目標を達成した。	評価		
				年度計画の目標を達成した。					
				年度計画の目標を達成した。					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
				・ベンチマークシステムを活用した価格交渉を行うことで、医療材料費の適正化に取り組んでいるか。 ・その他、医療機器やエレベーターの保守契約、電力契約などの各種契約について、費用削減のための様々な方策を検討し、費用削減に努めているか。	【後発医薬品採用率（新算定式）】 数量ベース 令和元年度 88.7% → 令和2年度 88.9% 採用率70%以上の病院 令和元年度 136病院 → 令和2年度 133病院 7. 医療材料費適正化事業について 医療材料費の適正化について、平成27年度から医療材料に係るベンチマークシステムの導入を推進し、同システムを活用した医療材料費の適正化に令和2年度も引き続き取り組んだ。 加えて、本部においても各病院への支援として、価格交渉等の支援を実施し、令和2年度においては1.7億円の費用を削減し、12病院に対して令和3年度以降の契約についての支援を実施した。 8. 各種契約見直し等の取組について 令和2年度は、令和元年度に引き続き、電力契約、エレベーター保守契約及び医療機器保守契約に係る費用の削減について取り組んだ。 電力契約については、これまで各地域における電力会社（東京電力、関西電力等）と随意契約により契約を行ってきたが、電力自由化に伴う新電力会社との電力契約が可能となっていることを踏まえ、一般競争入札により電力契約を行うことで電気料金の削減に取り組み、令和2年度においては12病院が新たに一般競争入札を行い、2.4億円の費用を削減した。 エレベーターの保守契約については、独立系保守会社への切替等を実施することで、令和2年度においては0.35億円の費用を削減した。 医療機器保守契約については、既存の保守契約の価格交渉及び医療機器の修理費用等を対象とする損害保険を導入することで、令和2年度においては1.1億円の費用を削減した。	年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を達成した。	評価		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
		（３）調達効率化 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、調達等合理化計画に基づく取組を着実に実施する。	（３）調達効率化 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、調達等合理化計画に基づく取組を着実に実施する。	<評価の視点> ・ 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、調達等合理化計画に基づく取組を着実に実施しているか。	（３）調達の効率化 1.「調達等合理化計画」に基づく取組について 競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募となった契約については、これまで「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成２１年１１月１７日閣議決定）に基づき、競争性のない随意契約から一般競争入札等への移行（真にやむを得ないものを除く）、随意契約事由等の妥当性及び真に競争性が確保されている一般競争入札等であるかの観点からの点検等を行ってきた。 令和２年度は、契約監視委員会において、これまでの点検等のノウハウを活かし、競争性のない随意契約として妥当な具体的事由を示した「事由別随契契約指針（改訂版）」、一者応札・一者応募の改善策を示した「一者応札・一者応募に対する改善方策指針（改訂版）」、契約内容ごとに目指すべき契約締結日から履行開始までの契約準備期間を示した「一者応札・一者応募事案にかかる準備期間」を取りまとめ、各病院に周知を行った。 また、「令和２年度独立行政法人国立病院機構調達等合理化計画」（令和２年７月１日）において、一者応札・一者応募の適正化を重点的に取り組む分野とし、公告から開札までの入札公告期間や契約締結から履行開始までの契約準備期間の十分な確保などについて、各病院等の契約審査委員会及び本部の契約監視委員会において点検等に取り組んだ。 なお、令和２年度の競争契約に占める一者応札件数の割合は９．３％であり、評価指標（競争契約に占める一者応札件数の割合を平成２８年度から令和元年度までの４ケ年平均と同程度又は低下させる）を達成しているところ。		年度計画の目標を達成した。	評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
		（４）収入の確保 地域から求められる医療を提供する上で、施設基準の維持又は上位基準の取得を図り、安定的な収入の確保を図る。 また、医業未収金の低減に引き続き努める。	（４）収入の確保 地域の医療機関の機能分化と連携を強化するため、近隣医療機関等への定期的な訪問や、入院支援看護師の配置による入院支援を強化するなどの取組を着実に実施し、紹介率及び逆紹介率の向上を図る。 また、施設基準の維持又は上位基準の取得を図るため、全病院における施設基準の取得状況を把握し、情報共有を行うことなどにより安定的な収入の確保を図る。 さらに、医業未収金の低減に引き続き努める。	＜評価の視点＞ ・ 近隣医療機関等への定期的な訪問や、入院支援看護師の配置による入院支援を強化するなどの取組を着実に実施し、紹介率及び逆紹介率の向上を図っているか。	（４）収入の確保 1. 紹介率及び逆紹介率の向上に向けた取組について（一部再掲） 令和２年度においては、新型コロナウイルス感染症の流行により、同感染症対策が必要な一方で、感染リスクを避けるための受診抑制や不急の手術の制限等により、基礎疾患を有している患者が直接診療・検査を受けられない事態が生じていたことから、これらの課題を同時に解消するために、各病院で患者、医師、看護師等の感染リスクを徹底的に取り除く対策を講じることで全ての紹介患者や救急患者等を受け入れる体制を整備し、このような体制としていることについて、地域住民、連携開業医、救急隊等にお知らせする取組を行った。 具体的には、理事長通知において、NHOの病院から収集した好事例を参考に、動線や同感染症病室の明確な区分化、入院治療が必要で同感染症への感染が否定できない患者全員に対するPCR検査の実施を基本とする体制例を図示化したものやホームページ掲載例などを各病院に提供するとともに、病院長会議においても繰り返し周知を行った。 特に、同感染症の影響の大きかった病院に対しては、個別に連絡をし、例えばPCR検査実施のための自治体との調整方法の説明など、当該体制を整備するための支援や、体制が整備できている場合には、体制を整備したことやそれに伴い通常診療（手術）体制に戻したことなどの連携開業医等への速やかなお知らせ等について要請を行った。 また、病院長会議において、退院後の療養生活を担当する診療所等との連絡・調整、介護サービス等の導入に係る支援に関し、ICTを活用した関係者とのカンファレンスの実施を周知するなど、逆紹介の促進にも取り組んだ。		年度計画の目標を達成した。	評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
				施設基準の維持又は上位基準の取得を図るため、全病院における施設基準の取得状況を把握し、情報共有を行っているか。	2. 施設基準の取得状況について 令和2年度においては、理事長通知において、新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の措置について、そのポイントを随時周知するとともに、通常よりも手厚い人員配置が必要な中等症以上の入院患者の受入れに活用できるよう、当該措置や令和2年度診療報酬改定において緩和された施設基準要件を組み合わせた看護体制例（各病棟からの応援例）を図示化し各病院に提供するなど、各病院における同感染症患者の積極的な受入れのサポートを行った。 また、SUREプロジェクトの理念に基づき、将来にわたり、地域から求められる医療を安定的かつ継続的に提供していけるよう、各病院それぞれが、収支均衡に取り組むこととしている中で、患者の受療行動が同感染症流行前の水準まで戻ることが見込めないという厳しい環境が続く可能性を見据え、病院長会議において、特に、収益に見合った費用の実現の重要性、「施設基準の届出漏れや診療報酬の積極的算定の未実施・算定漏れは、スタッフの労働が正当に評価されていないことと同旨」であることを強調し、他病院との届出状況との比較検証、少しの体制の見直しなどで取得可能な施設基準の再点検の実施について、後年度負担や新たな費用増を避ける工夫を前提とした具体例も示しつつ周知を行った。 併せて、特に資金余力が厳しい病院等を「改善推進病院」として指定し、本部及びグループの協力体制の下に取り組みの支援を行った。 なお、令和2年度においても、引き続き、本部から各病院に対して、全病院の施設基準の取得一覧、厚生労働省から発出されている平成18年度以降の診療報酬に関する疑義解釈等のデータベース、令和2年度診療報酬改定におけるポイント、同感染症に係る診療報酬上の措置のポイントなどについて随時提供するとともに、各病院においては、内部監査チェックシートを活用し、施設基準の新規取得、上位基準取得の可否の検討や、既取得施設基準の要件を満たしているかの確認などの取組状況について自己点検を実施し、適正な施設基準の取得に取り組んだ。		年度計画の目標を達成した。	評価 	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
				医業未収金の低減に引き続き努めているか。	3. 医業未収金の低減に向けた取組について 国立病院機構においては、SUREプロジェクトの理念に基づき、将来にわたり、地域から求められる医療を安定的かつ継続的に提供していけるよう、各病院それぞれが、収支均衡に取り組むこととしている中で、患者の受療行動が同感染症流行前の水準まで戻ることが見込めないという厳しい環境が続く可能性を見据え、病院長会議において、特に、収益に見合った費用の実現の重要性を強調し、医業未収金の発生防止と早期督促の取組の徹底について周知を行うとともに、各病院において、内部監査チェックシートを活用し取組みの自己点検を実施するなど、医業未収金の低減に取り組んだ。 併せて、特に資金余力が厳しい病院等を「改善推進病院」として指定し、本部及びグループの協力体制の下に取り組みの支援を行った。 また、担当者の繁忙期に督促業務が滞る傾向にあることが把握できたことから、職員全体でのフォローアップが可能となるよう、未収金対策マニュアル（督促業務や未収金管理業務を取りまとめたもの）をより分かりやすいものとするための見直しに着手した。 なお、債権管理業務の効率化等を目指して順次導入してきた医業未収金管理システムについて、システム保守契約期限の到来により新たに発生することとなる費用も見据え、改めて、費用対効果が見込める対策の検討に着手した。 医業未収金（患者自己負担分）のうち、3ヶ月以上未収となっている医業未収金は約24.2億円であり、医業収益に対する当該医業未収金の割合は前年度とほぼ同率を維持した。		年度計画の目標を達成した。	評価 	
					（3ヶ月以上未収となっている医業未収金残高） 令和元年度（令和2年1月末現在） → 令和2年度（令和3年1月末現在） 破産更生債権等 1, 575百万円 → 1, 597百万円 （+22百万円） 破産更生債権等以外 953百万円 → 820百万円 （▲133百万円） 合計 2, 528百万円 → 2, 417百万円 （▲111百万円） （医業未収金の割合） （0. 141） → （0. 137）				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
		（５）保有資産の有効活用の推進 保有資産について、病院機能との連携を考慮しつつ、地域包括ケアシステムの構築や医療・介護・福祉の連携に資する事業への貸付等を図るなど、有効活用に努める。	（５）保有資産の有効活用の推進 保有資産について、病院機能との連携を考慮しつつ、地域包括ケアシステムの構築や医療・介護・福祉の連携に資する事業への貸付等を図るなど、有効活用に努める。	＜評価の視点＞ ・ 保有資産について、病院機能との連携を考慮しつつ、地域包括ケアシステムの構築や医療・介護・福祉の連携に資する事業への貸付等を図るなど、有効活用に努めているか。	（５）保有資産の有効活用の推進 保有資産については、医療・介護の連携の観点から訪問看護ステーション事業や特別養護老人ホーム運営事業等への貸付（１４件）、福祉との連携の観点から障害者就労支援事業や病後児保育事業等への貸付（６件）、教育・地域との連携の観点から看護大学や看護師養成所運営事業等への貸付（１８件）を実施するなど、有効活用に努めた。 その他、全病院で「保有資産利用等検討委員会」を開催し、土地等の利用状況の確認や利用計画の検討を行うとともに、本部においても「保有資産利用計画等フォローアップチーム」により、各病院の保有資産の活用状況について確認を行ってきた。 令和２年度も、引き続き本部においてフォローアップを行い、有効利用計画の策定が必要となる資産を新たに保有することとなった３病院において利用計画が策定され（利用計画策定：８３病院）、６病院で当該計画に基づく利活用が実施された（計画に基づく利活用実施：５９病院）。 利活用が実施されていない２４病院については、引き続き本部においてフォローアップを行い、利用計画の見直しも含め、利活用の実施に向け取り組む。	年度計画の目標を達成した。	評価		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
		（６）ＩＴ化の推進 診療事業や臨床研究事業などの進展を図るため医療分野のＩＴ化に向けた戦略的投資を進めるとともに、業務の質を維持しながら効率化を図るためのＩＴの活用を検討する。 また、今後、新たに電子カルテを導入する病院における仕様の標準化に向けて検討を行う。	（６）ＩＴ化の推進 電子カルテ情報を収集・分析する目的で構築したＳＳ－ＭＩＸ２標準規格を用いた診療情報集積基盤（ＮＣＤＡ）への参加病院数を引き続き拡大させるとともに、外部データベースとの連携に向けて取り組む。 さらに、電子カルテ等の病院情報システムについて業務効率化や費用削減に繋がる調達モデルを実施・検証するとともに、オンライン資格確認等の我が国の医療情報施策に対して法人一体となって確実に取り組む。	＜評価の視点＞ - 電子カルテ情報を収集・分析する目的で構築したＳＳ－ＭＩＸ２標準規格を用いた診療情報集積基盤（ＮＣＤＡ）への参加病院数を引き続き拡大させるとともに、外部データベースとの連携に向けて取り組んでいるか。 - 電子カルテ等の病院情報システムについて業務効率化や費用削減に繋がる調達モデルを実施・検証しているか。	（６）ＩＴ化の推進 1. 診療情報のデータベース化の最適な在り方 （１）国立病院機構診療情報集積基盤（ＮＣＤＡ）の拡大（再掲） 「世界最先端ＩＴ国家創造宣言」（平成２７年６月３０日閣議決定）において国立病院機構に対して求められている「電子カルテデータを標準的な形式に変換して出力・集積する事業を先行的に実施し、対象病院を順次拡大できる汎用的な手順書を作成して公開する」という我が国の電子カルテデータ標準化の全国普及・展開に資するため、国の補助金を得て、厚生労働省が推奨しているＳＳ－ＭＩＸ２標準規格を用いて電子カルテ情報を収集・集積するＩＴ基盤（国立病院機構診療情報集積基盤ＮＣＤＡ）を平成２７年度に構築した。 ＮＣＤＡを令和２年度も引き続き運用するとともに、この電子カルテデータ標準化のためのＩＴ基盤構築事業を発展・充実させるため、事業参加病院数を、令和２年度に１病院を追加し、６７病院となった。また対応ベンダ数も主要７社でＮＣＤＡとの接続試験を引き続き行うとともに、当初には収集できなかった診療経過記録や退院時サマリ、紹介状データについても集積ができるよう改修したことで、より精度の高い臨床疫学研究等の実施が可能になるデータベースとして運用している。 【ＮＣＤＡ保有患者データ数（実患者）】 令和元年度末　２６０万人　→　令和２年度末　２９０万人 （うち新規１病院０．８万人） （２）ＮＣＤＡを活用した災害時診療情報の抽出等（再掲） ＮＣＤＡの標準化機能を活かして、様々なベンダの電子カルテから災害診療記録用の電子フォーマットの出力が可能となるよう対応モジュールをバージョンアップし、災害時に必要な診療情報の自動抽出化等の開発及び検証を行い、その結果を導入手順書として公開している。 ＮＣＤＡ参加病院のうち災害拠点病院を中心に６４病院で本モジュールを導入済みである。 本モジュールの活用により、被災地の病院での医療ニーズを国立病院機構本部で集計することが可能になり、本部が病院に代わり災害対策本部へ必要な情報を提供する等、災害時の病院の後方支援に役立てている。		年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を達成した。	評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
				・ オンライン資格確認等の我が国の医療情報施策に対して法人一体となって確実に取り組んでいるか。	（3）外部のデータベースとの連携（再掲） 令和元年度より厚生労働省からの補助事業として、M I D－N E Tを活用した医薬品等の安全対策の高度化を図ることを目的に、国立病院機構診療情報集積基盤（N C D A）で解析している各種医療データを医薬品医療機器総合機構（P M D A）のM I D－N E T側で解析が可能となるように変換し、提供することで、統合解析（※1）するための環境を構築する「医療情報データベース連携推進事業」を開始した。 N C D Aから抽出されるデータをM I D－N E Tの分析用データセットと同様の形式に変換するための医療情報データベース連携用変換ツールを作製し、P M D AのM I D－N E T側で実施した利活用がN C D A側にて同様の利活用結果が得られるか検証できるように調整を進めた。 国立病院機構の「N C D A」は、M I D－N E Tより中小規模の病院が多く、慢性期疾患のデータも多く含まれているため、N C D AとM I D－N E Tを連携し、統合解析するための環境を構築することは、医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するための医薬品の製造販売後調査等のデータ規模拡大やその他利活用可能データの拡充につながり、医薬品の有害事象リスクの把握、その安全対策の影響評価、処方実態の確認などの「リアルワールドデータ」（※2）の実用化に向けて貢献できる。 ※1 統合解析：各医療情報がどのような関係で成り立っているのかを調べる ※2 リアルワールドデータ：臨床研究、治験等以外の日常診療で得られた医療情報 （4）診療情報データベースの利活用の推進（再掲） 医療の質の向上、臨床研究の推進、効率的な病院経営に資するため、国立病院機構診療情報データベース（※）に格納されたデータを適切に利活用する際の手続き及び遵守すべき事項等の必要な事項を平成28年度に定め、診療情報の利活用を推進している。 ※診療情報集積基盤（N C D A）及び診療情報分析システム（M I A） 【利活用新規申請件数】（再掲） 令和元年度 10件 → 令和2年度 12件	年度計画の目標を達成した。	評価		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
					(5) 外部機関へのデータ提供（再掲） 外部機関からのデータ提供依頼のニーズへ対応するため、令和元年度に新たに民間企業等の国立病院機構の職員以外でも診療情報の利活用の申請手続きが可能となるよう規程等の整備を行った。 その結果、これまでに製薬企業等の民間企業3件を含む6件の外部からの利活用申請に対応した。 外部機関からの申請については、患者への不利益が無いよう、外部有識者からの意見聴取を行うこととしている。 また、新たな動きとして、次世代医療基盤法に基づき、認定匿名加工医療情報作成事業者である一般財団法人日本医師会医療情報管理機構から医療情報のデータ提供について協力依頼があり、医療情報の利活用を通じて患者に最適な医療を提供していくことにつながればと法人として協力することとした。令和3年2月19日付けで内閣府宛てにNCDA参加67病院のうち48病院の届出を行った。（令和3年4月から順次データ提供開始） 医療の発展のためにはデータに基づく科学的根拠が必要であり、この次世代医療基盤法により集められたデータを利活用することで、例えば、患者の特徴ごとの治療効果等の研究を行えば、患者の体質や既往歴等を踏まえた最適な医療の提供につながり、病気の前兆や初期症状から、病気が重篤化する前に治療開始ができるようになることが期待される。また薬の副作用の研究を行えば、より安全な薬の開発や投薬へとつながる。さらに言えば、個人の体質・嗜好に応じた最適な健康維持のための運動やエクササイズの開発などヘルスケアサービスが創出されるかもしれず、データ価値を医療・介護現場や国民・患者に還元することにつながる。		評価	
					2. 適切なIT投資 令和2年度も引き続き、投資の参考となる国立病院機構の他の病院の電子カルテ等IT投資に係る価格情報等を収集するとともに、各病院の規模や診療機能を勘案したうえで適切なIT投資となるよう、投資委員会において審議のうえ投資を決定した。 また、電子カルテ等の病院情報システムの調達方法について検討を進め、業務効率化や費用削減に繋がる調達モデルの取り組みを推進した。			
					【電子カルテ整備を投資決定した病院】 令和元年度 7病院（うち1病院は新規） → 令和2年度 18病院（うち2病院は新規）			
					【電子カルテ整備が完了した病院】 令和元年度 17病院（うち2病院は新規） → 令和2年度 10病院（うち3病院は新規）			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
					3. コロナ禍を踏まえた在宅勤務促進のためのＩＴ活用に関する検討 各病院でのスマートデバイスの活用と並行して、NHＯ本部でも災害時における業務継続の観点、またはコロナ禍の中でも在宅勤務を進めるためのシステムの在り方等について検討を開始した。 4. オンライン資格確認等の我が国の医療情報施策に対する取組 オンライン資格確認における病院と支払基金等間とのネットワーク環境について、回線の集約化を図る調達を進めている。また、全140病院が、顔認証付カードリーダーの申し込みを完了し、オンライン資格確認の導入に向けた準備を進めている。		評価		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
		（７）経営能力の向上への取組 職員の経営意識の改善や経営能力の向上に資する取組の実施により、職員の資質向上を図る。	（７）経営能力の向上への取組 財務データや診療データを活用し、個別病院に係る経営環境や経営上の課題を析出する経営分析を行い、効率的な経営を推進する。 経営分析及び経営改善手法等の経営能力の向上を目的とした研修並びに診療報酬請求事務における算定の知識習得等を目的とした医事業務研修を実施する。	＜評価の視点＞ ・ 財務データや診療データを活用し、個別病院に係る経営環境や経営上の課題を析出する経営分析を行っているか。 ・ 経営分析及び経営改善手法等の経営能力の向上を目的とした研修並びに診療報酬請求事務における算定の知識習得等を目的とした医事業務研修を実施しているか。	（７）経営能力の向上への取組 1. 経営分析手法の共有の推進（再掲） 国立病院機構においては、S U R Eプロジェクトの理念に基づき、将来にわたり、地域から求められる医療を安定的かつ継続的に提供していけるよう、各病院それぞれが、2 0 4 0 年を見据えた経営戦略の策定・見直しや収支均衡に取り組んでいるところであり、本部では、その取り組みをサポートするために活用できる経営分析ツール、経営改善事例集、厚生労働省から発出されている平成1 8 年度以降の診療報酬に関する疑義解釈等のデータベース等を作成・更新し、随時共有を図っている。 経営分析ツールとして、外部環境分析に活用するための近隣医療機関との勢力比較図（バブル図）、内部環境分析に活用するための各種経営指標（1 月1 0 0 床当たり医療収益など約5 0 項目）のグループ病院（診療機能・規模が類似する病院）平均との比較一覧や入院期間別単価・在院日数シミュレーション、大型医療機器稼働実績などを毎年更新し、共有しており、令和2 年度は新たに、外部環境分析に活用するための各病院が所属する医療圏内の患者数推計の作成、内部環境分析に活用するためのグループ病院平均との比較可能な各種経営指標の項目の見直しを行うなど、ツールの充実を図った。 また、本部及びグループにおいては、特に資金余力が厳しい病院等として経営改善の取り組みの支援を行うこととしている「改善推進病院」に対する支援や、診療報酬による償還が困難な投資（電子カルテの更新等）を行う際に償還計画の策定が必要な病院に対する支援を行う際には、当該経営分析ツールを用いて、該当病院の経営状況等を客観的に評価した上で、その評価結果を踏まえて各病院との意見交換を実施している。		年度計画の目標を達成した。	評価	
				2. 病院経営研修の実施（再掲） 国立病院機構においては、S U R Eプロジェクトの理念に基づき、将来にわたり、地域から求められる医療を安定的かつ継続的に提供していけるよう、各病院それぞれが、2 0 4 0 年を見据えた経営戦略の策定・見直しや収支均衡に取り組んでいるところであり、その取り組みをサポートするため、毎年、地域医療構想の趣旨や今後の医療提供体制の展望、病院経営に係る基礎知識などの理解、経営分析ツールを活用した経営分析手法や経営戦略能力の向上を目的として、事務部門（経営企画室長、経営企画係長）に加え、看護職員（副看護部長。看護師長）を対象とした病院経営研修を実施している。 令和2 年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により研修を実施することはできなかったが、同感染症対策を踏まえた研修体制の見直しの中で、令和3 年度からは、W e b を活用した研修の実施を決定した。	年度計画の目標を達成した。				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
					3. 医事業務研修 診療報酬請求事務における算定の知識に加え、今後の経営戦略に寄与できる（診療部門に対し経営的視点から積極的に提言等を行える）人材育成を中期的な目標に掲げ、医事業務研修を令和2年度も引き続き実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ず中止した。なお、令和3年度においては医事業務研修を再開する予定である。 4. 適切な診療報酬請求事務処理体制の確立（一部再掲） 令和2年度においては、理事長通知において、新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の措置について、そのポイントを随時周知するとともに、通常よりも手厚い人員配置が必要な中等症以上の入院患者の受入れに活用できるよう、当該措置や令和2年度診療報酬改定において緩和された施設基準要件を組み合わせた看護体制例（各病棟からの応援例）を図示化し各病院に提供するなど、各病院における同感染症患者の積極的な受入れの支援を行った。 また、SUREプロジェクトに基づき、将来にわたり、地域から求められる医療を安定的かつ継続的に提供していけるよう、各病院それぞれが、収支均衡に取り組むこととしている中で、患者の受療行動が同感染症流行前の水準まで戻ることが見込めないという厳しい環境が続く可能性を見据え、病院長会議において、特に、収益に見合った費用の実現の重要性、「施設基準の届出漏れや診療報酬の積極的算定の未実施・算定漏れは、スタッフの労働が正当に評価されていないことと同旨」であることを強調し、NHOの各病院において実施した外部機関によるレセプトチェックで多数指摘されている算定漏れ等の具体例を示し、当該事例の重点的チェックの実施について周知を行った。 併せて、特に資金余力が厳しい病院等を「改善推進病院」として指定し、本部及びグループの協力体制の下に取り組みの支援を行った。 なお、令和2年度においても、引き続き、本部から各病院に対して、NHOの各病院が実施した外部機関によるレセプトチェックでの算定漏れ等の事例、厚生労働省から発出されている平成18年度以降の診療報酬に関する疑義解釈等のデータベース、令和2年度診療報酬改定におけるポイント、同感染症に係る診療報酬上の措置のポイントなどについて随時提供を行った。 各病院においては、4病院で自院が医事業務を委託している業者以外の業者によるレセプト点検を実施し、この点検で判明した算定漏れ、算定誤りについて、委託業者に再請求や再発防止策を求めるとともに、医師や看護師等診療部門を含めた院内勉強会を開催し、算定漏れ、算定誤りに通ずる診療録の記載ルールの徹底や記載漏れの防止策を講じるなど、適正な診療報酬請求に取り組んだ。		評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
		（８）一般管理費の節減 一般管理費（人件費、公租公課、病院支援業務経費及び特殊要因経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、平成３０年度と比べ、５％以上節減を図る。	（８）一般管理費の節減 一般管理費（人件費、公租公課、病院支援業務経費及び特殊要因経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において平成３０年度と比べ５％以上節減することを念頭に置きつつ、前年度以下とする。	＜評価の視点＞ ・ 一般管理費（人件費、公租公課、病院支援業務経費及び特殊要因経費を除く。）について、中期目標期間の最終年度において平成３０年度と比べ５％以上節減することを念頭に置きつつ、前年度以下に向け取組を進めているか。	（８）一般管理費の節減 一般管理費については、第１期中期目標期間では３７．７％、第２期中期目標期間では２３．８％と大幅に節減してきており、第３期中期目標期間は、内部統制部門の強化、非公務員化に伴う費用増に加え、消費増税や電気料金の単価上昇などの外的要因による影響がある中、国からの要請に基づく情報セキュリティ対策強化への対応やH O S P n e tの更新を実施したこと（パソコン購入費等９４百万円の発生）による費用を除けば、０．５％の削減を実現している。 令和２年度においても引き続き節減に努めた他、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえテレビ会議システムを活用したこと等により出張旅費等が節減できた結果、平成３０年度と比較し２４．７％節減することができた。 平成３０年度　２６８百万円　→　令和２年度　２０２百万円（▲２４．７％）		年度計画の目標を達成した。	評価	

4. その他参考情報
特になし

1．当事務及び事業に関する基本情報			
3－1	予算、収支計画及び資金計画		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0 1 1 6

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最 終年度値	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、 目標に応じた必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第5 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。 「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた取組を着実に実施することで財務内容の改善を図り、前中期目標期間末の繰越欠損金の早期解消に努めること。 また、長期借入金の元利償還を確実に行うこと。 なお、毎年の運営費交付金の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。	第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	第3 予算、収支計画及び資金計画			<評価と根拠> 評価：A （自己評価Aの理由） 下記理由により、概ね計画どおりに実施し、良好な結果を得た。 ○ 新型コロナウイルス感染症の影響により医業収支が大きく落ち込む中、繰越欠損金解消計画に基づいた取組に加えて国等の要請に基づき新型コロナウイルス感染症患者の積極的な受入を行ったこと等により、令和2年度では、平成30年度と比較して54億円減少した。 ○ 約定どおり償還を行ったことにより、目標を達成している。また、令和2年度中に厚生労働省等に対して働きかけ、過去に償還期間25年で借り入れた過去債務（1,540億円）の低利・長期間での借換や新規借入における借入期間の長期化（30年から39年へ）を実現した。	評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
		1 予算、収支計画及び資金計画 「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた取組を着実に実施することで財務内容の改善を図り、中期目標期間中に、繰越欠損金を解消するよう努める。なお、繰越欠損金を解消するため、具体的な繰越欠損金解消計画を作成し、公表する。 また、長期借入金の元利償還を確実に行う。 なお、令和2年度補正予算（第3号）により追加的に措置された運営費交付金については、新型コロナウ	「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた取組を着実に実施することで財務内容の改善を図り、繰越欠損金の削減に努める。また、中期計画期間中に繰越欠損金を解消するため、具体的な繰越欠損金解消計画を作成し、公表する。 また、令和2年度の長期借入金の償還を約定どおり行う。 なお、令和2年度補正予算(第3号)により追加的に措置された運営費交付金については、新	＜評価の視点＞ ・ 財務内容の改善を図り、繰越欠損金の削減に努めているか。また、中期計画期間中に繰越欠損金を解消するため、具体的な繰越欠損金解消計画を作成し、公表しているか。	1 予算、収支計画及び資金計画 1.繰越欠損金について 第三期中期計画期間の最終年度である平成30年度末時点での繰越欠損金93.5億円を第四期中期計画期間中に解消するため、令和2年3月31日に繰越欠損金解消計画を作成し公表した。 特に令和2年度においては、経営の主軸となる医業収支が▲435億円と極めて深刻な状況に加え、公経済負担金が廃止されたことに伴う運営費交付金の皆減により、これまで運営費交付金で措置されていた国期間分の退職一時金を臨時損失（424億円）で計上することとなった。これにより、繰越欠損金の大幅な増加も懸念されたが、国・都道府県の要請に応じた積極的な新型コロナウイルス感染症患者の受入等を通じて多額の補助金を得たこと等により、経常収支率100%以上を達成したことから、令和2年度末の繰越欠損金（累計）は39.7億円となり、前年度比で大幅に減少（▲95.9億円）させることができた。 【繰越欠損金の推移】 平成30年度（累計）93.5億円 → 令和元年度（累計）135.7億円 → 令和2年度（累計）39.7億円 (対前年度比＋42.2億円) (対前年度比▲95.9億円) (1) 紹介率及び逆紹介率の向上に向けた取組（再掲） 令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の流行により、同感染症対策が必要な一方で、感染リスクを避けるための受診抑制や不急の手術の制限等により、基礎疾患を有している患者が直接診療・検査を受けられない事態が生じていたことから、これらの課題を同時に解消するために、各病院で患者、医師、看護師等の感染リスクを徹底的に取り除く対策を講じることで全ての紹介患者や救急患者等を受け入れる体制を整備し、このような体制としていることについて、地域住民、連携開業医、救急隊等にお知らせする取組を行った。 具体的には、理事長通知において、NHOの病院から収集した好事例を参考に、動線や同感染症病室の明確な区分化、入院治療が必要で同感染症への感染が否定できない患者全員に対するPCR検査の実施を基本とする体制例を図示化したものやホームページ掲載例などを各病院に提供するとともに、病院長会議においても繰り返し周知を行った。 特に、同感染症の影響の大きかった病院に対しては、個別に連絡をし、例えばPCR検査実施のための自治体との調整方法の説明など、当該体制を整備するための支援や、体制が整備できている場合には、体制を整備したことやそれに伴い通常診療（手術）体制に戻したことなどの連携開業医等への速やかなお知らせ等について要請を行った。 また、病院長会議において、退院後の療養生活を担当する診療所等との連絡・調整、介護サービス等の導入に係る支援に関し、ICTを活用した関係者とのカンファレンスの実施を周知するなど、逆紹介の促進にも取り組んだ。	年度計画の目標を達成した。	評価		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
		1 予算、収支計画及び資金計画 「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた取組を着実に実施することで財務内容の改善を図り、中期目標期間中に、繰越欠損金を解消するよう努める。なお、繰越欠損金を解消するため、具体的な繰越欠損金解消計画を作成し、公表する。 また、長期借入金の元利償還を確実に行う。 なお、令和2年度補正予算（第3号）により追加的に措置された運営費交付金については、新型コロナウイルス感染症	「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた取組を着実に実施することで財務内容の改善を図り、繰越欠損金の削減に努める。また、中期計画期間中に繰越欠損金を解消するため、具体的な繰越欠損金解消計画を作成し、公表する。 また、令和2年度の長期借入金の償還を約定どおり行う。 なお、令和2年度補正予算(第3号)により追加的に措置された運営費交付金については、新型コロナウイルス感染症の	＜評価の視点＞ ・ 財務内容の改善を図り、繰越欠損金の削減に努めているか。また、中期計画期間中に繰越欠損金を解消するため、具体的な繰越欠損金解消計画を作成し、公表しているか。	（2）コスト低減化に向けた業務委託の有効活用（再掲） 令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の流行により、同感染症対策が必要な一方で、感染リスクを避けるための受診抑制や不急の手術の制限等により、平時と同様の業務量が必要でない委託業務も生じていたことから、病院運営に支障の出ない範囲で、診療制限中の病院運営に見合う委託業務の内容（窓口対応時間等）に見直すことの検討及び必要に応じて変更契約の交渉の実施について周知を行った。 他方、同感染症に感染する危険のある寝具類の洗濯を外部委託するに当たっては、院内において消毒作業が必要であることから、消毒作業に過大な負担が生じている病院の状況を徴取し、速やかに厚生労働省に対して特例的な対応策の収集を行ったり、委託職員が同感染症に罹患した事例が発生したことを踏まえ、医事、清掃等の委託事業者に対しての職員の感染防止対策の徹底の要請、必要となるマスクや手袋等の確保が困難となっている事業者に対しては、自院の在庫を十分に確認した上で、可能な範囲での提供も可能である旨を各病院に周知するなど、医療提供に支障が生じないための対応を行った。 S U R Eプロジェクトに基づき、将来にわたり、地域から求められる医療を安定的かつ継続的に提供していけるよう、各病院それぞれが、収支均衡に取り組むこととしている中で、患者の受療行動が同感染症流行前の水準まで戻ることが見込めないという厳しい環境が続く可能性を見据え、病院長会議において、特に、収益に見合った費用の実現の重要性を強調し、職員との役割分担等、費用対効果の十分な検証、委託業務範囲や業務に要する時間の再点検を行った上での委託契約（新規又は見直し）の実施、価格交渉の実施などについて周知を行うとともに、特に資金余力が厳しい病院のうち、同規模・機能の病院と比較して委託費率が高い病院に対しては、個別に次期契約更新時への対策等を含めた支援を行うなど、委託費の低減に取り組んだ。 また、一者応札・一者応募の適正化に取り組むこととしている調達等合理化計画に基づき、十分な公告期間の確保、必要性が低い要件を設定しないなど適正な資格要件の設定、業務内容を具体的にわかりやすく記載した仕様の作成、契約締結から履行までの期間の確保など、より競争性の高い契約となるよう取り組んだ。 更に、引き続き、S U R Eプロジェクトに基づく資金余力の改善に向けた取組の一つとして、業務委託契約に関する現状、問題点、方向性等について議論を行い、エレベーター保守契約や医療機器保守契約の見直しに取り組んだ。		年度計画の目標を達成した。	評価	
					（3）経費の節減（一部再掲） ①医薬品については、医薬品購買情報の分析・活用により、使用医薬品の標準化に取り組むとともに、国立高度専門医療研究センター及び労働者健康安全機構との連携による共同購入を実施した。 ②医療機器については、労働者健康安全機構、地域医療機能推進機構及び日本赤十字社との連携による共同購入を実施した。また、共同購入の対象機種拡大等に取り組むとともに、価格情報の共有化による購入価格の標準化を図った。				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
		の感染拡大防止を図るために措置されたことを認識し、地域の医療機関や介護・障害福祉分野等の関係者を対象とした感染症対応にかかる研修に活用する。	感染拡大防止を図るために措置されたことを認識し、地域の医療機関や介護・障害福祉分野等の関係者を対象とした感染症対応にかかる研修に活用する。		【大型医療機器共同入札への参加病院数、入札台数】 令和元年度 32病院 35台 → 令和2年度 45病院 64台 ③医療材料については、ベンチマークシステムを活用した価格交渉を行うことで、医療材料費の適正化に取り組み、約800施設の医療材料費の価格を比較できるシステムを活用した価格交渉を実施した。 【医療材料費の適正化による費用削減額】 令和元年度 2.6億円 → 令和2年度 1.7億円 ④その他、電力契約などの各種契約について、費用削減のための様々な方策による費用削減に努めた。 【電力契約の見直しによる費用削減額】 令和2年度 2.4億円 (4) 投資水準の設定 継続的・安定的な投資のため、中長期において法人資金を計画的にコントロールする手法として、毎年度投資水準を設定し、その範囲内で投資を行うことで支出の平準化を図った。その中で、投資回収性が高い投資案件についても、積極的に投資を行うための枠を設定することで、更なる法人資金の獲得に努めた。 【投資回収性が高い投資案件への投資決定額】 令和2年度 10.5億円		評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																																						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価																														
					業務実績		自己評価																															
		(1) 予算 別紙1 (2) 収支計画 別紙2 (3) 資金計画 別紙3	(1) 予算 別紙1 (2) 収支計画 別紙2 (3) 資金計画 別紙3	・ 長期借入金の償還を約定どおり行っているか。	2. 長期債務の償還 長期借入金の償還を約定どおり行った。なお、令和2年度中に厚生労働省等に対して働きかけ、過去に償還期間25年で借り入れた過去債務（1,540億円）の低利・長期間での借換や新規借入における借入期間の長期化（30年から39年へ）を実現した。これにより、返済負担が平準化され、令和3年度から令和19年度までの資金余力が大きく改善（累計で569億円）される見込みである。 【財政融資資金】 <table><thead><tr><th colspan="2">令和元年度</th><th colspan="2">令和2年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>元金</td><td>58,150,290千円</td><td>元金</td><td>59,013,423千円</td></tr><tr><td>利息</td><td>2,690,155千円</td><td>利息</td><td>2,170,932千円</td></tr><tr><td>合計</td><td>60,840,445千円</td><td>合計</td><td>61,184,355千円</td></tr></tbody></table> ※令和2年度末時点での長期債務残高は5,039億円となっている。このうち平成16年度、国から承継した長期債務残高7,471億円については着実に返済し、令和2年度末時点での残高は、993億円となっている。 【長期債務残高】 <table><thead><tr><th></th><th>令和元年度末</th><th>令和2年度末</th></tr></thead><tbody><tr><td>国から承継した分</td><td>1,223億円</td><td>993億円</td></tr><tr><td>独法以降後に借り入れた分</td><td>3,978億円</td><td>4,046億円</td></tr><tr><td>合計</td><td>5,202億円</td><td>5,039億円</td></tr></tbody></table>			令和元年度		令和2年度		元金	58,150,290千円	元金	59,013,423千円	利息	2,690,155千円	利息	2,170,932千円	合計	60,840,445千円	合計	61,184,355千円		令和元年度末	令和2年度末	国から承継した分	1,223億円	993億円	独法以降後に借り入れた分	3,978億円	4,046億円	合計	5,202億円	5,039億円	年度計画の目標を達成した。	評価	
令和元年度		令和2年度																																				
元金	58,150,290千円	元金	59,013,423千円																																			
利息	2,690,155千円	利息	2,170,932千円																																			
合計	60,840,445千円	合計	61,184,355千円																																			
	令和元年度末	令和2年度末																																				
国から承継した分	1,223億円	993億円																																				
独法以降後に借り入れた分	3,978億円	4,046億円																																				
合計	5,202億円	5,039億円																																				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
		2 短期借入金の限度額 (1) 限度額 60,000百万円 (2) 想定される理由 ① 運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応 ② 業績手当(ボーナス)の支給等、資金繰り資金の出費への対応 ③ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応	第4 短期借入金の限度額 1 限度額 60,000百万円 2 想定される理由 ① 運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応 ② 業績手当(ボーナス)の支給等、資金繰り資金の出費への対応 ③ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応	・ 短期借入金について、借入理由や借入額は適切なものと認められるか。	2 短期借入金の限度額 令和2年度における短期借入金は無い。		年度計画の目標を達成した。	評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
		3 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし	第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし		3 不要財産又は不要財産となるが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし		評価	
		4 3に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画 なし	第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画 なし		4 3に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画 なし			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																																																																																		
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価						主務大臣による評価																																																																							
					業務実績					自己評価																																																																								
		5 剰余金の使途 中期目標の期間中に各年度の決算で生じた剰余は、将来の投資（病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入等）及び借入金の償還に充てる。	第7 剰余金の使途 決算において剰余が生じた場合は、将来の投資（病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入等）及び借入金の償還に充てる。	・ 決算において剰余が生じた場合は、将来の投資（病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入等）及び借入金の償還に充てているか。	5 剰余金の使途 令和2年度決算においては、剰余が生じなかった。 【目的積立金等の状況（参考情報）】 （単位：百万円、％） <table><tr><th></th><th>30年度末 （参考）</th><th>元年度末 （初年度）</th><th>2年度末</th><th>3年度末</th><th>4年度末</th><th>5年度末 （最終年度）</th></tr><tr><td>前期中期目標期間繰越積立金</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>目的積立金</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>積立金</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td> うち経営努力認定額 </td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>その他の積立金等</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>運営費交付金債務</td><td>0</td><td>2,702</td><td>8,887</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>当期の運営費交付金交付額 (a)</td><td>14,828</td><td>15,528</td><td>15,936</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td> うち年度末残高 (b) </td><td>0</td><td>2,702</td><td>8,887</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>当期運営費交付金残存率 (b÷a)</td><td>0.0</td><td>17.4</td><td>55.7</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>						30年度末 （参考）	元年度末 （初年度）	2年度末	3年度末	4年度末	5年度末 （最終年度）	前期中期目標期間繰越積立金	0	0	0				目的積立金	0	0	0				積立金	0	0	0				うち経営努力認定額							その他の積立金等	0	0	0				運営費交付金債務	0	2,702	8,887				当期の運営費交付金交付額 (a)	14,828	15,528	15,936				うち年度末残高 (b)	0	2,702	8,887				当期運営費交付金残存率 (b÷a)	0.0	17.4	55.7				年度計画の目標を達成した。	評価	
	30年度末 （参考）	元年度末 （初年度）	2年度末	3年度末	4年度末	5年度末 （最終年度）																																																																												
前期中期目標期間繰越積立金	0	0	0																																																																															
目的積立金	0	0	0																																																																															
積立金	0	0	0																																																																															
うち経営努力認定額																																																																																		
その他の積立金等	0	0	0																																																																															
運営費交付金債務	0	2,702	8,887																																																																															
当期の運営費交付金交付額 (a)	14,828	15,528	15,936																																																																															
うち年度末残高 (b)	0	2,702	8,887																																																																															
当期運営費交付金残存率 (b÷a)	0.0	17.4	55.7																																																																															

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4－1	その他主務省令で定める業務運営に関する事項		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0 1 1 6

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最 終年度値	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、 目標に応じた必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第6 その他業務運営に関する重要事項 通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。	第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項			<評価と根拠> 評価：B (自己評価Bの理由) ・全ての年度計画の目標を達成したため。	評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																										
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																			
					業務実績	自己評価																				
	1 人事に関する計画 良質な医療を効率的に提供していくために、医師等の医療従事者を適切に配置する一方、技能職について、アウトソーシング等に努めるなど一層の削減を図ること。 また、必要な人材の確保及び育成について、計画的な取組を実施すること。 さらに、多様で柔軟な働き方を可能とする人事制度を構築すること。	1 人事に関する計画 良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者数について、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応する。特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに、離職防止や復職支援の対策を講じる。 働き方改革を推進する観点から、育児・介護のための両立支援やハラスメント防止対策等の各種施策について適切に取り組む。 有為な人材の育成や能力の開発を行うための研修を実施するとともに、障害者雇用の取組も	1 人事に関する計画 良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者数について、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応する。特に、医師・看護師不足に対する確保対策、女性医師やシニア医師の活躍の場が広がる方策などを引き続き推進するとともに、離職防止や復職支援の対策を講じる。 働き方改革を推進する観点から、育児・介護のための両立支援やハラスメント防止対策等の各種施策について適切に取り組む。 有為な人材の育成や能力の開発を行う	＜評価の視点＞ ・ 良質な医療を効率的に提供するため、医師、看護師等の医療従事者について、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応しているか。	1 人事に関する計画 1. 業務量の変化に対応した柔軟な人員配置（再掲） 診療報酬の施設基準における人員配置や業務量に応じた標準的な配置数を参考に、病院毎の患者の状況や業務量の変動、さらには経営状況等を総合的に勘案し、増員も含めて必要な職員を配置した。 増員に当たっては、既存体制の見直しを前提とするなどの対策を講じつつ特に看護師については、年度途中の退職者や育児休業者等に対応するための人員を含めた採用予定者数の考え方を各病院に示し、個別病院で算出した採用予定者数の確認を本部・グループで実施するなど、人件費の中で多くの比重を占める看護師の人件費の適正化に向けた取り組みを行った。 【1月1日時点の現在員数】 <table><tr><td></td><td>令和元年度 (令和2年1月1日)</td><td>令和2年度 (令和3年1月1日)</td></tr><tr><td>医師</td><td>6, 184名</td><td>6, 199名</td></tr><tr><td>看護師</td><td>40, 207名</td><td>40, 342名</td></tr><tr><td>コメディカル</td><td>8, 796名</td><td>9, 051名</td></tr><tr><td>その他</td><td>7, 039名</td><td>6, 989名</td></tr><tr><td>合計</td><td>62, 226名</td><td>62, 581名</td></tr></table> 2. 良質な人材の確保及び有効活用 院長については、適材適所の配置の考え方を徹底して選任に当たるとともに、看護師、事務職等の職員については、グループ単位での職員一括採用を行うほか、グループ内での人事交流を促進するよう人事調整会議を開催して人事異動等について意見交換を行い、良質な人材の確保及び有効活用を図った。 また、看護師及び事務職については、職員一括採用に当たり、従前から新卒者を対象としたグループ主催の就職説明会や民間企業主催の合同説明会等で説明会を行っているが、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響の中でも良質な人材を確保するため、オンラインによる非対面での説明会も実施した。 事務職については、社会人経験者等を早期に、かつ短期間で採用できるよう、新卒者とは別の試験日程で採用試験を実施できることとし、中途採用・経験者採用の促進に向けた取り組みを実施した。 がんゲノム医療といった新たな治療法や医療技術等の導入に伴い、今後、これら医療を実施する上で必要となる特定の専門分野に精通した医療人材を常勤職員として機動的に確保できるよう給与規程に所要の規定を整備し、令和2年度から運用を開始した。		令和元年度 (令和2年1月1日)	令和2年度 (令和3年1月1日)	医師	6, 184名	6, 199名	看護師	40, 207名	40, 342名	コメディカル	8, 796名	9, 051名	その他	7, 039名	6, 989名	合計	62, 226名	62, 581名	年度計画の目標を達成した。	評価	
	令和元年度 (令和2年1月1日)	令和2年度 (令和3年1月1日)																								
医師	6, 184名	6, 199名																								
看護師	40, 207名	40, 342名																								
コメディカル	8, 796名	9, 051名																								
その他	7, 039名	6, 989名																								
合計	62, 226名	62, 581名																								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
		推進する。 技能職について、アウトソーシング等に努めるなど、一層の削減を図る。 法人の事業規模や医療機関の特性を踏まえた多様な柔軟な働き方を可能とするための人事制度に関する検討を行い、多様な柔軟な働き方を可能とする人事制度を構築する。	ための研修を実施するとともに、障害者雇用の取組も推進する。 技能職について、アウトソーシング等に努めるなど、一層の削減を図る。 法人の事業規模や医療機関の特性を踏まえた多様な柔軟な働き方を可能とするための人事制度に関する検討を行い、多様な柔軟な働き方を可能とする人事制度を構築する。	・ 医師・看護師不足に対する確保対策、女性医師やシニア医師の活躍の場が広がる方策などを引き続き推進しているか。	3. 患者のQOLの向上及び療養介護事業の実施 患者のQOLの向上のため、看護師の指示の下、入浴、食事、排泄等のボディータッチを主として行うとともに夜勤にも対応できる職種として、「療養介助職」を設置している。 令和2年度は、18歳以上の重症心身障害者に対する障害者総合支援法に基づく療養介護サービスの実施に必要な人員も含め、国立病院機構全体では74病院で1,351名を配置している。 4. 医師確保対策としての各種制度の実施（再掲） （1）医師確保対策としての各種制度の運用 定年を迎える医師の蓄積しているセーフティネット分野等の医療の専門的知識を一層浸透させること、及び、短時間でであれば勤務が可能な医師を確保することを目的として、シニアフロティア制度、期間職員制度及び短時間正職員制度を引き続き運用した。 また、特に医師確保が困難である等の理由で、機能維持ができなくなるおそれがある病院に対しての医師派遣の仕組みを強化するため、平成29年度に「医師派遣助成制度」を整備し、医師の確保を図った。 医師確保が困難な病院において、新規に常勤医師を採用する際に当該医師の医師手当を増額できるよう、給与規程に所要の規定を整備した。（令和2年度施行） ① シニアフロンティア制度 平成18年度に、医師確保が困難な国立病院機構の病院での診療に当たることを希望した定年予定医師が引き続き勤務できるシニアフロンティア制度を創設し、平成29年度に、本制度を活用しやすくするために、より広く定年退職予定医師から意向確認をとれるように変更し、制度の周知を図るためにリーフレットを作成した。令和2年度においては、定年退職医師20名及び既に本制度を活用している医師31名の計51名の医師が、本制度を活用した。 ②期間職員制度 平成27年度に、病院又は診療機能の維持・確保又は医師の専門的知識の伝達のため、国立病院機構の病院での診療に当たることを希望した65歳を超えている医師を採用できる制度を創設し、令和2年度においては、56名が制度を利用した。 ③短時間正職員制度 平成27年度に、病院又は診療機能の維持・確保又は医師の専門性の向上のため、短時間正職員制度を創設し、令和2年度においては、18名が制度を利用した。	年度計画の目標を達成した。	評価		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
					④医師派遣助成制度 特に医師確保が困難である等の理由で、機能維持ができなくなるおそれがある病院に対しての医師派遣の仕組みを強化するため、平成２９年度に「医師派遣助成制度」を整備し、医師の確保を図った。これにより、令和２年度は特に医師確保が困難となっていた４病院に対して、９病院（延べ６６０人日（※））が医師派遣を行った。 ※「医師派遣助成制度」は平成２９年度に整備した医師派遣助成制度を活用して派遣を行った医師の延べ人日のみを記載。			評価	
					（２）大学等関係機関への働きかけ 特に医師確保に問題のある病院については、国立病院機構本部の職員が、延べ１０回以上大学等関係機関へ訪問し、医師派遣の働きかけを行うなど、令和２年度も引き続き、国立病院機構全体の医師確保対策の取組を行った。				
					（３）医師募集パンフレット等の作成及び配布 医師募集パンフレット「けっこういいぞ！！NHO 医師の処遇２０２０年度版」について、令和２年度も引き続き１，８６０部作成し、医師確保対策のため各グループ及び各病院に配布し、採用活動に活用した。また、研修医・専攻医、専修医向けの「研修医・専攻医等募集ガイドブック」についても、令和２年度も引き続き２，０００部作成し、各病院に配布し研修医・専攻医、専修医の募集活動に活用した。				
					5. 看護師確保対策の推進				
					（１）看護職員就職説明会の実施 各グループにおいて、看護職員就職説明会を複数回開催し、看護職員や事務職員などが病院の紹介、看護体制、卒後教育、処遇などを説明し、病院のインターンシップ参加やその後の採用試験受験へとつなげている。				
					（２）奨学金の貸与状況 国立病院機構の各病院に就職を希望する看護学生を対象に、奨学金を貸与する制度を平成１８年度に創設し、多くの学生が制度の活用の下に卒業、機構病院に就職した。令和２年度においても看護師確保対策として８２０名に奨学金を貸与した。				
					（３）看護師募集パンフレットの作成及び配布 看護師募集パンフレット「けっこういいぞ！！NHO 看護職版」について、令和２年度も引き続き作成を行い、看護師確保対策のため各グループ及び各病院に配布し、採用活動に活用した。 また、掲載内容については、ACTyナース改訂に伴う教育支援の充実について等、令和２年度も引き続き見直しを行った。				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
				・ 離職防止や復職支援の対策を講じているか。	【作成部数】 令和元年度 55,865部 → 令和2年度 50,598部		年度計画の目標を達成した。	評価	
					6. 看護師の離職防止・復職支援策の実施 令和2年度も潜在看護師のキャリア形成支援などを通じて離職防止・復職支援に引き続き取り組み、近畿グループのホームページでは再就職支援として看護師や助産師の経験がある方を対象に近畿グループ内の採用選考に関する情報などを提供する情報サイトを運用している。なお、国立病院機構で令和2年度に調査した看護職員の離職率は全国平均を下回り、全看護職員で9.6%、新卒者は8.2%であった。 (参考) ※日本看護協会による離職率調査（出典：2020年病院看護実態調査） 常勤看護職員 11.5% 新卒者 8.6% (1) 潜在看護師の就職支援 潜在看護師に対する離職後のギャップを解消することを目的に、最近の看護の動向などをテーマとした公開講座や講習会を引き続き実施した。令和2年度には10病院において合計15回、72名の参加者があった。 (2) キャリア形成支援による離職防止 機構のネットワークを活用し、急性期医療を提供している病院と慢性期医療を提供している病院に勤務している看護師とが病院間相互交流を行い、セーフティネット分野の医療や看護等について理解を深め、病院間異動を推進し、職員のキャリア形成及び組織活性化のための素地を創るための取組を、令和2年度も引き続き行った。				
				・ 働き方改革を推進する観点から、育児・介護のための両立支援やハラスメント防止対策等の各種施策について適切に取り組んでいるか。	7. 働きやすい環境づくりの取組（再掲） 国立病院機構では、働き方改革の取組を推し進めており、長時間労働の削減等に向けた取組を行っている。さらに、以下の育児・介護のための両立支援やハラスメント防止対策等について取組を行い、職員全員の勤務環境の改善にも努めた。 (1) 育児・介護のための両立支援 ○ワーク・ライフ・バランス応援ガイドブック 第四期一般事業主行動計画「仕事と育児・介護の両立支援プログラム」の取組の一環として、母性保護、育児休業、介護休業、休暇、時間外勤務の制限などのワーク・ライフ・バランスに関する各種制度について「ワーク・ライフ・バランス応援ガイドブック」を用いて職員に周知している。		年度計画の目標を達成した。		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価																
					業務実績		自己評価																	
				・ 有為な人材の育成や能力の開発を行うための研修を実施したか。	(2) ハラスメント防止対策 ○メンタルヘルス・ハラスメント研修（オンライン研修）の実施 ハラスメントに関する基礎的な知識を習得するとともに、ハラスメントが発生しない快適な職場づくりのポイント及び相談対応を実践的に修得するための研修を各グループにおいて、令和2年11月～12月に実施した。 ＜グループ別参加者数＞ <table><tr><td>グループ</td><td>参加者数</td></tr><tr><td>北海道東北グループ</td><td>47名</td></tr><tr><td>関東信越グループ</td><td>95名</td></tr><tr><td>東海北陸グループ</td><td>42名</td></tr><tr><td>近畿グループ</td><td>59名</td></tr><tr><td>中国四国グループ</td><td>70名</td></tr><tr><td>九州グループ</td><td>86名</td></tr><tr><td>合計</td><td>399名</td></tr></table>	グループ	参加者数	北海道東北グループ	47名	関東信越グループ	95名	東海北陸グループ	42名	近畿グループ	59名	中国四国グループ	70名	九州グループ	86名	合計	399名			年度計画の目標を達成した。
グループ	参加者数																							
北海道東北グループ	47名																							
関東信越グループ	95名																							
東海北陸グループ	42名																							
近畿グループ	59名																							
中国四国グループ	70名																							
九州グループ	86名																							
合計	399名																							
					8. 研修の実施 有為な人材育成や能力の開発を行うため、国立病院機構本部研修委員会により研修計画（令和2年度）を策定し、研修の適正化を図った。新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ず一部の研修を中止したが、令和2年度中に導入したTV会議システムを活用し、令和2年6月以降順次、主にオンライン形式で研修を実施した。 オンライン研修は、移動に係る負担など、まとまった時間の確保が困難であるため参加しなくても参加できなかった職員も参加できるようになり、また、グループワーク機能の拡張により様々な研修での利用が可能となったことから、機構の新たな研修形態のひとつとして本格的に運用し、研修対象者数の確保及び研修の質の維持・向上が図られている。 今後、研修コンテンツの共通化や他のシステム（eラーニング等）との連携も視野に、更なる研修の効率化・質の向上を目指す。 また、職場環境や医療を取り巻く状況の変化に柔軟に対応するため、メンタルヘルス・ハラスメント研修、認知症ケア研修等を実施した。さらに、新型コロナウイルス感染症のPCR検査に対応できる臨床検査技師を育成するため、PCR検査研修を実施した。 なお、各グループや各病院においても個別に様々な研修を実施している。 【研修の実施状況】 <table><tr><td>本部主催研修</td><td>：</td><td>18コース</td><td>1,338名</td></tr><tr><td>グループ主催研修</td><td>：</td><td>41コース</td><td>1,380名</td></tr></table>	本部主催研修	：	18コース	1,338名	グループ主催研修	：	41コース	1,380名											
本部主催研修	：	18コース	1,338名																					
グループ主催研修	：	41コース	1,380名																					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																	
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価									
					業務実績		自己評価										
					【本部主催の研修】 ○管理・監督者研修 ・院長研修2 9 名 ・副院長研修4 3 名 ・統括診療部長研修2 5 名 ・幹部看護師（看護師長等）管理研修Ⅰ6 1 名 ・幹部看護師（看護部長等）管理研修Ⅲ3 2 名 ・事務部長研修2 8 名 ・薬剤部（科）長研修2 0 名 ・認定看護管理者教育課程（サードレベル）2 0 名 ・新任課（室）長研修5 6 名 ○一般研修 ・メンタルヘルス・ハラスメント研修4 0 6 名 ○専門研修 ・H I V感染症研修1 7 名 ・放射線関係法令研修9 4 名 ・初級者臨床研究コーディネーター養成研修5 3 名 ・強度行動障害医療研修9 9 名 ・障害者虐待防止対策セミナー7 2 名 ・認知症ケア研修8 5 名 ・臨床検査の精度確保および品質マネジメントシステム研修6 0 名 ・P C R検査研修1 3 8 名		評価										
				・障害者雇用の取組を推進しているか。	9. 障害者雇用に対する取組 障害者の積極的な雇用に引き続き努めた結果、障害者雇用促進法に基づく、障害者雇用状況報告の基準日（6月1日）時点の障害者雇用率は、2. 7 0 %とその時点での法定雇用率（2. 5 %）を上回った。 基準日時点の雇用障害者数は、昨年の基準日（6月1日）時点から4 2. 5 名増加した。 ・令和元年6月1日時点1, 4 2 0 名 ・令和2年6月1日時点1, 4 6 2. 5 名 （参考）独立行政法人等（1 8 0 法人）の障害者雇用の状況（令和2年6月1日時点） <table><thead><tr><th></th><th>雇用障害者数</th><th>障害者雇用率</th></tr></thead><tbody><tr><td>独立行政法人（全体）</td><td>9 7 5 8. 5 名</td><td>2. 6 8 %</td></tr><tr><td>うち国立病院機構</td><td>1, 4 6 2. 5 名（約1 5 %）</td><td>2. 7 0 %</td></tr></tbody></table>		雇用障害者数	障害者雇用率	独立行政法人（全体）	9 7 5 8. 5 名	2. 6 8 %	うち国立病院機構	1, 4 6 2. 5 名（約1 5 %）	2. 7 0 %	年度計画の目標を達成した。		
	雇用障害者数	障害者雇用率															
独立行政法人（全体）	9 7 5 8. 5 名	2. 6 8 %															
うち国立病院機構	1, 4 6 2. 5 名（約1 5 %）	2. 7 0 %															

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
				・ 技能職について、アウトソーシング等に努めるなど、一層の削減を図っているか。 ・ 法人の事業規模や医療機関の特性を踏まえた多様な働き方を可能とするための人事制度に関する検討・構築を行っているか。	また、平成30年度に中央省庁等における障害者雇用率の不適切な算入事案があったことを受け、雇用障害者数については、障害者雇用促進法に基づき適正に把握・計上するための留意事項等をまとめ、各病院に周知するなど適切な運用に努めている。 10. 技能職の削減 技能職については、令和2年4月1日時点の職員数901名から令和3年4月1日時点の職員数は809名となり、92名の純減となった。また、離職後は不補充とし、業務をアウトソーシング等とした。 11. 人事制度に関する検討・構築 良質な医療の提供等、国立病院機構が期待される役割を果たしていくためには、必要となる人材の安定的な確保を図ることが重要であり、それに向けた多様な働き方を可能とする人事制度に関する検討や構築に取り組んでいる。 (1) 無期転換ルールに対する取組 労働契約法では無期転換申込権が発生するまでの通算雇用期間は「5年」とされているが、国立病院機構で働く有期労働者の雇用の安定化が図られ、さらに、各病院で有為な人材の確保・定着が図られるよう、国立病院機構独自の取組として「3年」としている。 また、定年制を設けている当機構の雇用制度や組織運営を踏まえ、定年後引き続き雇用する再雇用職員等については、有期雇用特別措置法の特例措置を活用している。 ※労働契約法の無期転換ルールは、有期労働契約で働く者の雇止めの不安を解消し、安心して働き続けることができる社会を実現するため、有期労働契約が通算で5年を超えて繰り返し更新された場合は、労働者の申込により、無期労働契約に転換できるルール。 (2) 有期雇用職員の雇用の安定化に資する取組 有期雇用の非常勤職員については、採用回数に上限があることが雇用に対する不安につながっているとの声があったことを踏まえ、雇用の安定化を図るため、上限回数を廃止し、任期中の勤務実績等を踏まえて、繰り返し採用を判断する取扱いとしている。 (3) 特定の専門分野に精通した医療人材の確保（再掲） がんゲノム医療といった新たな治療法や医療技術等の導入に伴い、今後、これらの医療を実施する上で必要となる特定の専門分野に精通した医療人材を常勤職員として機動的に確保できるよう、給与規程に所要の規定を整備し、令和2年度から運用を開始した。	年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を達成した。	評価		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
					(4) 医師確保困難病院における医師手当の特例（再掲） 医師確保が特に困難な病院において、新規に常勤医師を採用する際に当該医師の医師手当を増額できるよう、給与規定に所要の規定を整備し、令和2年度から運用を開始した。 (5) 「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善に関する法律」への対応 令和2年4月1日から、同一労働同一賃金に関する規定を整備した「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善に関する法律」が施行となることを踏まえ、それぞれの雇用目的等に応じた個々の待遇について、待遇の趣旨・目的と改正法の規定に照らして待遇差の内容等の確認を行うなど、法律に基づいた対応を行った。 (6) 高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度の新設 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に高年齢者就業確保措置（努力規定）が新設されたことを踏まえ、定年退職日から引き続き65歳まで雇用された職員が引き続き雇用されることを希望した場合は、非常勤職員として70歳まで採用することができる旨の規定（努力規定）を職員就業規則等に整備した。（令和3年4月1日施行） (7) 転居を伴う人事異動における金銭的負担の軽減 引越業界の人手不足を背景に、春の引越シーズンの引越代金が高額となっている問題を受けて、職員の転勤に伴う引越代金の負担を軽減するため、令和3年度分についても引き続き、赴任旅費（移転料）を増額して支給できることとした。 令和2年度分においては、引越業者5社以上からの見積取得を要件としていたところをそれまでの支給実績も踏まえ、令和3年度分については3社以上からの見積取得に要件を改め、職員の負担軽減を図った。		評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
		2 施設・設備に関する計画 地域の医療需要と合致した病院機能とするため、機能的改修を含めた老朽棟の整備や医療機器等の整備を効率的、効果的かつ機動的に行う。 その際、経営状況を勘案しながら、継続的かつ安定的な投資を行うため、現状の医療機能を維持・強化するために必要な投資水準を設定し、その範囲内で投資を行うこととする。 中期目標の期間中に整備する施設・設備計画については、別紙4のとおりとする。	2 施設・設備に関する計画 地域の医療需要と合致した病院機能とするため、地域医療構想等への対応に必要な整備を着実に進める。 投資に当たっては、法人の資金状況を踏まえながら、現状の医療機能を維持・強化するために必要な投資水準を設定し、その範囲内で投資を行う。	<評価の視点> ・ 地域医療構想等への対応に必要な整備を着実に進めているか。 ・ 投資に当たっては、法人の資金状況を踏まえながら、現状の医療機能を維持・強化するために必要な投資水準を設定し、その範囲内で投資を行っているか。	2 施設・設備に関する計画（再掲） 国立病院機構における投資は、厳しい経営状況や悪化した投資環境に鑑み、平成29年度以降当分の間、地域医療構想に基づく機能変更や法令対応等に係る投資を除き、各病院の資金状況により投資不可とする等の厳しい投資判断を行う方針としている。 併せて、平成30年度以降は、投資を継続的・安定的に実施していくことができるよう、中長期的な視点で法人全体の資金状況を踏まえた年度毎の投資枠に基づく投資を行うこととしている。 これらの取組により、これまで膨張を続けてきた財投償還額の平準化が進んできており、また、経常収支に関しても費用の圧縮という観点から良い効果が現れてきているところである。 令和2年度では、引き続き設定した投資枠の範囲内で、医療機能を維持するための投資を着実に行う厳しい措置だけでなく、地域医療構想等への対応に必要な投資や短期間での投資回収が可能となることで更なる資金獲得が期待できる整備への投資を行った。 【地域医療構想等を踏まえた整備事例】 ・ 重症心身障害児（者）病棟増改修整備（三重病院） 当該病院は、所在する三重県内において、唯一、未就学年齢の重症心身障害児の受け入れを行っており、地域のNICUを有する病院と連携しNICUの後方支援病床としての機能を担っている。県内には在宅で療養している待機患者がおり、家族の高齢化に伴うレスパイト入院が増加傾向にある。 このため、医療依存度の高い重症心身障害児（者）やレスパイト入院の受け入れを強化し、地域における更なる役割を担うためにも、当該病院における重症心身障害児（者）病棟の病室面積を増加させ個室を増設するなどの増改修整備を投資決定した。 ・ 血管連続撮影装置増設整備（熊本医療センター） 当該病院では、血管連続撮影装置を2台保有し、多くの救急患者の受け入れや腎臓内科における透析患者のシャント造影等を行っているが、2台が常時稼働している状態である。このため、当該装置使用中により救急患者受け入れ要請を断らざるを得ない状況が発生している。また、近隣の医療機関における腎臓内科医師の退職によりシャント造影等を行わなくなり、当該病院への紹介患者が増加している。 このため、新たに1台増設することにより、地域医療への更なる貢献が期待できることから、当該病院における血管連続撮影装置増設整備を投資決定した。		年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を達成した。	評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
		3 積立金の処分に関する事項 前中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条第3項の処理を行ってなお積立金があるときは、厚生労働大臣の承認するところにより、将来の投資（病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入等）及び借入金の償還に充てる。			【令和2年度の投資決定】 令和2年度では、法人の資金状況を踏まえながら、医療機能を維持するための投資、地域医療構想等への対応に必要な投資や短期間での投資回収が可能となることで更なる資金獲得が期待できる整備への投資を着実に行う一方で、病院の機能に鑑み、真に必要な整備内容への精査に加えて、各病院の資金状況によっては投資不可とする等、厳しい投資判断を行った。			評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	2 内部統制の充実・強化 内部統制の更なる充実・強化を図るため、内部監査のほか、各病院におけるリスク管理の取組を推進するとともに、情報セキュリティ監査体制の強化に取り組むこと。	4 内部統制や外部監査等の充実 内部統制の更なる充実・強化を図るため、内部監査のほか、各病院におけるリスク管理の取組を推進するとともに、情報セキュリティ監査体制の強化に取り組む。 また、会計監査人による会計監査を全病院に対して実施するとともに、内部監査や監事と連携した抜き打ち監査を実施する。 さらに、コンプライアンス徹底のため、各組織における取組の強化（法令遵守状況の確認方法の確立）を行うことや研修会の開催等により職員	3 内部統制や外部監査等の充実 内部統制の更なる充実・強化を図るため、内部監査のほか、本部及び各病院においてリスク環境の変化に応じた「リスク事象リスト及びリスクマップ」の定期的な見直しを行い、リスクへの適切な対応策等を講じ、国立病院機構全体でリスクや対応策等を共有する。また、必要に応じて各病院に対してモニタリングを実施するなどリスク管理の取組を推進する。 あわせて、情報セキュリティの専門的知識を有する者による外部監査（会計監査人）を実施	＜評価の視点＞ ・ 内部監査のほか、本部及び各病院において「リスク事象リスト及びリスクマップ」の定期的な見直しを行い、リスクへの適切な対応策等を講じ、リスクや対応策等を共有しているか。また、必要に応じて本部各病院に対してモニタリングを実施するなど、リスク管理の取組を推進しているか。	3 内部統制や外部監査等の充実 1. 内部監査等によるリスク管理 （1）内部監査の実施 内部監査については、業務の適正かつ能率的な執行と会計処理の適正を期すことを目的とし、実施期間、監査の区分、重点事項、対象監査部門及び実施方法を内部監査計画として策定し、かつ、監査対象事項のリスクを考慮して計画的・効率的に実施した。 また、会計監査人による財務諸表に係る会計監査の実施状況や内部監査の実施状況等について、内部統制・監査部と会計監査人の間で相互に共有し、監査の実効性と効率性の向上を図った。 （主な重点事項） ・ 支出原因契約に関する事項（契約審査委員会の実施状況、随意契約基準の適合状況、一者応札の解消への取組状況、競争性・公正性・透明性（特に公募型企画競争の評価基準等）の確保状況、契約監視委員会からの指摘に対するフォローアップ） ・ 収入原因契約に関する事項（契約方法（特に公募型企画競争の評価基準等）、再委託の状況、徴収料金の適正性） ・ 支払に関する事項（検収体制、会計伝票のチェック体制） ・ 収入管理に関する事項（窓口収納現金の取扱状況、医事会計システムの対応状況） ・ 現金等の管理に関する事項（金庫管理、病院外現金、簿外経理、小口現金） ・ 債権管理に関する事項（記録・管理状況、督促実施状況、未収金対策） ・ 勤務時間管理及び長時間労働削減の取組に関する事項 など ①書面監査 令和2年度も引き続き、各病院において、本部で作成した自己評価チェックリストに基づき、病院長自らが実施責任者として、自院の内部統制状況をモニタリングするとともに、自己判定結果を内部統制・監査部に報告した。病院長は、自己評価チェックを通して各業務担当者に対し、業務への取組方、ポイント等を再確認させるとともに、是正すべき事項を発見した場合は、当該業務担当者に対し、速やかに改善措置を講じるよう指示を行った。 また、各病院から報告された自己判定結果を实地監査へ反映させるとともに、翌年度の内部監査計画の重点事項の設定に役立てた。 ②实地（リモート）監査 令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、予定していた实地監査の代替措置としてリモートによる内部監査を実施した。このため、監査の質が低下しないような監査手法の検討を行ったうえで、リモートによる監査において、可能な限り实地監査と同程度の質を保った監査を実施し、病院業務の品質管理を推進した。	年度計画の目標を達成した。	評価		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
		の倫理観を高めていく。	するなど情報セキュリティ監査体制の強化に取り組む。 また、会計監査人による会計監査を全病院に対して実施するとともに、内部監査や監事と連携した抜き打ち監査を実施する。 さらに、コンプライアンス徹底のため、各組織における取組の強化（法令遵守状況の確認方法の確立）を行うことや研修会の開催等により職員の倫理観を高めていく。	・ 情報セキュリティに係る専門的知識を有する者による外部監査（会計監査人）を実施するなど、情報セキュリティ監査体制の強化に取り組んでいるか。	ア 計画的監査 令和２年度に計画した２２病院及び２グループ担当理事部門を対象にリモート・実地による監査を実施した。監査時に指摘した事項等については、本部のリスク管理委員会に報告したうえで、各病院に対し、速やかに改善措置を講ずるよう指示するとともに、改善措置の状況について本部によるフォローアップを実施した。また、内部監査による指摘事項は、H O S P n e t 掲示板に掲示するとともに、病院長会議等において全病院に対して注意喚起を行った。 イ 抜打監査 令和２年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により抜打監査の実施は見送った。 ウ 臨時監査 令和２年度においては、会計事務手続き等に関する不備のあった本部及び１病院に対して、臨時監査を実施し、適正な事務処理を行うよう是正した。 (２) 情報セキュリティ監査の実施 国立病院機構が管理する情報資産をあらゆる脅威から守るために必要な情報セキュリティの確保と、その継続的な強化、拡充に最大限取り組むため、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準に基づく統一的、横断的、かつ適切な、「国立病院機構情報セキュリティ対策規程」を平成２８年度に定め、同規程に基づく情報セキュリティ対策推進計画及び国立病院機構情報セキュリティ監査計画書を策定し、情報セキュリティ監査を実施した。 ①往査による監査 令和２年度は、９病院を対象に、会計監査人のＩＴ専門家による第三者監査として、情報セキュリティ対策規程等に準拠した対応状況を確認するマネジメント監査を実施した。 ②セキュリティ診断 令和２年度も引き続き、年々巧妙化、高度化する最新のサイバー攻撃を想定し、本部が管理する情報系H O S P n e t に対し、脆弱性診断及び侵入テスト等セキュリティ診断を実施した。	年度計画の目標を達成した。	評価		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
				・ 内部監査や監事と連携した抜き打ち監査を実施しているか。	(3) 内部統制 ①内部統制の充実強化 令和2年度も引き続き、理事長、内部統制担当役員、法人職員の間で情報を共有するとともに、理事長の法人運営方針及び指示の徹底など、内部統制システムの充実・強化に努めた。 【内部統制委員会／リスク管理委員会開催状況】 令和元年度 内部統制委員会 1回 リスク管理委員会 8回 令和2年度 内部統制委員会 2回 リスク管理委員会 4回 ②通報制度の運用 「独立行政法人国立病院機構内部通報事務手続規程」及び「独立行政法人国立病院機構外部通報事務手続規程」に基づき、通報者の保護を図るとともに、通報の受付・調査等必要な対応を実施することにより、通報制度を適切に運用した。 (令和2年度に受け付けた通報は21件であった。) ③リスク管理の徹底（リスク管理を活用した内部統制の取組） 令和2年度は、各病院においてリスクマップやリスク対応策等について年2回自己点検を実施するとともに、「新興感染症の大規模流行」をリスク項目に追加する等、リスク環境の変化に応じて適宜見直しを実施した。また、実地監査において各病院に対しリスク事象リストをもとにしたヒアリングを実施する等のモニタリングを行い、リスク管理の徹底を図った。		年度計画の目標を達成した。	評価	
					・ 会計監査人による会計監査を全病院に対して実施しているか。	2. 会計監査人による監査の実施 全病院、グループ担当理事部門及び本部を対象に、令和2年度も引き続き会計監査人による会計監査を受け、会計処理等の指摘事項を踏まえて業務改善を図った。 会計監査人の会計監査において発見された業務上の改善事項や内部統制に係る指摘事項は、内部監査に反映させるとともに本部において集計・分析し、各病院にフィードバックすることで業務の改善及び適正な会計事務等の遂行に役立てた。	年度計画の目標を達成した。		
・ コンプライアンス徹底のため、各組織における取組の強化（法令遵守状況の確認方法の確立）を行うこ	3. コンプライアンス徹底への取組について コンプライアンスの推進を図るため、令和2年度も引き続き全病院で実施する新規採用職員研修等において、職員に対するコンプライアンス制度の周知徹底を行った。 また、各病院等のホームページや院内の掲示によりコンプライアンス推進の趣旨について取引業者等への周知を令和2年度も引き続き行うとともに、派遣業者及び受託業者との契約に当たっては、契約書等において、業者から派遣労働者等へ周知し、病院等へ誓約書を提出する旨を明記している。	年度計画の目標を達成した。							

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
	4 広報に関する事項 機構の役割・業務等について、広く国民の理解が得られるよう、積極的な広報に努めること。	6 広報に関する事項 国立病院機構及び各病院の使命や果たしている役割・業務等について、広く国民の理解が得られるよう、ホームページの見直しやSNS活用方法の検討など、引き続き積極的な広報・情報発信に努める。	5 広報に関する事項 国立病院機構及び各病院の使命や果たしている役割・業務等について、広く国民の理解が得られるよう、ホームページの見直しを始めるなど、引き続き積極的な広報・情報発信に努める。	＜評価の視点＞ ・ 国立病院機構の役割、業務等について積極的な広報・情報発信に努めているか。	5 広報に関する事項 国立病院機構及び各病院の使命、果たしている役割・業務等について、広く国民の理解が得られるように、総合パンフレットやホームページの活用等により、積極的な広報・情報発信を行った。 （１）機構全体の総合パンフレットの活用 国立病院機構の使命や役割、業務等について記載したパンフレットを、令和２年度も引き続きホームページに掲載するとともに、地域の医療機関や大学、看護学校等養成所に配布し、医師や看護師の確保にも活用した。 （２）初期研修医・専攻医向け情報誌「NHO NEW WAVE」の発刊（再掲） 平成２２年３月より、国立病院機構における臨床研修の理念や研修体制等について、実際に研修を受けている初期研修医や専攻医の声や指導医の声も交えながら紹介する初期研修医・専攻医向け情報誌「NHO NEW WAVE」を令和２年度も引き続き発行している。 この情報誌により、初期研修医や専攻医が研修先病院を選ぶ際の参考にするとともに、すでに国立病院機構で研修を受けている研修医同士の横のつながりができ、より一層有意義な研修を送れるようバックアップすることを狙いとしている。 （３）積極的な広報・情報発信 国立病院機構本部では、ホームページを活用し、インフルエンザの流行状況、臨床評価指標、診療科別医師募集状況等を令和２年度も引き続き、ホームページに掲載している。また、令和２年度からは、t w i t t e r ・ f a c e b o o k を開設し、各病院の様々なニュースや、市民公開セミナー等のイベントの案内、採用情報などの情報発信を行っている。 平成３０年度からは、本部のホームページを従来のパソコン用の表示に加え、スマートフォン用の画面での表示も可能とし、引き続き閲覧性の向上を図っている。 病院においても患者や医療関係者向けの広報誌を発行している。病院パンフレット、広報誌等は地域の医療機関や行政機関、医師・看護師等採用説明会等で配布すると同時にホームページに掲載するなど、積極的に広報活動を行っている。また、地域の医療従事者や地域住民等を対象として、市民公開講座、健康相談等の広報イベントを実施した。		年度計画の目標を達成した。	評価	
	5 その他 既往の閣議決定等に応じた政府方針に基づく取組について、着実に実施すること。	7 その他 中期目標で示された「第６ その他業務運営に関する重要事項」の５について適切に対応する。							

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
					(広報イベントの主な実施例) ・宮城病院「認知症カフェの開催」 地域の方々や認知症当事者を対象に認知症予防を兼ね、脳トレ・季節に応じた折り紙やカレンダーの作成・音楽療法・認知症ミニ講話などを行った。 また、認知症ミニ講話においては、日々の認知症に関する新聞の記事やテレビの話題について、軽運動も交えながら対話を行った。 ・豊橋医療センター「「糖尿病デー」のイベント開催」 国際的な記念日である11月4日の糖尿病デーに、糖尿病の予防や治療継続の重要性についての周知を目的として、地域の方々や患者さんを対象としたイベントを開催した。新型コロナウイルス感染症のリスク回避のため、血糖測定や講演会は中止したものの、各科で作成したポスター掲示や食品サンプルの展示などのイベントを行い、好評いただいた。 ・鹿児島医療センター「がん市民WEB公開講座の開催」 新型コロナウイルス感染症のリスク回避のため、病院のホームページ上に掲載する形でWEB公開講座を行った。各診療科で行っているがん治療や、地域連携を行っている病院の紹介、支持療法とその体制等を中心として、スライドとビデオを組み合わせた資料を公開し、地域医療に貢献した。			評価	

4. その他参考情報
特になし